

平成26年度

包括外部監査結果報告書

「県単独補助金に係る財務事務の執行について」

香川県包括外部監査人  
公認会計士 武田 宏之

第1章 総論	1
第1節 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)	1
3. 事件(監査のテーマ)を選定した理由	1
4. 外部監査の方法	2
5. 外部監査人・補助者と資格	2
6. 利害関係	2
第2章 香川県の補助金の概要と取組み	3
第1節 補助金の定義と事務手続	3
1. 補助金の定義及び区分	3
2. 補助金の事務手続	5
第2節 補助金の推移	7
1. 今までの補助金の推移	7
2. 平成22年度から平成26年度の推移	8
第3節 補助金に関する取組み	12
1. 補助金の見直しに関する考え方	12
2. 平成20年度行政監査結果とその対応	12
第4節 監査対象とした補助金	14
1. アンケート調査の実施	14
2. ヒアリング等の詳細手続の対象抽出	20
3. 抽出した補助金等に対する詳細手続	23
第3章 監査結果	24
第1節 主な監査の結果・意見	24
1. 効果検討による補助金の見直しの必要性	24
2. 交付目的等の明確化、具体化の必要性	25
3. 効果検討における適切な評価指標の設定	25
4. 補助金額の算定根拠等の見直しの必要性	26
5. 実績報告書及び関係書類の適切な審査	26
第2節 今後の方向性について	28
第3節 個別補助金の指摘・意見一覧	29
1. 「指摘」と「意見」の区分	29
2. 個別補助金	29
第4章 各部(個別補助金の監査)	46
第1節 政策部	46
1. 香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金	46
2. かがわ暮らし体験施設整備事業費補助金	48

4. 香川用水水源の森保全事業補助金	49
6. 水道水源開発施設整備費補助金	50
9. 五色台水道事業運営費補助金	51
11. 離島航路補助金	52
12. 地方バス路線維持費補助金	54
第2節 総務部	60
19. 私学退職金社団補助金	60
20. 個人立等幼稚園教材教具費補助金	61
21. 日本私立学校振興・共済事業団補助金	62
22. 私立学校団体研修事業費等補助金（香川県私立幼稚園連盟補助）	63
23. 私立学校団体研修事業費等補助金（一般社団法人香川県専修学校各種学校連合会補助）	64
24. 私立高等学校等教員研修費等補助金	65
25. 特定私立高等学校生就学補助金	66
26. 私立高等学校通信制課程教科書等給与費補助金（私立高等学校通信制教科書等補助）	67
27. 私立学校耐震化促進事業費補助金（中学・高校耐震化、中学・高校改築、幼稚園）	68
31. 青少年再犯防止活動事業費補助金	69
35. 隣保館連絡協議会事業補助金	70
第3節 危機管理総局	74
38. 自主防災力強化事業補助金	74
第4節 環境森林部	76
41. 公害測定機器整備費補助金	76
43. 森林病虫害等防除事業補助金	78
44. 香川県街なか緑化推進事業補助金	79
47. 林道事業単独県費補助金	
48. 治山事業単独県費補助金	80
50. 香川県アライグマ・ヌートリア等防除支援事業補助金	82
53. エコアイランドなおしま推進委員会活動費補助金	84
54. 一般廃棄物処理施設整備事業費補助金	85
第5節 健康福祉部	87
55. 香川県社会福祉活動指導員等設置費補助金	87
57. 施設整備資金借入金金利負担軽減費補助金	88
58. 社会福祉施設整備促進事業補助金	89
62. 県立病院事業運営費補助金	90
64. 軽費老人ホーム事務費補助金	91

65. 香川県在宅福祉事業費補助金	92
67. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金	94
70. 香川県フォローアップ研修事業費補助金	96
73. 香川県人権保育研修事業補助金	97
74. 香川県保育対策等促進事業費補助金	98
86. 川部みどり園地域生活移行支援補助金	102
88. 香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金 (グループホーム等見学補助・生活体験事業補助)	104
93. ドクターバンク推進事業費補助金	107
97. 公的医療機関における病院内保育所運営費補助金	109
100. 医療品情報センター事業費補助金	112
101. 公衆浴場施設改善資金利子補給補助金	114
第6節 商工労働部	118
103. 公益財団法人かがわ産業支援財団運営費補助金	118
104. IT スクエア運営費補助金	123
109. 糖質バイオ活用支援補助金	
117. 希少糖食品開発支援補助金	125
112. かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金	127
114. 大手企業展示商談会出展補助金	128
116. ネットワーク等形成事業補助金	129
127. 観光振興対策推進事業費補助金	130
第7節 農林水産部	139
133. 農業会議補助金	139
137. 経営発展支援事業費補助金	141
138. 話し合い活動促進事業費補助金	142
139. 農地集積促進事業費補助金	143
140. 推進体制整備事業市町推進費補助金	145
141. 農業近代化資金利子補給費補助金	146
143. 有機農業等行程管理登録補助金	152
149. 「おいでまい」生産・販売拡大対策補助金	154
152. 香川県地域野菜価格安定対策事業補助金	156
160. 施設園芸推進事業費補助金	159
161. 中古施設・資材有効活用対策事業費補助金	160
162. 生産拡大事業補助金	161
166. 肉用子牛生産者補給金制度生産者積立金補助金	162
167. 乳用牛群検定普及定着化事業費補助金(酪農経営活性化)	163
169. 地域肉用牛肥育経営安定対策事業補助金	164

170.	讃岐三畜流通消費対策事業費補助金	166
171.	香川県産まれオリーブ牛促進事業補助金	170
174.	養豚経営安定対策助成事業費補助金	171
176.	土地改良事業費補助金（香川県土地改良事業団体連合会補助）	172
180.	香川県経営体育成土地利用調整推進事業補助金	173
183.	香川用水特殊施設管理費補助金	174
185.	小規模ため池防災対策特別事業補助金	175
187.	さぬき農村ふれあい推進事業費補助金	178
188.	瀬戸の農村いきいき体験支援事業補助金	181
190.	ふるさと水と土指導員活動支援事業費補助金	183
191.	生産者団体等による残留農薬等の検査に対する支援費補助金	185
194.	漁場環境保全推進事業費補助金	186
195.	水産振興総合対策事業費補助金	187
196.	養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金（推進対策事業）	
197.	養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金（推進支援整備事業）	191
第8節	土木部	197
209.	市町道改修費補助金	197
216.	公共下水道普及促進補助金	198
第9節	教育委員会事務局	200
223.	香川県公立小中学校耐震化促進事業費補助金	200
224.	公立小学校運動場芝生化事業補助金	203
225.	高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書・学習書給与補助金	205
226.	香川県学校保健会補助金	207
227.	香川県競技スポーツ強化本部補助金	209
228.	カヌーフラットレーシング海外派遣選手選考会補助金	213
229.	香川丸亀国際ハーフマラソン大会開催運営費補助金	214
230.	四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金	215
231.	香川県高校野球強化対策事業補助金	218
232.	スポーツ日本代表特別強化事業補助金	219
234.	スポーツ団体育成事業補助金	220
243.	人権・同和教育研究推進事業補助金	
245.	全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業補助金	221
244.	人権・同和教育進路促進事業補助金	224
第10節	公安委員会	230
246.	自動車安全運転センター補助金	230

## 第1章 総論

### 第1節 外部監査の概要

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

#### 2. 選定した特定の事件(監査のテーマ)

県単独補助金に係る財務事務の執行について

#### 3. 事件(監査のテーマ)を選定した理由

補助金は、福祉の向上や経済活動の支援など各種の行政上の目的を持って、特定の事業、研究等を育成、助長するために、対価なくして交付される給付金である。

国の補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、補助金を支払う者の責務として、「各省各庁の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当っては、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされている。(第3条第1項)

これに対し、地方公共団体については、地方自治法において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」(第232条の2)とされており、これを根拠に地方公共団体から他の地方公共団体又は民間への補助金等の交付が行われている。

県においても、香川県補助金等交付規則に基づき、各種の行政上の目的をもって補助金を交付しているが、特に県単独補助金は、法令に県の支出が義務付けられていないものも多く、県独自の政策や施策を実施するための行政手段として、多種多様な補助金が交付されている。

一方で、その目的・成果が把握しづらい面があるため、依然として厳しい財政状況下において、適切に補助金の交付がなされているのか、県民の大きな関心事となっている。また、県単独補助金について、平成20年度に実施した県の行政監査においては多くの改善または検討を要する事項が示されているが、補助金の効果の観点についても調査を要するものと思われる。

このため、県単独補助金について、補助金の公益性、交付手続きの適切性、補助事業等での使用における公正性及び効率性、補助金の効果測定の適切性、補助金の継続的な見直しの適切性、併せて、財務事務の経済性について監査を実施することが有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

#### 4. 外部監査の方法

##### (1) 外部監査の対象年度

原則として平成 25 年度(平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日)を対象とする。  
ただし、必要に応じて過年度及び平成 26 年度を含む。

##### (2) 外部監査の対象

各補助金所管関係部署

##### (3) 外部監査の実施期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 2 日

##### (4) 監査の要点

- ① 補助金対象は公益上適切なものであるか。
- ② 補助金の交付手続きは関係規則等に照らして適切なものであるか。
- ③ 補助金の公正性及び効率性は確保されているか。
- ④ 補助事業等の実績報告及びその確認事務は適切なものであるか。
- ⑤ 補助金の有効性についての測定は適切なものであるか。
- ⑥ 補助金の見直しが継続的に適切に実施されているか。
- ⑦ 財務事務の経済性の観点から統合等が必要な補助金はないか。

##### (5) 主な監査手続

- ① 関係諸法令・諸規程・要綱の閲覧・内容吟味
- ② 関係部署へのアンケートの実施及び内容分析
- ③ 関係帳簿及び証拠資料の閲覧・吟味・分析
- ④ 関係部署等へのヒアリング
- ⑤ その他監査人が必要と認めた手続

#### 5. 外部監査人・補助者と資格

##### (1) 包括外部監査人

武田 宏之 (公認会計士)

##### (2) 補助者

石井 宏和 (公認会計士)

金森 聡 (公認会計士)

小澤 俊輔 (公認会計士)

山ノ井 朝香 (公認会計士試験合格者)

山本 想 (公認会計士試験合格者)

#### 6. 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも本監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定に定める利害関係はない。

## 第2章 香川県の補助金の概要と取組み

### 第1節 補助金の定義と事務手続

#### 1. 補助金の定義及び区分

##### (1) 補助金の定義

補助金とは、福祉の向上や経済活動の支援など各種の行政上の目的を持って、特定の事業、研究等を育成、助長するために、対価なくして交付される給付金である。地方公共団体については地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされており、これを根拠に、公益上必要がある場合において、地方公共団体から他の地方公共団体又は民間等への補助金の交付が行われている。

また、支出については国の補助金等の手続に関する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金適正化法）」の規定に準じた「香川県補助金等交付規則」及び各要綱等によっている。

##### (2) 補助金、交付金、負担金等の区分

補助金とは、上記の定義にあるように、公益上の一定の目的のために、対価なくして補助する経費である。類似のものとして、負担金、交付金及び委託料がある。負担金とは、法令上特定の事業等について、県が当該事業等から特別の利益を受けることに対して一定の金額を負担するもの、及び県が任意に構成又は加入している各種団体の必要経費の会費的なものがある。特別の利益があるものについては、対価の有無の点で相違があるが、対価のない会費的なものについてはそうした区別は出来ず、補助金との区別に留意する必要がある。その点、香川県では、補助金と負担金について、補助金は地方公共団体の意思によって交付するか否かを自由に決められるものであるが、負担金は、自己の意思に基づかずして義務的経費である点において異なるとしている。つまり、対価のあるなしにかかわらず、義務的経費か否かにより負担金と補助金を区分している。この区分に関しては、実務上明確に区分できないものもあるが、その性格上明確に義務的経費と認められるものを補助金にすることには問題があり、負担金とすべきである。

次に交付金とは、一般的に、法令または条例、規則等により、市町あるいは団体等に対して県の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として交付するものである。補助金との相違は明確であり、条例等により事務の委託があり、その報償であれば交付金となる。

委託料とは、地方公共団体の事務事業、調査、研究等を他に委託し、その成果を得た場合の対価として支出するものである。これは、双方の合意の結果としての委託契約に基づく点で、補助金と明確に区別できるものであるが、契約を結び委託とすべきか、補助金として交付すべきかについては判断を要するものであり、留意すべき点となる。この点については、通常、補助の対象が県の事業と考えられるものや、対象事業による県への一定の利益と責任が認められるものについては、委託料とすべきと考えられる。同様のことは、補助金と負担金についても言えるため、このような場合には、通常、補助金ではなく、負担金もしくは委託料とすべきものである。



なお、下記の図は、県の補助金、負担金、交付金等の区別についての基本的な考えをまとめたものであり、参照されたい。

説明		例示
負担金	<p>法令上特定の事業等について、県が当該事業等から特別の利益を受けることに対して一定の金額を負担するもの、また県が任意に構成又は加入している各種団体の必要経費の会費的なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に具体的に明定されている負担金</li> <li>・法令上支出義務を負わない任意負担金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直轄道路事業負担金（道路法 50）</li> <li>直轄治水事業負担金（河川法 60）</li> <li>国営土地改良事業負担金（土地改良法 90）</li> <li>・生活保護費負担金（生活保護法 73）</li> <li>・児童手当負担金（児童手当法 18）等</li> <li>・全国知事会負担金</li> <li>〇〇連絡協議会負担金</li> <li>〇〇研修負担金 等</li> </ul>
<p>※ 補助金と負担金の区分</p> <p>補助金は、元来地方公共団体の意志によって交付するか否かを自由に決められるものであるが、負担金は、建前としては自己の意志に基づかずして義務的経費である点において、その性質を異にしている。</p>		
補助金	<p>特定の事業研究等を育成助長するために、県が公益上必要があると認めた場合に補助するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接補助金・・・県が、市町又は団体等に対し、直接に交付する補助金</li> <li>・間接補助金・・・県が、市町等を通じて、団体等に対し、間接的に交付する補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種補助金</li> </ul>
<p>※ 委託料と補助金の区分</p> <p>委託料は、地方公共団体の事務事業、調査、研究等を他に委託し、その成果を得た場合の対価として支出するもの。</p> <p>補助金は、①特定の事業又は研究を助成するため、法令に基づいて交付するもの、②特定の事業又は研究が、公益上必要がある場合に、これらを助成するために交付するものの2つがある。</p>		
交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的には、法令または条例、規則等により、市町あるいは団体等に対して県の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として交付するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人登録市町村交付金、自衛官募集市町村交付金、利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別徴収義務者関係交付金等</li> </ul>

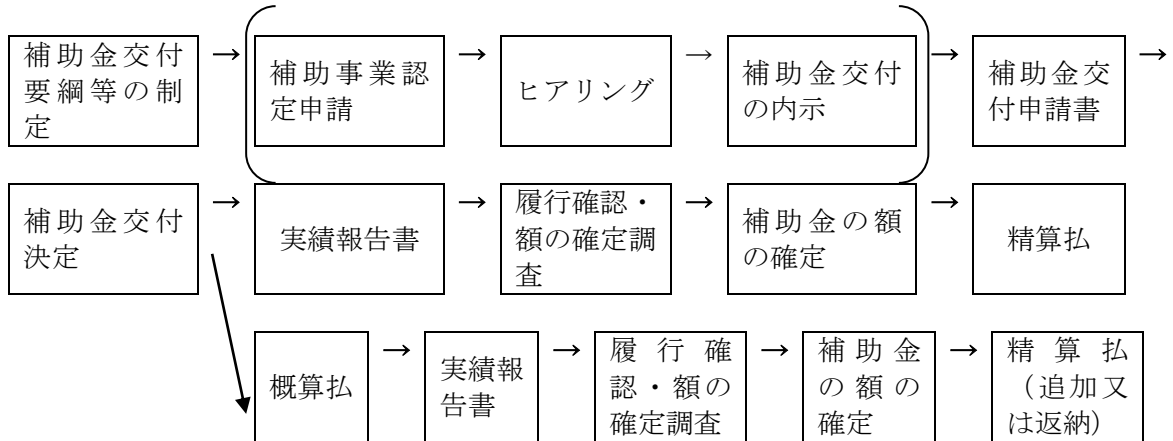
（香川県「出納事務の手引」より）

※ 研修会負担金については、受講料は負担金、テキスト代は需用費から支出するのが原則であるが、受講料、テキスト代の区分ができない場合は、負担金から支出することができる。

## 2. 補助金の事務手続

### (1) 補助金の事務手続フロー

県の補助金の事務手続きフローは次のとおりである。



- ※1 出納整理期間中に額の確定がなされる時は、3月31日までに当該事業に係る履行確認を行っておく。
- ※2 補助金の額の確定調査は、補助金の額を確定するために、補助事業の実施内容や実績額が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しているかどうかを、実績報告書や必要に応じて閲覧又は徴収する証拠資料により確認するもの。

支出負担行為に必要な書類は次のとおりである。

ア 補助事業認定申請書	オ 執行計画書（単県分については、執行伺
イ 補助金交付の内示に関する書類	書に「単県」と表示し、これに代えるこ
ウ 補助金交付申請書	とができる。）
エ 補助金交付決定書（案）	カ 補助金交付要綱等

支出命令書に添付する書類は次のとおりである。

ア 支出負担行為の決裁書類
イ 請求書
ウ 補助金の額の確定通知伺書

（香川県「出納事務の手引」より）

### (2) 補助金の概算払

補助金の交付について概算払をすることは、原則的な手続ではない。この概算払について、県では次のように事務手続がなされることになる。「額の確定後の交付が原則であるため、概算払をしようとするときは平成21年3月24日付け審査課長通知「補助金、負担金、交付金及び委託料の概算払又は前金払について」（平成25年3月1日一部改正）により適正に執行する（概算払がやむを得ないと認められる場合については第3章第1節4を

参照。)。また、額の確定後に過払いとなった場合は、戻入の手続きを行う」（香川県「出納事務の手引」より）。このように、概算払の手続そのものは勿論、それが認められる場合についても規定されており、厳格な運用が要請されている。

### (3) 額の確定に伴う補助金額の変更

補助金額について、額の確定により額の確定前の金額と補助金額が異なることがあり得る。こうした場合については次のように事務手続がなされることになる。「金額に変更が生じた場合は「執行伺変更書」により、補助金額の確定通知の決裁を受ける。増額の場合は、3月31日までに「執行伺変更書」を起案しなければならないので、実績報告書もそれまでに提出させる。3月31日までの事業で額の確定が出納整理期間中に行われる場合は、事業内容の検査とは別に、3月31日までに当該事業に係る履行確認を行っておく」（香川県「出納事務の手引」より）。金額の変更があった場合には、執行伺変更書を作成のうえ、金額確定の決裁を受けることになる。額の確定が4月1日以降の出納整理期間になされる場合は、額の確定より先に事業完了について確認する(履行確認)を行ったのちに、額の確定を実施すべき点を留意している。

このように額の変更については、執行伺変更書を作成させ、その変更について把握するとともに、変更により事務手続きのフローが通常の場合と異なることを考慮した対応を求めている。

### (4) 補助金の額の確定調査の方法

補助金の額の確定のためには、調査の必要がある。当該調査については、次のように事務手続がなされることになる。「補助金の確定調査を行う職員は、確定調査が終わったときは、「補助事業調査調書」を、現地調査が終わったときは、「現地調査報告書」をそれぞれ作成し、所属長の決裁を受ける」（香川県「出納事務の手引」より）。

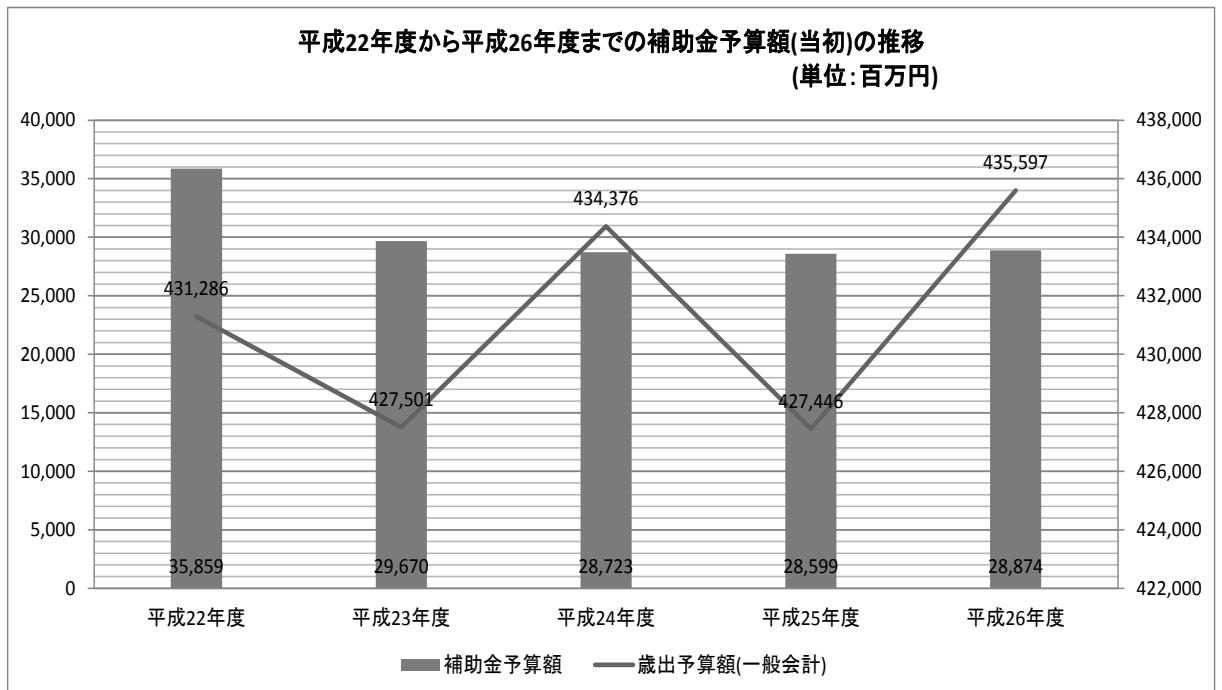
## 第2節 補助金の推移

### 1. 今までの補助金の推移

県単独補助金の決算データがないことから、一般会計当初予算ベースでの過去5年間(平成22年度から平成26年度まで)の補助金の推移を見ると、下図のとおりである。補助金予算額は平成22年度から平成26年度にかけて、6,985百万円、割合にして19%程度減少しているものの、平成23年度以降は大きな変動はなく推移している。

(単位：百万円)

年度	①歳出予算額	②補助金予算額	②の①に占める割合
平成22年度	431,286	35,859	8.3%
平成23年度	427,501	29,670	6.9%
平成24年度	434,376	28,723	6.6%
平成25年度	427,446	28,599	6.7%
平成26年度	435,597	28,874	6.6%



2. 平成 22 年度から平成 26 年度の推移

(1) 平成 22 年度から平成 23 年度の増減

平成 22 年度から平成 23 年度の増減内容は次のとおりである。

平成 22 年度から平成 23 年度にかけて補助金額が 6,189 百万円程減少しているが、主な減少要因は前年度に道路公社の廃止に伴う補助金 8,129 百万円があったことによる減少である。特殊要因や国の関連する補助金を除いたものについては、増加している。

(単位：百万円)

平成23年度		平成22年度		平成23年-平成22年
件数	補助金額 A	件数	補助金額 B	増減額 A-B
357	29,670	340	35,859	▲ 6,189

主な変動要因				
国の経済対策関連の増加分 C	全額国支の補助金の増加分 D	特殊要因（道路公社の廃止等） E	その他の主な新規・増加分 F	計 C+D+E+F
1,796	107	▲ 8,529	778	▲ 5,848

主な変動要因（C～F）内訳

C：国の経済対策関連の補助金の増加分（主要分）		
地域医療再生基金施設設備整備事業（基金事業）		911
医療施設耐震化整備事業（基金事業）		675
子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助		526
地域支え合い体制づくり事業補助（基金事業）		300
香川地域医療・キャリアサポートセンター（仮称）整備費補助金（基金事業）		200
D：全額国支の補助金の増加分（主要分）		
がん診療施設設備整備費補助		40
福祉人材確保緊急支援事業補助		36
地域医療の充実のための遠隔医療補助事業費補助		13
高等学校等就学支援金補助（私立）		11
E：特殊要因		
道路公社補助金		▲ 8,129
大川地域公的医療体制再編整備事業費補助		▲ 400
F：その他の新規・増加分		
商店街・商業集積活性化施設整備費補助金		250
住宅用太陽光発電設備等設置費補助金		177
市街地再開発事業費補助		151
観光振興対策推進事業費補助金（上海線開設関連）		109
乳幼児医療費支給事業費補助		91

(2) 平成 23 年度から平成 24 年度の増減

平成 23 年度から平成 24 年度の増減内容は次のとおりである。

平成 23 年度から平成 24 年度の予算額は 946 百万円程減少しているが、主には国の経済対策関連の補助金の減少によるものである。

(単位：百万円)

平成24年度当初		平成23年度当初		平成24年-平成23年
件数	補助金額 A	件数	補助金額 B	増減額 A-B
372	28,723	357	29,670	▲ 946

主な変動要因				
国の経済対策関連の増減分 C	全額国支の増減分 D	特殊要因 E	その他の増減分 F	計 C+D+E+F
▲ 1,500	710	-	▲ 157	▲ 946

主な変動要因 (C~F) 内訳

C：国の経済対策関連の補助金の増減分（主要分）

香川県緊急雇用創出基金事業補助	▲ 371
ふるさと雇用再生特別基金事業補助	▲ 581
医療施設耐震化整備事業費補助	549
保育所緊急整備事業費補助	390
地域支え合い体制づくり事業補助	▲ 267
介護拠点等緊急整備事業費補助	▲ 211
香川県地域医療・キャリアサポートセンター（仮称）整備費補助金	▲ 200
市町施設省エネ・グリーン化推進事業等補助金	▲ 184

D：全額国支の補助金の増減分（主要分）

青年就農給付金	343
団体営農地・農業施設災害復旧事業費	151
共同利用施設設備整備費補助	67
高等学校等就学支援金補助（私立）	52

E：特殊要因

該当なし

F：その他の補助金の増減分（主要分）

市街地再開発事業費補助	▲ 443
ため池ハザードマップ緊急支援事業費	365
香川県商店街・商業集積活性化施設整備費補助金	▲ 250
障害福祉サービス事業所等施設整備費補助	226
団体営土地改良事業（県単独事業分）	222
精神障害者生活訓練施設運営費補助	▲ 185
へき地医療拠点病院施設整備費補助	▲ 167

(3) 平成 24 年度から平成 25 年度の増減

平成 24 年度から平成 25 年度の増減内容は次のとおりである。

国の経済対策関連の補助金及び全額国支の補助金については減少しているが、その他の県単独補助金を含むものについては増加している。

(単位：百万円)

平成25年度当初		平成24年度当初		平成25年-平成24年
件数	補助金額 A	件数	補助金額 B	増減額 A-B
388	28,599	372	28,723	▲ 124

主な変動要因				
国の経済対策関連の増減分 C	全額国支の増減分 D	特殊要因 E	その他の増減分 F	計 C+D+E+F
▲ 1,125	▲ 191	-	1,192	▲ 124

主な変動要因 (C~F) 内訳

C：国の経済対策関連の補助金の増減分（主要分）

がん医療機能強化事業費補助	550
医療施設耐震化整備事業	▲ 479
地域医療再生基金施設設備整備事業	362
子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助	▲ 346
保育所緊急整備事業費補助	▲ 309
地域医療ネットワーク設備等整備費補助	307
妊婦健康診査臨時特例補助	▲ 304
社会福祉施設等耐震化等整備費補助金	▲ 252
香川県緊急雇用創出基金事業補助（健福分含む）	▲ 242

D：全額国支の補助金の増減分（主要分）

ため池ハザードマップ緊急支援事業費	▲ 359
看護師等養成所施設整備事業補助金	108
小児救命救急センター運営費補助	74

E：特殊要因

該当なし

F：その他の補助金の増減分（主要分）

県立病院事業会計補助金	404
救護施設整備事業補助金	307
介護サービス施設等整備事業（特別養護老人ホーム）	257
障害福祉サービス事業所等施設整備費補助	▲ 212
小規模ため池防災対策特別事業費	100
市町港湾改修費補助（公共）	▲ 91
住宅用太陽光発電設備設置費補助金	89
県産品振興補助金	85
市町高潮等対策整備費補助	82
私立学校経常費補助	82

(4) 平成 25 年度から平成 26 年度の増減

平成 25 年度から平成 26 年度の増減内容は次のとおりである。

平成 25 年度との比較において、国の経済対策関連の補助金は 1,856 百万円減少しているが、地域子育て支援拠点事業補助金や高等学校就学支援金といった教育関連の補助金が増加している。

(単位：百万円)

平成26年度当初		平成25年度当初		平成26年-平成25年
件数	補助金額 A	件数	補助金額 B	増減額 A-B
409	28,874	388	28,599	275

主な変動要因				
国の経済対策関連の増減分 C	全額国支の増減分 D	特殊要因 E	その他の増減分 F	計 C+D+E+F
▲ 1,856	569	-	1,562	275

主な変動要因 (C~F) 内訳

C：国の経済対策関連の補助金の増減分（主要分）		
市町施設再生可能エネルギー等導入推進事業補助金		790
医療施設耐震化整備事業		▲ 1,171
地域医療再生基金施設設備整備事業		▲ 1,773
がん医療機能強化事業費補助		▲ 550
地域医療ネットワーク設備等整備費補助		▲ 428
小豆医療圏公立病院再編整備事業費補助		1,546
香川県緊急雇用創出基金事業補助		▲ 174
D：全額国支の補助金の増減分（主要分）		
ため池ハザードマップ支援事業費		204
看護師等養成所施設整備事業補助金		▲ 108
医療施設近代化施設整備事業費補助		541
E：特殊要因		
該当なし		
F：その他の補助金の増減分（主要分）		
県立病院事業会計補助金		▲ 586
救護施設整備事業補助金		▲ 307
介護サービス施設等整備事業（特別養護老人ホーム）		▲ 182
香川県地域防災力総合支援事業補助金		100
保育士等処遇改善臨時特例事業		187
かがわ健やか子ども基金事業補助金		110
地域子育て支援拠点事業補助金		401
高等技能訓練促進費（市補助分）		▲ 110
児童養護施設等整備事業費補助		160
観光振興対策推進事業費補助金（ビジット香川誘客重点促進）		110
私立学校経常費補助		109
高等学校就学支援金		586



### 第3節 補助金に関する取組み

#### 1. 補助金の見直しに関する考え方

補助金の見直しに関する県の考え方は、「社会情勢の変化、公的部門と民間、県と市町の役割分担の在り方等を考慮し、事業内容や効果等を精査し徹底的な見直しを行い、整理合理化を図るとともに、必要な補助金は、市町や団体の自主性や創造性が発揮できるような制度を検討する。」というもので、この考え方に基づいて、予算編成において、補助事業ごとに廃止統合・継続などの見直しが行われることとなっている。

平成22年度から平成26年度の最近の見直し状況については、第2節 補助金の推移 2. 平成22年度から平成26年度の推移、に示したとおりである。

#### 2. 平成20年度行政監査結果とその対応

県単独補助金について、平成20年度に実施した県の行政監査結果においては多くの改善または検討を要する事項が示されており、これを踏まえて、平成21年5月18日に、予算調整室長名で、各所属長に対し、「補助金の適正な執行について」（21政策第10306号）が通知されている。

補助金の執行については、厳正な事前及び事後の審査に加え、事業実施段階においても事業主体と十分な連携を図るなど、適正な執行に努めるよう通知しているところであるが、補助金の額の確定調査等についての留意事項を示し、一層適正を期するようにとのものであり、その内容は次のとおりである。

##### (1) 補助対象経費の範囲の明確化

補助対象経費については、補助金交付要綱等においてその範囲を明確に定めるか、又は補助事業者に補助金の用途を十分に明示させること。

##### (2) 実績報告書及び添付書類の整備

- ① 実績報告書の様式については、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しているかの確認、並びに補助事業に要した経費の内訳の確認ができるよう整備すること。
- ② 実績報告書の添付書類については、実績報告書の内容の適確性の確認に資するものを求めることとし、交付要綱の本則又は実績報告書の様式に明記すること。

##### (3) 補助金の額の確定調査の方法

- ① 補助金の額の確定調査（以下「確定調査」という。）は、補助金の額を確定するために、補助事業の実施内容や実施額が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合しているかどうかを、実績報告書や必要に応じて閲覧又は徴収する証拠資料により確認するもの。

- ② 出納整理期間中に額の確定を行うときは、歳出の会計年度所属を区分するため、3月31日までに履行の確認を行っておくこと。
- ③ 実績報告書に基づく書面審査のみでは、その内容の適確性が客観的に確認できないものについては、補助事業者から証拠資料の提出を求めるか、現地調査による証拠資料の確認を行うこと。
- ④ 現地調査は、可能な限り複数の職員により行うこと。
- ⑤ 確定調査を行う職員は、確定調査が終わったときは、補助事業調査調書を、現地調査が終わったときは、現地調査報告書をそれぞれ作成し、所属長の決裁を受けること。

## 第4節 監査対象とした補助金

### 1. アンケート調査の実施

県においては、香川県補助金等交付規則に基づき、各種の行政上の目的をもって補助金を交付しているが、特に県単独補助金は、法令に県の支出が義務付けられていないものが多く、県独自の政策や施策を実施するための行政手段として、多種多様な補助金が交付されている。一方で、その目的・成果が把握しづらい面があるため、県単独補助金を監査対象とした。

平成25年度当初予算での補助金全体は388件で、そのうち県単独補助金は246件(全体の約63%)となっている。金額としては、平成25年度当初予算で補助金全体は28,599百万円であり、そのうち県単独補助金は11,331百万円(全体の約40%)である。

これら246件の県単独補助金全てについて、アンケートによる調査の実施を行い、本県補助金等の定量的、定性的な評価を試みた。アンケートの結果は次の通りである。

補助金の開始年度では昭和63年(25年前)までに開始のものが59件あり、全体の24%を占めている。

平成25年度交付実績額別に見てみると、100千円未満の補助金が31件であり、補助金全体の13%程度を占め、500千円未満の補助金となると61件であり、補助金全体の25%程度を占めている。

定額補助として定額が支給されているものは55件であり、補助金全体の22%程度を占めている。また、最終受給者に対する交付ではなく、市町や団体を通じた間接補助は53件であり、補助金全体の22%程度を占めている。

効果検討については、効果検討を実施していない補助金が78件であり、補助金全体の32%程度を占めている状況であった。

(平成 25 年度県単独補助金)

(単位：千円)

番号	部局	所属	名称	H25当初予算
1	政策部	政策課	香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金	2,500
2	政策部	政策課	かがわ暮らし体験施設整備事業費補助金	3,000
3	政策部	政策課	移住等体験ツアー実施補助金	300
4	政策部	水資源対策課	香川用水水源の森保全事業補助金	42,000
5	政策部	水資源対策課	香川用水の水源巡りの旅事業補助金	7,100
6	政策部	水資源対策課	水道水源開発施設整備費補助金	90,298
7	政策部	水資源対策課	市町水道濁水対策施設整備費補助金	22,000
8	政策部	水資源対策課	市町離島簡易水道施設整備費補助金	46,589
9	政策部	水資源対策課	五色台水道事業運営費補助金	2,368
10	政策部	交通政策課	交通施設バリアフリー化設備整備費補助金	500
11	政策部	交通政策課	離島航路補助金	139,385
12	政策部	交通政策課	地方バス路線維持費補助金	195,803
13	政策部	交通政策課	地域公共交通特別支援補助金	4,900
14	政策部	交通政策課	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金	44,806
15	政策部	交通政策課	香川県瀬戸大橋通行料金軽減対策費補助金	29,139
16	政策部	情報政策課	超高速ブロードバンド基盤整備補助金	53,860
17	政策部	文化振興課	東山魁夷せとうち美術館線維持費補助金	1,200
18	政策部	県産品振興課	県産品振興補助金	85,350
19	総務部	総務学事課	私学退職金社団補助金	85,804
20	総務部	総務学事課	個人立等幼稚園教材教具費補助金	2,072
21	総務部	総務学事課	日本私立学校振興・共済事業団補助金	47,829
22	総務部	総務学事課	私立学校団体研修事業費等補助金(香川県私立幼稚園連盟補助金)	600
23	総務部	総務学事課	香川県専修学校各種学校連合会補助金(一般社団法人香川県専修学校各種学校連合会補助)	720
24	総務部	総務学事課	私立高等学校等教員研修費等補助金	873
25	総務部	総務学事課	特定私立高等学校在校生就学補助金	2,699
26	総務部	総務学事課	私立高等学校通信制教科書等補助金(私立高等学校通信制教科書等補助)	648
27	総務部	総務学事課	私立学校耐震化促進事業費補助金(中学・高校耐震化、中学・高校改築、幼稚園)	65,682
28	総務部	税務課	納税貯蓄組合連合会補助金	350
29	総務部	県民活動・男女共同参画課	香川県NPO基金補助金	5,000
30	総務部	県民活動・男女共同参画課	NPO法人財務支援アドバイザー派遣補助金	600
31	総務部	県民活動・男女共同参画課	青少年再犯防止活動事業費補助金	258
32	総務部	県民活動・男女共同参画課	少年育成センター非行防止活動費補助金	879
33	総務部	県民活動・男女共同参画課	青少年育成香川県民会議推進事業費補助金	600
34	総務部	人権・同和政策課	隣保館運営費等補助金	30,353
35	総務部	人権・同和政策課	隣保館連絡協議会事業補助金	3,351
36	総務部	人権・同和政策課	人権擁護啓発活動費補助金	162
37	総務部	知事公室国際課	ベトナム社会主義共和国ハイフォン市との交流事業補助金	500
38	危機管理総局	危機管理課	自主防災力強化事業補助金	18,030
39	危機管理総局	くらし安全安心課	安全・安心まちづくり推進事業補助金	6,000
40	環境森林部	環境政策課	住宅用太陽光発電設備設置費補助金	266,000
41	環境森林部	環境管理課	公害測定機器整備費補助金	2,207
42	環境森林部	環境管理課	環境保全施設整備資金融資利子補助金	2,900
43	環境森林部	みどり整備課	森林病害虫等防除事業補助金	9,900
44	環境森林部	みどり整備課	香川県街なか緑化推進事業補助金	3,000
45	環境森林部	みどり整備課	間伐材搬出促進事業費補助金	2,000
46	環境森林部	みどり整備課	単独県費造林事業費補助金	1,972
47	環境森林部	みどり整備課	林道事業単独県費補助金	20,400
48	環境森林部	みどり整備課	治山事業単独県費補助金	8,880
49	環境森林部	みどり整備課	緑のダム整備推進事業費補助金	20,000
50	環境森林部	みどり保全課	香川県アライグマ・ヌートリア等防除支援事業補助金	1,403
51	環境森林部	みどり保全課	鳥獣ストップゾーン整備補助金	4,500
52	環境森林部	廃棄物対策課	浄化槽設置整備事業補助金	345,851
53	環境森林部	廃棄物対策課	エコアイランドなおしま推進委員会活動補助金	6,000
54	環境森林部	廃棄物対策課	一般廃棄物処理施設整備事業費補助金	53,238
55	健康福祉部	健康福祉総務課	香川県社会福祉活動指導員等設置費補助金	35,644
56	健康福祉部	健康福祉総務課	社会福祉施設職員退職手当共済事業補助金	228,844
57	健康福祉部	健康福祉総務課	施設整備資金借入金金利負担軽減費補助金	1,947
58	健康福祉部	健康福祉総務課	社会福祉施設整備促進事業補助金	14,758
59	健康福祉部	健康福祉総務課	バリアのないやさしいまちづくり推進事業費補助金	5,830
60	健康福祉部	健康福祉総務課	災害援護資金貸付金利子補給事業補助金	2,591
61	健康福祉部	健康福祉総務課	小児生活習慣病健診補助金	9,450

62	健康福祉部	健康福祉総務課	県立病院事業運営費補助金	591,519
63	健康福祉部	長寿社会対策課	高齢者住宅改修事業費補助	1,350
64	健康福祉部	長寿社会対策課	軽費老人ホーム事務費補助金	521,648
65	健康福祉部	長寿社会対策課	香川県在宅福祉事業費補助金	583
66	健康福祉部	長寿社会対策課	介護サービス施設等整備事業(特別養護老人ホーム)補助金	257,000
67	健康福祉部	長寿社会対策課	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金	9,969
68	健康福祉部	長寿社会対策課	老人保健施設整備促進事業補助金	34,457
69	健康福祉部	長寿社会対策課	介護サービス施設等整備事業(ショートステイ)補助金	24,000
70	健康福祉部	長寿社会対策課	香川県フォローアップ研修事業費補助金	100
71	健康福祉部	長寿社会対策課	一人暮らし高齢者等対策事業費補助金	38,000
72	健康福祉部	子育て支援課	産休等代替職員雇用事業費補助金	16,300
73	健康福祉部	子育て支援課	香川県人権保育研修事業補助金	5,000
74	健康福祉部	子育て支援課	香川県保育対策等促進事業費補助金	1,506
75	健康福祉部	子育て支援課	第3子以降保育料免除事業費補助金	131,000
76	健康福祉部	子育て支援課	特別支援学校内放課後児童健全育成事業補助金	445
77	健康福祉部	子育て支援課	現任保育士研修事業費補助金	1,150
78	健康福祉部	子育て支援課	保育所OJTアドバイザー派遣モデル事業費補助金	770
79	健康福祉部	子育て支援課	第3子以降3歳未満児病児・病後児無料化事業費補助金	3,290
80	健康福祉部	子育て支援課	児童福祉施設等入所児童運転免許取得費用補助金	3,200
81	健康福祉部	子育て支援課	ひとり親家庭等医療費支給事業費補助金	438,991
82	健康福祉部	子育て支援課	児童養護施設等整備事業費補助金	48,000
83	健康福祉部	子育て支援課	乳幼児医療費支給事業費補助金	946,333
84	健康福祉部	障害福祉課	重度身体障害者住宅改修事業補助金	611
85	健康福祉部	障害福祉課	重度心身障害者等医療費支給事業補助金	1,322,623
86	健康福祉部	障害福祉課	川部みどり園地域生活移行支援補助金	18,570
87	健康福祉部	障害福祉課	身体障害者補助犬健康管理費等補助金	126
88	健康福祉部	障害福祉課	香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金(グループホーム等見学補助・生活体験事業補助)	311
89	健康福祉部	障害福祉課	難聴児補聴器購入費用助成費補助事業補助金	941
90	健康福祉部	医務国保課	救命救急センター運営費補助金	134,237
91	健康福祉部	医務国保課	へき地巡回診療船運営費補助金	5,500
92	健康福祉部	医務国保課	香川県離島救急患者輸送費補助金	500
93	健康福祉部	医務国保課	ドクターバンク推進事業費補助金	2,094
94	健康福祉部	医務国保課	救急勤務医支援事業補助金	29,053
95	健康福祉部	医務国保課	産科医等確保支援事業補助金	17,780
96	健康福祉部	医務国保課	看護師等養成所運営費補助金	77,533
97	健康福祉部	医務国保課	公的医療機関における病院内保育所運営費補助金	5,000
98	健康福祉部	薬務感染症対策課	結核定期健康診断費補助金	740
99	健康福祉部	薬務感染症対策課	新型インフルエンザ入院協力医療機関運営費補助金	23,400
100	健康福祉部	薬務感染症対策課	医薬品情報センター事業費補助金	660
101	健康福祉部	生活衛生課	公衆浴場施設改善資金利子補給補助金	40
102	健康福祉部	生活衛生課	公衆浴場施設改善事業費補助金	2,405
103	商工労働部	産業政策課	(公財)かがわ産業支援財団運営費補助金	174,261
104	商工労働部	産業政策課	ITスクエア運営費補助金	6,884
105	商工労働部	産業政策課	知的財産活性化事業費補助金	6,343
106	商工労働部	産業政策課	新事業サポートセンター事業補助金	19,817
107	商工労働部	産業政策課	外国商標出願等支援事業費補助金	600
108	商工労働部	産業政策課	健康関連産業創出支援事業費補助金	21,000
109	商工労働部	産業政策課	糖質バイオ活用支援補助金	8,000
110	商工労働部	産業政策課	県内企業設備投資資金利子補給補助金	104,000
111	商工労働部	産業政策課	上海ビジネスチャレンジ支援事業補助金	2,000
112	商工労働部	産業政策課	かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金	4,324
113	商工労働部	産業政策課	次世代有望分野展示商談会出展補助金	7,538
114	商工労働部	産業政策課	大手企業展示商談会出展補助金	840
115	商工労働部	産業政策課	大手企業展示商談会出展補助金	62,000
116	商工労働部	産業政策課	ネットワーク等形成事業補助金	1,562
117	商工労働部	産業政策課	希少糖食品開発支援補助金	5,000
118	商工労働部	経営支援課	中小企業連携組織対策事業費補助金	80,411
119	商工労働部	経営支援課	小企業等経営改善資金利子補給費補助金	18
120	商工労働部	経営支援課	商店街振興組合指導事業費補助金	656
121	商工労働部	経営支援課	信用保証協会保証料補給金	175,000
122	商工労働部	経営支援課	商工会議所連合会補助金	979,861
123	商工労働部	経営支援課	香川県中心市街地商店街活性化支援事業補助金	24,200
124	商工労働部	経営支援課	商店街活性化コンベ事業補助金	9,000

125	商工労働部	労働政策課	香川県高齢者就業機会確保事業費補助金(一般)	6,370
126	商工労働部	観光交流局	香川県観光事業振興補助金	90
127	商工労働部	観光交流局	観光振興対策推進事業費補助金	297,021
128	商工労働部	観光交流局	観光施設通信環境整備事業費補助金	4,275
129	商工労働部	観光交流局	香川県コンベンション誘致対策補助金	12,585
130	商工労働部	観光交流局	サンポート高松にぎわい創出事業補助金	7,362
131	商工労働部	観光交流局	レクザムスタジアム・シャトルバス運行事業補助金	130
132	農政水産部	農政課	水産物県内消費拡大事業費補助金	330
133	農政水産部	農政課	農業会議補助金	3,658
134	農政水産部	農業経営課	農地マッチング等活動支援事業補助金	1,000
135	農政水産部	農業経営課	農業参入サポート支援事業補助金	7,500
136	農政水産部	農業経営課	耕作放棄地再生対策事業補助金	28,600
137	農政水産部	農業経営課	経営発展支援事業費補助金	63,000
138	農政水産部	農業経営課	話し合い活動促進事業費補助金	3,000
139	農政水産部	農業経営課	農地集積促進事業費補助金	27,500
140	農政水産部	農業経営課	推進体制整備事業市町推進費補助金	3,400
141	農政水産部	農業経営課	農業近代化資金利子補給費補助金	5,759
142	農政水産部	農業経営課	農業経営基盤強化資金利子助成補助金	4,600
143	農政水産部	農業経営課	有機農業等行程管理登録補助金	153
144	農政水産部	農業経営課	イノシシ等被害防止対策事業補助金	23,868
145	農政水産部	農業経営課	有害生物等除去事業費補助金	1,200
146	農政水産部	農業経営課	新規就農里親支援事業費補助金	8,950
147	農政水産部	農業経営課	経営発展支援事業費補助金	20,000
148	農政水産部	農業生産流通課	力強い水田農業対策事業費等補助金	43,426
149	農政水産部	農業生産流通課	「おいでまい」生産・販売拡大対策補助金	3,000
150	農政水産部	農業生産流通課	「さぬきの夢」大規模作付推進事業補助金	5,243
151	農政水産部	農業生産流通課	前年度価格差補給交付金交付相当額の再造成補助金	15,271
152	農政水産部	農業生産流通課	香川県地域野菜価格安定対策事業補助金	6,608
153	農政水産部	農業生産流通課	生産者団体等による残留農薬等の検査に対する補助金	60
154	農政水産部	農業生産流通課	緊急需給調整特別対策事業補助金	687
155	農政水産部	農業生産流通課	高品質園芸作物生産拡大条件整備事業費補助金	94,000
156	農政水産部	農業生産流通課	香川6次産業化促進整備事業補助金	22,000
157	農政水産部	農業生産流通課	花き等生産流通推進事業費補助金	300
158	農政水産部	農業生産流通課	優良園地継承事業補助金	500
159	農政水産部	農業生産流通課	経営拡大支援事業補助金	12,500
160	農政水産部	農業生産流通課	施設園芸推進事業費補助金	20,000
161	農政水産部	農業生産流通課	中古施設・資材有効活用対策事業補助金	500
162	農政水産部	農業生産流通課	生産拡大事業補助金	50,000
163	農政水産部	農業生産流通課	オーリーブ生産拡大推進事業費補助金	2,000
164	農政水産部	農業生産流通課	オーリーブ生産拡大総合対策事業費補助金	37,500
165	農政水産部	畜産課	香川県畜産共進会補助金	200
166	農政水産部	畜産課	肉用子牛生産者補給金制度生産者積立金補助金	8,715
167	農政水産部	畜産課	乳用牛群検定普及定着化事業費補助金(酪農経営活性化)	1,100
168	農政水産部	畜産課	飼料作物等生産効率化促進事業補助金	6,100
169	農政水産部	畜産課	地域肉用牛肥育経営安定対策事業補助金	4,050
170	農政水産部	畜産課	讃岐三畜流通消費対策事業費補助金	2,154
171	農政水産部	畜産課	香川県産まれオーリーブ牛促進事業補助金	10,000
172	農政水産部	畜産課	県産コメの飼料化支援事業補助金	700
173	農政水産部	畜産課	鶏卵生産者経営安定対策事業円滑化補助金	2,156
174	農政水産部	畜産課	養豚経営安定対策助成事業費補助金	3,745
175	農政水産部	畜産課	BSE検査円滑化推進事業費補助金	800
176	農政水産部	土地改良課	土地改良事業費補助金(香川県土地改良事業団体連合会補助)	544
177	農政水産部	土地改良課	土地改良施設維持管理適正化事業費補助金	32,280
178	農政水産部	土地改良課	土地改良負担金償還平準化事業費補助金	167
179	農政水産部	土地改良課	香川用水非受益地域用水確保事業費補助金	22,750
180	農政水産部	土地改良課	香川県経営体育成土地利用調整推進事業補助金	229
181	農政水産部	土地改良課	団体営土地改良事業費補助金	543,800
182	農政水産部	土地改良課	集落営農推進生産基盤整備事業補助金	58,800
183	農政水産部	土地改良課	香川用水特殊施設管理費補助金	2,300
184	農政水産部	土地改良課	県営畑地帯総合土地改良事業借入金利子補給事業費補助金	16
185	農政水産部	土地改良課	小規模ため池防災対策特別事業補助金	99,600
186	農政水産部	土地改良課	干害応急対策事業費補助金	79,200
187	農政水産部	農村整備課	さぬき農村ふれあい推進事業費補助金	1,100

188	農政水産部	農村整備課	瀬戸の農村いきいき体験支援事業補助金	2,000
189	農政水産部	農村整備課	棚田地域保全活動支援事業費補助金	1,300
190	農政水産部	農村整備課	ふるさと水と土指導員活動支援事業費補助金	600
191	農政水産部	水産課	生産者団体等による残留農薬等の検査に対する支援費補助金	426
192	農政水産部	水産課	特定漁港漁場整備事業費補助金	4,250
193	農政水産部	水産課	漁港海岸保全施設整備事業(高潮対策事業)補助金	6,000
194	農政水産部	水産課	漁場環境保全推進事業費補助金	80
195	農政水産部	水産課	水産振興総合対策事業費補助金	64,619
196	農政水産部	水産課	養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進対策事業)	325
197	農政水産部	水産課	養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進支援整備事業)	1,500
198	農政水産部	水産課	高水温耐性品種現地確認試験費補助金	442
199	農政水産部	水産課	低栄養塩耐性株選抜育種試験補助金	460
200	農政水産部	水産課	海底堆積ゴミ回収事業費補助金	6,000
201	農政水産部	水産課	幼稚魚育成重要海域海底堆積ゴミ回収事業補助金	25,000
202	農政水産部	水産課	脂イワシ対策事業補助金	2,000
203	農政水産部	水産課	漁業近代化資金利子補給費補助金	10,528
204	農政水産部	水産課	赤潮特約掛金補助金	52,000
205	農政水産部	水産課	漁業近代化資金利子補給補助金(省エネ対応)	309
206	農政水産部	水産課	漁業者緊急支援資金利子補給補助金	1,263
207	農政水産部	水産課	漁港単独費補助金	43,500
208	農政水産部	水産課	漁港海岸保全施設整備事業補助金(高潮対策事業)	95,250
209	土木部	道路課	市町道改修費補助金	133,650
210	土木部	河川砂防課	市町急傾斜地施設整備費補助金	33,000
211	土木部	港湾課	高松清港会補助金	6,000
212	土木部	港湾課	市町港湾改修費補助金(公共)	40,800
213	土木部	港湾課	市町港湾改修費補助金(単独)	23,680
214	土木部	港湾課	市町高潮等対策整備費補助金	125,000
215	土木部	下水道課	日本下水道事業団補助金	1,796
216	土木部	下水道課	公共下水道普及促進補助金	161,453
217	土木部	建築指導課	がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金	483
218	土木部	建築指導課	香川県緊急輸送道路沿道建築物等耐震対策支援事業費補助金	36,000
219	土木部	住宅課	住宅防火施設整備補助金	1,900
220	土木部	住宅課	地域優良賃貸住宅供給促進事業費補助金	1,130
221	土木部	住宅課	まちづくり協議会補助金	3,090
222	土木部	住宅課	民間住宅耐震対策支援事業費補助金	71,000
223	教育委員会事務局	教委総務課	香川県公立小中学校耐震化促進事業費補助金	32,670
224	教育委員会事務局	教委総務課	公立小学校運動場芝生化事業補助金	2,000
225	教育委員会事務局	高校教育課	高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書・学習書給与補助金	401
226	教育委員会事務局	保健体育課	香川県学校保健会補助金	226
227	教育委員会事務局	保健体育課	香川県競技スポーツ強化本部補助金	52,544
228	教育委員会事務局	保健体育課	カヌーフラットレーシング海外派遣選手選考会補助金	2,000
229	教育委員会事務局	保健体育課	香川丸亀国際ハーフマラソン大会開催運営費補助金	12,500
230	教育委員会事務局	保健体育課	四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金	665
231	教育委員会事務局	保健体育課	香川県高校野球強化対策事業補助金	3,225
232	教育委員会事務局	保健体育課	スポーツ日本代表特別強化事業補助金	4,000
233	教育委員会事務局	保健体育課	全国中学校体育大会準備委員会補助金	1,500
234	教育委員会事務局	保健体育課	スポーツ団体育成事業補助金	1,452
235	教育委員会事務局	生涯学習・文化財課	ボーイスカウト派遣活動費補助金	39
236	教育委員会事務局	生涯学習・文化財課	婦人教育研究活動事業費補助金	55
237	教育委員会事務局	生涯学習・文化財課	青年教育研究等事業費補助金	186
238	教育委員会事務局	生涯学習・文化財課	第36回中国・四国地区公民会研究集会補助金	1,000
239	教育委員会事務局	生涯学習・文化財課	ボーイスカウト日本連盟「全国大会」補助金	1,000
240	教育委員会事務局	生涯学習・文化財課	指定文化財保存修理費補助金	4,760
241	教育委員会事務局	生涯学習・文化財課	ふるさと芸能わっしょいしよ事業費補助金	350
242	教育委員会事務局	生涯学習・文化財課	指定文化財防災事業補助金	840
243	教育委員会事務局	人権・同和教育課	人権・同和教育研究推進事業補助金	10,622
244	教育委員会事務局	人権・同和教育課	人権・同和教育進路促進事業補助金	9,901
245	教育委員会事務局	人権・同和教育課	全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業補助金	5,000
246	警察本部	交通企画課	自動車安全運転センター補助金	1,318

## アンケート項目

- ①補助金名
- ②要綱名
- ③担当部局及び担当課
- ④補助金の分類
- ⑤補助金の目的
- ⑥補助対象
- ⑦補助金の算定方法
- ⑧補助金交付先
- ⑨直接補助・間接補助の別
- ⑩間接補助の場合には最終受領者
- ⑪補助開始年度及び補助終了年度
- ⑫補助割合
- ⑬平成25年度当初予算額
- ⑭過去5年の交付実績件数及び交付額
- ⑮効果検討の方法
- ⑯交付額の見直しを実施している場合には見直し年度及び見直しの結論・理由



## 2. ヒアリング等の詳細手続の対象抽出

県単独補助金の全てについてアンケート調査を実施し、アンケート調査をもとに詳細な手続の必要なものを抽出した。なお、抽出においては、定量的な基準のみではなく、補助金の状況等から問題があると認められると総合的に判断したものについても抽出対象としている。抽出において、金額等の定量的な基準のみを用いなかった理由としては、金額等の定量的な基準に拠ってしまうと抽出が一つの視点によるものとなるおそれがあり、本来定性的な問題を抱えている補助金を抽出先から漏らしてしまう可能性があり、かつ限られた監査資源の中でより効率的かつ有効的な監査を実施するためである。なお、判断による抽出を実施する際には、恣意性の介入するおそれがあるため、チェック項目を用いて判断を実施している。

具体的には、まず、①昭和 63 年以前の古い補助金である、②予算額と交付実績額との差異が 50%を超えている、③効果検討が実施されていない、④交付実績額が 10 万円未満である、これら 4 つの基準から 2 つ以上該当のあるものについては詳細手続の必要なものとして抽出した。

これら 4 つの基準を採用したのは、「25 年以上前の補助金が全体の 24%あり、見直しの必要性がないかを検討すべきであること」、「効果検討を実施していないものが全体の 32%程度もあり、効果検討の実施が必要であること」、「10 万円未満という少額の補助金が全体の 13%程度もあり、事務コストとの対比で有効性や経済性に疑義が生じているものが多数あること」、最後に「予算と比べて著しく実績額が低い場合には補助金の制度自体に問題があるため改善が早急に必要であること」を理由としている。

包括外部監査であり、事務手続が適切になされているかという視点のみではなく、補助金の有効性を鑑みて、廃止、統合、見直しが必要なものがないか等を検討する必要性があり、上記 4 つの基準を採用するものである。

当該抽出方法により抽出された 90 件の補助金のうち、判断の結果、詳細な手続が必要と認められる補助金 62 件を詳細手続実施対象として選定した。なお、判断に当たっては、「抽出対象選定時チェック項目」（下記表を参照）に基づいて判断がなされている。

次に、抽出されなかった補助金について、①～④の基準に 1 つ又は該当のない先補助金 156 件についても、「抽出対象選定時チェック項目」で検討を実施した。これは、①～④の視点では抽出対象から漏れるが、問題が認められるものについて抽出を行うためである。当該抽出により、42 件を詳細手続実施対象として選定した。

結果、定量基準と監査人の判断による抽出が 62 件、定量基準によらず定性的な基準に基づく抽出が 42 件の計 104 件が詳細手続実施対象として抽出された。なお、抽出した補助金については監査人抽出一覧を参照されたい。

## 抽出対象選定時チェック項目

- ①目的が不明確、または目的に沿った補助金支出となっていないもの
- ②補助金の算定方法が不明確または恣意的
- ③間接補助先であり、最終受領者への確認作業等に問題が見られるもの
- ④本来であれば、状況に応じて負担割合を決定すべきであるにもかかわらず、長年に渡って定額補助を行っているもの
- ⑤負担割合の考え方が不明確であり、割合の縮減等を検討すべきと思われるもの
- ⑥終了年度が決まっておらず、見直し等なされた形跡のないもの
- ⑦効果検討はなされているが方法が曖昧であり、効果検討が不十分にしかなされていないと思われるもの
- ⑧補助事業者の適格性等についての検討をなす必要があるにもかかわらず、なされていないもの
- ⑨現地調査を行うべきだが、行っていない先や、現地調査理由に問題が認められるもの
- ⑩長年に渡る交付実績があるにもかかわらず、見直しがなされていない等見直しが必要であるにもかかわらず見直しを実施していない
- ⑪目的が似通っているにもかかわらず、別々の補助金として交付されているもの
- ⑫県の政策上補助金とすることに問題が認められ、負担金・委託事業とすべきと考えられるもの
- ⑬特定の団体が複数の補助金を受領している場合の当該補助金
- ⑭①～⑬以外で監査人が補助金に問題があると判断したもの

## (監査人抽出一覧)

1	政策部	政策課	香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金
2	政策部	政策課	かがわ暮らし体験施設整備事業費補助金
4	政策部	水資源対策課	香川用水水源の森保全事業補助金
6	政策部	水資源対策課	水道水源開発施設整備費補助金
9	政策部	水資源対策課	五色台水道事業運営費補助金
11	政策部	交通政策課	離島航路補助金
12	政策部	交通政策課	地方バス路線維持費補助金
19	総務部	総務学事課	私学退職金社団補助金
20	総務部	総務学事課	個人立等幼稚園教材教具費補助金
21	総務部	総務学事課	日本私立学校振興・共済事業団補助金
22	総務部	総務学事課	私立学校団体研修事業費等補助金(香川県私立幼稚園連盟補助金)
23	総務部	総務学事課	香川県専修学校各種学校連合会補助金(一般社団法人香川県専修学校各種学校連合会補助)
24	総務部	総務学事課	私立高等学校等教員研修費等補助金
25	総務部	総務学事課	特定私立高等学校生就学補助金
26	総務部	総務学事課	私立高等学校通信制教科書等補助金(私立高等学校通信制教科書等補助)
27	総務部	総務学事課	私立学校耐震化促進事業費補助金(中学・高校耐震化、中学・高校改築、幼稚園)
31	総務部	県民活動・男女共同参画課	青少年再犯防止活動事業費補助金
35	総務部	人権・同和政策課	隣保館連絡協議会事業補助金
38	危機管理総局	危機管理課	自主防災力強化事業補助金
41	環境森林部	環境管理課	公害測定機器整備費補助金
43	環境森林部	みどり整備課	森林病害虫等防除事業補助金
44	環境森林部	みどり整備課	香川県街なか緑化推進事業補助金
47	環境森林部	みどり整備課	林道事業単独費補助金
48	環境森林部	みどり整備課	治山事業単独費補助金
50	環境森林部	みどり保全課	香川県アライグマ・ヌートリア等防除支援事業補助金
53	環境森林部	廃棄物対策課	エコアイランドなおしま推進委員会活動補助金
54	環境森林部	廃棄物対策課	一般廃棄物処理施設整備事業費補助金
55	健康福祉部	健康福祉総務課	香川県社会福祉活動指導員等設置費補助金
57	健康福祉部	健康福祉総務課	施設整備資金借入金金利負担軽減費補助金
58	健康福祉部	健康福祉総務課	社会福祉施設整備促進事業補助金
62	健康福祉部	健康福祉総務課	県立病院事業運営費補助金
64	健康福祉部	長寿社会対策課	軽費老人ホーム事務費補助金
65	健康福祉部	長寿社会対策課	香川県在宅福祉事業費補助金
67	健康福祉部	長寿社会対策課	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金
70	健康福祉部	長寿社会対策課	香川県フォローアップ研修事業費補助金
73	健康福祉部	子育て支援課	香川県人権保育研修事業補助金
74	健康福祉部	子育て支援課	香川県保育対策等促進事業費補助金
86	健康福祉部	障害福祉課	川部みどり園地域生活移行支援補助金
88	健康福祉部	障害福祉課	香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金(グループホーム等見学補助・生活体験事業補助)
93	健康福祉部	医務国保課	ドクターバンク推進事業費補助金
97	健康福祉部	医務国保課	公的医療機関における病院内保育所運営費補助金
100	健康福祉部	薬務感染症対策課	医薬品情報センター事業費補助金
101	健康福祉部	生活衛生課	公衆浴場施設改善資金利子補給補助金
103	商工労働部	産業政策課	(公財)かがわ産業支援財団運営費補助金
104	商工労働部	産業政策課	ITスクエア運営費補助金
109	商工労働部	産業政策課	糖質パイオ活用支援補助金
112	商工労働部	産業政策課	かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金
114	商工労働部	産業政策課	大手企業展示商談会出展補助金
116	商工労働部	産業政策課	ネットワーク等形成事業補助金
117	商工労働部	産業政策課	希少糖食品開発支援補助金
118	商工労働部	経営支援課	中小企業連携組織対策事業費補助金
119	商工労働部	経営支援課	小企業等経営改善資金利子補給費補助金

120	商工労働部	経営支援課	商店街振興組合指導事業費補助金
123	商工労働部	経営支援課	香川県中心市街地商店街活性化支援事業補助金
124	商工労働部	経営支援課	商店街活性化コンベ事業補助金
127	商工労働部	観光交流局	観光振興対策推進事業費補助金
133	農政水産部	農政課	農業会議補助金
137	農政水産部	農業経営課	経営発展支援事業費補助金
138	農政水産部	農業経営課	話し合い活動促進事業費補助金
139	農政水産部	農業経営課	農地集積促進事業費補助金
140	農政水産部	農業経営課	推進体制整備事業市町推進費補助金
141	農政水産部	農業経営課	農業近代化資金利子補給費補助金
143	農政水産部	農業経営課	有機農業等行程管理登録補助金
149	農政水産部	農業生産流通課	「おいでまい」生産・販売拡大対策補助金
152	農政水産部	農業生産流通課	香川県地域野菜価格安定対策事業補助金
160	農政水産部	農業生産流通課	施設園芸推進事業費補助金
161	農政水産部	農業生産流通課	中古施設・資材有効活用対策事業補助金
162	農政水産部	農業生産流通課	生産拡大事業補助金
166	農政水産部	畜産課	肉用子牛生産者補給金制度生産者積立金補助金
167	農政水産部	畜産課	乳用牛群検定普及定着化事業費補助金(酪農経営活性化)
169	農政水産部	畜産課	地域肉用牛肥育経営安定対策事業補助金
170	農政水産部	畜産課	讃岐三畜流通消費対策事業費補助金
171	農政水産部	畜産課	香川県産まれオリー牛促進事業補助金
173	農政水産部	畜産課	鶏卵生産者経営安定対策事業円滑化補助金
174	農政水産部	畜産課	養豚経営安定対策助成事業費補助金
176	農政水産部	土地改良課	土地改良事業費補助金(香川県土地改良事業団体連合会補助)
180	農政水産部	土地改良課	香川県経営体育成土地利用調整推進事業補助金
183	農政水産部	土地改良課	香川用水特殊施設管理費補助金
185	農政水産部	土地改良課	小規模ため池防災対策特別事業補助金
187	農政水産部	農村整備課	さぬき農村ふれあい推進事業費補助金
188	農政水産部	農村整備課	瀬戸の農村いきいき体験支援事業補助金
190	農政水産部	農村整備課	ふるさと水と土指導員活動支援事業費補助金
191	農政水産部	水産課	生産者団体等による残留農薬等の検査に対する支援費補助金
194	農政水産部	水産課	漁場環境保全推進事業費補助金
195	農政水産部	水産課	水産振興総合対策事業費補助金
196	農政水産部	水産課	養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進対策事業)
197	農政水産部	水産課	養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進支援整備事業)
209	土木部	道路課	市町道改修費補助金
216	土木部	下水道課	公共下水道普及促進補助金
223	教育委員会事務局	教委総務課	香川県公立小中学校耐震化促進事業費補助金
224	教育委員会事務局	教委総務課	公立小学校運動場芝生化事業補助金
225	教育委員会事務局	高校教育課	高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書・学習書給与補助金
226	教育委員会事務局	保健体育課	香川県学校保健会補助金
227	教育委員会事務局	保健体育課	香川県競技スポーツ強化本部補助金
228	教育委員会事務局	保健体育課	カヌーフラットレーシング海外派遣選手選考会補助金
229	教育委員会事務局	保健体育課	香川丸亀国際ハーフマラソン大会開催運営費補助金
230	教育委員会事務局	保健体育課	四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金
231	教育委員会事務局	保健体育課	香川県高校野球強化対策事業補助金
232	教育委員会事務局	保健体育課	スポーツ日本代表特別強化事業補助金
234	教育委員会事務局	保健体育課	スポーツ団体体育成事業補助金
243	教育委員会事務局	人権・同和教育課	人権・同和教育研究推進事業補助金
244	教育委員会事務局	人権・同和教育課	人権・同和教育進路促進事業補助金
245	教育委員会事務局	人権・同和教育課	全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業補助金
246	警察本部	交通企画課	自動車安全運転センター補助金

### 3. 抽出した補助金等に対する詳細手続

抽出した 104 件の補助金ごとに、申請書類、実績報告書及び決算書等の書類を確認し、各所管課に関連書類の閲覧及び質問(ヒアリング)を順次実施した。

### 第3章 監査結果

#### 第1節 主な監査の結果・意見

今回の外部監査における主な監査の結果・意見は以下のものになる。主な監査の結果・意見については、今回対象となった個々の補助金から改善の必要があると認められる事項等をもとに共通的な事項を記載している。今回対象としなかった個々の補助金においても同様の視点を持つことが重要である。

なお、個別補助金ごとの指摘事項、意見等は第4章に記載している。こちらは個別の補助金の状況等を鑑みて検討を実施した結果を記載している。

##### 1. 効果検討による補助金の見直しの必要性

補助金の効果検討については不十分なものが散見された。こうした不十分な効果検討のために効果が低い補助金について廃止や見直しの検討が実施できておらず、本来であれば廃止若しくは、別途目的に見合った補助金に見直すべきものがあつた。

事業に関して、書類審査の結果をもとに適正に執行されていると判断し、十分な効果検討やフォローアップを実施していない補助金がみられたが、十分な効果検討やフォローアップをもとに、問題点があり補助金そのものの廃止を含めた見直しを要するものを洗い出し対応していくべきである。

また、補助金の交付実績がない場合や、補助金額が少額となり効果が低くなっていると思われるものについても、見直しの検討が必要とされる。

なお、有効性等に疑義があり、補助金の廃止を含めた見直しを要するものとして指摘又は意見を付している個別の補助金は以下のものになる。

補助金 No.	補助金名
1.	香川県地域コミュニティ活動支援事業費補助金
2.	かがわ暮らし体験施設整備事業費補助金
26.	私立高等学校通信制課程教科書等給与費補助金(私立高等学校通信制教科書等補助)
93.	ドクターバンク推進事業費補助金
101.	公衆浴場施設改善資金利子補給補助金
109.	糖質バイオ活用支援補助金
117.	希少糖食品開発支援補助金
141.	農業近代化資金利子補給費補助金(集落営農支援資金利子補給補助金)
143.	有機農業等行程管理登録補助金
149.	「おいでまい」生産・販売拡大対策補助金
191.	生産者団体等による残留農薬等の検査に対する支援費補助金
226.	香川県学校保健会補助金
231.	香川県高校野球強化対策事業補助金

## 2. 交付目的等の明確化、具体化の必要性

補助金交付の目的が交付要綱において明確とされていないもの、抽象的なものがあり、目的に照らした効果検討を実施していない補助金が見受けられる。交付目的が不明確であったり、抽象的な表現に留めたりすることは、補助金の性格を不明瞭とすることになり、その事後評価を困難なものとし、効果の低い補助金を継続する原因ともなるものである。目的に問題があると認められる補助金について改善すべきである。

また、目的に関連する補助対象事業が明確となっていないものについても改善の必要がある。

なお、交付目的等に問題があると認められるものとして指摘又は意見を付している個々の補助金は以下のものになる。

補助金 No.	補助金名
47.	林道事業単独県費補助金
48.	治山事業単独県費補助金
74.	香川県保育対策等促進事業費補助金
112.	かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金
114.	大手企業展示商談会出展補助金
195.	水産振興総合対策事業費補助金

## 3. 効果検討における適切な評価指標の設定

今回検証した補助金の中には、評価指標の設定が困難なことを理由に効果検討を実施していないものや、評価指標を用いて効果検討を実施しているが指標が大き過ぎるために補助金の目的との因果関係が疑問視されるものもあり、目的に沿った評価指標を設ける必要がある。

なお、評価指標に関する意見を付している個々の補助金は以下のものになる。

補助金 No.	補助金名
1.	香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金
100.	医薬品情報センター事業費補助金
170.	讃岐三畜流通消費対策事業費補助金
183.	香川用水特殊管理費補助金
187.	さぬき農村ふれあい推進事業費補助金
190.	ふるさと水と土指導員活動支援事業費補助金
224.	公立小学校運動場芝生化事業補助金
227.	香川県競技スポーツ強化本部補助金

4. 補助金額の算定根拠等の見直しの必要性

補助金額の算定根拠が明確となっていないもの、見直しが必要なものがあつた。交付金額の決定に際しては何らかの算定根拠が必要であり、過去に設定されて算定根拠が不明のまま継続しているものについては、補助金額の妥当性についての検証が必要である。

また、過年度から採用されている定額の補助金額、補助率、負担割合についても環境の変化を考慮し、妥当性の検証を行うことが必要である。

なお、補助金額の算定根拠の明確化・見直しの必要性等の指摘又は意見を付している個々の補助金は以下のものになる。

補助金 No.	補助金名
19.	私学退職金社団補助金
21.	日本私立学校振興・共済事業団補助金
73.	香川県人権保育研修事業補助金
74.	香川県保育対策等促進事業費補助金
103.	公益財団法人かがわ産業支援財団運営費補助金
228.	カヌーフラットレーシング海外派遣選手選考会補助金

5. 実績報告書及び関係書類の適切な審査

補助金の額の確定調査において、実績報告に基づく書類審査が不十分なものがあつた。具体的には、補助対象経費外の経費を実績として報告しているものや、基準額の算定式に不備があるものがあつた。これらのものは、書類審査で訂正を求める必要があつたにもかかわらず、そうした対応が取られておらず、書類審査が不十分であつたと推測されるものである。

実績報告の書類審査、証拠書類の提出、現地調査での証拠書類の確認はそれぞれ補助金の額を確定するという重要な作業に関わるものであり、適切な対応が求められるものである。

なお、実績報告に関する不備等の指摘又は意見を付している個々の補助金は以下のものになる。

補助金 No.	補助金名
4.	香川用水水源の森保全事業補助金
20.	個人立等幼稚園教材教具費補助金
22.	私立学校団体研修事業費等補助金（香川県私立幼稚園連盟補助）
65.	香川県在宅福祉事業費補助金
67.	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金
74.	香川県保育対策等促進事業費補助金
176.	土地改良事業費補助金（香川県土地改良事業団体連合会補助）
188.	瀬戸の農村いきいき体験支援事業補助金

補助金 No.	補助金名
196.	養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進対策事業)
197.	養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進支援整備事業)
226.	香川県学校保健会補助金
228.	カヌーフラットレーシング海外派遣選手選考会補助金
230.	四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金
234.	スポーツ団体育成事業補助金
243.	人権・同和教育研究推進事業補助金
245.	全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業補助金



## 第2節 今後の方向性について

補助金は、対象となる事業に対して交付することが目的ではなく、補助金を交付することにより、県が目標とする施策に対して効果をもたらすことが目的である。そのためには、常日頃から各所管課で補助金の効果を把握することも重要ではあるが、一定期間経過後には、本来の果たすべき役割が達成できているか評価し、客観的な判断を行う必要がある。

その手法として、評価指標の活用が望まれる。評価指標には、①補助金の目的を果たすための目標設定、②進捗管理の指針、③成果尺度という機能があり、補助金の目標設定のみならず、進捗状況や成果尺度においても有用なものである。

そこで、既存の補助金を含め、新たに補助金を創設する場合は、まず評価指標を設定し、その達成度合いを把握しながら、補助事業自体の見直しや廃止に活用できるよう、統一的な補助金のルール作りを将来的に検討していく必要があると考える。

さらに、1つの目的または類似の目的に対して複数の補助金が設立されているケースがいくつか存在した。施策立案する立場からは多様なメニューが必要との発想であるが、整理統合を検討する第三者的な評価も必要となってくる。

具体的には、前述した補助金の目的達成度合いの評価を含め、行政評価や各種監査を活用し、所管課とは別の主体となる予算編成担当課で評価を行うなど、年間を通した計画的で具体的な深度ある評価を実施し、県民にとって客観的に必要十分な補助金額が予算計上されるような体制づくりを検討すべきであろう。

### 第3節 個別補助金の指摘・意見一覧

#### 1. 「指摘」と「意見」の区分

「指摘」と「意見」結論部分の記述において、これらを次のように区分した。

「指摘」・・・法令規則違反に限定せず、経済性・効率性、有効性の観点から、是正・改善が必要であり、監査人が重要と判断した事項。

「意見」・・・指摘には該当しないが、監査人が必要ありと判断した時に、香川県の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解。

#### 2. 個別補助金

以下に、個別補助金の指摘・意見一覧を記載する。

##### (1) 政策部

#### 【指摘】

##### 1. 香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金

###### ① 補助金の見直し

「魅力ある地域づくりの推進」のためには、既存の団体への単発的な補助金の交付を行っていても、その成果が期待しにくい面がある。魅力ある地域づくりのためには、地域コミュニティ団体等への指導的事業が期待される。県が見直しを考えている活動支援事業は、地域活動を行う新しい団体の組成・育成を目的としており、県の見直し趣旨に従った新しい補助金として見直す必要がある。

##### 2. かがわ暮らし体験施設整備事業補助金

###### ① 補助金の見直し

平成25年度・平成26年度の2か年に渡って、本事業への市町の取組みが進捗していない状況を踏まえ、平成27年度においては、市町の実施見込みをより正確に把握するとともに、平成25年度から平成27年度までの3年間の実績を踏まえ、廃止又は人口減少に対してより利活用ができる補助金への見直しが必要である。

#### 【意見】

##### 1. 香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金

###### ① 補助金の効果検討の実施

「魅力ある地域づくりの推進」を目的として補助金を交付しているため、その成果は検討しにくい面もあると思われるが、補助金交付に対する効果の検討は必要である。採択時の評価内容が実現化され、地域コミュニティが強化されているか、地域の活性化に貢献できているか等を評価することにより、補助金交付の効果検討を行うことが望まれる。

##### 4. 香川用水水源の森保全事業補助金

###### ① 効果検討の方法の見直し

効果検討については高知県からの説明に頼っているが、補助金支給に対する効果が十分

に得られているかを確認するためには高知県や嶺北広域行政事務組合とより連携して効果検討の方法を検討していく必要がある。現地調査についても1ヶ所を実地確認し、その他は高知県からの説明を受けているが、1ヶ所とする合理的な理由はなく、今後現地調査の件数についても検討していくことが望まれる。

## 12. 地方バス路線維持費補助金

### ① 収益改善についての十分な検討

「準生活交通路線維持費補助金」は、最終受領者の対象事業が3年連続して収支が悪化した路線については、補助金を減額、平均乗車密度が5人未満の準生活交通路線については、3年で交付を打ち切るといったものとなっている。収支が悪化した路線について補助金を継続する場合においては、補助金を交付することにより収益改善が図られることについて、十分な検討が望まれる。

### ② 改善例を参考にした指導

「地域生活交通路線運行費等補助金」についても、補助金対象事業の損益の悪化が進むと補助割合が減少していくものとなっている。全国の市町によっては、バスの小型化等による損益改善のケースがみられる。県においては、より積極的に市町に改善例を示す等の指導を行っていくことが望まれる。

## (2) 総務部

### 【指摘】

## 26. 私立高等学校通信制課程教科書等給与費補助金(私立高等学校通信制教科書等補助)

### ① 利用促進のための対策

公立高校に設けられている制度であり、私立高校で通信制課程が開始されたことで公立高校と同様の補助金が平成24年度より設けられているが、利用実績がない。利用されなければ補助金の目的も達成できないので、県と学校が連携を密にして、対象生徒の把握や周知を適切に行うなど、補助金制度が利用されるための対策を講じる必要がある。

### 【意見】

## 19. 私学退職金社団補助金

### ① 補助金の補助率の検討

全国的な制度で各都道府県が補助を実施しているものであり、当県でも支給をしているが、補助率は各都道府県で決めることは可能であり、各年度末での退職給付の要積立額に対する現在の積立額の十分性について確認し、毎年、補助率を検討することが望まれる。

### ② 補助金交付先への指導

平成25年度末の交付先の年金財政の積立不足額があることから、今後とも、年金資産の運用方針や、掛金率、退職給付率の見直しの必要性など社団に対して指導することが望まれる。

## 20. 個人立等幼稚園教材教具費補助金

### ① 実績確認の強化

対象幼稚園の収支予算書では父母からの教材費収入が計上されているが、補助事業の実績確認は補助金で対象とした経費のみの確認となっており、父母負担経費との区分の確認は聞き取りにとどまっている。経済的負担を軽減する補助金の目的に照らして、父母負担による教材費の支出内容もあわせて確認することが望まれる。

21. 日本私立学校振興・共済事業団補助金

① 補助金の補助率の検討

本補助金については、定量的な指標による効果の検証は困難であるが、補助金の目的は私立学校及びその教職員の掛金軽減による私立学校の振興であるので、補助率については全国の状況等も踏まえ、検討することが望まれる。

22. 私立学校団体研修事業費等補助金（香川県私立幼稚園連盟補助）

① 交付先団体全体収支の認識

実績確認、効果検討の為に支出経費の確認を行っているが、幼稚園連盟全体の収支の確認が出来ていない。幼稚園連盟全体の収支では繰越金があり、会費や参加費等の収入で支出経費が賄えているかどうか、補助対象以外で無駄な経費支出がないかどうかの確認により、補助金額を決定することが望まれる。

23. 私立学校団体研修事業費等補助金（一般社団法人香川県専修学校各種学校連合会補助）

① 補助対象経費の経費削減の指導

研修回数を確保するためには、1回の研修で参加者25名の会場費が151千円のように、経費削減を必要とするものも見受けられるため、社団に対して開催費等を抑えるなど経費削減の指導が望まれる。

31. 青少年再犯防止活動事業費補助金

① 交付団体全体収支の把握

補助金の実績確認は補助金額が対象事業の経費の1/2以内で、支出経費が適切か確認を行っている。交付先の年間収支予算は収入9,000千円、支出9,000千円であり、現状自己資金での事業運営は難しい状況であるが、今後収支が改善すれば自己資金での事業運営も可能となることから、交付先全体収支等の状況についても確認することが望まれる。

(3) 危機管理総局

**【指摘】**

該当事項なし。

**【意見】**

38. 自主防災力強化事業補助金

① 県の市町への指導

本制度は平成 24 年度に開始し、平成 25 年度で 2 年目となるが、平成 25 年度予算額に対する実績は 68%となっており、制度づくりに加えて、申請促進が重要である。平成 25 年度までに 1 校区も申請のない市町があり、市町の意識改革も必要であると思われ、補助金支出の目的を達成させるべく、補助金活用に向けた県の市町への積極的な助言が望まれる。

(4) 環境森林部

**【指摘】**

該当事項なし。

**【意見】**

41. 公害測定機器整備費補助金

① 測定局の再配置の検討

大気汚染常時監視測定局は、社会経済動向の変化、大気汚染物質の排出源及び環境濃度の動向などに注意を払い、その配置について定期的に点検及び評価を行い、適宜見直しを行う必要がある。本補助金は昭和 61 年度から継続して実施している補助金であり、設置当時からの環境の変化を踏まえ、その配置場所等が適当であるかについての検討が望まれる。

47. 林道事業単独県費補助金

48. 治山事業単独県費補助金

① 補助金の目的の明確化

「林道・治山事業単独県費補助金交付要綱」に定められている補助金は、国庫補助金の補完的な役割を担っており、国庫補助金と目的を同じくするものとして、交付要綱の採択基準の中に示されているとのことであるが、独立した条項として目的を明確化することが望まれる。

(5) 健康福祉部

【指摘】

65. 香川県在宅福祉事業費補助金

① 実績報告書の不十分な審査

平成 24 年度、平成 25 年度の補助金の執行状況を確認したところ、事業実績報告の対象経費実支出額に、要綱では補助対象経費となっていない「支払負担金 605 千円」が含まれていた。両年度の補助金交付実績において最終的な補助金交付額に影響はないものの、訂正等があれば実績報告書の審査時において事業実績報告の確認を徹底し、補助対象事業者へ指導すべきである。

67. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金

① 交付要綱に基づかない実績報告書

平成 25 年度の事業実績報告書では、基準額、対象経費の実支出額、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がいずれも同額で記載されていた。事業実績報告書は、交付要綱に基づき、基準額を上回る場合においても対象経費の実支出額及び当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の正確な金額を記載するよう指導を行うべきである。

73. 香川県人権保育研修事業補助金

① 変更承認申請手続きの未実施

申請時の事業予算書の歳出の部における経費の配分額と実績報告書における経費の配分額は異なっており、「報償費」においては 60%以上補助金額が増加していたが、経費の配分の変更にかかる書類は知事に提出されていなかった。申請時よりも負担額が大幅に増加している経費については、その増加分について発生理由、補助対象事業にかかる必要性について確認し、交付要綱の定めに従い、知事の承認を受けなければならない。

74. 香川県保育対策等促進事業費補助金

① 交付要綱の改正

本補助金の補助対象事業である家庭支援推進保育事業の交付対象が、交付要綱において、平成 23 年 3 月 31 日で廃止されたものの記載となっている。現在、本事業に該当する事業は、平成 25 年 5 月 16 日雇児発 0516 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」（平成 25 年 4 月 1 日から適用）の別紙「家庭支援推進保育事業実施要綱」により定められており、交付要綱の改正が必要である。

② 補助金額の算定根拠の見直し

本補助金の算定式は、基礎となる国庫補助金が平成 25 年度より定額補助に変更されたことを反映しておらず、補助対象保育士の勤務日数が増えるほど補助基準額が減少することとなり、補助目的と整合しないものとなっている。また、算定式に用いられている 1 日当たり単価についても、現在の正規・非正規保育士の給与水準と比較し妥当であるかの検証がなされておらず、算定根拠の早急な見直しが必要である。

③ 実績報告の検証と方法の見直し

事業実績報告において、指導計画や定期家庭訪問の実施確認資料や「市町における対象経費の実支出額」の算定根拠の明確な記載がなく、基準額の算定式の不備もあった。市町からの事業実績報告書は、本補助対象事業の事業実績確認および交付額の確定の唯一の根拠資料であり、その内容の正確性、十分性については十分に検討すべきであり、市町と連携を図り、事業実績報告の方法を見直す必要がある。

101. 公衆浴場施設改善資金利子補給補助金

① 補助金の見直し

本補助金については、営業施設の改善を新規借入して行うことはほとんどなく、平成 26 年度をもって既存の借入に対する利子補助も終了予定であることから、新規の借入が見込まれなくなった時点で廃止すべきである。

【意見】

65. 香川県在宅福祉事業費補助金

① 補助金の有効性

老人クラブ数及び会員数は、平成 21 年度末以降減少し続けており、背景として、平成 25 年 4 月 1 日の改正高年齢者雇用安定法の施行による 60 歳以上の労働者の増加等があった。このような社会情勢を踏まえて、香川県は老人クラブに所属することによるメリットを広く周知するなど会員数の増加に努めるとともに、今後も老人クラブ数及び会員数の減少が続くようであれば、本補助金の必要性について検討が望まれる。

70. 香川県フォローアップ研修事業費補助金

① フォローアップ研修内容の共有化

フォローアップ研修の受講対象者は、介護経験概ね 5 年以上の者であり、指導者となって 1 年以上の者が受講することとしており、フォローアップ研修の内容で有益なものについては、他の指導者にも共有してもらうことが望まれるので、年 1 回指導者が集まっている場を使って研修内容を共有してもらう等の工夫をすることが望まれる。

73. 香川県人権保育研修事業補助金

① 補助金額の算定根拠の明確化

本補助金の補助金額の算定根拠については、交付要綱上具体的な定めはなく、過去 5 年間の交付実績は每期同額の交付となっている。本補助金は、昭和 59 年度から交付を開始しており、補助開始から長期間が経過していることもあり、現在の補助金額 5,000 千円の算定根拠については不明瞭となっている。交付要綱を見直し、補助金額の算定根拠を明確にすることが望まれる。

86. 川部みどり園地域生活移行支援補助金(備品購入補助)

① 補助金の周知方法の検討

本補助金の過去 3 か年における交付実績がないことについては、所管課においても原因分析を実施し、本補助金の周知方法について平成 26 年度には見直しを実施しているが、今後も継続して交付実績等のモニタリングを実施し、補助金が有効に活用されるよう検討を続けることが望まれる。

88. 香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金(グループホーム等見学補助・生活体験事業補助)

① 補助金の周知方法の検討

平成 25 年度の補助対象の見直しにあわせて、新たに補助対象とされた事業であるが、平成 25 年度には交付実績がない。平成 26 年度においては、周知方法を見直し、自立支援協議会において指定障害福祉サービス事業者に対して補助金を周知するなど、利用者の増加を目指した取組みを実施しているが、今後も引き続き応募数・交付実績をモニタリングし、補助金が有効に活用されるよう検討を続けることが望まれる。

93. ドクターバンク推進事業費補助金

① 補助金の在り方の検討

補助金額が平成 21 年度以降毎年度減額になっており、今後も減額する見込みであれば、WEB サイトの保守メンテナンス費用の圧縮が必要になることも予測され、補助金の効果が期待できないものになる可能性がある。事業の適正額を把握のうえ、適正額を減額せず維持することや医師会への負担を求めること等、補助金自体の在り方について検討が望まれる。

97. 公的医療機関における病院内保育所運営費補助金

① 補助打ち切りの合理性

「公的医療機関における病院内保育所運営費補助金」のみが平成 25 年度をもって廃止とすることとされていた。平成 26 年度においては、新制度への移行によって補助の継続が決定したが、当該決定を待つまでもなく、継続についての議論がなされるべきであり、合理的な理由のない補助金の打ち切りにならないように、今後においては事前に措置を講じる等の慎重な対応が求められるので、国の動向などを常に注視することが望まれる。

100. 医薬品情報センター事業費補助金

① 補助金の定量的な効果検討

医薬品の安全性確保を目的にするものであるため、最終目標に対する効果検討は事後的に重篤な副作用が発生していないことをもって検討する以外にないという考え方もできるが、相談事業や啓発事業に関しては、相談件数や啓発事業の開催回数により事業の状況を把握できる。事業の状況を定量的な観点から検討し、今後の事業展開に当該検討を活かすようにしていくことが望まれる。



(6) 商工労働部

**【指摘】**

該当事項なし。

**【意見】**

103. 公益財団法人かがわ産業支援財団運営費補助金

① 補助金額の算定見直し

本補助金はプロパー職員の退職給付引当金の一部を補助するものであるが、算定額は平成 16 年度に退職給与引当金必要額を算定したうえで、積立に不足する額（年間約 1,000 千円/人）について、その一部を県が補助することとした。補助金開始時の平成 16 年より 10 年経過し、その間、予算計上時に補助金額の妥当性の検証を行っているとのことであるが、財団の収支及び財産の状況の観点からも検証が望まれる。

② 補助金額の算定根拠となる修繕計画の精査

公益財団法人かがわ産業支援財団運営費等補助（大規模修繕費）は、香川産業頭脳化センタービルの大規模修繕計画に基づき修繕費の一部を県が補助するものであるが、その算定額は平成 23 年から平成 41 年にかけて発生する修繕計画をもとに、年間 25,000 千円を上限としている。その上限額の設定根拠となっている修繕計画については、毎年精査することが望まれる。

104. IT スクエア運営費補助金

① IT スクエアの利用促進

平成 13 年に開始、11 室を 13 年間運用しており、補助金の交付を開始してから通算 14 人が法人化しているが、補助金の効果としては、十分でないと思われる。起業者が少ないのか、入居者の募集活動に問題があるのか不明であるが、11 室を上回る入居者の申し込みが望まれるので、公益財団法人かがわ産業支援財団に対して、IT スクエアの運営について一層の利用促進を求めていくことが望まれる。

109. 糖質バイオ活用支援補助金

117. 希少糖食品開発支援補助金

① 補助金要綱の改正

平成 26 年度当初予算では引き続き、糖質バイオ活用支援補助金として 14,000 千円が予算化されているが、希少糖含有シロップを使った商品については、すでに多くの商品が上市されていることから、今後は、次の展開を見据えた商品に限定するなどの要綱の改正が望まれる。

② 採択方法の検討

平成 25 年度の補助金申請に伴う採択方法及び採択実績を検証した。そのうち採択 1 件（希少糖食品）については、事業の進捗が当初の想定から遅れており、商品化できていない。希少糖食品開発支援事業については、短期的な効果発現を期待しているものと思われるが、趣旨に合った採択となっていたのか疑問である。採択にあたっては、短期的な効果発現の可能性について十分な検討が望まれる。

112. かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金

① 補助金の目的の明確化

かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金交付要綱に定めている交付目的は、「知事は、団体が行うかがわ健康関連製品開発地域構想推進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。」と記載されており、本補助金の目的についての具体的な記載がされておらず、不明確となっている。交付要綱において本補助金の目的を明確にすることが望まれる。

114. 大手企業展示商談会出展補助金

① 交付要綱と交付補助金の不整合

本補助金の交付要綱は、「中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与することを目的として補助金を交付する。」としているが、本補助金は、中小企業に係る部分を除く、大企業・大学分に係る経費及び県の物産展、観光 PR に係る経費が補助対象経費となっており、目的にあった要綱に整備することが望まれる。

116. ネットワーク等形成事業補助金

① 事業の予算編成

希少糖ブランド化支援事業については、平成 25 年度当初予算においては県の広告料、賃借料として予算化されていたが、その後、公益財団法人かがわ産業支援財団への補助金交付として変更された。当初予算編成の段階から、業務の性格に応じた予算編成をするよう努めることが望まれる。

(7) 農政水産部

【指摘】

143. 有機農業等行程管理登録補助金

① 補助対象事業の見直し

生産者は、現状では有機 JAS、JGAP 取得に至るまでの段階で課題をかかえている。そのため、本補助金の利用にまで至っておらず、有機農業等に取り組む生産者の育成という目的に対して有効に機能していない。本補助金については、一度廃止を検討し、目的に対しより効果的な補助対象事業を検討すべきである。

149. 「おいでまい」生産・販売拡大対策補助金

① 補助金の見直し

実際、市場価格と連動した生産者手取単価についても、「ヒノヒカリ」など他の品種との比較において年々高額になる傾向があり、今後は、補助金の効果は見込めないものとなってきている。よって、当該補助金を廃止し、別途「おいでまい」の品質維持・高価格での価格安定に適した補助金を創設し、「おいでまい」のブランド化に資する効果的な補助をすべきである。

188. 瀬戸の農村いきいき体験支援事業補助金

① 事業完了前に実施された現地調査

平成 25 年度における補助金の交付実績のうち、事業完了日前に現地調査が実施されているものがあった。現地調査は補助事業成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査するために実施する手続であり、原則として事業完了後に実施すべきである。

191. 生産者団体等による残留農薬等の検査に対する支援費補助金

① 補助事業の見直し

本補助金は、県漁連が実施する養殖魚に含まれる化学物質（ダイオキシン類、有機スズ化合物）の検査費用の一部を補助するものであるが、補助金額の減少を受けて、補助事業者においては検査の検体数を減少させており、本補助金の有効性が失われる可能性がある。香川県及び生産者における本事業の重要性について再検討し、補助金額も含めて今後の事業の在り方について検討すべきである。

196. 養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進対策事業)

197. 養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進支援整備事業)

① 事業完了日前の実績報告書

養殖業ブランド化推進整備事業にかかる補助金については、実績報告書が事業完了日前に提出されていたが、その原因等について実績報告の審査時に確認されていないものがあった。実績報告の審査においては、交付要綱に基づいた審査を実施し、交付要綱に基づく実績報告の提出を補助事業者へ指導すべきである。

【意見】

139. 農地集積促進事業費補助金

① 要件変更後のフォローアップ

平成 26 年度には、生産物の処分権を含まない作業受託をも対象とし、要件を拡大していることから、要件拡大による補助金交付件数の伸びを確認し、新たな対象先が農地集積につながっているかの効果検討を継続的に実施するなどのフォローアップを行っていくことが望まれる。

140. 推進体制整備事業市町推進費補助金

① 推奨活動計画の策定

県は、より具体的な市町への推奨活動計画を立て、今後どの程度の市町主催の研修等を開いてもらうのかを明確にして、推奨活動を推進していくことが望まれる。

141. 農業近代化資金利子補給費補助金（集落営農支援資金利子補給補助金）

① 実績を重視した廃止の検討

本補助金については、交付実績がなくなった平成 23 年度時点で、実績がないことを重視し、環境に照らして補助金の仕組み等に問題がないかを検討して、廃止の検討を行うべきであったと思われる。

161. 中古施設・資材有効活用対策事業費補助金

① 補助期間終了後のフォローアップ

本補助金の交付目的は、中古物件流動化の仕組みにより新規担い手、規模拡大農家の初期投資の軽減を実現することにより、成約に至ってはじめて本補助金の有効性が示されるものである。今後も事業効果の測定を継続し、成約件数の増加にむけて県農協と協議を重ね、課題の改善に努めることが望まれる。

170. 讃岐三畜流通消費対策事業費補助金

① 効果測定の再検討

本補助金の目的は讃岐三畜として一体的・効率的に銘柄化を推進することにより、本県畜産の活性化を図ることを目的としているが、讃岐三畜について銘柄を知ってもらうという目的は県内ではすでに効果が出ており、認知された銘柄をどのように購買意欲につなげるのか、またどのように情報を伝えるのかということについて考える時期である。県が効果測定を段階的に設定していくことが最終目的達成に向けて今後必要となると考える。

176. 土地改良事業費補助金（香川県土地改良事業団体連合会補助）

① 事業報告書の支出内訳の不備

提出された事業報告書の支出内訳を確認したところ、研修の実施日が2月7日であるにもかかわらず、研修案内切手の支出日が3月31日とあり、研修実施日と支出日に齟齬があった。支出内訳や領収書等のチェックを行い、切手の使用日を適切に支出内訳に記載するよう、適切な指導に努めることが望まれる。

180. 香川県経営体育成土地利用調整推進事業補助金

① 補助対象経費の明確化

土地利用調整推進事業においては、香川県、市町及び農業事業者が協力して実施する事業であり、三者間で負担すべき経費が不明確とならないよう交付要綱上補助対象経費を明確化することが望まれる。

183. 香川用水特殊施設管理費補助金

① 補助金の効果検討

本補助金の効果については、香川用水土地改良区の運営状況とあわせて各年度の賦課金額、受益面積当たり賦課金単価の推移等を把握し、本補助金が香川用水土地改良区の負担軽減、ひいては農家の負担軽減に効果を有していることを確認することが望まれる。

187. さぬき農村ふれあい推進事業費補助金

① 補助対象事業にあわせた成果指標の設定

補助対象事業には、地域の特産品の商品化による地域活性化事業等も含まれており、当該商品の販売実績や特産品の生産量・消費量の推移等も成果指標とすることが可能である。複数の成果指標を用いることで、より多面的な効果検証が可能となり、補助事業の内容や金額の見直しに有効であるため、各補助対象事業にあわせた成果を確認することが望まれる。

② 事業実施主体の自助努力の促進

過年度における交付実績を確認したところ、平成 25 年度の最終交付先 5 件のうち 3 件は過去 5 年間に於いて 4 年以上交付を受けている先であり、平成 25 年度に新たに交付先となった先は 1 件のみであった。事業実施期間を 1 年間としている趣旨を鑑みると、継続して補助を受けている事業実施主体に対しては、今後自助努力を促し、より効果的な事業への補助を目指すことが望まれる。

③ 重要な変更の検討

本補助金については、事業相互間の経費の付替によらない事業費の増減については重要な変更にはあたらないものとされているが、大幅な変更がある場合には、事業の有効性の観点から問題視すべきであり、重要な変更として取り扱うことを検討することが望まれる。

190. ふるさと水と土指導員活動支援事業費補助金

① 補助金の効果検討

本補助金は、成果指標の設定が困難であることを理由に効果検討を実施していない。最終の目標が中山間地域の活性化という捉え難いものである以上、助金申請時に指導者の方に予め活動計画の目標を定性的な形であっても定めてもらい、実績報告書や活動報告書、現地調査でその目標がどの程度達成できているのかを検討することが望まれる。

② 活動内容の共有化

指導員の任命が始まったのが平成 24 年度からであり、今後は指導者の方同士の交流の場を設け、活動内容の中で効果の高いものを県が他の指導者に紹介することで、指導者の活動内容を共有化する機会を作ることが望まれる。

195. 水産振興総合対策事業費補助金

① 補助対象事業の明確化

水産振興総合対策事業費補助（一般分）については、香川県水産振興総合対策事業実施要領において「知事が特に必要と認める事業」について具体的な事業種目、補助対象経費の定めがなく、補助対象が不明確なものとなっている。交付要綱、実施要領の整備を行い、補助対象事業、補助対象経費について明確に規定することが望まれる。

② 補助金終了後の重要稚仔放流事業の在り方

水産振興総合対策事業費補助（水産振興協会関連）は、豊島廃棄物等処理事業のスケジュールを鑑み平成 28 年度に終期設定されているが、補助金交付終了による事業実施主体の負担の増加は著しいものと考えられる。事業の重要性を鑑み、本補助金交付終了年度の平成 28 年度以降における補助の在り方について検討することが望まれる。

(8) 土木部

**【指摘】**

該当事項なし。

**【意見】**

該当事項なし。

(9) 教育委員会事務局

**【指摘】**

226. 香川県学校保健会補助金

① 補助金の見直し

交付開始から55年間程度経過するが、実質的な見直しは行われていない。香川県学校保健会の平成24年度決算、平成25年度決算及び平成26年度予算における繰越金は、それぞれ、246千円、237千円、11千円となっていることや、公益財団法人日本学校保健会に対して、平成24年度363千円、平成25年度362千円が拠出されているが、公益財団法人日本学校保健会の財産状況において繰越金が多額であること、研究助成費が平成26年予算では減額されていること、等の香川県学校保健会の運営状況を踏まえて、適正な補助金額に見直す必要がある。

**【意見】**

223. 香川県公立小中学校耐震化促進事業費補助金

① 補助金の在り方の検討

本補助金は、小中学校建物の早期耐震化の促進と小中学校の統合の促進という2つの目的を有するものであるが、平成24年度以降、本補助金の補助対象事業は、実質的に「統合にかかる新增築工事」のみとなっており、平成27年度末までの時限措置とされているが、小中学校の統廃合については、今後ますます重要な課題となる事項である。以上を踏まえ、統合に係る補助金の在り方を検討することが望まれる。

224. 公立小学校運動場芝生化学業補助金

① 事業実施後の効果・課題の把握

本補助金の事業実施主体は、事業実施主体からの報告は実施年度の単年度の報告のみであり、事業実施後の事業効果や課題の継続的な把握はなされていない。芝生化学業は継続的な維持管理が必要となる事業であり、事業実施後の効果や課題を抽出し、後続の活動をより効果的・効率的なものにすることが重要と考えられる。平成21年度のモデル事業開始から5年が経過しており、芝生化学業実施校における効果・課題の把握を実施し、今後の事業の促進に役立てることが望まれる。

② 事業計画の明確化

本補助金の前身の「公立小学校運動場芝生化学業モデル事業補助金」を開始してから、すで

に5年が経過しているが、具体的な芝生化計画や目標芝生化実施率等は設定されておらず、事業の達成度や今後の見通しが把握できない状況となっている。本事業については、今後の事業活動をどのように広げていくのか、具体的な計画や段階的な目標設定について検討することが望まれる。

③ 県内全域での実施

全校数に対する実施校数の割合（実施率）は高松市と高松市以外で比較すると、高松市以外での実施率が低く、地域的な偏りがみられる。これは、本事業の目的は地域特性を有するものではないため、地域が偏ることなく香川県内全域で本事業を推進すべきである。高松市以外の市町に対し、本事業についてより一層周知に努めることが望まれる。

225. 高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書・学習書給与補助金

① 補助金の支給時期

本補助金については、平成26年度は給付金の支給後の12月以降に給付金と併給していないことを確認の上、補助金支給する予定であるが、平成27年度は、国において給付金の支給基準日を早くすることを検討しているとのことであり、本補助金についても支給時期の早期化を検討することが望まれる。

226. 香川県学校保健会補助金

① 補助事業調査の方法

実績報告書には添付された収支計算書は収支が一致するものとなっている。定額での補助金の交付ということで、このような状況が起こっているものと思われるが、補助対象経費としているものについて、任意に対象経費とすることを許容しているため、一部が含まれる対象経費の総額を検証することが望まれる。

227. 香川県競技スポーツ強化本部補助金

① 補助金の効果検討（香川県競技スポーツ強化本部補助金）

それぞれの事業が効果的に競技スポーツの強化とつながっているかの効果検討を行うとともに、過去20年間の目的の達成度合も踏まえつつ、最も効果的に行える事業に対して補助を行うことが望まれる。

② 配分方法の見直し（優秀選手強化対策事業補助金）

国体での総合順位を20位台に維持できるように効果的に強化事業を実施するとしているが、平成21年度以降は45,000千円の補助金を、国体競技40団体に過去の実績及び選手数により配分している。その中には、過去5年間に国体で入賞のない競技団体6団体に対する配分も含まれており、県独自に配分方法を検討することが望まれる。

228. カヌーフラットレーシング海外派遣選手選考会補助金

① 負担割合の検証

県の補助金の交付額は2,000千円の定額となっており、16年間見直しは行われていない。負担割合及び交付額は制度創設時に協議の上、決定しているとのことである。事業を取り巻く環境の変化があり、支出内容にも変化があると思われるので、負担割合の検証は必要と考える。

② 補助事業調査の方法

実績報告書に添付された収支決算書は収支が一致するものとなっている。また、県の補助金対象項目について、当初の収支予算書と収支決算書の間で一部不整合となっている項目があった。定額での補助金の交付ということで、任意に補助対象経費とすることを許容しているため、収支計算書による検証に加えて、収支予算書との比較検証、全体の収支計算書の状況を把握することが望まれる。

230. 四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金

① 補助事業調査の方法（四国ブロック高等学校体育大会運営補助金）

実績報告書に添付された収支計算書は収支が一致するものとなっている。定額での補助金の交付ということで、このような状況が起こっているものと思われるが、補助対象経費としているものについて、任意に対象経費項目とすることを許容しているため、大会の全体の収支決算書を入手し、補助対象経費を検証することが望まれる。

② 補助事業調査の方法（四国ブロック中学校体育大会運営補助金）

補助事業調査は、香川県中学校体育連盟が持参した証拠資料（領収書等）により調査しているが、報償費 172 千円、需用費（印刷製本費）のうちの 96 千円の合計額 268 千円については、四国中学校体育連盟の領収書となっており、支払業者の領収証のコピー、按分額の検証結果の確認を行うことが望まれる。

③ 補助対象経費の範囲

四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金について、それぞれの実施要領に定められた補助対象経費は、謝金（競技役員等の謝金）、旅費（選手及び引率教員の旅費は除く。）、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、食糧費となっている。平成 25 年度の県の補助対象経費は、四国高等学校選手権大会では、印刷製本費、使用料及び賃借料、四国中学校総体では、旅費、印刷製本費となっており、実際の運用に合わせた補助対象経費の絞り込みが望まれる。

231. 香川県高校野球強化対策事業補助金

① 効果ある施策の検討

優秀校強化策として秋の県大会ベスト 4 の高校を対象としているが、補助の対象校以外の高校が甲子園に出場するなど、強化策の効果が必ずしも直結していない面も見られる。現在の強化策を十分検証し、より効果ある施策の検討が望まれる。

234. スポーツ団体育成事業補助金

① 事業内容の検討

本補助事業は、補助金の減少により、補助割合が低下し、補助の効果が薄れてきている。効果的な補助事業となるように対象事業の絞り込みの検討が望まれる。

② 補助対象事業収支の確認

実績報告書により、補助対象事業への参加者の参加費や、会費の確認がなされていない。補助対象事業の支出経費のみでなく、収入についても確認を行うことにより補助金利用実績を確認することが望まれる。



243. 人権・同和教育研究推進事業補助金

245. 全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業補助金

① 補助事業調査の方法

補助事業調査は、「(証拠資料) 領収書により調査」のみであり、現地調査は行っていないが、領収書はいずれも、印刷費 200 千円、会場使用料 220 千円として、香川県人権保育連絡協議会が発行したものとなっている。決算書の作成を香川県人権保育連絡協議会が行っているため、当協議会の領収書となっているとのことであるが、同一の関係団体と見受けられる可能性もあるので、現地調査により、最終支払先の領収書等の検証を行うことが望まれる。

② 実績報告書の添付書類

本補助金は、平成 25 年度より県の担当職員 4 名にて現地調査を行い、人権・同和教育研究団体の全体の収支決算書についての証憑類の検証がなされているとのことであり、実績報告書の添付書類として、検証を行った収支決算書を添付することが望まれる。

③ 補助対象経費の明確化

各々の交付要綱において、管理運営経費のうち、補助金交付の対象として認める経費の一部について、補助金を交付するとしているが、交付要綱等において補助対象として認める経費が明確にされていない。交付要綱等において補助対象として認める経費を明確にすることが望まれる。

244. 人権・同和教育進路促進事業補助金

① 補助対象経費の明確化

人権・同和教育進路促進事業費補助金交付要綱において、補助金交付の対象として認める経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付すると定められているが、事業に要する経費の全額について、予算措置され、決算額が補助金の確定金額とされて、補助金の戻入れが行われており、交付要綱において補助対象として認める経費を明確にすることが望まれる。

② 香川県人権・同和教育研究協議会との関係

香川県人権・同和教育研究協議会（以下、研究協議会）の会長及び事務局次長は、香川県人権・同和教育進路促進委員会（以下、進路促進委員会）の委員長を兼任、事務局次長を兼務している。会長の報酬は進路促進委員会にて負担、事務局次長の報酬は、研究協議会の比重が高いということで研究協議会が負担している。また、進路促進委員会の事務局は研究協議会の事務所に置いているが、事務所使用料は全額を研究協議会が負担している。いずれも県の補助金の対象経費となっているが、補助金間での入り繰りが生じている。研究協議会が会員組織であり、総会での決算報告にも関わる事項であり、当該事項の整理が望まれる。

(10) 公安委員会

**【指摘】**

該当事項なし。

**【意見】**

該当事項なし。

第4章 各部(個別補助金の監査)

第1節 政策部

1. 香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金

補助金名	香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金									
要綱名	香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金交付要綱									
担当部局	政策部			担当課		政策課地域づくり推進室				
分類	奨励補助									
目的	魅力ある地域づくりを推進することを目的としている。									
補助対象	以下の要件を満たすものであって、知事が適当と認めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域コミュニティ、地域力の向上に資する事業</li> <li>・地域住民が自主的、主体的に参加する活動に基づく事業</li> <li>・地域資源等を活用した事業</li> <li>・他地域のモデルとなるような事業</li> <li>・継続性、発展性が見込まれる事業</li> <li>・従来からの継続事業でないこと</li> </ul>									
補助金の算定方法	補助率：対象経費の10分の10以内 補助対象経費：報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費									
補助金交付先	民間団体									
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	H25 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		1 年	
補助割合	国	%	県	※ %	市町	%	その他	※%		
	定額補助									
平成25年度当初予算	2,500千円									
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	一件		一件		一件		一件		7件	
	一千元		一千元		一千元		一千元		2,328千円	
交付額の見直し年度	一年度									

※ 対象経費の10分の10以内、1事業当たり500千円を限度とする。

### (1) 内容説明

本補助金は、地域コミュニティ機能の強化や、地域の活性化に向けた取組みを実施する地域住民等が主体となる団体に対して、補助金の交付をするものである。

従来、地域づくりは本来市町の役割としてとらえられていたが、市町での活動をさらに活性化するため、国は、平成 21 年度より 100%の特別交付税を措置した「地域おこし協力隊」の事業等を推進してきた。県においても、地域づくりについての支援事業を行うべきとの判断により、平成 25 年度より本補助金を交付することとなった。

香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金の対象事業を、適正かつ公平に選定するために、選定基準が定められている。

審査員は、香川大学生涯学習教育研究センター長、香川県連合自治会事務局長、香川県県民活動・男女共同参画課長、香川県政策課長、香川県政策課地域づくり推進室長の 5 名で構成され、各審査員が 5 つの審査項目（①有効性、②主体性・協働性、③地域性、④モデル性、⑤継続・発展性）の観点から、5 点満点とする採点を行い、全審査員の合計点を当該申請者の得点とする。

平成 25 年度の申請件数は 26 件あり、上記の採点の結果により、得点上位の 7 件が対象事業として決定した。

今後は、本補助金は廃止し、ある程度育った団体への支援のみではなく、新しい団体を生み出すところから始め、単発的な支援だけではなく研修等も含め、3 年間程度で育てていくことに力点を置いた活動支援事業が必要と考え、その趣旨に沿った補助金を検討しているとのことである。

### (2) 補助金の効果検討の実施

「魅力ある地域づくりの推進」を目的として補助金を交付しているため、その成果は検討しにくい面もあると思われるが、補助金交付に対する効果の検討は必要である。採択時の評価内容が実現化され、地域コミュニティが強化されているか、地域の活性化に貢献できているか等を評価することにより、補助金交付の効果検討を行うことが望まれる。（意見）

### (3) 補助金の見直し

「魅力ある地域づくりの推進」のためには、既存の団体への単発的な補助金の交付を行っていても、その成果が期待しにくい面がある。魅力ある地域づくりのためには、地域コミュニティ団体等への指導的事業が期待される。県が見直しを考えている活動支援事業は、地域活動を行う新しい団体の組成・育成を目的としており、県の見直し趣旨に従った新しい補助金として見直すことが必要である。（指摘）

2. かがわ暮らし体験施設整備事業費補助金

補助金名	かがわ暮らし体験施設整備事業費補助金									
要綱名	かがわ暮らし体験施設整備事業費補助金交付要綱									
担当部局	政策部			担当課		政策課地域づくり推進室				
分類	奨励補助									
目的	かがわ暮らし体験施設（移住希望者が一定期間居住し、本県の生活を体験できる施設をいう。）の整備事業（市町以外の者が事業実施主体の場合を含む。）に取り組む市町に対し、当該整備事業に要する経費の一部を補助することにより、本県への移住を促進することを目的としている。									
補助対象	本県への移住の促進を図るためのかがわ暮らし体験施設の整備であって、次に掲げるもの ・対象となる建物等（建物及びその附属設備をいう。以下同じ。）の新築及び新設 ・対象となる建物等の改修（借り上げた建物等の改修を含む。） ・対象となる建物等の購入									
補助金の算定方法	市町負担額の 1/2（補助上限額 1 件につき 1,000 千円）									
補助金交付先	市町									
直接補助・間接補助の別	直接補助又は間接補助			最終受領者 （間接補助の場合）			「NPO法人」、「公益社団法人」その他の団体			
補助開始年度	H25 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		1 年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	50%	その他	%		
	定額補助									
平成 25 年度当初予算	3,000 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		一件		一件		一件		1 件	
	交付額		一千円		一千円		一千円		429 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

本補助金の目的は、本県への移住促進を図るための一事業としての「かがわ暮らし体験施設の整備」である。

平成 25 年度に体験施設の整備が必要ということで開始したが、平成 25 年度での補助金

申請は、土庄町の1件のみであり、当初予算3,000千円に対して、実績429千円となった。  
 また、平成26年度においても、当初予算2,000千円に対して、今のところ、補助金申請は観音寺市のみとなっている。

(2) 補助金の見直し

平成25年度の土庄町の「島ぐらし体験の家」の使用状況は、平成26年3月31日以降、11月7日まで9組、延183日間の利用があり、今のところ、小豆島への移住決定をしたのは3組である。

また、移住フェアや移住体験ツアーの参加者からは、移住に至る次のステップとして、地域の状況把握や就職先・住まいの検討のために、一定期間滞在し、本県の生活を体験できる施設の有無についての問い合わせが多いとのことである。

しかしながら、平成25年度・平成26年度の2か年に渡って、本事業への市町の取組みが進捗していない状況を踏まえ、平成27年度においては、市町の実施見込みをより正確に把握するとともに、平成25年度から平成27年度までの3年間の実績を踏まえ、廃止又は人口減少に対してより利活用ができる補助金への見直しが必要である。(指摘)

4. 香川用水水源の森保全事業補助金

補助金名	香川用水水源の森保全事業補助金									
要綱名	香川用水水源の森保全事業補助金交付要綱									
担当部局	政策部				担当課		水資源対策課			
分類	奨励補助									
目的	早明浦ダム周辺等吉野川上流域の森林の水源かん養機能等を保持し、香川用水の安定供給を図ることを目的としている。									
補助対象	高知県の補助対象となった除間伐事業及び作業道整備事業									
補助金の算定方法	標準事業費の1/10 高知県造林事業等の補助に10%の上乗せ補助									
補助金交付先	嶺北広域行政事務組合									
直接補助・間接補助の別	間接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			森林所有者等		
補助開始年度	H14年度		補助終了年度		—年度		経過年数		11年	
補助割合	国	※68%	県	10%	市町	%	その他	%		
	定額補助									
H25年度当初予算		42,000千円								
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		1件		1件		1件		1件	
	交付額		24,898千円		28,000千円		23,011千円		34,058千円	
交付額の見直し年度		—年度								

※国の負担割合は国と高知県合計である。

(1) 内容説明

香川県は香川用水に大きく依存しており、その水源となるのは主に吉野川上流域である高知県の山林である。森林の水源かん養機能等の公益的機能を守ることは水資源を守る上で重要であり、公的な関与により森林整備を進めていく必要があることから、高知県の除間伐事業については、以前より国及び高知県から補助金が交付されている。しかし、吉野川上流域では、過疎化・高齢化の進行や、木材価格の低迷により適正な森林整備が困難になっており、水源林の水源かん養機能等が低下してきている。

香川県としても吉野川上流域の水源林保全が図られるよう、平成 14 年度から高知県の補助金に上乘せとして補助を開始したものである。

補助金額については、高知県で定めた面積当たりの標準単価に、申請者の作業面積を乗じて標準事業費が決定されており、上記の 10%（ただし上限は標準事業費まで）となっている。

森林所有者や森林所有者から委託を受けた森林組合等が最終の補助金受領者であり、嶺北広域行政事務組合が取りまとめを行い、香川県に申請を行っている。

(2) 効果検討の方法の見直し

効果検討については高知県からの説明に頼っているが、補助金支給に対する効果が十分に得られているかを確認するためには高知県や嶺北広域行政事務組合とより連携して効果検討の方法を検討していく必要がある。現地調査についても 1ヶ所を実地確認し、その他は高知県からの説明を受けているが、1ヶ所とする合理的な理由はなく、今後現地調査の件数についても検討していくことが望まれる。（意見）

6. 水道水源開発施設整備費補助金

補助金名	水道水源開発施設整備費県費補助金		
要綱名	香川県水道水源開発施設整備費県費補助金交付要綱		
担当部局	政策部	担当課	水資源対策課
分類	投資的経費		
目的	市町が利水参加する水道水源開発施設の整備促進を図ることを目的としている。		
補助対象	水道水源開発の用に供するダムの整備		
補助金の算定方法	山元原価（建設管理費／計画年間取水量）と基準山元原価（早明浦ダム、香川用水等の山元原価）の比に応じ、算定する。		
補助金交付先	水道水源開発に利水参加する市町		
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)	—

補助開始年度	S52	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	37	年
補助割合	国	33.3%	県	※1%	市町	※2%	その他	%
	定額補助							
H25年度当初予算	90,298千円							
補助金交付実績	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度			
	件数	4件	4件	4件	3件	2件		
	交付額	22,331千円	38,028千円	44,803千円	51,377千円	86,189千円		
交付額の見直し年度	—年度							

※1 事業により異なる。平成25年度は25.34%であった。

※2 100%から国、県の補助割合を引いた割合である。

(1) 内容説明

本補助金は利水目的のダム建設事業に関する補助金である。ダム建設工事に関しては、香川県と市町等による共同事業であり、協定書により負担割合が定められている。本補助金は市町が負担する金額から、一定の算式に基づいて計算された金額を補助するものである。

ダム建設事業費については香川県が支出し、市町の負担割合に応じた額の納付を求める形式になっている。ダム建設は着工から完成まで長期にわたる事業であるため、当初の補助金支給が確定したのちは、毎年事業費に基づいて支払が行われている。

9. 五色台水道事業運営費補助金

補助金名	五色台水道事業運営費補助金							
要綱名	五色台水道事業運営費補助金交付要綱							
担当部局	政策部			担当課	水資源対策課			
分類	その他							
目的	五色台水道事業の健全な運営を促進することを目的として補助金を交付することを目的としている。							
補助対象	五色台水道事業							
補助金の算定方法	五色台水道事業運営に係る年間電気代							
補助金交付先	五色台水道事業（香川県水道局）							
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—		
補助開始年度	S53	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	36	年
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							



H25 年度当初予算		2,368 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	交付額	2,225 千円	2,172 千円	2,354 千円	2,369 千円	2,715 千円
交付額の見直し年度		一年度				

(1) 内容説明

水道局が行っている事業の一つである五色台水道事業に関する補助金である。

五色台水道事業は給水対象が少なく、長期にわたり赤字採算であるため、以前より赤字分の補てんを補助金として交付していた。もともと企業債償還利息や賃借料等について補助していたが、その後見直しを行い、現在は事業に係る電気代相当を補助している。経営改善については、平成 16 年度以降、用水供給事業会計へ維持管理や一部施設の管理を委託し、一体管理を図りスリム化を推進して単年度黒字を計上しているものの、修繕等に係る費用が捻出できない状況である。また、高松市への移管について協議を行う他、補助金について厚生労働省と検討を行ったが該当するものがなく、問題解決には至っていない。

11. 離島航路補助金

離島航路補助金については、市町に対する補助金部分とその他に対する補助金部分に分かれることから各々の部分に分けて表を記載している。

補助金名	香川県離島航路運営費等補助金(市町)						
要綱名	香川県離島航路運営費等補助金交付要綱						
担当部局	政策部	担当課	交通政策課				
分類	その他						
目的	県民の日常生活に必要な航路の維持・確保を図ることを目的としている。						
補助対象	離島航路運営費等補助事業						
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助航路：(実績欠損額－国庫補助額) × 1/2</li> <li>県指定航路：実績欠損額の 1/3 [直島(本村)～屏風島]</li> </ul>						
補助金交付先	市町						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H7 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	19 年		
補助割合	国	※%	県	※%	市町	※%	その他 %
	定額補助						
平成 25 年度当初予算	16,893 千円						
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	
	件数	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	
	交付額	13,279 千円	15,960 千円	17,845 千円	17,950 千円	21,937 千円	
交付額の見直し年度		一年度					

※ 国庫補助金航路については、協調補助により負担の割合が決まっている。市町補助額は県補助額と同額である。

補助金名	香川県離島航路運営費等補助金(その他)									
要綱名	香川県離島航路運営費等補助金交付要綱									
担当部局	政策部				担当課		交通政策課			
分類	その他									
目的	県民の日常生活に必要な不可欠な航路の維持・確保を図ることを目的としている。									
補助対象	離島航路運営費等補助事業									
補助金の算定方法	国庫補助航路：(実績欠損額－国庫補助額) × 1/2									
補助金交付先	航路事業者									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H7 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		— 年	
補助割合	国	※%	県	※%	市町	※%	その他	%		
	定額補助									
平成 25 年度当初予算	122,492 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		6 件		6 件		5 件		6 件	
	交付額		59,919 千円		110,547 千円		127,537 千円		106,084 千円	
交付額の見直し年度	— 年度									

※ 協調補助により負担の割合が決まっている。市町補助額は県補助額と同額である。

#### (1) 内容説明

香川県離島航路運営費等補助金は、交付先が市町と航路事業者に分けられる。このうち、国庫補助航路については、国の補助金の交付対象となっており、県の負担割合は(実績欠損額－国庫補助額) × 1/2 で決まっており、市町の負担割合は県と同額である。

県指定航路については、県の負担割合は、実績欠損額の 1/3、市町の負担割合は 2/3 となっている。

平成 25 年度の市町に対する本補助金の交付は、次の通りである。

市町名	航路の種類	航路名	実績欠損額	県補助額
観音寺市	国庫補助航路	伊吹～観音寺	43,391 千円	20,862 千円
直島町	県指定航路	直島(本村)～屏風島	3,224 千円	1,074 千円
計			46,615 千円	21,937 千円

なお、直島(本村)～屏風島航路は、スクールボートであったが、利用する生徒がいなくなったため、平成 25 年度末(平成 26.3.27)で航路廃止、平成 27 年度の補助で終了と

なる。

したがって、現在の本補助金の対象は、すべて国庫補助金航路である。

また、平成 25 年度の航路事業者に対する本補助金の交付は、次の通りである。

事業者名	航路名	実績欠損額	国補助額	県補助額
本島汽船(株)	本島～丸亀	124,645 千円	81,931 千円	21,357 千円
雌雄島海運(株)	男木～高松	31,299 千円	17,121 千円	7,089 千円
三洋汽船(株)	多度津～佐柳	37,630 千円	38,392 千円	－円
粟島汽船(株)	須田～粟島～宮の下	51,481 千円	26,784 千円	12,348 千円
小豆島フェリー(株)	宇野～土庄	172,709 千円	133,301 千円	19,704 千円
備讃フェリー(株)	丸亀～広島	85,145 千円	17,505 千円	33,819 千円
計		502,912 千円	315,036, 千円	94,319 千円

## 12. 地方バス路線維持費補助金

地方バス路線維持費補助金に関しては、市町に対する補助金部分を「香川県バス運行対策補助金」、市町以外に対する補助金部分を「香川県地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統確保維持費等）補助金」として記載している。

補助金名	香川県バス運行対策費補助金									
要綱名	香川県バス運行対策費補助金交付要綱									
担当部局	政策部				担当課		交通政策課			
分類	その他									
目的	県民の日常生活に必要な不可欠なバス路線の維持・確保を図ることを目的としている。									
補助対象	運行費									
補助金の算定方法	補助対象経費×1/2									
補助金交付先	市町									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H15 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		— 年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	50%	その他	%		
	定額補助									
H25 年度当初予算		63,952 千円								
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	市町数		12 件		12 件		11 件		11 件	
	交付額		56,120 千円		56,362 千円		63,167 千円		64,998 千円	
交付額の見直し年度		H26 年度								

## (1) 内容説明

本補助金は、「準生活交通路線維持費補助金」（平成 15 年度開始）と「地域生活交通路線運行費等補助金」（平成 7 年度開始）からなるが、平成 26 年度からは「香川県準幹線系統確保維持費補助金」として統合された。

## ① 準生活交通路線維持費補助金

本補助金は地域間幹線系統に準じる利用がある系統の確保・維持を目的としている。

準生活交通路線とは、国庫補助金制度に定める「生活交通路線」以外の路線であって、地域住民が日常生活をしていくうえで市町長が必要と認めた路線で、かつ、次の要件をすべて満たすものである。

- ・原則として複数の市町にまたがるもの。ただし、鉄道駅、港等他の公共交通機関にアクセスしているものについてはこの限りでない。
- ・キロ程が 10 km 以上のもの。
- ・1 日あたりの輸送量が 15 人～150 人のもの。
- ・1 日あたりの運航回数が、3 回以上のもの。

## (路線維持費補助金)

補助金の対象となる市町は、乗合バス事業者に対し、次の基準に適合する補助事業を行う市町としている。

- ・補助対象路線は、準生活交通路線であって、補助対象期間に当該準生活交通路線の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該準生活交通路線の補助対象経常費用に達していない場合とする。
- ・補助対象経費の額は、補助対象路線における補助対象経常費用と経常収益の差額（補助対象経常費用の 9/20 に相当する額を限度とする。）と、補助対象路線に生じた運行欠損について、市町が補助した額のいずれか少ない方の額とする。
- ・平均乗車密度が 5 人未満の準生活交通路線については、本補助金の補助対象となった年度から 3 カ年を限度として交付する。
- ・3 年連続して収支が悪化した路線については、別途、知事が定める基準により補助金を減額するものとする。
- ・補助対象路線の可否の決定は、当該補助対象期間の末日における状態に応じて決定するものとする。
- ・市町は、最も少ない補助金で準生活交通路線を運行する乗合バス事業者を補助対象事業者として選定するものとする。
- ・市町は、補助対象事業者に対し、要綱を遵守するよう条件を附するものとする。

なお、補助金額は市町が交付する交付額の 1/2 以内の額とされ、その算定基礎となる補助対象経費の額は、補助対象路線における補助対象経常費用と経常収益との差額とする。

ただし、補助対象経常費用の 9/20 に相当する額を限度とする。

(車両減価償却費等補助金)

補助金の対象となる市町は、乗合バス事業者に対し、県の示した基準に適合する補助事業を行う市町である。対象となる車両は、補助対象期間中に新たに購入等を行い、主として準生活交通路線の運行に供する車両とされる。補助金額は購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額を算定基礎として使用期間割合で算定され、県は市町が交付する補助金の交付額の 1/2 に相当する額以内の額を交付する。

② 地域生活交通路線運行費等補助金

地域住民の日常生活に必要なバス路線の維持はもとより、広く公共交通機関の利用の促進を図るため、市町が地域の実情にあった市町自主運行バス（いわゆるコミュニティバス）の運行に要する経費について、補助金を交付するものであり、地域住民の生活交通手段である公共交通機関の振興に努めることを目的とする。

地域生活交通路線とは、市町が主体となり、乗合バス事業者がバス路線を廃止した場合の代替路線やバスの小型化や利用促進に向けた運行系統の再編等、運行の効率化が図られた生活交通路線など、一定の輸送量（平均予想人員が 3 人以上。ただし、市町内に鉄道、生活交通路線バスなどがなく、地域生活交通路線のみが運行されている場合にあっては、この限りではない。）が保たれ地域住民の生活交通手段の維持・確保を図るため運行され、鉄道駅、港等他の公共交通機関の乗降施設（市町自主運行バスのバス停を含む。）にアクセスしている路線をいう。

(運行費補助金)

交付額は次の補助割合で算定される。

収支率	補助割合
0.4 以上	1/2 以内
0.15 以上 0.4 未満	1/3 以内
0.15 未満	1/4 以内

※ 収支率＝収入／費用

なお、平成 26 年度改定の交付要綱では、平均乗車密度 1 人以上 2 人未満、1 人未満については、さらに補助割合が下げられている。

(車両購入費補助金)

補助金の対象となる市町は、地域生活路線の運行の用に供する車両の購入を行う市町又は、当該運行を貸切バス事業者に依頼する市町であって、貸切バス事業者が行う車両購入費について補助する市町である。

県は市町が交付する補助金の交付額の 1/2 に相当する額以内の額を交付する。

(2) 収益改善についての十分な検討

「準生活交通路線維持費補助金」は、最終受領者の対象事業が 3 年連続して収支が悪化

した路線については、補助金を減額、平均乗車密度が5人未満の準生活交通路線については、3年で交付を打ち切るといったものとなっている。その間においては、効果測定をするとともに、バス停の統廃合や路線の再編等による改善策を関係機関や地域住民との会議等で検討しているとのことである。

収支が悪化した路線について補助金を継続する場合においては、補助金を交付することにより収益改善が図られることについて、十分な検討が望まれる。(意見)

(3) 改善例を参考にした指導

「地域生活交通路線運行費等補助金」についても、補助金対象事業の損益の悪化が進むと補助割合が減少していくものとなっている。全国の市町によっては、バスの小型化等による損益改善のケースがみられる。県においては、より積極的に市町に改善例を示す等の指導を行っていくことが望まれる。(意見)

補助金名	香川県地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統確保維持費等)補助金									
要綱名	香川県地域公共交通確保維持改善事業(地域間幹線系統確保維持費等)補助金交付要綱									
担当部局	政策部			担当課		交通政策課				
分類	その他									
目的	県民の日常生活に必要なバス路線の維持・確保を図ることを目的としている。									
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線維持費</li> <li>・車両減価償却費等</li> </ul>									
補助金の算定方法	補助対象経費×1/2									
補助金交付先	バス事業者									
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	不明	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	—	年		
補助割合	国	50%	県	50%	市町	%	その他	%		
	定額補助									
平成25年度当初予算	131,851千円									
補助金交付実績		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度				
	件数	6件	7件	6件	6件	5件				
	交付額	129,027千円	88,230千円	109,621千円	113,333千円	127,521千円				
交付額の見直し年度	H24年度									
見直しの結論	事前算定方式等に変更した。									

見直しの結論理由	国の補助事業制度に合わせるため。
----------	------------------

(1) 内容説明

本補助金は、国の定める「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」の規程により、国土交通大臣が認定する「生活交通ネットワーク計画」に基づいて、補助対象事業者が広域的・幹線的なバス路線を確保・維持するために行う事業に要する経費について、国と協調して補助するものである。

補助対象経費の額は、補助対象期間における運送欠損額（費用－収入。当該運航欠損額が費用の9/20を超える場合にあっては、費用の9/20に相当する額。）とするものである。

**【指摘】**

1. 香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金

① 補助金の見直し

「魅力ある地域づくりの推進」のためには、既存の団体への単発的な補助金の交付を行っていても、その成果が期待しにくい面がある。魅力ある地域づくりのためには、地域コミュニティ団体等への指導的事業が期待される。県が見直しを考えている活動支援事業は、地域活動を行う新しい団体の組成・育成を目的としており、県の見直し趣旨に従った新しい補助金として見直す必要がある。

2. かがわ暮らし体験施設整備事業補助金

① 補助金の見直し

平成25年度・平成26年度の2か年に渡って、本事業への市町の取組みが進捗していない状況を踏まえ、平成27年度においては、市町の実施見込みをより正確に把握するとともに、平成25年度から平成27年度までの3年間の実績を踏まえ、廃止又は人口減少に対してより利活用ができる補助金への見直しが必要である。

**【意見】**

1. 香川県地域コミュニティ活動支援事業補助金

① 補助金の効果検討の実施

「魅力ある地域づくりの推進」を目的として補助金を交付しているため、その成果は検討しにくい面もあると思われるが、補助金交付に対する効果の検討は必要である。採択時の評価内容が実現化され、地域コミュニティが強化されているか、地域の活性化に貢献できているか等を評価することにより、補助金交付の効果検討を行うことが望まれる。

4. 香川用水水源の森保全事業補助金

① 効果検討の方法の見直し

効果検討については高知県からの説明に頼っているが、補助金支給に対する効果が十分に得られているかを確認するためには高知県や嶺北広域行政事務組合とより連携して効果検討の方法を検討していく必要がある。現地調査についても1ヶ所を実地確認し、その他は高知県からの説明を受けているが、1ヶ所とする合理的な理由はなく、今後現地調査の件数についても検討していくことが望まれる。

12. 地方バス路線維持費補助金

① 収益改善についての十分な検討

「準生活交通路線維持費補助金」は、最終受領者の対象事業が3年連続して収支が悪化した路線については、補助金を減額、平均乗車密度が5人未満の準生活交通路線については、3年で交付を打ち切るといったものとなっている。収支が悪化した路線について補助金を継続する場合においては、補助金を交付することにより収益改善が図られることについて、十分な検討が望まれる。

② 改善例を参考にした指導

「地域生活交通路線運行費等補助金」についても、補助金対象事業の損益の悪化が進むと補助割合が減少していくものとなっている。全国の市町によっては、バスの小型化等による損益改善のケースがみられる。県においては、より積極的に市町に改善例を示す等の指導を行っていくことが望まれる。



第2節 総務部

19. 私学退職金社団補助金

補助金名	私学退職金社団補助金						
要綱名	香川県私立学校振興団体補助金交付要綱						
担当部局	総務部	担当課		総務学事課			
分類	団体補助						
目的	公益社団法人香川県私学退職金社団が行う退職金給付事業に係る会員（学校法人等）掛金の軽減補助を行うことにより、教職員の勤務条件を向上させ、もって私立学校の振興に資することを目的としている。						
補助対象	社団会員（高等学校、中学校及び幼稚園の設置者）に対する退職金給付事業						
補助金の算定方法	会員掛金算定の基礎となる会員の雇用する各教職員等の標準給与月額（私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第22条第1項に定めるもの。）の年度総額の1,000分の30を限度として知事が定める額。						
補助金交付先	公益社団法人香川県私学退職金社団						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 （間接補助の場合）		—			
補助開始年度	S43 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	46 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他 %
	定額補助						
H25年度当初予算	85,804千円						
補助金交付実績	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
	件数	1件	1件	1件	1件	1件	
	交付額	87,664千円	87,663千円	87,409千円	86,233千円	84,968千円	
交付額の見直し年度	一年度						

(1) 内容説明

県内の私立学校（高等学校、中学校及び幼稚園）すべてが加入しており、香川県私学退職金社団へ各教職員等の標準給与月額の年度総額の1,000分の30を限度に支給している。私立学校教職員の勤務条件向上のために必要との考えのもと制定されている。

香川県私学退職金社団の平成25年度末の退職金給付に係る責任準備金と支払準備金に対して、年金資産額は不足しているが、その占める割合は全国平均並みとなっており、団体自らが掛金率や退職給付率の見直し等に取り組み、引当率も向上している。

(2) 補助金の補助率の検討

全国的な制度で各都道府県が補助を実施しているものであり、当県でも支給をしているが、補助率は各都道府県で決めることは可能であり、各年度末での退職給付の要積立額に対する現在の積立額の十分性について確認し、毎年、補助率を検討することが望まれる。  
(意見)

(3) 補助金交付先への指導

平成 25 年度末の交付先の年金財政の積立不足額があることから、今後とも、年金資産の運用方針や、掛金率、退職給付率の見直しの必要性など社団に対して指導することが望まれる。(意見)

20. 個人立等幼稚園教材教具費補助金

補助金名	個人立等幼稚園教材教具費補助金									
要綱名	香川県個人立等幼稚園教材教具費補助金交付要綱									
担当部局	総務部				担当課		総務学事課			
分類	団体補助									
目的	県内の個人立等の私立の幼稚園の教育条件の維持及び向上並びに在園する幼児に係る就園上の経済的負担の軽減を図ることを目的として補助金を交付することを目的としている。									
補助対象	教育の用に供する教材教具を購入する事業									
補助金の算定方法	幼児 1 人当たりの単価 (14,800 円) に、収容定員(当該年度の 5 月 1 日における在籍園児数が当該収容定員に満たない場合には、当該在籍園児数)を乗じて得た額。									
補助金交付先	県内において私立の幼稚園を設置している者(学校法人を除く。)									
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	S54	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	35	年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%		
	定額補助		○							
H25 年度当初予算	2,072 千円									
補助金交付実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度					
	件数	2 件	1 件	1 件	1 件	1 件				
	交付額	2,086 千円	1,805 千円	1,805 千円	2,027 千円	1,924 千円				
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

個人立等の幼稚園は私立学校経常費補助事業の対象外であるため、個人立等の幼稚園の教育条件の維持及び向上並びに在園する幼児に係る就園上の経済的負担の軽減を図るために交付している。私立学校経常費補助に比べて補助金の額が少額であり、学校法人への移行を進めたこともあり、現在の補助対象幼稚園は1園のみとなっている。子ども・子育て支援新制度が創設され、平成27年4月から幼稚園への施設型給付が開始するが、当該制度は個人立等の幼稚園も補助対象となることから、本補助金の補助対象となっている1園についても移行が予想される。

(2) 実績確認の強化

対象幼稚園の収支予算書では父母からの教材費収入が計上されている。補助金交付先では本補助金で購入している教材と父母負担で購入している教材とは明確に区分して支出されているとのことであるが、補助事業の実績確認は補助金で対象とした経費のみの確認となっており、父母負担経費との区分の確認は聞き取りにとどまっている。経済的負担を軽減する補助金の目的に照らして、父母負担による教材費の支出内容もあわせて確認することが望まれる。(意見)

21. 日本私立学校振興・共済事業団補助金

補助金名	日本私立学校振興・共済事業団補助金				
要綱名	香川県私立学校振興団体補助金交付要綱				
担当部局	総務部	担当課	総務学事課		
分類	団体補助				
目的	私学共済の加入者（私立学校教職員）に対する長期給付に係る掛金の軽減補助（私学共済を実施運営する「日本私立学校振興・共済事業団」に補助）を行うことにより、私立学校教職員の勤務条件を向上させ、もって私立学校の振興に資することを目的としている。				
補助対象	私立学校(大学及び短期大学を除く。)の教職員に対する長期給付（私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第20条第2項に定める長期給付)事業				
補助金の算定方法	私立学校教職員共済法に基づき行う長期給付事業の掛金算定の基礎となる加入者の標準給与月額 of 年度総額の1,000分の8を限度として知事が定める額。				
補助金交付先	日本私立学校振興・共済事業団				
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)		—	
補助開始年度	S43 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	46 年

補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
H25年度当初予算			47,829千円					
補助金交付実績		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
	件数	1件	1件	1件	1件	1件		
	交付額	42,596千円	42,984千円	43,463千円	43,966千円	43,481千円		
交付額の見直し年度		一年度						

(1) 内容説明

日本私立学校振興・共済事業団を通して、私立学校教職員に対する長期給付に係る掛金の軽減補助を行うものである。交付先は日本私立学校振興・共済事業団であるが、補助金の有無にかかわらず当事業団が受け取る掛金額は同じであり、県の補助金がなければ加入者及び事業者が全額負担することになる。

(2) 補助金の補助率の検討

本補助金については、定量的な指標による効果の検証は困難であるが、補助金の目的は私立学校及びその教職員の掛金軽減による私立学校の振興であるので、補助率については全国の状況等も踏まえ、検討することが望まれる。(意見)

22. 私立学校団体研修事業費等補助金（香川県私立幼稚園連盟補助）

補助金名	私立学校団体研修事業費等補助金 (香川県私立幼稚園連盟補助)							
要綱名	香川県私立学校振興団体補助金交付要綱							
担当部局	総務部			担当課	総務学事課			
分類	奨励補助							
目的	県内の私立幼稚園の振興を図ることを目的として補助金を交付することを目的としている。							
補助対象	教職員の研修、研究等教育振興に係る事業							
補助金の算定方法	600千円							
補助金交付先	香川県私立幼稚園連盟							
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—		
補助開始年度	S54年度	補助終了年度	—年度	経過年数	35年			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助		○					

H25 年度当初予算		600 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	交付額	600 千円	600 千円	600 千円	600 千円	600 千円
交付額の見直し年度		一年度				

(1) 内容説明

県下の 35 園の私立幼稚園の教職員のレベルアップのために、香川県私立幼稚園連盟が主催で研修を行っている。私立幼稚園は公立と違い幼稚園間の人事異動がなく、情報交換など交流の機会が少なく、そのような場としても研修が役立っているとのことである。教職員の研修による資質向上を図るものであり、効果を数値的に測定することは難しいが、少子化の中で園児数を維持できていることは、一定の効果であると考えているとのことである。

(2) 交付先団体全体収支の確認

実績確認、効果検討の為に支出経費の確認を行っているが、幼稚園連盟全体の収支の確認が出来ていない。幼稚園連盟全体の収支では繰越金があり、会費や参加費等の収入で支出経費が賄えているかどうか、補助対象以外で無駄な経費支出がないかどうかの確認により、補助金額を決定することが望まれる。(意見)

23. 私立学校団体研修事業費等補助金（一般社団法人香川県専修学校各種学校連合会補助）

補助金名	私立学校団体研修事業費等補助金 (一般社団法人香川県専修学校各種学校連合会補助)							
要綱名	香川県私立学校振興団体補助金交付要綱							
担当部局	総務部	担当課	総務学事課					
分類	奨励補助							
目的	県内の私立専修学校及び各種学校の振興を図ることを目的として補助金を交付することを目的としている。							
補助対象	教職員の研修、研究等教育振興に係る事業							
補助金の算定方法	720 千円							
補助金交付先	一般社団法人香川県専修学校各種学校連合会							
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	S54 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	35 年			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助	○						

H25 年度当初予算		720 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	交付額	800 千円	950 千円	800 千円	800 千円	720 千円
交付額の見直し年度		H24 年度				
見直しの結論		平成 25 年度に前年度から 80 千円を減額。				
見直しの結論理由		減額したとしても補助金の使途を精査することで補助目的の達成は可能と考えたため。				

(1) 内容説明

香川県専修学校各種学校連合会が開催する研修について県が補助金を支給する制度である。教職員の資質を上げることで、生徒数の確保、就職率の向上により県内での就職を促進することを目的としている。専修学校及び各種学校となると、各種多様な学科・コースがあり、各校の状況に応じた研修を実施することは難しいが、教職員の資質向上に効果があるものとして補助金を出している。研修実績からすると県内での実施は年 2 回、他県開催が 3 回、他県への視察研修が 1 回である。

(2) 補助対象経費の経費削減の指導

研修回数を確保するためには、1 回の研修で参加者 25 名の会場費が 151 千円のように、経費削減を必要とするものも見受けられるため、社団に対して開催費等を抑えるなど経費削減の指導が望まれる。(意見)

24. 私立高等学校等教員研修費等補助金

補助金名	私立高等学校等教員研修費等補助金		
要綱名	香川県私立高等学校等教員研修費等補助金交付要綱		
担当部局	総務部	担当課	総務学事課
分類	団体補助		
目的	県内の私立学校の教員の研修及び人権・同和教育の推進に資するために交付することを目的としている。		
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省主催の講習会、人権・同和関係研究会等への参加旅費</li> <li>・私立高等学校等主催の人権・同和教育の推進に係る研修会等に要する経費（ただし、食事等に係る経費を除く。）</li> </ul>		
補助金の算定方法	2 分の 1 以内		
補助金交付先	学校法人等		
直接補助・間接補助の別	直接補助	最終受領者 (間接補助の場合)	—

補助開始年度	S54 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	— 年			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
H25 年度当初予算		970 千円						
補助金交付実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	13 件	10 件	11 件	11 件	9 件		
	交付額	793 千円	506 千円	630 千円	356 千円	205 千円		
交付額の見直し年度		— 年度						

(1) 内容説明

人権同和に関する研修会への参加費、旅費の 1/2 について補助金を支給している。公立学校の教員に比べて、同様の研修に参加する機会が少ないこともあり、研修参加を促すために交付している。

25. 特定私立高等学校生就学補助金

補助金名	特定私立高等学校生就学補助金		
要綱名	香川県特定私立高等学校生就学補助金交付要綱		
担当部局	総務部	担当課	総務学事課
分類	その他		
目的	受給権者である特定私立高等学校生から委任を受けた私立高等学校の設置者が、受給権者に代わって補助金を受領し、その有する特定私立高等学校生の授業料に係る債権の弁済に充てることにより、特定私立高等学校生の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的としている。		
補助対象	学校設置者が有する特定私立高等学校生の授業料に係る債権		
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就学支援金の受給権を有しているとした場合に、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（以下、「法律」という。）第 6 条第 1 項及び同条第 2 項に基づき支給されることとなる月額に、36 月（通信制 48 月）を超えて私立高等学校に在籍した期間を乗じて得た額。</li> <li>・ 1 年度に履修した単位数の合計のうち、30 単位を超えて履修した単位数に、現に就学支援金として支給されている 1 単位当たりの月額及び履修した月数を乗じて得た額。</li> <li>・ 就学支援金の受給権を有しているとした場合に、履修した通算の単位数のうち、74 単位を超えて履修した単位数に、就学支援金として支給される 1 単位当たりの月額及び履修した月数を乗じて得た額。</li> </ul>		

補助金交付先	学校設置者									
直接補助・間接補助の別	間接補助				最終受領者 (間接補助の場合)			個人		
補助開始年度	H22	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	—	年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%		
	定額補助									
H25年度当初予算	2,699千円									
補助金交付実績	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度					
	件数	一件	3件	3件	6件	5				
	交付額	一千円	396千円	831千円	796千円	1,835千円				
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

公立高校の場合は、36月（通信制は48月）を超えて在籍しても授業料は不徴収であるが、私立学校の場合は、高等学校等就学支援金の受給者であっても、36月（通信制は48月）を超えた場合に就学支援金は支給されない。公立高校と同様の条件で就学を可能とすることを目的として本補助金を交付している。

なお、補助金を受給できる期間は、休学等により就学支援金が支給されない期間を除いて、全日制課程では入学から72月、通信制課程では96月である。

26. 私立高等学校通信制課程教科書等給与費補助金(私立高等学校通信制教科書等補助)

補助金名	私立高等学校通信制課程教科書等給与費補助金 (私立高等学校通信制教科書等補助)							
要綱名	香川県私立高等学校通信制課程教科書等給与費補助金交付要綱							
担当部局	総務部	担当課	総務学事課					
分類	団体補助							
目的	勤労青少年の高等学校通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的としている。							
補助対象事業	学校法人が私立高等学校通信制課程に在学する有職生徒を対象として教科書等を給与する場合に補助対象とする。							
補助金の算定方法	補助対象経費の1/2以内							
補助金交付先	学校法人							
直接補助・間接補助の別	直接補助金		最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	H24	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	2	年



補助割合	国	%	県	50%	市町	%	その他	50%
	定額補助							
平成 25 年度当初予算			648 千円					
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	一件	一件	一件	一件	一件		
	交付額	一千円	一千円	一千円	一千円	一千円		
交付額の見直し年度		一年度						

(1) 内容説明

香川県では通信制の私立高校が平成 24 年度に初めて開設されたことに伴い、公立高校の通信制で設けられている同様の補助金制度を開始した。補助金開始後 2 年間で利用実績はない。学校において要件を満たす対象生徒の把握が困難なことや周知不足などから、利用されていないと思われる。

(2) 利用促進のための対策

公立高校に設けられている制度であり、私立高校で通信制課程が開始されたことで公立高校と同様の補助金が平成 24 年度より設けられているが、利用実績がない。利用されなければ補助金の目的も達成できないので、県と学校が連携を密にして、対象生徒の把握や周知を適切に行うなど、補助金制度が利用されるための対策を講じることが必要である。  
(指摘)

27. 私立学校耐震化促進事業費補助金(中学・高校耐震化、中学・高校改築、幼稚園)

補助金名	私立学校耐震化促進事業費補助金 (中学・高校耐震補強、中学・高校改築、幼稚園)		
要綱名	香川県私立中学・高等学校耐震化促進事業費補助金(耐震補強)交付要綱 香川県私立中学・高等学校耐震化促進事業費補助金(改築)交付要綱 香川県私立幼稚園耐震化促進事業費補助金交付要綱		
担当部局	総務部	担当課	総務学事課
分類	投資的経費		
目的	県内私立学校の耐震化の促進を図ることを目的としている。		
補助対象事業	学校法人が行う校舎、体育館等の耐震補強や改築		
補助金の算定方法	学校法人が行う校舎、体育館等の耐震補強や改築の工事費、実施設計費、耐震診断費等の補助対象経費の 1/6 (対象経費の上限：中学・高校 2 億円、幼稚園 1 億円)		
補助金交付先	学校法人		

直接補助・間接補助の別	直接補助金		最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	H25 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	2 年			
補助割合	国	50or 33%	県	16%	市町	%	その他	34or 51%
	定額補助							
平成 25 年度当初予算	65,682 千円							
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	— 件	— 件	— 件	— 件	4 件		
	交付額	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	21,613 千円		
交付額の見直し年度	— 年度							

(1) 内容説明

国の補助金制度に上乘せするものであり、平成 25 年度から実施の補助金である。期限を区切ることで、短期間での耐震化を促進する。平成 25 年 4 月 1 日現在の香川県の私立学校の耐震化率は、幼稚園が 78.9%、中学・高校が 66.3%であり、児童・生徒の安心安全確保のため、3 年間で耐震化率の一層の向上を図ることとしている。

31. 青少年再犯防止活動事業費補助金

補助金名	青少年再犯防止活動事業費補助金							
要綱名	香川県単独県費団体補助要綱							
担当部局	総務部		担当課	県民活動・男女共同参画課				
分類	その他							
目的	青少年の再犯防止・非行防止活動の推進を図ることを目的としている。							
補助対象事業	犯罪予防のための世論の啓発活動、具体的には①機関紙の発行、②「社会を明るくする運動」の実施・広報資材の調達等							
補助金の算定方法	補助率は、知事が認めた事業費に対し、100 分の 50 以内とする。							
補助金交付先	更生保護法人香川県更生保護協会							
直接補助・間接補助の別	直接補助金		最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	S50 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	39 年			
補助割合	国	%	県	50%	市町	%	その他	50%
	定額補助							
平成 25 年度当初予算	258 千円							

補助金交付実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	交付額	258 千円	258 千円	258 千円	258 千円	258 千円
交付額の見直し年度		一年度				

(1) 内容説明

香川県更生保護協会の機関紙発行費用、「社会を明るくする運動」の実施・広報資材の調達等の事業に対して補助金を支給している。青少年の再犯防止・非行防止の効果について、非行少年数が減少しているというデータはあるが、本補助金以外の活動によるところも大きく効果検討は難しい。

(2) 交付先団体全体収支の確認

補助金の実績確認は補助金額が対象事業の経費の 1/2 以内で、支出経費が適切か確認を行っている。交付先の年間収支予算は収入 9,000 千円、支出 9,000 千円であり、現状自己資金での事業運営は難しい状況であるが、今後収支が改善すれば自己資金での事業運営も可能となることから、交付先全体収支等の状況についても確認することが望まれる。(意見)

35. 隣保館連絡協議会事業補助金

補助金名	隣保館連絡協議会事業補助金							
要綱名	香川県隣保館連絡協議会事業費県費補助金交付要綱							
担当部局	総務部		担当課	人権・同和政策課				
分類	団体補助							
目的	同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を目的としている。							
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 隣保館の運営並びに活動についての調査研究</li> <li>・ 隣保館相互並びに関係機関及び関係団体との連絡調整</li> <li>・ 隣保館職員並びに関係機関及び関係団体との連絡調整</li> <li>・ その他補助目的達成に必要な事業</li> </ul>							
補助金の算定方法	5/10 以内 (全国及び四国ブロック隣保館連絡協議会の県割負担金相当額については、10/10)							
補助金交付先	香川県隣保館連絡協議会							
直接補助・間接補助の別	直接補助金		最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	S44 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	45 年			
補助割合	国	%	県	50%	市町	%	その他	50%
	定額補助							

平成 25 年度当初予算		3,351 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	交付額	3,241 千円	3,241 千円	3,241 千円	3,351 千円	3,351 千円
交付額の見直し年度		—				

(1) 内容説明

隣保館は、県内に 28 館あり、市町が設置・運営し、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を総合的に行う地域社会全体に開かれたコミュニティーセンターである。また、香川県隣保館連絡協議会は、隣保館活動の活性化のための調査研究や、隣保館職員の資質向上のための研修、隣保館との連絡調整等を行っており、県は当該事業に係る経費に対して補助金を交付している。

同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決など、隣保館に期待される役割は大きく、この隣保館活動の活性化を図るため、香川県隣保館連絡協議会の活動は欠くことができないものであり、継続して事業を支援する必要がある。なお、県では、香川県隣保館連絡協議会などとともに 5 年ごとに隣保館利用状況調査を実施しており、利用状況の確認や今後の活動の方向性を検討し、情報を共有している。

**【指摘】**

26. 私立高等学校通信制課程教科書等給与費補助金(私立高等学校通信制教科書等補助)

① 利用促進のための対策

公立高校に設けられている制度であり、私立高校で通信制課程が開始されたことで公立高校と同様の補助金が平成 24 年度より設けられているが、利用実績がない。利用されなければ補助金の目的も達成できないので、県と学校が連携を密にして、対象生徒の把握や周知を適切に行うなど、補助金制度が利用されるための対策を講じることが必要である。

**【意見】**

19. 私学退職金社団補助金

① 補助金の補助率の検討

全国的な制度で各都道府県が補助を実施しているものであり、当県でも支給をしているが、補助率は各都道府県で決めることは可能であり、各年度末での退職給付の要積立額に対する現在の積立額の十分性について確認し、毎年、補助率を検討することが望まれる。

② 補助金交付先への指導

平成 25 年度末の交付先の年金財政の積立不足額があることから、今後とも、年金資産の運用方針や、掛金率、退職給付率の見直しの必要性など社団に対して指導することが望まれる。

20. 個人立等幼稚園教材教具費補助金

① 実績確認の強化

対象幼稚園の収支予算書では父母からの教材費収入が計上されているが、補助事業の実績確認は補助金で対象とした経費のみの確認となっており、父母負担経費との区分の確認は聞き取りにとどまっている。経済的負担を軽減する補助金の目的に照らして、父母負担による教材費の支出内容もあわせて確認することが望まれる。

21. 日本私立学校振興・共済事業団補助金

① 補助金の補助率の検討

本補助金については、定量的な指標による効果の検証は困難であるが、補助金の目的は私立学校及びその教職員の掛金軽減による私立学校の振興であるので、補助率については全国の状況等も踏まえ、検討することが望まれる。

22. 私立学校団体研修事業費等補助金（香川県私立幼稚園連盟補助）

① 交付先団体全体収支の確認

実績確認、効果検討の為に支出経費の確認を行っているが、幼稚園連盟全体の収支の確認が出来ていない。幼稚園連盟全体の収支では繰越金があり、会費や参加費等の収入で支出経費が賄えているかどうか、補助対象以外で無駄な経費支出がないかどうかの確認により、補助金額を決定することが望まれる。

23. 私立学校団体研修事業費等補助金（一般社団法人香川県専修学校各種学校連合会補助）

① 補助対象経費の経費削減の指導

研修回数を確保するためには、1 回の研修で参加者 25 名の会場費が 151 千円のように、

経費削減を必要とするものも見受けられるため、社団に対して開催費等を抑えるなど経費削減の指導が望まれる。

31. 青少年再犯防止活動事業費補助金

① 交付先団体全体収支の確認

補助金の実績確認は補助金額が対象事業の経費の 1/2 以内で、支出経費が適切か確認を行っている。交付先の年間収支予算は収入 9,000 千円、支出 9,000 千円であり、現状自己資金での事業運営は難しい状況であるが、今後収支が改善すれば自己資金での事業運営も可能となることから、交付先全体収支等の状況についても確認することが望まれる。

第3節 危機管理総局

38. 自主防災力強化事業補助金

補助金名	自主防災力強化事業補助金									
要綱名	自主防災力強化事業費補助金交付要綱									
担当部局	危機管理総局				担当課		危機管理課			
分類	奨励補助									
目的	地域における防災力の向上を目的としている。									
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域防災訓練支援事業</li> <li>・ 防災士育成支援事業</li> <li>・ 自主防災組織結成促進支援事業</li> </ul>									
補助金の算定方法	上述の3事業につき、各々補助対象経費を設定し、市町が補助する場合に限り、補助対象経費の1/2以内を補助する。									
補助金交付先	市町									
直接補助・間接補助の別	間接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			自主防災組織		
補助開始年度	H24年度		補助終了年度		H25年度		経過年数		2年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	50%	その他	%		
	定額補助									
平成25年度当初予算	18,030千円									
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		一件		一件		13件		22件	
	交付額		一千円		一千円		6,101千円		12,265千円	
交付額の見直し年度	H25年度									
見直しの結論	地域防災訓練支援事業において、補助対象となる訓練単位を小学校区以外に自主防災組織が実際に活動するエリアを新たに対象に含めた。									
見直しの結論理由	実際の自主防災組織が訓練するエリアが小学校区以外にもあることを踏まえ、より実際に即した補助対象とし、活用促進を図るため。									

(1) 内容説明

本補助金は地域における防災力の向上を目的としており、本来、市町の役割であるが、これを支援促進するため、市町が補助する場合に限り、県が補助対象経費の1/2以内を補助するものである。

交付の対象となる事業は次の3つであり、概要等は次のとおりである。

- ・ 地域防災訓練支援事業
- ・ 防災士育成支援事業
- ・ 自主防災組織結成促進支援事業

平成 24 年度より開始されているが、平成 25 年度末に廃止し、平成 26 年度からは「香川県地域防災力総合支援事業補助金」が創設され、その中で運用が図られている。新たな補助金の目的は、南海トラフ地震等の大規模災害から住民の生命・身体・財産を守るため、市町が地域の実状に応じて実施する防災・減災対策を加速させ、より充実したものとなるよう、市町が実施する地域防災力強化のための取組に要する経費について、その 1/2 以内を補助するものである。

交付の対象となる事業は次の 3 つであり、概要等は次のとおりである。

- ・住民の防災意識を高めるための取組み
- ・地域の防災力を高めるための取組み（平成 25 年度までの「自主防災力強化事業」を含む。）
- ・市町が主体となって行う取組み

## (2) 県の市町への指導

本制度は平成 24 年度に開始し、平成 25 年度で 2 年目となるが、平成 25 年度予算額に対する実績は 68%となっており、制度づくりに加えて、申請促進が重要である。平成 25 年度までに 1 校区も申請のない市町があり、市町の意識改革も必要であると思われ、新たに創設された補助金支出の目的を達成させるべく、補助金活用に向けた県の市町への積極的な助言が望まれる。（意見）

### 【指摘】

該当事項なし。

### 【意見】

#### 38. 自主防災力強化事業補助金

##### ① 県の市町への指導

本制度は平成 24 年度に開始し、平成 25 年度で 2 年目となるが、平成 25 年度予算額に対する実績は 68%となっており、制度づくりに加えて、申請促進が重要である。平成 25 年度までに 1 校区も申請のない市町があり、市町の意識改革も必要であると思われ、新たに創設された補助金支出の目的を達成させるべく、補助金活用に向けた県の市町への積極的な助言が望まれる。



第 4 節 環境森林部

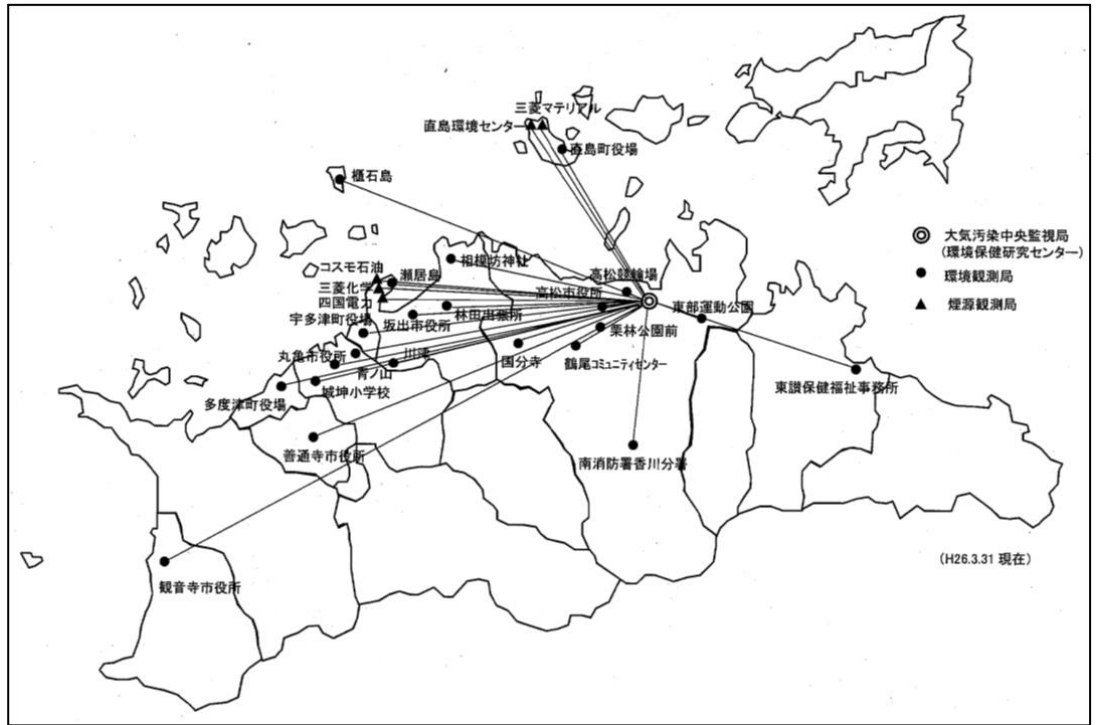
41. 公害測定機器整備費補助金

補助金名	公害測定機器整備費補助金									
要綱名	香川県公害測定機器整備費補助金交付要綱									
担当部局	環境森林部					担当課		環境管理課		
分類	投資的経費									
目的	市町が行う公害測定機器の整備に補助することにより、県と連携して大気・水質等の監視測定を実施し、公害の防止に努めることを目的としている。									
補助対象	市町（高松市を除く）が行う公害測定機器整備事業									
補助金の算定方法	公害測定機器の整備に必要な経費(物品購入費)の1/3以内									
補助金交付先	市町									
直接補助・間接補助の別	直接補助金					最終受領者 (間接補助の場合)			—	
補助開始年度	S61 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		28 年	
補助割合	国	%	県	33%	市町	67%	その他	%		
	定額補助									
平成 25 年度当初予算	2,207 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		3 件		2 件		2 件		2 件	
	交付額		1,992 千円		2,187 千円		1,918 千円		1,473 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

本補助金は、公害測定機器を整備する高松市以外の市町に対し、公害測定機器の整備に必要な経費(物品購入費)のうち1/3以内を補助するものである。主な過去の交付実績は、大気汚染状況を常時監視するための測定設備に必要な経費の補助である。都道府県においては大気汚染防止法第22条の規定に従い、大気の汚染状況の常時監視をしなければならないとの定めがあり、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」に基づき政令指定都市と協議し、測定設備を備えた施設(測定局)を配置している。これら都道府県及び政令指定都市が決定した測定局の配置については地方交付税措置の対象となっているが、その他、必要に応じて市町が設置しているものについては地方交付税措置対象外となるため、本補助金において設置費用の1/3を補助している。設置後は、県の大気汚染常時監視システムに接続して他の測定局と同様にデー

夕集積につとめ、香川県環境保健研究センターで実施される大気汚染物質の分析や環境基準等の達成状況の把握に利用されている。香川県内の大気汚染常時監視測定局は、平成 26 年 3 月 31 日において下記のとおり配置されている（下図における「●環境観測局」）。



(所管課からの入手資料)

## (2) 測定局の配置の検討

本補助金は、大気汚染状況を常時監視するための測定設備に必要な経費について新規設置費用に加え、既存の測定局における設備更新の際の経費についても補助対象としている。

そのため、一度設置された測定局については継続して設置される可能性が高い。

大気汚染常時監視測定局は、「大気汚染防止法第 22 条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」にも記載されているとおり、社会経済動向の変化、大気汚染物質の排出源及び環境濃度の動向などに注意を払い、その配置について定期的に点検及び評価を行い、適宜見直しを行う必要がある。本補助金は昭和 61 年度から継続して実施している補助金であり、設置当時からの環境の変化を踏まえ、その配置場所等が適当であるかについての検討が望まれる。(意見)

43. 森林病虫害等防除事業補助金

補助金名	森林病虫害等防除事業補助金									
要綱名	香川県森林病虫害等防除事業補助金交付規程									
担当部局	環境森林部			担当課		みどり整備課				
分類	奨励補助									
目的	地域にとって重要な森林を保全するため、松くい虫をはじめとした各種森林害虫などに即応した予防・駆除の推進を図ることを目的として補助金を交付することを目的としている									
補助対象	森林病虫害等防除事業（松くい虫防除事業）									
補助金の算定方法	事業費の1/2以内									
補助金交付先	森林害虫等防除事業を行う者									
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—				
補助開始年度	S50	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	39年			
補助割合	国	%	県	50%	市町	%	その他	50%		
	定額補助									
H25年度当初予算	9,900千円									
補助金交付 実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		25件		22件		18件		16件	13件
	交付額		12,230千円		11,236千円		10,250千円		10,275千円	9,746千円
交付額の見直し年度	—年度									

(1) 内容説明

松枯れの主な原因となる松くい虫の防除に対する補助金である。

全国的に昭和50年代から松くい虫被害が急増しており、国庫補助事業として松くい虫対策が行われていた。その後、平成18年の三位一体改革に伴い県単独事業となり、現在に至るものである。

ここ数年は補助金の件数が減少しているものの、これは残す松林を景観や効用の面で重要と考えられる箇所限定して防除を行っているためである。松くい虫被害により松の枯損が著しく進行し、松林の面積が減少することで補助金を交付する箇所も減少している。

事業については、市町が委託した業者が行い、県はそれに要した費用の1/2を補助金としている。

44. 香川県街なか緑化推進事業補助金

補助金名	香川県街なか緑化推進事業補助金						
要綱名	香川県街なか緑化推進事業補助金交付要綱						
担当部局	環境森林部	担当課	みどり整備課				
分類	奨励補助						
目的	街なかの緑化を推進することを目的としている。						
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間建築物又は工作物の屋上において 50 m<sup>2</sup>以上緑化を行う事業</li> <li>・民間建築物又は工作物の壁面において延長 10m以上緑化を行う事業</li> <li>・民間広場・空き地等に 100 m<sup>2</sup>以上芝生化を行う事業</li> </ul>						
補助金の算定方法	補助率：10/10 以内（千円未満切り捨て） 補助限度額：屋上又は壁面緑化事業 50 万円 芝生化事業 150 万円						
補助金交付先	民間企業等						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H21 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	5 年		
H25 年度当初予算	3,000 千円						
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他 %
	定額補助						
補助金交付実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	
	件数	3 件	3 件	5 件	7 件	8 件	
	交付額	2,500 千円	1,500 千円	3,970 千円	2,362 千円	2,967 千円	
交付額の見直し年度	一年度						

(1) 内容説明

香川県のみどりの基本計画に基づき、街なか緑化の推進を行うための補助金である。緑化については維持管理に費用がかかること、緑化に経費を投入する法人が少ないことから、一定限度額の範囲内で初期投資全額について補助を行うものである。

現在は民間も対象にしているが、補助金の利用が少ないため、私立の幼稚園や学校、福祉法人等にアンケートを送付し、的を絞った PR 活動を行っており、幼稚園や学校等については、壁面緑化を中心に補助金の申請件数は増加傾向にある。

現状は多数の事業者に補助金を活用してもらいたいとの観点から、1 事業者については、芝生化、壁面緑化、屋上緑化のそれぞれのメニューについて 1 回ずつを限度として助成を行っている。

47. 林道事業単独県費補助金

48. 治山事業単独県費補助金

「林道事業単独県費補助金」及び「治山事業単独県費補助金」に関しては、補助金としては別個のものであるが、内容等の類似性等を考慮してまとめて記載している。

補助金名	林道事業単独県費補助金									
要綱名	林道・治山事業単独県費補助金交付要綱									
担当部局	環境森林部				担当課		みどり整備課			
分類	投資的経費									
目的	森林の整備・保全及び森林施業の効率化等を図ることを目的としている。									
補助対象	林道の開設・改良・舗装事業、災害復旧事業									
補助金の算定方法	補助率は50/100であり、補助対象事業の工事費（請負金額）に補助率を乗じて算定する。									
補助金交付先	市町、森林組合									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	S30 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		59 年	
補助割合	国	%	県	50%	市町・森林組合	50%	その他	%		
	定額補助									
平成25年度当初予算	20,400千円									
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	13件		11件		13件		17件		13件	
	35,504千円		21,612千円		19,827千円		37,335千円		21,950千円	
交付額の見直し年度	平成22年度									
見直しの結論	事務費（工事雑費、事務雑費）を対象外とした。									

補助金名	治山事業単独県費補助金									
要綱名	林道・治山事業単独県費補助金交付要綱									
担当部局	環境森林部				担当課		みどり整備課			
分類	投資的経費									
目的	国庫補助の対象とならない小規模な荒廃山地の復旧及び荒廃のおそれのある山地の予防を図ることを目的としている。									
補助対象	治山事業（治山ダム、水路工等の設置工事）									

補助金の算定方法	補助率は 50/100 であり、補助対象事業の工事費（請負金額）に補助率を乗じて算定する									
補助金交付先	市町									
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—				
補助開始年度	S30	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	59 年			
補助割合	国	%	県	50%	市町	25%~50%	その他	0%~25%		
	定額補助									
平成 25 年度当初予算	8,880 千円									
補助金交付 実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		3 件		3 件		3 件		5 件	
	交付額		4,800 千円		8,068 千円		5,239 千円		10,569 千円	
交付額の見直し年度	H22 年度									
見直しの結論	事務費（工事雑費、事務雑費）を対象外とした。									

(1) 内容説明

上記の補助金は、国庫補助金の対象とならない小規模な林道の開設・改良等、小規模な荒廃山地の復旧及び荒廃の恐れのある山地の予防を図るものであり、国庫補助金の補完的な役割を担っている。市町等が行う当該事業に対して県で負担すべきものの採択基準を設定し、採択基準を満たすものについて事業費の 100 分の 50 を補助金として交付する。

採択基準は次のとおりである。

① 林道

利用区域の森林面積が 10ha 以上で、かつ次の条件に適合するもの。

- ・ 開設事業…幅員が 3.0m 以上の林道を開設する事業であって、事業費が 1,000 千円以上のものであること。
- ・ 改良事業…幅員が 3.0m 以上を改良するものであって、1 路線当たりの事業費が 400 千円以上のものであること。
- ・ 舗装事業…幅員が 3.0m 以上の林道で次のアからウのいずれかに該当する区間を舗装する事業であって、1 路線当たりの事業費の合計額が 400 千円以上のものであること。
  - ア. 急勾配区間（縦断勾配 7%以上）、急カーブ区間（曲線半径 20m 未満）等、交通安全の確保のために特に必要な区間。
  - イ. 人家、公共用施設、農地等があり、一般車両の通行の多い区間。
  - ウ. 上記ア、イの区間が舗装全体計画延長の 50%を超える場合のア、イ以外の区間。
- ・ 災害復旧事業…幅員 1.8m 以上の林道の災害復旧事業であって、1 路線当たりの事業費の合計額が 100 千円以上のものであること。

② 治山

事業費が 300 千円以上のもので、次のいずれかに該当するもの。

- ・農地 1ha 以上または、人家 2 戸以上の保護が図られるものであること。
- ・主要公共施設（学校、官公署、病院、道路等）の保護が図られるものであること。

③ 共通採択除外

- ・条例に基づく補助以外の国または県の補助を受けている事業。
- ・事業採択通知前に工事に着手している事業。
- ・維持管理に属する経常的な工事のための事業。

(2) 補助金の目的の明確化

「林道・治山事業単独県費補助金交付要綱」に定められている補助金は、国庫補助金の補完的な役割を担っており、国庫補助金と目的を同じくするものとして、交付要綱の採択基準の中に示されているとのことであるが、独立した条項として目的を明確化することが望まれる。(意見)

50. 香川県アライグマ・ヌートリア等防除支援事業補助金

補助金名	香川県アライグマ・ヌートリア等防除支援事業補助金				
要綱名	香川県アライグマ・ヌートリア等防除支援事業補助金交付要綱				
担当部局	環境森林部	担当課	みどり保全課		
分類	奨励補助				
目的	外来生物法に基づき、市町が実施するアライグマ・ヌートリア等の捕獲に対し、補助金を交付することにより、捕獲を推進し、農業及び生活環境への被害を防止することを目的としている。				
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲・個体処分資機材整備事業</li> <li>・捕獲・個体処分推進事業</li> </ul>				
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲・個体処分資機材整備事業</li> <li>・捕獲・個体処分資機材整備事業に要する経費の 1/2 以内 ただし、捕獲用機材の購入に要する経費は基準単価で計算した額の 1/2 を上限とする。</li> <li>・捕獲・個体処分推進事業</li> <li>・捕獲・個体処分推進事業に要する経費の 1/2 以内 ただし、捕獲 1 頭当たり 3,000 円を上限とする。</li> </ul>				
補助金交付先	市町				
直接補助・間接補助の別	間接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)		市町	
補助開始年度	H22 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	4 年

補助割合	国	%	県	50%	市町	50%	その他	%
	定額補助							
平成 25 年度当初予算			1,808 千円					
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	一件	9 件	12 件	14 件	12 件		
	交付額	一千円	2,490 千円	745 千円	891 千円	458 千円		
交付額の見直し年度		一年度						

(1) 内容説明

本補助金は、特定外来生物による生態系の被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣から防除実施計画書の確認を受けた市町が実施するアライグマ・ヌートリアの計画的防除、及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 9 条第 1 項に基づき、市町が実施するアライグマ・ヌートリア等の捕獲に対し、補助金を交付するものである。平成 22 年度頃、県内において、特定外来生物に指定されているアライグマ及びヌートリア、鳥獣保護法により狩猟鳥獣に指定されているハクビシンについて被害報告が増加したことを受け、アライグマ等の捕獲を促進し、農業及び生活環境への被害を防止することを目的として補助を開始したものである。補助対象事業は、①捕獲・個体処分資機材整備事業と②捕獲・個体処分推進事業の 2 つに区分される。

① 捕獲・個体処分資機材整備事業

捕獲・個体処分資機材整備事業とは、計画的防除又は有害鳥獣捕獲及び個体処分に際し使用する資機材を購入する事業であり、捕獲用機材等（はこなわ、エッグトラップ、二酸化炭素殺処分機）、捕獲用資材等（捕獲の補助、事故防止に必要な消耗品等）、個体処分用資材等（捕獲した個体の安楽殺処分に必要な二酸化炭素の充填等）の購入に係る経費について補助率 1/2 以内で補助する。（ただし、捕獲・個体処分用機材基準単価で計算した額の 1/2 以内とする。）

② 捕獲・個体処分推進事業

捕獲・個体処分推進事業とは、計画的防除又は有害鳥獣捕獲により、外来獣を捕獲し、その他個体処分を行う事業であり、捕獲・個体処分に必要な消耗品（捕獲・個体処分に資機材整備事業で計上した経費を除く。）、人件費、個体運搬費、焼却処分費のうち補助対象経費区分に掲げられる内容に該当する経費の 1/2 以内を補助する。（ただし、補助対象経費は補助対象生物 1 頭当たり 3 千円を限度とする。）

補助金交付開始前と比較し捕獲頭数は増加しているものの、生息地域の拡大やアライグマの減少に伴うハクビシンの増加等の要因により農業被害は軽減・解消には至っていないのが現状であるが、これまでの捕獲地点、雌雄別、成獣幼獣別のデータを蓄積し、個体群動向の把握に利用し効率的な事業運営方法を検討している。



53. エコアイランドなおしま推進委員会活動費補助金

補助金名	エコアイランドなおしま推進委員会活動費補助金										
要綱名	エコアイランドなおしま推進委員会活動費補助金交付要綱										
担当部局	環境森林部				担当課		廃棄物対策課				
分類	団体補助										
目的	県及び直島町は、国（経済産業省・環境省）からエコタウン事業の承認を受け、直島町における先進的なりサイクル産業の育成、創出、地域の活性化に取り組んでおり、その一環として行う環境調和型まちづくり推進事業（ソフト事業）を円滑に実施することを目的としている。										
補助対象	「環境教育・環境学習のフィールドづくり事業」及び「住民主体の環境調和型まちづくり事業」										
補助金の算定方法	県と直島町との協議(県負担 6,000 千円、町負担 4,000 千円)による。										
補助金交付先	エコアイランドなおしま推進委員会										
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	H14 年度		補助終了年度		※ 年度		経過年数		12 年		
補助割合	国	%	県	60%	市町	40%	その他	%			
	定額補助		○								
平成 25 年度当初予算	6,000 千円										
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件		
	交付額		5,889 千円		5,904 千円		5,951 千円		5,992 千円		
交付額の見直し年度	H26 年度										
見直しの結論	補助金の支払い方法を見直した										
見直しの結論理由	これまで 6,000 千円を 1 度に概算払していたところ、出納局の通知に基づき補助事業の実施時期等を考慮した結果、上期と下期の 2 回に分けて、補助事業の進捗状況に応じて支払うこととした。										

※ 豊島廃棄物等の処理終了後、当分の間、継続する。

(1) 内容説明

本補助金は、エコアイランドなおしまプランの一環である「環境調和型のまちづくり」（ソフト事業）に関する事業である「環境教育・環境学習のフィールドづくり事業」及び「住民主体の環境調和型まちづくり事業」について交付されるものである。エコアイランドなおしまプランとは、国（経済産業省・環境省）からエコタウン事業として承認を受けたものであり、直島の活力と発展を維持していくことを見据え、現在処理が課題となっている廃

棄物について新たにリサイクルシステムを構築する環境産業を育成し、雇用を創出するとともに、住民主体の環境調和型まちづくりや積極的な見学者の受入れに取組み、循環型社会のモデル地域を形成しようとするものである。

このプランには、ハード事業とソフト事業があり、ハード事業については、直島町の一般廃棄物や豊島廃棄物等について「豊島廃棄物等中間処理施設」にて熔融処理等を行い、その際に発生する熔融飛灰を熔融飛灰再資源化施設(塩素分離処理施設)にて再資源化し、直島にある既存の銅製錬施設等で利用するものである。また、シュレッダーダストや基盤類等を有価金属リサイクル施設(焼却・熔融炉)で再資源化し(この過程で発生した熔融飛灰は熔融飛灰再資源化施設で再資源化)、同様に銅製錬施設等で利用している。ソフト事業については、住民、事業者、行政が一体となって、ごみ減量化・リサイクルの推進、環境教育・環境学習のフィールドづくり、緑化の推進、エコツアーの誘致など、環境と調和したまちづくりに取り組んでいる。

本補助金の交付先となっているエコアイランドなおしま推進委員会は、上記ソフト事業を住民、事業者、行政が一体となって推進するために設立されたものであり、構成メンバーも住民、事業者、行政から構成されている。これらの委員会の事業費について県と町が補助を実施している。

54. 一般廃棄物処理施設整備事業費補助金

補助金名	一般廃棄物処理施設整備事業費補助金							
要綱名	直島町に対する一般廃棄物処理施設整備事業費補助金交付要綱							
担当部局	環境森林部			担当課		廃棄物対策課		
分類	投資的経費							
目的	直島町における一般廃棄物処理施設の整備促進を図ることを目的として補助金を交付することを目的としている。							
補助対象	直島町における一般廃棄物処理施設の整備							
補助金の算定方法	補助事業に要する経費から、環境省所管「循環型社会形成推進交付金交付要綱」に定める交付金の交付額及び起債に係る交付税措置額を除いた額に1/2を乗じて得た額。							
補助金交付先	直島町							
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—		
補助開始年度	H23 年度		補助終了年度		H27 年度		経過年数	3 年
補助割合	国	34%		県	25%		市町	% その他 %
	定額補助							
平成25年度当初予算	53,238千円							

補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	一件	一件	1 件	1 件	1 件
	交付額	一千円	一千円	15,540 千円	9,422 千円	35,224 千円
交付額の見直し年度		一年度				

(1) 内容説明

当初、県は豊島廃棄物等中間処理施設を豊島廃棄物等の処理終了後も有効活用することを勘案して直島町に整備し、また、豊島廃棄物等の同町での受入れに当たり、県と同町で平成 12 年 9 月に締結した協定書に基づき、その熔融炉で直島町一般廃棄物も処理することとしていた。その後、県は、豊島廃棄物等の処理終了後の、熔融炉の活用について平成 20 年度から調査・検討したところ、コストが高く困難との結論に至った。その結果、豊島廃棄物等の処理終了後、直島町は独自に一般廃棄物を処理せざるを得なくなったことから、新たな一般廃棄物処理施設の整備について県が支援を行うこととなった。

**【指摘】**

該当事項なし。

**【意見】**

41. 公害測定機器整備費補助金

① 測定局の配置の検討

大気汚染常時監視測定局は、社会経済動向の変化、大気汚染物質の排出源及び環境濃度の動向などに注意を払い、その配置について定期的に点検及び評価を行い、適宜見直しを行う必要がある。本補助金は昭和 61 年度から継続して実施している補助金であり、設置当時からの環境の変化を踏まえ、その配置場所等が適当であるかについての検討が望まれる。

47. 林道事業単独県費補助金

48. 治山事業単独県費補助金

① 補助金の目的の明確化

「林道・治山事業単独県費補助金交付要綱」に定められている補助金は、国庫補助金の補完的な役割を担っており、国庫補助金と目的を同じくするものとして、交付要綱の採択基準の中に示されているとのことであるが、独立した条項として目的を明確化することが望まれる。

第 5 節 健康福祉部

55. 香川県社会福祉活動指導員等設置費補助金

補助金名	香川県社会福祉活動指導員等設置費補助金							
要綱名	香川県社会福祉活動指導員等設置費補助金交付要綱							
担当部局	健康福祉部	担当課	健康福祉総務課					
分類	職員設置補助							
目的	民間社会福祉活動の育成・援助等を行い、もって社会福祉の向上に寄与することを目的としている。							
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・香川県社会福祉協議会(以後、県社協)が平成6年9月30日厚生省発社援第300号通知の「社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員及び福祉活動専門員設置要綱」に基づき福祉活動指導員を設置する事業。</li> <li>・県社協が、社会福祉法第110条第1項に規定する事業を行うために必要な一般事務を処理する職員を設置する事業。</li> </ul>							
補助金の算定方法	県社協の職員5.5人分の人件費。							
補助金交付先	社会福祉法人 香川県社会福祉協議会							
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	H6年度	補助終了年度	—年度	経過年数	20年			
補助割合	国	%	県	89%	市町	%	その他	11%
	定額補助							
平成25年度当初予算	35,644千円							
補助金交付実績	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度			
	件数	1件	1件	1件	1件	1件		
	交付額	32,334千円	34,310千円	33,050千円	34,738千円	30,690千円		
交付額の見直し年度	—年度							

(1) 内容説明

昭和51年からの国庫補助であって、平成6年度より一般財源化により、地方交付税により財源措置を行っているものである。地方交付税を財源とするものだけでなく、一部県が負担する。香川県社会福祉協議会(以後、県社協)への補助であり、地域の福祉活動に関わる事業の人件費補助である。県社協は、地域福祉活動の推進やボランティア・市民活動の振興、福祉教育の推進といったことや、各種社会福祉運動の促進、啓発や社会福祉関係機関・団体との連携強化を行っている。民間福祉活動や地域福祉活動の促進のために市町

社協への支援を実施し、香川県全体の福祉の向上を目指す取組みを実施しており、活動の公益性は高いものである。

交付額については、知事が予算の範囲内で定める額と常務理事1名、福祉活動指導員3名及び事務職員2名に対し、県社協の職員の給与に関する規程により支給した職員給与及び職員諸手当、社会保険事業主負担金の実支出額とを比較して、少ない額と、総事業費から当該事業に係る収入額(寄付金を除く)を控除した額とを比較して少ない額を交付額としている。なお、常務理事については、補助対象事業にのみ従事しているわけではなく、その業務割合に応じて2分の1を負担しており、県社協職員の5.5人分の人件費について、予算の範囲内で補助をしている。

また、本補助金は、県社協に立替払をする余剰金がないことを理由として、四半期ごとに概算払により交付している。職員の退職等により対象経費に変更があった場合には、補助金交付額の変更をしている。なお、実績報告書のみならず、実績報告書の数値が適正か否かを年2回の現地調査で確認している。

#### 57. 施設整備資金借入金金利負担軽減費補助金

補助金名	施設整備資金借入金金利負担軽減費補助金									
要綱名	社会福祉基金助成要綱									
担当部局	健康福祉部			担当課	健康福祉総務課					
分類	利子補助									
目的	社会福祉法人が社会福祉施設を整備する際に、施設整備の促進を図ることを目的としている。									
補助対象	独立行政法人福祉医療機構からの社会福祉施設設置のための借入金にかかる利息償還。									
補助金の算定方法	当該借入金の償還利息から年3%相当償還利息を控除した額以内を補助する。									
補助交付先	社会福祉法人等									
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—				
補助開始年度	S55	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	34年			
補助割合	国	%	県	3~30%	市町	%	その他	70~97%		
	定額補助									
平成25年度当初予算								1,947千円		
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		30件		23件		22件		20件	18件
	交付額		7,019千円		5,123千円		3,144千円		1,947千円	997千円
交付額の見直し年度	—		—						—	

(1) 内容説明

社会福祉施設整備の促進を図ることを目的に、社会福祉施設設置のための借入金にかかる償還利息のうち年3%を超える部分について補助金を交付している。本補助金は、開始年度が昭和55年度と古く、貸出金利も日本銀行の統計データによると、貸出約定平均金利(新規/総合/国内銀行)は平成7年5月より3%を下回っており、現在は1%前後で推移している。このような状況のため、現在新規の借入で本補助金の申請がなされているものではなく、補助金交付の対象となる利息は年々減少している。現在交付している補助金についても平成28年度には借入金がすべて返済予定であり、それ以後は交付額がなくなることが予測される。

58. 社会福祉施設整備促進事業補助金

補助金名	社会福祉施設整備促進事業補助金									
要綱名	社会福祉施設整備促進事業補助金交付要綱									
担当部局	健康福祉部				担当課		健康福祉総務課			
分類	利子補助									
目的	社会福祉施設の整備を促進するため、利子補給事業を行う市町に対し、補助金を交付することを目的としている。									
補助対象	独立行政法人福祉医療機構からの借入のある社会福祉法人等に対する利子補給事業を実施する市町に対して、助成額の一部を補助する。									
補助金の算定方法	年2.5%相当利子額を上限とし、香川県社会福祉基金の助成額を除いた額の1/2を補助する。									
補助金交付先	市町									
直接補助・間接補助の別	間接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			社会福祉法人等		
補助開始年度	H4年度		補助終了年度		—年度		経過年数		22年	
補助割合	国	%	県	15~50%	市町	15~50%	その他	0~70%		
	定額補助									
平成25年度当初予算	14,758千円									
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		57件		55件		54件		52件	
	交付額		24,659千円		21,406千円		18,063千円		14,755千円	
交付額の見直し年度	—年度									

(1) 内容説明

施設整備資金借入金金利負担軽減費補助金同様に、社会福祉施設の整備促進を目的として、社会福祉施設設置のための借入金償還利息の一部について補助金を交付するものである。ただし、本補助金は、3%未満の金利負担の補助を実施している市町に対する間接補助金である。

年々、実績額は減少傾向にあるものの、今後建て替えによる借入の発生も予想される。

62. 県立病院事業運営費補助金

補助金名	県立病院事業運営費補助金									
要綱名	県立病院事業運営費補助金交付要綱									
担当部局	健康福祉部				担当課		健康福祉総務課			
分類	投資的経費、利子補助									
目的	県立病院の健全な運営を促進することを目的として補助金を交付することを目的としている。									
補助対象	県立病院運営事業									
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業債支払利息に要する経費の1/2</li> <li>・企業債償還元金に要する経費の1/2</li> </ul>									
補助金交付先	香川県病院事業会計									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	不明	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	—	年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%		
	定額補助									
平成25年度当初予算	591,519千円									
補助金交付実績		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度				
	件数	1件	1件	1件	1件	1件				
	交付額	156,915千円	137,256千円	114,058千円	127,653千円	591,028千円				
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

県立病院事業は、公営企業会計として県の特別会計に属し、一般会計から切り離された独立採算制を採るものである。県の一般行政事務に係る経費が税金によって賄われるのに対して、公営企業会計に係る経費は提供する財貨及びサービスの対価としての料金徴収によって賄われるのが原則である。ただし、「その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「当該地方公営企業の性質上能率的な経営

を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、「地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする」（地方公営企業法第17条の2）ことになる。

上記のように、公営企業は独立採算制を原則としながらも、一般会計からの繰出金を認めている。総務省は地方公営企業繰出金について毎年通知を出しており、繰出金の基本的な考え方を示している。

補助金に関しては、企業債元利償還金の補助金である。これは、総務省の通知によれば、「病院の建設改良費について一般会計が負担するための経費」であり、「病院の建設改良費（当該病院の建設改良に係る企業債及び国庫（県）補助金等の特定財源を除く。以下同じ。）及び企業債元利償還金（PFI事業に係る割賦負担金を含む。以下同じ。）のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額（建設改良費及び企業債元利償還金等の2分の1（ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては3分の2）を基準とする。）とする。」という繰出しの基準に基づくものである。

香川県では、企業債元利償還金のうち2分の1（平成14年度以前は3分の2）は、負担金として繰出しを実施しており、基準となる繰出しは負担金でなされている。ただし、県が必要があると判断した場合に補助金として繰出ししている。具体的には、防災等の施設整備費用等の企業債元利償還金については補助金としての繰出しを認めている。

#### 64. 軽費老人ホーム事務費補助金

補助金名	軽費老人ホーム事務費補助金							
要綱名	軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱							
担当部局	健康福祉部	担当課	長寿社会対策課					
分類	団体補助							
目的	老人福祉の増進を図ることを目的としている。							
補助対象	軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、サービスの提供に要する費用（事務費）を補助する。							
補助金の算定方法	施設ごとの事務費実支出額と事務費基準額とを比較し、いずれか少ないほうの額から入所者本人からの費用徴収額を控除して得た額。							
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)		—				
補助金交付先	軽費老人ホーム							
補助開始年度	H4	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	22	年
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							



平成 25 年度当初予算		521,648 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	23 件	23 件	23 件	23 件	23 件
	交付額	496,808 千円	492,546 千円	498,158 千円	501,653 千円	513,991 千円
交付額の見直し年度		一年度				

(1) 内容説明

平成 15 年度まで国庫補助金により 1/3 の補助があったが、平成 16 年度より交付税として一般財源化されたものである。県の単独補助金ということであるが、普通交付税の算定基礎となっている。

65. 香川県在宅福祉事業費補助金

「香川県在宅福祉事業費補助金」については、国庫補助金部分と県単独部分に分かれており、県単独部分について「老人クラブ活動設置費等補助金」として記載している。

補助金名	老人クラブ活動推進員設置費等補助金						
要綱名	老人クラブ活動推進員設置費等補助金交付要綱						
担当部局	健康福祉部			担当課	長寿社会対策課		
分類	団体補助・職員設置補助						
目的	老人クラブ活動の充実と発展を図り、老人の社会参加促進に寄与することを目的としている。						
補助対象	老人クラブ等活動促進事業						
補助金の算定方法	交付基準額に補助率を乗じて得た額と対象経費の実支出額とを比較していずれか低い方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか低い方の額。						
補助金交付先	公益財団法人香川県老人クラブ連合会						
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—	
補助開始年度	H4 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	22 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他 %
	定額補助						
平成 25 年度当初予算							583 千円
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	
	交付額	2,017 千円	1,350 千円	660 千円	648 千円	583 千円	
交付額の見直し年度		一年度					

### (1) 内容説明

本補助金は、老人クラブ活動の充実発展を図り、老人の社会参加促進に寄与するため、老人クラブ活動推進員設置等事業を行う公益財団法人香川県老人クラブ連合会に対し補助金を交付するものである。

老人クラブとは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、小地域ごとの老人クラブ（単位クラブ）を核に、市区町村、都道府県・指定都市、全国の段階に老人クラブ連合会を組織している。香川県においては、平成 25 年度末時点で県内に 1,358 の単位クラブ、17 の市町老人クラブ連合会が存在し、これらを公益財団法人香川県老人クラブ連合会がとりまとめている。

香川県では、県民が健康で自立して暮らせる期間である健康寿命のできる限りの延伸を図り、地域社会の活力を維持できるよう「健康長寿の実現」を「せとうち田園都市香川創造プラン」の施策として掲げており、そのなかで、老人クラブ会員数を平成 27 年度までに 89,000 人にまで増加させることを目標指標として設定し、県民の健康長寿の実現において老人クラブの貢献を期待している。

### (2) 実績報告書の不十分な審査

本補助金の補助対象経費は、老人クラブ活動推進員設置費等補助金交付要綱の別紙において「旅費交通費、会議費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、光熱水料費（事務所）、使用賃借料、賃借料（事務所土地使用料）、賃借料（コピー機リース）、保険料、報償諸謝金、支払助成金、支払手数料、委託費（会場設営・製作・管理）、委託費（事務所管理）」と限定列挙されている。

平成 24 年度、平成 25 年度の補助金の執行状況を確認したところ、事業実績報告として提出されている老人クラブ活動推進員設置費等補助金精算書（以下、精算書）において報告されている対象経費実支出額には、「支払負担金 605 千円」が含まれていた。「支払負担金」は、平成 24 年 4 月 1 日の交付要綱改正時に、補助対象経費から除かれており、平成 24 年度以降の対象経費実支出額には含まれない経費である。

平成 24 年度、平成 25 年度の補助金交付実績においては、精算書に記載された対象経費実支出額から支払負担金の支出額を除いた金額が、交付基準額に補助率を乗じて得た額を上回るため、最終的な補助金交付額に影響はないものの、訂正等があれば実績報告書の審査時において事業実績報告の確認を徹底し、補助対象事業者へ指導すべきである。

（指摘）

### (3) 補助金の有効性

本補助金は、老人クラブ活動の充実と発展を図り、老人の社会参加促進に寄与することを目的としており、目的達成のためには、老人クラブ数及び会員数の増加を目指す必要がある。しかしながら、老人クラブ数及び会員数は、下記の表のとおり平成 21 年度末以降減少し続けており、本補助金の成果が十分に反映されていない。

この点については、会員数の減少の背景として、平成 25 年 4 月 1 日の改正高年齢者雇用安定法の施行による 60 歳以上の労働者の増加等があった。

このような社会情勢を踏まえて、香川県は老人クラブに所属することによるメリットを広く周知するなど会員数の増加に努めるとともに、今後も老人クラブ数及び会員数の減少が続くようであれば、本補助金の必要性について検討が望まれる。(意見)

年度	単位クラブ数	老人クラブ会員数	加入率(60歳以上人口比)
平成21年度末	1,410	86,067	25.70%
平成22年度末	1,399	83,869	24.70%
平成23年度末	1,378	81,355	23.60%
平成24年度末	1,365	78,950	22.60%
平成25年度末	1,358	77,261	22.00%

(所管課から入手した資料)

#### 67. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金

補助金名	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金						
要綱名	香川県在宅福祉事業費補助金交付要綱						
担当部局	健康福祉部	担当課	長寿社会対策課				
分類	団体補助・職員設置補助						
目的	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に要する経費の一部を補助することにより、在宅の高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進することを目的としている。						
補助対象	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業						
補助金の算定方法	基準額もしくは対象経費の実支出額のいずれか低い方の額又は当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか低い方の額に補助率を乗じて得た額の合計額。						
補助金交付先	公益財団法人かがわ健康福祉機構						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H21 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	5 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他 %
	定額補助						
平成 25 年度当初予算	9,969 千円						
補助金交付実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	
	交付額	15,900 千円	13,163 千円	11,846 千円	11,077 千円	10,463 千円	
交付額の見直し年度	— 年度						

## (1) 内容説明

公益財団法人かがわ健康福祉機構は、県民の健康増進と社会福祉の向上に必要な知識・技術の普及や人材の育成を図るとともに、高齢者がこれまで培った豊かな経験と能力を社会の各分野で発揮できるよう支援することにより、県民だれもが生涯を通じて、健康で明るく生きがいを持って暮らせる社会の実現に寄与することを目的として平成 16 年に香川県健康長寿財団と香川県社会福祉総合センターが統合し設立され、平成 25 年に公益財団法人に認定された組織である。主な事業は、香川県社会福祉総合センターの管理・運営、施設職員や在宅福祉従事者、介護専門職員等に対する専門研修の実施、全国健康福祉祭への選手等の派遣、かがわ長寿大学の開講、高齢者の仲間づくりの支援、グループ団体体験講座の実施、福祉用具展示場の運営等である。

本補助金は、公益財団法人かがわ健康福祉機構が実施する高齢者自身の取組み支援事業に対する補助であり、具体的には、全国健康福祉祭参加者派遣事業費及び全国健康福祉祭選抜支援事業費、かがわ長寿大学運営事業費、その他本事業にかかる事務費及び人件費の補助を実施している。

全国健康福祉祭とは、スポーツや文化種目の交流大会を始め、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、昭和 63 年から毎年厚生労働省、開催都道府県（政令指定都市）、一般財団法人長寿社会開発センターの 3 者共催により開催されている大会である。本補助金は、本大会への香川県選手団の派遣及び県内で実施する予選大会にかかる経費に利用されている。

かがわ長寿大学は、公益財団法人かがわ健康福祉機構が運営する、高齢者が仲間づくりや知識や教養を身につけながら、自らの生きがいと健康づくりを図るとともに、長寿社会を担う地域社会での実践的な指導者を養成するための学校である。県内に住所を有する 60 歳以上の県民を対象にし、平成 2 年度に開校されている。平成 25 年度までは高松校 1 校のみの開校であったが、定員 192 名に対し約 3.2 倍の応募があったことをうけ、平成 26 年度には香川県からの要請により中・西讃地域を対象とした西校を開校した。本補助金は、西校開設準備に伴い雇用した臨時職員 1 名の賃金を補助対象として交付している。

## (2) 交付要綱に基づかない実績報告書

本補助金の額は、交付要綱に定められた基準額、対象経費の実支出額、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のいずれか低い方の額に補助率を乗じて算定される。しかしながら、平成 25 年度における事業実績報告書を確認したところ、基準額、対象経費の実支出額、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がいずれも同額で記載されていた。これは、かがわ健康福祉機構において、対象経費実支出額については、実際は基準額を上回る支出となっているが、基準額内で対象経費に相当する金額を計上するとの認識のもと、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額についても、実際は基準額を上回る支出となっているが、寄付金そ

の他の収入額にかがわ健康福祉機構の自己財源分を含めて算定し、基準額と同額を計上しているためであった。

所管課においては、現地調査の際に、対象経費の実支出額及び当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額が基準額を上回ることを確認しているため、当該実績報告書について公益財団法人かがわ健康福祉機構に対する指導は実施されていなかった。しかしながら、交付要綱に基づかない運用状態を継続すべきではなく、事業実績報告書においては、基準額を上回る場合においても対象経費の実支出額及び当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の正確な金額を記載するよう指導を行うべきである。(指摘)

#### 70. 香川県フォローアップ研修事業費補助金

補助金名	香川県フォローアップ研修事業費補助金									
要綱名	香川県フォローアップ研修事業費補助金交付要綱									
担当部局	健康福祉部				担当課		長寿社会対策課			
分類	奨励補助									
目的	認知症介護指導者フォローアップ研修への派遣に要する経費を交付し、当該研修の円滑な受講を図ることを目的としている。									
補助対象	認知症介護指導者フォローアップ研修派遣事業									
補助金の算定方法	補助対象事業の経費の10/10負担(100千円を上限とする)									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H16年度		補助終了年度		—年度		経過年数		10年	
補助金交付先	民間企業、社会福祉法人、医療法人等									
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%		
	定額補助									
H25年度当初予定		100千円								
補助金交付実績		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度				
	件数	1件	0件	1件	1件	1件				
	交付額	59千円	0千円	64千円	70千円	59千円				
交付額の見直し年度		一年度								

##### (1) 内容説明

国の「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」に基づく研修制度のうち、認知症介護指導者フォローアップ研修(以下、「フォローアップ研修」という。)に係る経費を補助しているものである。研修は、認知症介護研修センターで受講することが定められてお

り、香川県では仙台センターでの受講が定められている。フォローアップ研修の受講そのものは強制ではないが、認知症介護実践者等養成研修の研修講師を対象とした研修であり、受講が推奨されているものである。

中四国の都道府県でも 2 県を除いて同様の補助金が交付されており、都道府県は経費負担の軽減に努めることが望ましいとの国の見解もあることから、本補助金の交付がされているものである。今後とも認知症高齢者の増加が予想されることから認知症介護実践者等養成研修の充実が必要との認識のもと、本補助金については継続して交付していく方針である。

(2) フォローアップ研修内容の共有化

フォローアップ研修の受講対象者は、介護経験概ね 5 年以上の者であり、各介護施設の中心となる人物である。そのような者が 5 日間研修に参加することになり、現場にかける負担が大きいことから、受講者の経費負担軽減に努める必要があるため、本補助金の意義はあるが、指導者となって 1 年以上の者が受講することとしており、フォローアップ研修の内容で有益なものについては、他の指導者にも共有してもらうことが望まれるので、年 1 回指導者が集まっている場を使って研修内容を共有してもらう等の工夫をすることが望まれる。(意見)

73. 香川県人権保育研修事業補助金

補助金名	香川県人権保育研修事業補助金									
要綱名	香川県人権保育研修事業補助金交付要綱									
担当部局	健康福祉部				担当課		子育て支援課			
分類	その他									
目的	人権保育事業の推進に貢献することを目的としている。									
補助対象	香川県人権保育連絡協議会が行う人権保育研修事業									
補助金の算定方法	人権保育研修事業に要する経費									
補助金交付先	香川県人権保育連絡協議会									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	S59 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		30 年	
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%		
	定額補助									
平成 25 年度当初予算	5,000 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		5,000 千円		5,000 千円		5,000 千円		5,000 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

本補助金は、人権保育事業の推進に貢献するため、香川県人権保育連絡協議会が行う人権保育研修事業に要する経費に対し交付されるものである。

香川県人権保育連絡協議会は、県内の人権保育の推進発展のため、差別の撤廃、人権保育の意識向上を目的として研究協議活動を行う団体である。具体的には、県内各保育所や保育士に対する保育研修の企画実施や、保育士の資質向上に向けた学習会等を開催しており、本補助金は当該研修事業に要する経費を補助している。

(2) 変更承認申請手続きの未実施

本補助金の交付要綱において、補助事業の経費の配分の変更をしようとするときはあらかじめその内容及び理由を記載した書類を知事に提出し、その承認を受けなければならないと定められている。

平成 25 年度の交付申請書及び実績報告書を確認したところ、最終交付額は 5,000 千円に変更はないものの、申請時の事業予算書の歳出の部における経費の配分額と実績報告書における経費の配分額は異なっており、「報償費」においては 60%以上補助金額が増加していたが、経費の配分の変更にかかる内容及び理由を記載した書類は知事に提出されていなかった。

申請時よりも負担額が大幅に増加している経費については、その増加分について発生理由、補助対象事業にかかる必要性について確認し、交付要綱の定めに従い、経費の配分の変更をしようとするときは知事の承認を受けなければならない。(指摘)

(3) 補助金額の算定根拠の明確化

本補助金の補助金額の算定根拠については、交付要綱上具体的な定めはなく、過去 5 年間の交付実績は每期同額の交付となっている。本補助金は、昭和 59 年度から交付を開始しており、補助開始から長期間が経過していることもあり、現在の補助金額 5,000 千円の算定根拠については不明瞭となっている。交付要綱を見直し、補助金額の算定根拠を明確にすべきである。(意見)

74. 香川県保育対策等促進事業費補助金

補助金名	香川県保育対策等促進事業費補助金		
要綱名	香川県保育対策等促進事業費補助金交付要綱		
担当部局	健康福祉部	担当課	子育て支援課
分類	その他		
目的	日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行ううえで特に配慮が必要とされる児童を受け入れている保育所に対し、保育士の加配等を行う場合、その社会福祉法人等に対し経費を補助し、児童の健全な育成を図ることを目的としている。		

補助対象	家庭支援推進保育事業								
補助金の算定方法	基準額と家庭支援推進保育事業に要する経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか低い方の額。								
補助金交付先	市町								
直接補助・間接補助の別	間接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		保育所を運営している 法人			
補助開始年度	S58	年度	補助終了年度	H	年度	経過年数	31 年		
補助割合	国	%	県	2/3	市町	1/3	その他	%	
	定額補助								
平成 25 年度当初予算	1,506 千円								
補助金交付 実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件
	交付額		1,506 千円		1,506 千円		1,506 千円		1,506 千円
交付額の見直し年度	一年度								
備考	国庫補助事業（1 か所当たり 3,800 千円）とともに、定員 109 人以下の保育所に対して、1 人分の加配保育士の給与の一部を補助する。								

(1) 内容説明

本補助金の補助対象事業である家庭支援推進保育事業は、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行ううえで特に配慮が必要とされる児童を受け入れている保育所に対し、保育士の加配等を行うことにより入所児童の処遇の向上を図ることを目的として実施される事業であり、本補助金は、対象保育所に対し市町村が実施する保育士の加配等にかかる人件費を補助対象としている。

本事業については、平成 16 年度までは国庫補助金対象とされていたが、平成 17 年度より交付金化され、その後平成 25 年度には母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金により再度国庫補助金対象とされている。

本事業の補助対象保育所となるのは、日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など保育を行う上で特に配慮が必要とされる保育所入所児童が、入所児童の 40%以上である保育所であり、対象児童についての判断は、市町村が児童の状況や家庭環境について保育所長等の意見を参考としながら、総合的な観点から判断される。

香川県では、交付開始年度から、対象保育所のうち定員 109 人以下の小規模な民間保育所については、国庫補助金に上乗せする形で県単独補助金を交付している。平成 17 年度の交付金化の際にも、国の交付金で本体事業の補助が行われていることを実施要件とし、民間の小規模保育所に対する補助を継続している。平成 25 年度に再度国庫補助金対象となったことを受けての交付要綱の見直しは実施されていない。



(2) 交付要綱の改正

本補助金は香川県保育対策促進事業費補助金交付要綱に基づき交付されており、本補助金の補助対象事業である家庭支援推進保育事業の交付対象は、「平成 20 年 11 月 28 日雇児発第 1128003 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の 2 の(2)「家庭支援推進保育」により、市町が行う事業。」と交付要綱に定められているが、当該通知は、平成 23 年 3 月 31 日で廃止されている。現在、本事業に該当する事業は、平成 25 年 5 月 16 日雇児発 0516 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」(平成 25 年 4 月 1 日から適用)の別紙「家庭支援推進保育事業実施要綱」により定められており、交付要綱の改正が必要である。(指摘)

(3) 補助金額の算定根拠の見直し

本補助金の交付額は、交付要綱に下記のとおり算定方法が定められている。

「7. 下記別表の第 3 欄に定める基準額と、第 4 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、いずれか低い方の額を選定額とする。」

「4.7. の選定額に、別表の第 5 欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。」

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
保育対策等促進事業	家庭支援推進保育事業	民間保育所加算分 定員 109 人以下の施設 1 か所保育士 2 人のうち 1 人について 334,300 円×勤務月数－5,940 円×勤務日数	家庭支援推進保育事業に必要な経費	2/3

(平成 25 年度「香川県保育対策促進事業費補助金交付要綱 別表」)

別表に記載された基準額の算定根拠「334,300 円×勤務月数－5,940 円×勤務日数」は過去から継続して同一の算定式を継続して使用しており、現在においては算定根拠が不明であった。

そのため、平成 16 年度の「香川県特別保育対策事業費補助金交付要綱」を確認したところ、別表には下記の通り定められていた。所管課の説明によれば、別表 3 基準額のうち(1)、(2)が国庫補助金の算定基準額であり、(3)が小規模民間保育所に対する県単補助金による上乗せ補助の算定基準額であるとのことであった。平成 17 年度の交付金化に伴い、(1)、(2)が補助対象事業から除かれ、上乗せ補助部分の(3)にかかる基準額算定式が平成 25 年度においても継続されている。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
保育対策等促進事業	家庭支援推進保育事業	次により算定された額 (1) 定員 109 人以下の施設 1 か所当たり保育士 2 人の増員 1 人 1 日当たりの単価 5,940 円×2 人の勤務日数 (2) 定員 110 人以上の施設 1 か所当たり保育士 2 人の増員 うち 1 人について 1 人 1 日当たりの単価 5,940 円×勤務日数 うち 1 人について 1 人月額 334,300 円×勤務月数	家庭支援推進 保育事業に必要 な経費	3/4
		(3) 民間保育所加算分 定員 109 人以下の施設 1 か所保育士 2 人のうち 1 人について 334,300 円×勤務月数－5,940 円×勤務日数		2/3

(平成 16 年度「香川県特別保育対策事業費補助金交付要綱 別表」)

しかしながら、国庫補助金対象となる補助金(1)、(2)は、平成 17 年度の交付金化を経て、平成 25 年度より「母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金」として別途補助要綱が定められ、交付額は下記のとおり算定されている。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
保育対策等促進事業	家庭支援推進保育事業	次により算出した額 1 か所当たり 3,800,000 円	家庭支援推進 保育事業に必要 な経費	1/2

当初、県単補助金は、定員 109 人以下の小規模な民間保育所について、国庫補助金では不十分と判断し、上乗せ補助されていたものであるが、基礎となる国庫補助が定額補助に変わったことにより、県単補助金の目的が不明確なものになっている。現在採用されている基準額算定式「334,300 円×勤務月数－5,940 円×勤務日数」は、国庫補助金として「5,940 円×2 人の勤務日数」を補助したうえでの上乗せ補助として算定するための算定式であり、「334,300 円×勤務月数－5,940 円×勤務日数」のみで交付金額を算定すると、補助対象保育士の勤務日数が増えるほど補助基準額が減少することとなり、補助目的と整合しない算定式となっている。

また、算定式に用いられている 1 日当たり単価についても、現在の正規・非正規保育士の給与水準と比較し妥当であるかの検証がなされておらず、国庫補助制度時の単価を継続して使用しているものであり、算定根拠の早急な見直しが必要である。(指摘)

(4) 実績報告の検証と方法の見直し

本補助金は市町が実施する家庭支援推進保育事業を補助対象事業とする間接補助金である。市町が実施する家庭支援推進保育事業とは、「家庭支援推進保育事業実施要綱」に基づき下記のように定められている。

①対象保育所に対し、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置基準に規定する職員のほか本事業の実施のために必要な保育士を配置すること。

②配置された保育士は、対象児童に対する指導計画を作成し、定期的に家庭訪問をするなど家庭に対する指導を行うこと。

香川県における上記事業の実績確認は、間接補助金のため事業実施主体に対する現地調査等は実施せず、市町から提出される事業実績報告の確認によっている。しかしながら、事業実績報告は、県費補助所要額の算定に係る記述しかなく、事業内容②にかかる指導計画や定期家庭訪問が実施されているかについて確認できる資料はなかった。

また、事業実績報告に記載されている「市町における対象経費の実支出額」の算定根拠については明確な記載がなく、平成25年度事業実績報告では、最終の県費補助所要額に影響はないものの、基準額の算定式に不備があった。

本補助金において、市町からの事業実績報告書は、本補助対象事業の事業実績確認および交付額の確定の唯一の根拠資料であり、その内容の正確性、十分性については十分に検討すべきである。市町と連携を図り、事業実績報告の方法を見直す必要がある。（指摘）

86. 川部みどり園地域生活移行支援補助金

川部みどり園地域生活移行支援補助金については、備品購入補助に対する部分を「香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金(備品購入補助)」、運営費補助に対する部分を「香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金(運営費補助)」として別個に表を作成している。また、No.86「川部みどり園地域生活移行支援補助金」とNo.88「香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金(グループホーム等見学補助・生活体験事業補助)」に関しては、両者ともに香川県障害者地域生活移行支援事業に対する補助であり、合わせて記載している。

補助金名	香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金(備品購入補助)		
要綱名	香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金交付要綱		
担当部局	健康福祉部	担当課	障害福祉課
分類	奨励補助		
目的	障害者支援施設香川県立川部みどり園(以下「川部みどり園」という。)において進めてきた障害者の地域生活移行の取り組みをもとに、地域での生活を希望する障害者のニーズを把握し、他の施設等における地域生活移行を推進するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第15項に定める共同生活援助の事業の用に供するグループホームの事業展開の促進を図ることを目的としている。		

補助対象	国庫補助対象外である軽易な初度備品（グループホームの開設に伴い必要となる備品であって、共同で使用するものに限る。）の購入に要する経費。								
補助金の算定方法	定額補助（上限 300 千円）								
補助金交付先	指定障害福祉サービス事業者等								
直接補助・間接補助の別	直接補助金		最終受領者 （間接補助の場合）			—			
補助開始年度	H20 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	6 年				
補助割合	国	%	県	%	市町	%	その他	%	
	定額補助		○						
平成 25 年度当初予算	300 千円								
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度
	3 件		1 件		0 件		0 件		0 件
	666 千円		333 千円		0 千円		0 千円		0 千円
交付額の見直し年度	H24 年度								
見直しの結論	補助基準額 500 千円、補助率 1/3 又は 2/3 から補助基準額 300 千円、補助率 10/10 へ変更した。								
見直しの結論理由	補助率を上げることで、障害者グループホームの事業展開を促進するため。								

補助金名	香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金（運営費補助）							
要綱名	香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金交付要綱							
担当部局	健康福祉部			担当課		障害福祉課		
分類	奨励補助							
目的	川部みどり園の利用者のグループホーム等への円滑な移行を図ることを目的としている。							
補助対象	川部みどり園の入所者で、要綱の施行日から平成 24 年 3 月 31 日までに退所するもののうち、障害程度区分 4 以上（50 歳以上の者にあつては、区分 3 以上）の者又は、処遇困難者をグループホーム等において受け入れる事業。							
補助金の算定方法	4,520 円（処遇困難者にあつては、これに 2 を乗じて得た額）に受け入れ日数を乗じて得た額とし、補助対象となる受入の期間は、入居を開始した日から起算して 3 年間を限度とする。							
補助金交付先	指定障害福祉サービス事業者							
直接補助・間接補助の別	直接補助金		最終受領者 （間接補助の場合）			—		
補助開始年度	H20 年度	補助終了年度	H25 年度		経過年数	6 年		

補助割合		国	%	県	100%	市町	%	その他	%	
		定額補助								
平成 25 年度当初予算		18,570 千円								
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度				
	件数	7 件	6 件	6 件	5 件	4 件				
	交付額	11,675 千円	19,250 千円	22,279 千円	21,813 千円	13,939 千円				
交付額の見直し年度		一年度								

88. 香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金(グループホーム等見学補助・生活体験事業補助)

補助金名	香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金(グループホーム等見学補助・生活体験事業補助)									
要綱名	香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金交付要綱									
担当部局	健康福祉部				担当課		障害福祉課			
分類	奨励補助									
目的	施設の入所者等の地域生活移行を促進することを目的としている。									
補助対象	障害者支援施設等が入所者及びその家族に対して、地域移行を図ることを目的にグループホーム等の見学をさせる際に要する経費や、宿泊型自立訓練を利用している者がグループホーム等での生活体験を行うために要する経費。									
補助金の算定方法	<b>【グループホーム等見学補助】</b> 定額補助 上限 50 千円 <b>【生活体験事業補助】</b> 指定障害福祉サービスに要する経費の単価に当該生活体験を実施した日の数を乗じて得た額 ただし、実施日数は 5 日以内(生活体験事業の開始日から 3 ヶ月以内)									
補助金交付先	指定障害福祉サービス事業者等									
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	H20 年度	補助終了年度		— 年度		経過年数		6 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%		
	定額補助									
平成 25 年度当初予算		311 千円								
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度				
	件数	5 件	23 件	24 件	0 件	0 件				
	交付額	116 千円	608 千円	201 千円	0 件	0 件				
交付額の見直し年度		一年度								

(1) 内容説明

本補助金は、川部みどり園において進めてきた障害者の地域生活移行の取り組みをもとに、地域での生活を希望する障害者のニーズを把握し、他の施設等における地域生活移行を促進するため、改正(平成26年4月1日施行)前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第16項に定める共同生活援助の事業の用に供するグループホーム及び同条第10項に定める共同生活介護の事業の用に供するケアホームの開設に要する経費、グループホーム等の見学に要する経費並びに地域生活移行のために行う障害福祉サービスの体験的な利用及び体験的な宿泊の受入れに要する経費等について、事業実施主体に対し、補助金を交付するものである。

本補助金は、国の障害保健福祉施策にあわせて、補助対象事業が見直されてきた補助金であり、上記アンケート記載の内容は平成25年度時点のものである。国の障害保健福祉施策の経緯は下表に記載のとおりであり、特に障害者地域生活移行支援事業については、平成22年12月の「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」の成立により、障害者自立支援法の一部が改正され、平成24年4月1日から地域移行支援・地域定着支援の個別給付化が決定されるなど大きな改正が実施され、国の施策として障害者の地域生活移行が促進されている。

H18年4月	障害者自立支援法の施行(同年10月に完全施行)
12月	法の円滑な運営のための特別対策 (①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法移行のための経過措置)
H19年12月	障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 (①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進)
H20年12月	社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
H21年3月	「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」国会提出→同年7月、衆議院の解散に伴い廃案
9月	連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
H22年1月	厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意
	障がい者制度改革推進会議において議論開始
4月	低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化
	障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始
6月	「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定)
12月	「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(議員立法)が成立
H23年6月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(議員立法)が成立
7月	「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立
8月	「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ
H24年6月	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(議員立法)が成立
H25年6月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立

(社会保障審議会障害者部会(第50回)「○資料3 障害保健福祉施策のこれまでの経緯」)

香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金交付要綱に基づき交付される県単独補助金は、香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金のうち、①運営費補助、②備品購入補助、③グループホーム等見学補助・生活体験事業補助の3つであり、下記のとおりである。

① 運営費補助

本補助金は、障害者の地域生活移行を促進するため、県立の知的障害児・者の統合施設である川部みどり園利用者のうち障害程度区分4以上（50歳以上の者にあつては、区分3以上）の者又は処遇困難者等の受入れを実施するグループホーム等に対し、運営費補助を実施するものである。障害程度区分とは、障害の状態を総合的に表す6段階の区分であり、障害程度区分4以上とは、障害程度区分基準時間が70分以上の者であり、支援サービスの必要度の高い者の受入れを促進するため補助対象としている。

本補助金は、障害者自立支援法の平成22年改正を受けて、グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の一環として交付された補助金であり、平成25年度に廃止されている。補助対象期間において、川部みどり園から28名がグループホーム等に移行している。

② 備品購入補助

本補助金は、障害者の地域生活移行を促進するため、指定障害福祉サービス事業者等が国庫補助対象外である軽易な初度備品（グループホームの開設に伴い必要となる備品であつて、共同で使用するものに限る。）を購入する際に、上限300千円まで補助金を交付するものである。障害者自立支援法の成立後、障害者の地域生活移行が促進されるなかで、グループホーム等の開設を促進する目的から、グループホーム等の開設に伴う備品購入費用のうち国庫補助金対象外となる補助を平成20年度から県単独補助金として交付している。

③ グループホーム等見学補助・生活体験事業補助

本補助金は、平成20年度に交付要綱が制定されて以来、障害者自立支援法の改正、障害者総合支援法の制定等に伴い、事業内容の見直しを重ねてきた補助金である。

平成25年度における補助対象は、「ア.グループホーム等見学」及び「イ.グループホーム等生活体験」である。「イ.グループホーム等生活体験」とは、指定障害福祉サービス事業者等が障害福祉サービスの体験的な利用及び体験的な宿泊の受入れを実施するものであり、受入れに要する経費を補助し、グループホーム等への移行者を増加させる目的で補助対象とされた。しかしながら、平成24年度の障害者自立支援法の改正に伴い、地域移行支援に要する経費が国庫負担の対象となり、「障害者支援施設及び精神科病院から地域生活移行するものの体験的な入所等に係る費用」についても国庫補助金の対象となった。これにより、本補助金と国庫補助金対象が重複したため、平成25年度には、本事業の補助対象を国庫負担の対象外になっている宿泊型自立訓練施設から地域生活移行する者の体験的な入所等に係る経費に変更している。しかしながら、宿泊型自立訓練施設は県内に1施設しかなく、対象者にあたる利用者も4～5人と限られていたため、平成25年度において補助申請はない。

「ア.グループホーム等見学」は、平成25年度の補助対象見直し時に、新たに補助対象とされた事業であり、国庫負担の対象事業とはなっておらず、グループホーム等見学時に係る専用バスの賃借料等の経費を補助し、見学者数の増加、地域生活移行を促進するものである。

(2) 補助金の周知方法の検討【86. 川部みどり園地域生活移行支援補助金(備品購入補助)】

備品購入補助は、グループホーム開設促進のため、グループホームの開設に伴う備品購入費用のうち国庫補助金対象外となる費用を補助するものであるが、本補助金の過去3か年における交付実績はない。一方、過去5年間におけるグループホーム数は増加している。

年度	H21年4月	H22年4月	H23年4月	H24年4月	H25年4月
事業所数	22	23	27	32	32
定員	376	401	516	640	668
ホーム数	50	55	67	79	81

(所管課から入手した資料)

※ 上記表における「ホーム数」は、グループホーム及びケアホームの棟数、「事業所数」はこれらを運営する事業所数である。

県内グループホーム数が増加しているにも関わらず、本補助金の過去3か年における交付実績がないことについては、所管課においても原因分析を実施し、本補助金の周知方法について平成26年度には見直しを実施している。具体的には、過去においては「社会福祉施設等施設整備費補助金」の補助対象者のみに対し本補助金の交付要望確認を行っていたが、平成26年度には電子メールを利用して、指定障害福祉サービス事業者に対し広く周知している。本補助金については、今後も継続して交付実績等のモニタリングを実施し、補助金が有効に活用されるよう検討を続けることが望まれる。(意見)

(3) 補助金の周知方法の検討【88. 香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金(グループホーム等見学補助・生活体験事業補助)】

本補助金の補助対象は、平成25年度の補助対象の見直しにあわせて、新たに補助対象とされた事業であるが、平成25年度には交付実績がない。また、平成26年度においても見直され、「グループホーム見学」のみとなっている。所管課の説明によれば、平成26年度においては、周知方法を見直し、自立支援協議会において指定障害福祉サービス事業者に対して補助金を周知するなど、利用者の増加を目指した取組みを実施している。本補助金については、今後も引き続き応募数・交付実績をモニタリングし、補助金が有効に活用されるよう検討を続けることが望まれる。(意見)

93. ドクターバンク推進事業費補助金

補助金名	ドクターバンク推進事業費補助金		
要綱名	ドクターバンク推進事業費等補助金交付要綱		
担当部局	健康福祉部	担当課	医務国保課
分類	奨励補助		
目的	ドクターバンク事業等に要する経費を補助することにより、医師の確保を推進することを目的としている。		



補助対象	ドクターバンク事業（職業安定法（昭和22年法律第141号）に基づく無料職業紹介所を設置し、県内での勤務を希望する医師を募集・登録し、県内の病院等へ紹介・あっせんする事業）及び医師の勤務環境の整備を図る事業等。									
補助金の算定方法	定額補助 2,094 千円									
補助金交付先	一般社団法人香川県医師会									
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	H19 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		7 年	
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%		
	定額補助		○							
平成25年度当初予算	2,094 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		3,600 千円		2,880 千円		2,592 千円		2,331 千円	
交付額の見直し年度	複数年度			平成21年度より毎年度見直しを実施						
見直しの結論	交付額の減少									

(1) 内容説明

香川県は、人口10万人当たりの医師数については全国平均を上回っているものの、慢性的な医師の不足が生じている。そうした医師不足解消のために、香川県での勤務を希望する医師と医療機関のマッチングを行うドクターバンク事業に係る事業費に補助金を交付している。

事業費としては、WEBサイトの保守メンテナンスに係る費用が多額を占めており、サイトを通じて希望医師にはドクターバンクへの登録をしてもらっていることから、今後とも一定額以上のWEBサイトの保守メンテナンス費用が発生することが見込まれる。

(2) 補助金の在り方の検討

補助対象事業は、「ドクターバンク事業」及び「医師の勤務環境の整備を図る事業など、医師確保の推進に資すると認められるもの」となっており、当該事業に対して定額補助を実施している。当該事業については、登録相談紹介料が無料であり、本補助金によって当該事業の経費の大半が賄われている。補助金額が平成21年度以降毎年度減額になっており、事業費もそれに比して減額となっているが、事業費としての適正額を検討する必要がある。現在はWEBサイトの保守メンテナンス費用以外の広報に係る経費の圧縮によって、減額に対応しているとのことであるが、今後も減額する見込みであれば、WEBサイトの保守メンテナンス費用の圧縮が必要になることも予測され、補助金の効果が期待できないものになる可能性がある。事業の適正額を把握のうえ、適正額を減額せず維持することや医師会への負担を求めること等、補助金自体の在り方について検討が望まれる。(意見)

97. 公的医療機関における病院内保育所運営費補助金

公的医療機関における病院内保育所運営費補助金については、病院内保育所運営費補助金として国庫補助金があり、参考として表を記載している。

補助金名	公的医療機関における病院内保育所運営費補助金		
要綱名	公的医療機関における病院内保育所運営費補助金交付要綱		
担当部局	健康福祉部	担当課	医務国保課
分類	団体補助		
目的	県内の医療施設に勤務する医療従事者のために、保育施設（以下「病院内保育所」という。）を運営する事業に対して交付することにより、医療従事者の離職防止及び再就業を促進し、医療従事者の充足及び確保を図ることを目的としている。		
補助対象	日本赤十字社、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人恩賜財団済生会が行う病院内保育所の運営事業。		
補助金の算定方法	<p>病院内保育所の種別（保育児童数、保育時間、保育士等人数により4種に分類）に応じ、基準額※（1の基本額から保育料収入額を控除し、病院内保育所の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と2の加算額の合計額）と対象経費（保育所運営に必要な給与等）の実支出額を比較し少ない方の額に1/2を乗じて得た額を上限とし、県の予算の範囲内で算出。</p> <p>1. 基本額</p> <p>（A型特例） 1人×180,800円×（運営月数）</p> <p>（A型） 2人×180,800円×（運営月数）</p> <p>（B型） 4人×180,800円×（運営月数）</p> <p>（B型特例） 6人×180,800円×（運営月数）</p> <p>2. 加算額</p> <p>ア 24時間保育を行っている保育所 23,410円×運営日数</p> <p>イ 病児等保育を行っている保育所 187,560円×運営月数</p> <p>ウ 緊急一時保育を行っている保育所 20,720円×運営日数</p> <p>エ 児童保育を行っている保育所 10,670円×運営月数</p> <p>オ 休日保育を行っている保育所 11,630円×運営月数</p>		
補助金交付先	日本赤十字社、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人恩賜財団済生会。		

直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)				—			
補助開始年度	H22 年度	補助終了年度	H25 年度	経過年数	4 年				
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%	
	定額補助								
平成 25 年度当初予算	5,000 千円								
補助金交付 実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度				
	件数	件	3 件	3 件	3 件				
	交付額	千円	5,000 千円	5,000 千円	5,000 千円				
交付額の見直し年度	一年度								

参考 香川県病院内保育所運営費補助金

補助金名	香川県病院内保育所運営費補助金		
要綱名	香川県病院内保育所運営費補助金交付要綱		
担当部局	健康福祉部	担当課	医務国保課
分類	団体補助		
目的	県内の医療施設に勤務する医療従事者のために、保育施設（以下「病院内保育所」という。）を運営する事業に対して交付することにより、医療従事者の離職防止及び再就業を促進し、医療従事者の充足及び確保を図ることを目的としている。		
補助対象	社会福祉法人及び一般社団法人又は一般財団法人等、その他知事が認める者（ただし、独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会等を除く。）が行う病院内保育所の運営事業。		
補助金の算定方法	<p>病院内保育所の種別（保育児童数、保育時間、保育士等人数により 4 種に分類）に応じ、基準額（1 の基本額から保育料収入額を控除し、病院内保育所の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と 2 の加算額の合計額）と対象経費（保育所運営に必要な給与等）の実支出額を比較し少ない方の額に 2/3 を乗じて得た額。</p> <p>1. 基本額</p> <p>(A型特例) 1人×180,800円×(運営月数)</p> <p>(A 型) 2人×180,800円×(運営月数)</p> <p>(B 型) 4人×180,800円×(運営月数)</p> <p>(B型特例) 6人×180,800円×(運営月数)</p>		

	2. 加算額 ア 24 時間保育を行っている保育所 23,410 円×運営日数 イ 病児等保育を行っている保育所 187,560 円×運営月数 ウ 緊急一時保育を行っている保育所 20,720 円×運営日数 エ 児童保育を行っている保育所 10,670 円×運営月数 オ 休日保育を行っている保育所 11,630 円×運営月数						
補助金交付先	社会福祉法人及び一般社団法人又は一般財団法人等、その他知事が認める者（ただし、独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等、地方公共団体、地方独立行政法人、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会等を除く。）が行う病院内保育所の運営事業。						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	※ 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	※ 年		
補助割合	国	50%	県	50%	市町	%	その他 %
	定額補助						
平成 25 年度当初予算	10,833 千円						
補助金交付実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	
	件数	6 件	6 件	6 件	6 件	8 件	
	交付額	10,411 千円	11,449 千円	8,655 千円	12,016 千円	10,829 千円	
交付額の見直し年度	—年度						

※ 平成 17 年度より以前。

(1) 内容説明

「香川県病院内保育所運営費補助金」及び「公的医療機関における病院内保育所運営費補助金」は、どちらも県内の医療施設に勤務する医療従事者のために、保育施設(以後、病院内保育所)を運営する事業に対して交付されるものである。これら補助金の目的は、24 時間交代勤務をする看護師を利用対象者とする保育施設が一般保育所では少ない現状を踏まえ、そうした看護師等の医療従事者の離職防止及び再就業を促進することである。看護師には女性が多く、病院内保育所の運営費補助は、出産後の継続就業や再就業を助ける側面もあり、女性の活躍が期待されている中であって重要な意味を持つ補助金である。

「香川県病院内保育所運営費補助金」と「公的医療機関における病院内保育所運営費補助金」の違いとしては、補助対象者の違いがある。「香川県病院内保育所運営費補助金」

の補助対象者は、社会福祉法人及び一般社団法人又は一般財団法人等、その他知事が認める者となっており、公的医療機関は除くものとされている。公的医療機関とは、都道府県、市町村及びその他厚生労働大臣の定める者が開設する病院又は診療所のことをいう（医療法第31条）。具体的には、国が支援している国立病院、都道府県市町村が運営している公立病院、その他の公的病院に区分ができる。「公的医療機関における病院内保育所運営費補助金」は、こうした公的医療機関の内、国や都道府県市町村の支援や運営がなされていない、その他の公的病院である日本赤十字社、厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人恩賜財団済生会に対しての補助金である。

「香川県病院内保育所運営費補助金」については、国からの補助があり、県単独ではない。一方、「公的医療機関における病院内保育所運営費補助金」は、地域医療再生計画に基づいた事業であり、同計画に基づき、平成25年度をもって終了した。

(2) 補助打ち切りの合理性

2つの補助金について、その違いを説明したが、どちらも算定方法や補助対象事業は同じであり、その目的は公益性の高いものと認められるにもかかわらず、「公的医療機関における病院内保育所運営費補助金」のみが平成25年度をもって廃止とすることとされていた。2つの補助金の目的である医療従事者の離職防止や再就業は、女性の出産後の継続就業や再就業にもつながる目的といえ、県として女性の活躍を期待してこれまでも補助を継続している以上、これまで支援していた公的医療機関の院内保育の補助のみを打ち切るべきではなく、公的医療機関への補助を継続すべきである。

なお、平成26年度においては、新制度への移行によって補助の継続が決定したが、当該決定を待つまでもなく、継続についての議論がなされるべきであり、合理的な理由のない補助金の打ち切りにならないように、今後においては事前に措置を講じる等の慎重な対応が求められるので、国の動向などを常に注視することが望まれる。（意見）

100. 医薬品情報センター事業費補助金

補助金名	医薬品情報センター事業費補助金		
要綱名	医薬品安全対策事業補助金交付要綱		
担当部局	健康福祉部	担当課	薬務感染症対策課
分類	奨励補助		
目的	医薬品の安全性の確保を図ることを目的としている。		
補助対象	医薬品情報の提供及び薬の相談事業等		
補助金の算定方法	予算の範囲内で別に知事が定める額と当該事業に要する経費の1/2の額とを比較していずれか少ない方の額とする。		
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)	—

補助開始年度	S56 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	33 年			
補助金交付先	一般社団法人香川県薬剤師会							
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
H25 年度当初予算						660 千円		
補助金交付実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件		
	交付額	660 千円	660 千円	660 千円	660 千円	660 千円		
交付額の見直し年度	一年度							

(1) 内容説明

本補助金は、県薬剤師会が実施する「薬の相談事業」、「薬の啓発事業」、「医薬品情報提供事業」に対して交付されるものである。「薬の相談事業」は、県民の薬相談に薬剤師が応えるものであり、「薬の啓発事業」は、県民に対する薬の知識向上を目標に、ショッピングモール等で啓発イベントを開催するものである。「医薬品情報提供事業」については、薬の副作用等の最新のトピックを共有するための会合を月 1 回開催し、県薬剤師会として医薬品情報を提供するものであり、直接薬の使用者である県民を対象とするものではないが、薬剤師の知識更新を手助けすることで県民に処方される医薬品の安全性を確保することになる。

事業としては、医薬品という専門性の高い分野であり、かつ公益性が高いことから、県薬剤師会と県がそれぞれ協力し合って、事業遂行をしているというのが実態のようである。

(2) 補助金の定量的な効果検討

3 事業ともに医薬品の安全性確保を目的にするものであるため、最終目標に対する効果検討は事後的に重篤な副作用が発生していないことをもって検討する以外にないという考え方もできるが、相談事業や啓発事業に関しては、相談件数や啓発事業の開催回数により事業の状況を把握できる。事業の状況を定量的な観点から検討し、今後の事業展開に当該検討を活かすようにしていくことが望まれる。(意見)

101. 公衆浴場施設改善資金利子補給補助金

補助金名	公衆浴場施設改善資金利子補給補助							
要綱名	香川県公衆浴場施設改善資金利子補給補助金交付要綱							
担当部局	健康福祉部	担当課		生活衛生課				
分類	利子補助							
目的	公衆浴場の経営の合理化と公衆衛生の向上を図ることを目的としている。							
補助対象	営業施設の改善を目的とした(株)日本政策金融公庫からの借入資金に対して組合が行う利子補給事業。							
補助金の算定方法	組合員の借入資金にかかる支払利子のうち年3%に相当する額と支払利子に相当する額のいずれか低い額。							
補助金交付先	香川県公衆浴場業生活衛生同業組合							
直接補助・間接補助の別	間接補助金		最終受領者 (間接補助の場合)		香川県公衆浴場業生活衛生同業組合に加入している公衆浴場営業者			
補助開始年度	S47年度	補助終了年度	—年度	経過年数	42年			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
平成25年度当初予算	40千円							
補助金交付実績	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度			
	件数	2件	2件	2件	2件	2件		
	交付額	118千円	80千円	51千円	31千円	8千円		
交付額の見直し年度	—年度							

(1) 内容説明

一般公衆浴場を経営する香川県公衆浴場業生活衛生同業組合に加入している公衆浴場営業者に対する補助金である。一般公衆浴場とは地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」の他、老人福祉センター等の浴場がある。

営業施設の改善を目的とする借入資金については、国が(株)日本政策金融公庫への助成を行っていることから、公衆浴場業生活衛生同業組合員は(株)日本政策金融公庫からの低利率での融資を受けられており、その利子について県が補助を行うことを目的とした制度である。

現在香川県の一般公衆浴場が23件であり、全盛期は200件を超える数が存在したことからすると減少が著しい。これは住宅に風呂が完備され、事業営業者の高齢化と後継者がいないことにより、新規の借入が減少しており、補助金交付額も減少傾向にある。

(2) 補助金の見直し

本補助金については、上記の実情から営業施設の改善を新規借入して行うことはほとんどなく、平成26年度をもって既存の借入に対する利子補助も終了予定であることから、新規の借入が見込まれなくなった時点で廃止すべきである。(指摘)

## 【指摘】

### 65. 香川県在宅福祉事業費補助金

#### ① 実績報告書の不十分な審査

平成 24 年度、平成 25 年度の補助金の執行状況を確認したところ、事業実績報告の対象経費実支出額に、要綱では補助対象経費となっていない「支払負担金 605 千円」が含まれていた。両年度の補助金交付実績において最終的な補助金交付額に影響はないものの、訂正等があれば実績報告書の審査時において事業実績報告の確認を徹底し、補助対象事業者へ指導すべきである。

### 67. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金

#### ① 交付要綱に基づかない実績報告書

平成 25 年度の事業実績報告書では、基準額、対象経費の実支出額、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がいずれも同額で記載されていた。事業実績報告書は、交付要綱に基づき、基準額を上回る場合においても対象経費の実支出額及び当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額の正確な金額を記載するよう指導を行うべきである。

### 73. 香川県人権保育研修事業補助金

#### ① 変更承認申請手続きの未実施

申請時の事業予算書の歳出の部における経費の配分額と実績報告書における経費の配分額は異なっており、「報償費」においては 60%以上補助金額が増加していたが、経費の配分の変更にかかる書類は知事に提出されていなかった。申請時よりも負担額が大幅に増加している経費については、その増加分について発生理由、補助対象事業にかかる必要性について確認し、交付要綱の定めに従い、知事の承認を受けなければならない。

### 74. 香川県保育対策等促進事業費補助金

#### ① 交付要綱の改正

本補助金の補助対象事業である家庭支援推進保育事業の交付対象が、交付要綱において、平成 23 年 3 月 31 日で廃止されたものの記載となっている。現在、本事業に該当する事業は、平成 25 年 5 月 16 日雇児発 0516 第 5 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援推進保育事業の実施について」（平成 25 年 4 月 1 日から適用）の別紙「家庭支援推進保育事業実施要綱」により定められており、交付要綱の改正が必要である。

#### ② 補助金額の算定根拠の見直し

本補助金の算定式は、基礎となる国庫補助金が平成 25 年度より定額補助に変更されたことを反映しておらず、補助対象保育士の勤務日数が増えるほど補助基準額が減少することとなり、補助目的と整合しないものとなっている。また、算定式に用いられている 1 日当たり単価についても、現在の正規・非正規保育士の給与水準と比較し妥当であるかの検証がなされておらず、算定根拠の早急な見直しが必要である。

#### ③ 実績報告の検証と方法の見直し

事業実績報告において、指導計画や定期家庭訪問の実施確認資料や「市町における対



象経費の実支出額」の算定根拠の明確な記載がなく、基準額の算定式の不備もあった。市町からの事業実績報告書は、本補助対象事業の事業実績確認および交付額の確定の唯一の根拠資料であり、その内容の正確性、十分性については十分に検討すべきであり、市町と連携を図り、事業実績報告の方法を見直す必要がある。

#### 101. 公衆浴場施設改善資金利子補給補助金

##### ① 補助金の見直し

本補助金については、営業施設の改善を新規借入して行うことはほとんどなく、平成 26 年度をもって既存の借入に対する利子補助も終了予定であることから、新規の借入が見込まれなくなった時点で廃止すべきである。

#### 【意見】

#### 65. 香川県在宅福祉事業費補助金

##### ① 補助金の有効性

老人クラブ数及び会員数は、平成 21 年度末以降減少し続けており、背景として、平成 25 年 4 月 1 日の改正高年齢者雇用安定法の施行による 60 歳以上の労働者の増加等があった。このような社会情勢を踏まえて、香川県は老人クラブに所属することによるメリットを広く周知するなど会員数の増加に努めるとともに、今後も老人クラブ数及び会員数の減少が続くようであれば、本補助金の必要性について検討が望まれる。

#### 70. 香川県フォローアップ研修事業費補助金

##### ① フォローアップ研修内容の共有化

フォローアップ研修の受講対象者は、介護経験概ね 5 年以上の者であり、指導者となって 1 年以上の者が受講することとしており、フォローアップ研修の内容で有益なものについては、他の指導者にも共有してもらうことが望まれるので、年 1 回指導者が集まっている場を使って研修内容を共有してもらう等の工夫をすることが望まれる。

#### 73. 香川県人権保育研修事業補助金

##### ① 補助金額の算定根拠の明確化

本補助金の補助金額の算定根拠については、交付要綱上具体的な定めはなく、過去 5 年間の交付実績は每期同額の交付となっている。本補助金は、昭和 59 年度から交付を開始しており、補助開始から長期間が経過していることもあり、現在の補助金額 5,000 千円の算定根拠については不明瞭となっている。交付要綱を見直し、補助金額の算定根拠を明確にすることが望まれる。

#### 86. 川部みどり園地域生活移行支援補助金(備品購入補助)

##### ① 補助金の周知方法の検討

本補助金の過去 3 か年における交付実績がないことについては、所管課においても原因分析を実施し、本補助金の周知方法について平成 26 年度には見直しを実施しているが、今後も継続して交付実績等のモニタリングを実施し、補助金が有効に活用されるよう検討を続けることが望まれる。

88. 香川県障害者地域生活移行支援事業費補助金(グループホーム等見学補助・生活体験事業補助)

① 補助金の周知方法の検討(グループホーム等見学補助・生活体験事業補助)

平成 25 年度の補助対象の見直しにあわせて、新たに補助対象とされた事業であるが、平成 25 年度には交付実績がない。平成 26 年度においては、周知方法を見直し、自立支援協議会において指定障害福祉サービス事業者に対して補助金を周知するなど、利用者の増加を目指した取組みを実施しているが、今後も引き続き応募数・交付実績をモニタリングし、補助金が有効に活用されるよう検討を続けることが望まれる。

93. ドクターバンク推進事業費補助金

① 補助金の在り方の検討

補助金額が平成 21 年度以降毎年度減額になっており、今後も減額する見込みであれば、WEB サイトの保守メンテナンス費用の圧縮が必要になることも予測され、補助金の効果が期待できないものになる可能性がある。事業の適正額を把握のうえ、適正額を減額せず維持することや医師会への負担を求めること等、補助金自体の在り方について検討が望まれる。

97. 公的医療機関における病院内保育所運営費補助金

① 補助打ち切りの合理性

「公的医療機関における病院内保育所運営費補助金」のみが平成 25 年度をもって廃止とすることとされていた。平成 26 年度においては、新制度への移行によって補助の継続が決定したが、当該決定を待つまでもなく、継続についての議論がなされるべきであり、合理的な理由のない補助金の打ち切りにならないように、今後においては事前に措置を講じる等の慎重な対応が求められるので、国の動向などを常に注視することが望まれる。

100. 医薬品情報センター事業費補助金

① 補助金の定量的な効果検討

医薬品の安全性確保を目的にするものであるため、最終目標に対する効果検討は事後的に重篤な副作用が発生していないことをもって検討する以外にないという考え方もできるが、相談事業や啓発事業に関しては、相談件数や啓発事業の開催回数により事業の状況を把握できる。事業の状況を定量的な観点から検討し、今後の事業展開に当該検討を活かすようにしていくことが望まれる。

第6節 商工労働部

103. 公益財団法人かがわ産業支援財団運営費補助金

「公益財団法人かがわ産業支援財団運営費補助金」については、プロパー職員等の人件費及び運営に必要な経費の一部に対する部分については「公益財団法人かがわ産業支援財団運営費人件費補助」として、プロパー職員の退職給付引当金に対する部分については「公益財団法人かがわ産業支援財団運営費福利環境整備費補助」として、賃金職員に係る人件費及び財団運営に必要な事務経費等の一部に対する部分については「公益財団法人かがわ産業支援財団運営費等補助（運営費）」として、財団の地域共同研究部に係る研究員等の給与等に対する部分については「公益財団法人かがわ産業支援財団運営費研究員人件費補助」として、財団が実施する県内企業との共同研究に要する経費に対する部分については「公益財団法人かがわ産業支援財団運営費研究開発推進費」として、財団が所有する香川産業頭脳化センタービルの大規模修繕に要する経費に対する部分については「公益財団法人かがわ産業支援財団運営費等補助（大規模修繕費）」として、別に分けて表に記載している。

補助金名	公益財団法人かがわ産業支援財団運営費人件費補助								
要綱名	かがわ産業支援財団運営費補助金交付要綱								
担当部局	商工労働部			担当課	産業政策課				
分類	その他								
目的	公益財団法人かがわ産業支援財団の機能強化を図り、より一層の地域産業の高度化の推進に寄与することを目的としている。								
補助対象	財団の業務の運営に必要な事業（プロパー職員等の人件費及び運営に必要な経費の一部）。								
補助金の算定方法	補助対象となるプロパー職員等の人件費、会計監査人の報酬、事務室の清掃委託費及び電気代、商工会議所等の会費などの経費を積算。								
補助金交付先	公益財団法人かがわ産業支援財団								
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	H15	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	11年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%	
	定額補助								
平成25年度当初予算	72,832千円								
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度
	件数		1件		1件		1件		1件
	交付額		210,298千円		217,177千円		73,779千円		71,177千円
交付額の見直し年度	H23年度								

見直しの結論	補助金の減額
見直しの結論理由	県からの派遣職員に係る給与を職員へ直接支給することにしたことなど。

補助金名	公益財団法人かがわ産業支援財団運営費福利環境整備費補助						
要綱名	かがわ産業支援財団運営費補助金交付要綱						
担当部局	商工労働部	担当課	産業政策課				
分類	その他						
目的	公益財団法人かがわ産業支援財団の機能強化を図り、より一層の地域産業の高度化の推進に寄与することを目的としている。						
補助対象	財団の業務の運営に必要な事業（プロパー職員の退職給付引当金）						
補助金の算定方法	定額補助 1,532 千円						
補助金交付先	公益財団法人かがわ産業支援財団						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H16 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	10 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他 %
	定額補助		○				
平成 25 年度当初予算	1,532 千円						
補助金交付実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件	
	交付額	1,532 千円	1,532 千円	1,532 千円	1,532 千円	1,532 千円	
交付額の見直し年度	一年度						

補助金名	公益財団法人かがわ産業支援財団運営費等補助（運営費）						
要綱名	かがわ産業支援財団運営費補助金交付要綱						
担当部局	商工労働部	担当課	産業政策課				
分類	その他						
目的	公益財団法人かがわ産業支援財団の機能強化を図り、より一層の地域産業の高度化の推進に寄与することを目的としている。						
補助対象	財団の業務の運営に必要な事業（賃金職員に係る人件費、財団運営に必要な事務経費等の一部）						
補助金の算定方法	賃金職員に係る人件費、財団運営に必要な事務経費等を積算。						
補助金交付先	公益財団法人かがわ産業支援財団						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—		

補助開始年度	H15 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	11 年			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
平成 25 年度当初予算	44,070 千円							
補助金交付実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度			
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件		
	交付額	28,144 千円	22,907 千円	38,817 千円	46,927 千円	45,038 千円		
交付額の見直し年度	H22 年度							
見直しの結論	財団の運営費補助金の一部として交付するよう組み替えた。							
見直しの結論理由	補助金交付に係る事務の簡素化を図るため。							

補助金名	公益財団法人かがわ産業支援財団運営費研究員人件費補助							
要綱名	かがわ産業支援財団運営費補助金交付要綱							
担当部局	商工労働部			担当課	産業政策課			
分類	その他							
目的	公益財団法人かがわ産業支援財団の機能強化を図り、より一層の地域産業の高度化の推進に寄与することを目的としている。							
補助対象	財団の業務の運営に必要な事業（財団の地域共同研究部に係る研究員等の給与等）							
補助金の算定方法	地域共同研究に係る研究員、アドバイザー等の給与及び謝金等を積算							
補助金交付先	公益財団法人かがわ産業支援財団							
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—		
補助開始年度	H15 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	11 年			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
平成 25 年度当初予算	24,914 千円							
補助金交付実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度			
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件		
	交付額	43,598 千円	26,415 千円	19,636 千円	23,132 千円	23,865 千円		
交付額の見直し年度	H22 年度							
見直しの結論	補助金の統合など							
見直しの結論理由	財団の運営費補助金に統合し、補助金交付事務の簡素化を図るため							

補助金名	公益財団法人かがわ産業支援財団運営費研究開発推進費										
要綱名	かがわ産業支援財団運営費補助金交付要綱										
担当部局	商工労働部				担当課		産業政策課				
分類	その他										
目的	公益財団法人かがわ産業支援財団の機能強化を図り、より一層の地域産業の高度化の推進に寄与することを目的としている。										
補助対象	財団の業務の運営に必要な事業（財団が実施する県内企業との共同研究に要する経費）。										
補助金の算定方法	県内企業との共同研究に要する経費（実験研究用材料等の消耗品費、研究設備の修繕費等）の積算。										
補助金交付先	公益財団法人かがわ産業支援財団										
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	H15 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		11 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%			
	定額補助										
平成 25 年度当初予算	5,913 千円										
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件		
	交付額		4,014 千円		1,392 千円		3,662 千円		3,710 千円		5,913 千円
交付額の見直し年度	H22 年度										
見直しの結論	補助金の統合など										
見直しの結論理由	財団の運営費補助金に統合し、補助金交付事務の簡素化を図るため										

補助金名	公益財団法人かがわ産業支援財団運営費等補助（大規模修繕費）									
要綱名	かがわ産業支援財団運営費補助金交付要綱									
担当部局	商工労働部				担当課		産業政策課			
分類	その他									
目的	公益財団法人かがわ産業支援財団の機能強化を図り、より一層の地域産業の高度化の推進に寄与することを目的としている。									
補助対象	財団が所有する香川産業頭脳化センタービルの大規模修繕に要する経費									
補助金の算定方法	大規模修繕費を積算									
補助金交付先	公益財団法人かがわ産業支援財団									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		

補助開始年度	H24 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	2 年			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
平成 25 年度当初予算	25,000 千円							
補助金交付実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度			
	件数	一件	一件	一件	1 件	1 件		
	交付額	一千円	一千円	一千円	24,510 千円	25,000 千円		
交付額の見直し年度	一年度							

(1) 内容説明

上記の補助金は、公益財団法人かがわ産業支援財団の機能強化を図り、より一層の地域産業の高度化の推進に寄与することを目的とするものであり、かがわ産業支援財団運営費補助金交付要綱に定める事業に要する経費について交付されるものである。公益財団法人かがわ産業支援財団の正味財産増減計算書においては、「受取補助金等」の「受取一般管理費県補助金」として、総額が計上されている。

上記の補助金をまとめると次の表のとおりとなる。

(単位：千円)

補助金名	対象事業	補助金算定金額	H25交付実績	開始	摘要
(公財) かがわ産業支援財団運営費人件費補助	財団の業務の運営に必要な事業（プロパー職員等の人件費及び運営に必要な経費の一部）	補助対象となるプロパー職員等の人件費、会計監査人の報酬、事務室の清掃委託費及び電気代、商工会議所等の会費などの経費を積算	71,118	H15年度	H23年度より県からの派遣職員については、直接支給に変更した。
(公財) かがわ産業支援財団運営費福利環境整備費補助	財団の業務の運営に必要な事業（プロパー職員の退職給与引当金）	定額補助：1,532千円	1,532	H16年度	
(公財) かがわ産業支援財団運営費等補助（運営費）	財団の業務の運営に必要な事業	賃金職員に係る人件費、財団運営に必要な事務経費等を積算	45,038	H15年度	H22年度、財団の運営費補助金の一部として交付するよう組み替えた。
(公財) かがわ産業支援財団運営費研究員人件費	財団の業務の運営に必要な事業（財団の地域共同研究部に係る研究員等の給与等）	地域共同研究部に係る研究員、アドバイザー等の給与及び謝金等を積算	23,865	H15年度	H22年度より、「高温高圧流体技術研究所開発事業費補助金」を統合。
(公財) かがわ産業支援財団運営費研究開発推進費	財団の業務の運営に必要な事業（財団が実施する県内企業との共同研究に要する経費）	県内企業との共同研究に要する経費（実験研究用材料等の消耗品費、研究設備の修繕費等）の積算	5,913	H15年度	H22年度より、「高温高圧流体技術研究所開発事業費補助金」を統合。
(公財) かがわ産業支援財団運営費等補助（大規模修繕費）	財団が所有する香川産業頭脳化センタービルの大規模修繕に要する経費	大規模修繕費を積算	25,000	H24年度	
	計		172,467		

(2) 補助金額の算定見直し

公益財団法人かがわ産業支援財団運営費福利環境整備費補助は、財団の業務の運営に必要な事業として、プロパー職員の退職給付引当金の一部を補助するものである。算定額は平成16年度に退職給与引当金必要額を算定したうえで、積立に不足する額（年間約1,000千円/人）について、その一部を県が補助することとした。その際、積算単価については、平成9年度まで交付されていた国の補助基準単価である一人当たり306千円を採用することにした。補助金開始時の平成16年より10年経過し、その間、予算計上時に補助金額の妥当性の検証を行っているとのことであるが、財団の収支及び財産の状況の観点からも検証が望まれる。（意見）

(3) 補助金額の算定根拠となる修繕計画の精査

公益財団法人かがわ産業支援財団運営費等補助（大規模修繕費）は、香川産業頭脳化センタービルの大規模修繕計画に基づき修繕費の一部を県が補助するものであるが、その算定額は平成23年から平成41年にかけて発生する修繕計画をもとに、年間25,000千円を上限としている。その上限額の設定根拠となっている修繕計画については、毎年精査することが望まれる。（意見）

104. ITスクエア運営費補助金

補助金名	ITスクエア運営費補助金						
要綱名	香川県ITスクエア運営費補助金交付要綱						
担当部局	商工労働部	担当課	産業政策課				
分類	その他						
目的	ベンチャー・成長産業の育成により、地域経済の健全な発展を支援することを目的としている。						
補助対象	香川産業頭脳化センタービルにおいて、インターネットと高速通信回線で接続し、中小ベンチャー企業等の経営、販路拡大、技術等の総合的な支援を行う施設（「ITスクエア」という。）を運営する事業。						
補助金の算定方法	インターネット回線使用料、産業頭脳化センタービルの運営管理経費、ネットワーク機器類の運用に係る経費等を積算。						
補助金交付先	公益財団法人かがわ産業支援財団						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H13	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	13年
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他 %
	定額補助						



平成 25 年度当初予算		6,884 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	交付額	4,961 千円	5,212 千円	5,040 千円	4,610 千円	4,639 千円
交付額の見直し年度		一年度				

(1) 内容説明

本補助金は、IT スクエアの管理運営事業を補助対象事業とし、補助対象経費を回線使用料、管理委託費、修繕費、需用費、役員費等管理運営に要する経費として交付される。

IT スクエアの入居資格は次のとおりである。

- ・新たに企業化を図ろうとしているか、又は、創業後概ね 5 年以内であること。
- ・新分野への進出や新製品・新サービスの研究開発に取り組んで（又は取組もうとして）いること。
- ・但し、上記のいずれの場合でも、IT を活用したものであること。

入居期間は、単年ごとの契約とし、最長 3 年間を限度とする。ただし、毎年事業の進捗状況等の報告を要し、事業の進展に見込みがない場合は契約更改を行わない。

月額利用料は、一般 20 千円、学生 15 千円とし、利用収入を充当した残額を補助対象経費として、公益財団法人かがわ産業支援財団に対して 100%の補助金を交付する。

平成 25 年度末の入居状況は 11 室中 8 室であり、補助金の交付を開始してから通算 14 人が法人化に成功しているとのことであった。

(2) IT スクエアの利用促進

補助金交付の効果検討については、IT スクエアへの入居状況、入居者の事業に係る状況等によって実施しているとのことであるが、平成 13 年に開始しており、11 室を 13 年間運用していることになる。補助金の交付を開始してから通算 14 人が法人化しているとのことであったが、補助金の効果としては、十分でないと思われる。

起業者が少ないのか、入居者の募集活動に問題があるのか不明であるが、11 室を上回る入居者の申し込みが望まれるので、公益財団法人かがわ産業支援財団に対して、IT スクエアの運営について一層の利用促進を求めていくことが望まれる。（意見）

109. 糖質バイオ活用支援補助金

117. 希少糖食品開発支援補助金

No. 109「糖質バイオ活用支援補助金」及び No. 117「希少糖開発支援補助金」については、別の補助金ではあるものの、ともに希少糖に関する補助金であり、合わせて記載している。

補助金名	糖質バイオ活用支援補助金									
要綱名	糖質バイオ商品開発支援事業費補助金交付要綱									
担当部局	商工労働部				担当課		産業政策課			
分類	奨励補助									
目的	希少糖及び希少糖含有シロップの需要を喚起し、県内企業による事業化を促すため、商品開発支援を行うとともに、香川大学等の糖質バイオ分野の成果を事業化する取組みに対し支援を行い、糖質バイオ産業の活性化を図ることを目的としている。									
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少糖食品開発支援事業</li> <li>・糖質バイオ活用支援事業</li> </ul>									
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少糖食品開発支援事業：補助対象経費の3分の2以内で10万円以上100万円以下</li> <li>・糖質バイオ活用支援事業：補助対象経費の3分の2以内で100万円以上400万円以下</li> </ul>									
補助金交付先	民間企業									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H25 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		1 年	
補助割合	国	%	県	%	市町	%	その他	%		
	定額補助		○							
平成25年度当初予算	13,000千円									
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		一件		一件		一件		7件	
交付額		一千元		一千元		一千元		一千元		11,565千円
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

糖質バイオ商品開発支援事業費補助金交付要綱によれば、本補助金の補助対象事業は次のとおりである。

① 希少糖食品開発支援事業

希少糖D-ブシコース又は希少糖含有シロップを使用して商品開発を行う事業。

ただし補助事業終了の後、概ね1年内の上市を予定しているものに限る。

② 糖質バイオ活用支援事業

糖質バイオ分野（機能性糖鎖、希少糖）における大学・公設試験研究機関の研究開発力や研究成果等を利用して商品開発を行う事業。

ただし補助事業終了の後、概ね 3 年以内に上市又は厚生労働省等への許可申請を予定しているものに限る。

平成 25 年度の採択実績の内容は次のとおりである。審査員の採点評価により、交付決定額は、予算合計額の範囲内 13,000 千円での採択となっている。

・希少糖食品

企業名	商品名	交付決定額	交付実績額
(株)ループ	希少糖チーズケーキ	1,000 千円	600 千円
(株)藤井製麺	希少糖濃縮コーヒー	1,000 千円	936 千円
(株)シカ	オレンジケーキ及びオレンジジャム	1,000 千円	1,000 千円
(株)松浦唐立軒	希少糖入りペットフード	1,000 千円	397 千円

・糖質バイオ

企業名	テーマ名	交付決定額	交付実績額
(株)伏見製作所	様々なバリエーションを持つ糖鎖の製造	4,000 千円	4,000 千円
ハイスキー食品工業(株)	希少糖入りこんにゃく加工食品の開発	1,804 千円	1,796 千円
自然免疫応用技研(株)	医師が提供するオーダーメイドサプリメントの開発	3,195 千円	2,834 千円

(2) 補助金要綱の改正

平成 26 年度当初予算では引き続き、糖質バイオ活用支援補助金として 14,000 千円が予算化されているが、希少糖含有シロップを使った商品については、すでに多くの商品が上市されていることから、今後は、次の展開を見据えた商品に限定するなどの要綱の改正が望まれる。(意見)

(3) 採択方法の検討

平成 25 年度の補助金申請に伴う採択方法及び採択実績を検証した。そのうち採択 1 件（希少糖食品）については、事業の進捗が当初の想定から遅れており、商品化できていない。希少糖食品開発支援事業については、短期的な効果発現を期待しているものと思われるが、趣旨に合った採択となっていたのか疑問である。採択にあたっては、短期的な効果発現の可能性について十分な検討が望まれる。(意見)

112. かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金

補助金名	かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金										
要綱名	かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金交付要綱										
担当部局	商工労働部				担当課		産業政策課				
分類	団体補助										
目的	医療機器や福祉機器等の健康関連産業分野における新規産業の創出を促進することを目的としている。										
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かがわ健康関連製品開発事業</li> <li>・微細構造デバイス事業</li> </ul>										
補助金の算定方法	報償費や旅費など、補助金交付要綱で認める補助対象経費を積算し、予算の範囲内の額を算定する。										
補助金交付先	公益財団法人かがわ産業支援財団										
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	H24 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		2 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%			
	定額補助										
平成 25 年度当初予算	4,181 千円										
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		
	件数		一件		一件		1 件		1 件		
	交付額		一千元		一千元		2,035 千円		3,105 千円		
交付額の見直し年度	一年度										

(1) 内容説明

本補助金は、公益財団法人かがわ産業支援財団が行う、県内 15 の産学官機関において策定された「かがわ健康関連製品開発地域構想」の推進事業に要する経費について交付するものである。

補助事業の区分として、健康関連製品の開発に取り組む県内企業を会員とする「かがわ健康関連製品開発フォーラム」の運営等の事業である「かがわ健康関連製品開発事業」及び、微細構造デバイス研究開発に関して、産学官の関係者が連携して広域的な人的ネットワークを構築するための「微細構造デバイスフォーラム」の運営等の事業である「微細構造デバイス事業」に大きく区分される。

① かがわ健康関連製品開発事業

- ・ネットワーク形成事業：シンポジウムの開催及び地域構想及び健康フォーラムの活動状況等についての情報発信

- ・研究開発支援事業：医療・福祉等の個別テーマによるセミナー、勉強会の開催
- ・販路開拓、製品化支援事業：国際福祉機器展出展、nanotech2014 出展
- ・大手企業との交流促進事業：上海地区国内大手企業海外製造拠点視察

② 微細構造デバイス事業

- ・セミナー等開催事業
- ・情報発信事業

(2) 補助金の目的の明確化

かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金交付要綱に定めている交付目的は、「知事は、団体が行うかがわ健康関連製品開発地域構想推進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。」と記載されており、本補助金の目的についての具体的な記載がされておらず、不明確となっている。交付要綱において本補助金の目的を明確にすることが望まれる。(意見)

114. 大手企業展示商談会出展補助金

補助金名	大手企業展示商談会出展補助金									
要綱名	香川県中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱									
担当部局	商工労働部				担当課		産業政策課			
分類	奨励補助									
目的	中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与することを目的としている。									
補助対象	大手企業展示商談会出展事業									
補助金の算定方法	印刷製本費、装飾委託経費等の積上げにより算出。									
補助金交付先	公益財団法人かがわ産業支援財団									
直接補助・間接補助の別	間接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			公益財団法人かがわ産業支援財団		
補助開始年度	H24 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		2 年	
補助割合	国	%	県	91.3%	市町	%	その他	8.7%		
	定額補助									
平成 25 年度当初予算	840 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	— 件		— 件		— 件		1 件		1 件	
	— 千円		— 千円		— 千円		228 千円		406 千円	
交付額の見直し年度	— 年度									

(1) 内容説明

本補助金は、大手企業との展示商談会出展に係る補助金である。平成 25 年度の事業は、日産自動車㈱との展示商談会開催経費に係るものであり、ガイドブック・手提げ袋等作成経費、会場設営経費が補助金の対象となっている。

出展企業は 30 社（中小企業 27 社、大企業 3 社）及び大学 1 校であり、出展企業 31 社の負担額は 1 社当たり 20,000 円としている。

出展企業負担分を除く商談会の開催経費については、中小企業分は公益財団法人かがわ産業支援財団の中小企業応援ファンド事業から支出し、それ以外の経費については、県からの公益財団法人かがわ産業支援財団への補助金から支出している。

また、日産自動車㈱から物産展開催の要請があり、商品の発送は県東京事務所が負担、その他のテーブル・白布・観光 PR 用のモニター類については、展示商談会の開催経費として財団が負担し、県が補助している。

(2) 交付要綱と交付補助金の不整合

本補助金の交付要綱は、「中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与することを目的として補助金を交付する。」としているが、大手企業展示商談会出展補助金の内容は、かがわ産業支援財団の中小企業応援ファンド事業として対応する中小企業に係る部分を除く、大企業・大学分に係る経費及び県の物産展、観光 PR に係る経費が補助対象経費となっており、目的と整合していない。大企業・大学分に係る経費、県の物産展、観光 PR に係る経費について、目的にあった要綱に整備することが望まれる。（意見）

116. ネットワーク等形成事業補助金

補助金名	ネットワーク等形成事業補助金		
要綱名	ネットワーク等形成事業費補助金交付要綱		
担当部局	商工労働部	担当課	産業政策課
分類	団体補助		
目的	糖質バイオフォーラムによる情報交換、ネットワークの形成はもとより、希少糖の普及、事業展開など、その方向性を提案できる産学官連携拠点を形成することを目的としている。		
補助対象	・ネットワーク等形成事業 ・希少糖 PR 事業		
補助金の算定方法	報償費や旅費など、補助金交付要綱で認める補助対象経費を積算し、予算の範囲内の額を算定する。		
補助金交付先	公益財団法人かがわ産業支援財団		

直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)				—			
補助開始年度	H25 年度	補助終了年度	— 年度			経過年数	1 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%	
	定額補助								
平成 25 年度当初予算	1,562 千円								
補助金交付 実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度				
	件数	— 件	— 件	— 件	— 件	1 件			
	交付額	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	2,477 千円			
交付額の見直し年度	— 年度								

(1) 内容説明

本補助金の補助対象事業は次のとおりである。

- ① ネットワーク形成事業
  - ・ かがわ糖質バイオフィォーラムの開催
  - ・ 希少糖戦略会議（希少糖連絡会）の開催
- ② 希少糖ブランド化支援事業
  - ・ タウン誌での希少糖商品の PR
  - ・ 県内大型店での催事の開催
  - ・ 展示会等への出展
  - ・ ホームページでの情報発信

(2) 事業の予算編成

希少糖ブランド化支援事業については、平成 25 年度当初予算においては県の広告料、賃借料として予算化されていたが、その後、公益財団法人かがわ産業支援財団への補助金交付として変更された。当初予算編成の段階から、業務の性格に応じた予算編成をするよう努めることが望まれる。（意見）

127. 観光振興対策推進事業費補助金

「観光振興対策推進事業費補助金」については、補助対象となる事業ごとに別に表を記載している。人件費は「観光振興対策推進事業費補助金（人件費補助）」として、運営費は「観光振興対策推進事業費補助金（運営費補助）」として、食とアートのテーマ観光推進事業は「観光振興対策推進事業費補助金(食とアートのテーマ観光推進)」として、うどん県ブランド戦略推進事業は「観光振興対策推進事業費補助金(うどん県ブランド戦略推進)」として、個人旅行対策事業は「観光振興対策推進事業費補助金(個人旅行対策)」として、せとうちアート観光圏滞在促進事業は「観光振興対策推進事業費補助金(せとうちアート観光圏滞在促進)」として、ビジット香川誘客重点促進事業は「観光振興対策推進事業費補助金(ビジット香川誘客重点促進)」として、クルーズ客船誘致事業は「観光振興対策推進事業費補助金(クルーズ客船誘致)」として記載している。

補助金名	観光振興対策推進事業費補助金（人件費補助）									
要綱名	香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱									
担当部局	商工労働部観光交流局				担当課		観光振興課			
分類	職員設置補助									
目的	公益社団法人香川県観光協会に人的・財政的支援を行うことによって、同協会の活動を有効かつ円滑に執行させ、本県への観光客誘致の一層の促進を図ることを目的としている。									
補助対象	観光振興対策推進事業（人件費補助）									
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益社団法人香川県観光協会の常勤役員の報酬等を積算</li> <li>・報酬については協会の規程において定めている</li> </ul>									
補助金交付先	公益社団法人香川県観光協会									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H15 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		11 年	
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%		
	定額補助									
H25 年度当初予算	9,002 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		55,649 千円		57,407 千円		8,756 千円		9,002 千円	
交付額の見直し年度	H23 年度									
見直しの結論	補助金額を変更した。									
見直しの結論理由	香川県から公益社団法人香川県観光協会に派遣している職員数を減員したため、大きく減額した。									

補助金名	観光振興対策推進事業費補助金（運営費補助）									
要綱名	香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱									
担当部局	商工労働部観光交流局				担当課		観光振興課			
分類	団体補助									
目的	公益社団法人香川県観光協会の運営費を補助することを目的としている。									
補助対象	観光振興対策推進事業（運営費補助）									
補助金の算定方法	庁舎使用料、賃借料、その他事務費などを積算									
補助金交付先	公益社団法人香川県観光協会									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		



補助開始年度	S45 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	44 年			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
H25 年度当初予算		1,785 千円						
補助金交付実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件		
	交付額	2,440 千円	2,093 千円	1,931 千円	1,856 千円	1,785 千円		
交付額の見直し年度		— 年度						

補助金名	観光振興対策推進事業費補助金(食とアートのテーマ観光推進)							
要綱名	香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱							
担当部局	商工労働部観光交流局			担当課		観光振興課		
分類	奨励補助							
目的	さぬきうどんをはじめとする香川の食とともに瀬戸内アートの情報を発信することで認知拡大を図り、本県への誘客を図ることを目的としている。							
補助対象	食とアートのテーマ観光推進事業							
補助金の算定方法	印刷製本費等の事業経費を積算							
補助金交付先	公益社団法人香川県観光協会							
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—		
補助開始年度	H14 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	12 年			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
H25 年度当初予算		1,117 千円						
補助金交付実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件		
	交付額	3,030 千円	1,500 千円	1,326 千円	1,242 千円	117 千円		
交付額の見直し年度		— 年度						

補助金名	観光振興対策推進事業費補助金(うどん県ブランド戦略推進)							
要綱名	香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱							
担当部局	商工労働部観光交流局			担当課		観光振興課		
分類	奨励補助							
目的	「うどん県。それだけじゃない香川県」プロジェクトをさらに進めることにより、香川のブランド力と香川の魅力に関する認知度の向上を図ることを目的としている。							

補助対象	うどん県ブランド戦略推進事業										
補助金の算定方法	事業の実施に係る費用を積算										
補助金交付先	公益社団法人香川県観光協会										
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)			—				
補助開始年度	H24 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		2 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%			
	定額補助										
H25年度当初予算	58,993千円										
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		
	件数		一件		一件		一件		1件		
	交付額		一千円		一千円		一千円		51,680千円		
交付額の見直し年度	一年度										

補助金名	観光振興対策推進事業費補助金(個人旅行対策)										
要綱名	香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱										
担当部局	商工労働部観光交流局				担当課		観光振興課				
分類	奨励補助										
目的	国内観光客に対して発信する香川県観光サイト「うどん県旅ネット」を充実・強化し、さらなる誘客を図ることを目的としている。										
補助対象	個人旅行対策事業										
補助金の算定方法	サイトの運営に係る費用を積算										
補助金交付先	公益社団法人香川県観光協会										
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)			—				
補助開始年度	H24 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		2 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%			
	定額補助										
H25年度当初予算	9,175千円										
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		
	件数		一件		一件		一件		1件		
	交付額		一千円		一千円		一千円		9,200千円		
交付額の見直し年度	一年度										

補助金名	観光振興対策推進事業費補助金(せとうちアート観光圏滞在促進)								
要綱名	香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱								
担当部局	商工労働部観光交流局			担当課		観光振興課			
分類	奨励補助								
目的	観光客の2泊3日以上滞在对応可能な「観光圏」の整備を目指し、各種事業を展開し、情報発信や宿泊地の魅力向上などに取り組むことを目的としている。								
補助対象	せとうちアート観光圏滞在促進事業								
補助金の算定方法	前年度の実績額をもとに積算								
補助金交付先	公益社団法人香川県観光協会								
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	H22年度		補助終了年度		—年度		経過年数	4年	
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%	
	定額補助								
H25年度当初予算	4,000千円								
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度
	件数		1件		1件		1件		1件
	交付額		1千円		11,815千円		7,965千円		6,500千円
交付額の見直し年度	一年度								

補助金名	観光振興対策推進事業費補助金(ビジット香川誘客重点促進)							
要綱名	香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱							
担当部局	商工労働部観光交流局			担当課		観光振興課国際観光推進室		
分類	奨励補助							
目的	高松空港の定期国際路線就航先であり、本県への観光客の入込が期待できるソウル、上海、台北等の東アジアを主な対象地域として、誘客を図ることを目的としている。							
補助対象	ビジット香川誘客重点促進事業							
補助金の算定方法	各事業費を積算して算定							
補助金交付先	公益社団法人香川県観光協会							
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—		
補助開始年度	H15年度		補助終了年度		—年度		経過年数	11年
補助割合	国	%	県	※%	市町	%	その他	%
	定額補助							

	定額補助					
H25 年度当初予算		212,949 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	交付額	21,820 千円	34,973 千円	92,484 千円	197,950 千円	211,918 千円
交付額の見直し年度		一年度				

※ 県が 100%負担している。ただし一部の事業については、人口構成を参考に県 79%、高松市 21%の割合で負担している。

補助金名	観光振興対策推進事業費補助金（クルーズ客船誘致）							
要綱名	香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱							
担当部局	商工労働部観光交流局	担当課	にぎわい推進課					
分類	特定の奨励							
目的	国内外のクルーズ船社に対してキーパーソン招請、視察受入、クルーズコンベンション参加、船社訪問などの誘致活動を行うことで、クルーズ客船を本県に誘致し、本県の港とその背後にある観光客の更なる認知度の向上を図ることを目的とする。							
補助対象	クルーズ客船誘致事業							
補助金の算定方法	事業見込みを積算して算定							
補助金交付先	公益社団法人香川県観光協会							
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	H25 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	1 年			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
H25 年度当初予算		1,300 千円						
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	一件	一件	一件	一件	1 件		
	交付額	一千円	一千円	一千円	一千円	1,102 千円		
交付事業の効果検討	検討を実施している。							
交付額の見直し年度		一年度						

(1) 内容説明

本補助金は公益社団法人香川県観光協会が本県観光の振興を図るために行う事業運営に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付している。

観光協会の補助対象となっている経費は人件費、運営費、事業費であるが、補助対象としている事業費に関する事業は下記である。

事業名	事業内容
食とアートのテーマ観光推進事業	全国的に注目を集めているさぬきうどん、新鮮な瀬戸内の地魚、骨付鳥などを香川の食として情報発信するとともに、瀬戸内アートの情報を発信することで認知拡大を図り、本県への誘客を図る。
うどん県ブランド戦略推進事業	「うどん県。それだけじゃない香川県」プロジェクトをさらに進めることにより、香川のブランド力と香川の魅力に関する認知度の向上を図る。
個人旅行対策事業	国内観光客に対して発信する香川県公式観光サイト「うどん県旅ネット」を充実・強化し、さらなる誘客を図る。
せとうちアート観光圏滞在促進事業	観光客の2泊3日以上滞在对に可能な「観光圏」の整備を目指し、各種事業を展開し、情報発信や宿泊地の魅力向上などに取り組む。
ビジット香川誘客重点促進事業	高松空港の定期国際路線就航先であり、本県への観光客の入込が期待できるソウル、上海、台北等の東アジアを主な対象に、観光香川の魅力をPRする等の誘客活動（インバウンド）を行う。
クルーズ客船誘致事業	国内外のクルーズ船社に対してキーパーソン招請、視察受入、クルーズコンベンション参加、船社訪問などの誘致活動を行う。

年初において、公益社団法人香川県観光協会の前期実績を踏まえ、補助金の概算払いの年間計画を立て、四半期ごとに支出し、事業終了後に提出される実績報告書に基づき補助金額を確定し、精算を行っている。公益社団法人香川県観光協会の事業は多岐にわたるため、事業ごとに県の観光振興課兼務職員が兼務し担当している。そのため、補助金申請担当者と補助金調査担当者が同一となるが、「会計事務の手引」に基づき、観光振興課長が「補助事業調査調書」の決裁を行っている。

また、事業の効果測定として、観光客の増減やホームページへのアクセス数の増減、チラシ・パンフレットの発行数、観光庁宿泊旅行統計調査における「香川県の外国人延べ宿泊者数（従業者数10人以上の施設）」により、各補助金の効果測定を実施している。

**【指摘】**

該当事項なし。

**【意見】**

103. 公益財団法人かがわ産業支援財団運営費補助金

① 補助金額の算定見直し

本補助金はプロパー職員の退職給付引当金の一部を補助するものであるが、算定額は平成 16 年度に退職給与引当金必要額を算定したうえで、積立に不足する額（年間約 1,000 千円/人）について、その一部を県が補助することとした。補助金開始時の平成 16 年より 10 年経過し、その間、予算計上時に補助金額の妥当性の検証を行っているとのことであるが、財団の収支及び財産の状況の観点からも検証が望まれる。

② 補助金額の算定根拠となる修繕計画の精査

公益財団法人かがわ産業支援財団運営費等補助（大規模修繕費）は、香川産業頭脳化センタービルの大規模修繕計画に基づき修繕費の一部を県が補助するものであるが、その算定額は平成 23 年から平成 41 年にかけて発生する修繕計画をもとに、年間 25,000 千円を上限としている。その上限額の設定根拠となっている修繕計画については、毎年精査することが望まれる。

104. IT スクエア運営費補助金

① IT スクエアの利用促進

平成 13 年に開始、11 室を 13 年間運用しており、補助金の交付を開始してから通算 14 人が法人化しているが、補助金の効果としては、十分でないと思われる。起業者が少ないのか、入居者の募集活動に問題があるのか不明であるが、11 室を上回る入居者の申し込みが望まれるので、公益財団法人かがわ産業支援財団に対して、IT スクエアの運営について一層の利用促進を求めていくことが望まれる。

109. 糖質バイオ活用支援補助金

117. 希少糖食品開発支援補助金

① 補助金要綱の改正

平成 26 年度当初予算では引き続き、糖質バイオ活用支援補助金として 14,000 千円が予算化されているが、希少糖含有シロップを使った商品については、すでに多くの商品が上市されていることから、今後は、次の展開を見据えた商品に限定するなどの要綱の改正が望まれる。

② 採択方法の検討

平成 25 年度の補助金申請に伴う採択方法及び採択実績を検証した。そのうち採択 1 件（希少糖食品）については、事業の進捗が当初の想定から遅れており、商品化できていない。希少糖食品開発支援事業については、短期的な効果発現を期待しているものと思われるが、趣旨に合った採択となっていたのか疑問である。採択にあたっては、短期的な効果発現の可能性について十分な検討が望まれる。

112. かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金

① 補助金の目的の明確化

かがわ健康関連製品開発地域構想推進事業費補助金交付要綱に定めている交付目的は、「知事は、団体が行うかがわ健康関連製品開発地域構想推進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。」と記載されており、本補助金の目的についての具体的な記載がされておらず、不明確となっている。交付要綱において本補助金の目的を明確にすることが望まれる。

114. 大手企業展示商談会出展補助金

① 交付要綱と交付補助金の不整合

本補助金の交付要綱は、「中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出を促進し、もって、中小企業の振興、経営の安定及び活力ある経済社会の構築に寄与することを目的として補助金を交付する。」としているが、本補助金は、中小企業に係る部分を除く、大企業・大学分に係る経費及び県の物産展、観光 PR に係る経費が補助対象経費となっており、目的にあった要綱に整備することが望まれる。

116. ネットワーク等形成事業補助金

① 事業の予算編成

希少糖ブランド化支援事業については、平成 25 年度当初予算においては県の広告料、賃借料として予算化されていたが、その後、公益財団法人かがわ産業支援財団への補助金交付として変更された。当初予算編成の段階から、業務の性格に応じた予算編成をするよう努めることが望まれる。

第7節 農政水産部

133. 農業会議補助金

補助金名	農業会議補助金							
要綱名	農業委員会等交付金等交付規則、農業委員会等交付金等交付規則実施要領							
担当部局	農政水産部			担当課		農政課		
分類	職員設置補助							
目的	農業生産力の発展及び経営の合理化を図り農家の地位向上に寄与することを目的としている。							
補助対象	農業委員会等に関する法律第40条の事務（農地法関係除く）を行うために必要な県農業会議。							
補助金の算定方法	農業委員会等に関する法律第40条の事務（農地法関係除く）を行うために必要な県農業会議における会議員手当、職員給与、総会の会議員手当等に要する経費に対して定額補助。（H25年度は3,658千円）							
補助金交付先	認可法人香川県農業会議							
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—		
補助開始年度	※	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	※1年	
補助割合	国	%	県	0~100%	市町	%	その他	0~100%
	定額補助		○					
平成25年度当初予算	3,658千円							
補助金交付実績		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
	件数	1件	1件	1件	1件	1件		
	交付額	2,849千円	5,020千円	4,400千円	3,850千円	3,658千円		
交付額の見直し年度	一年度							

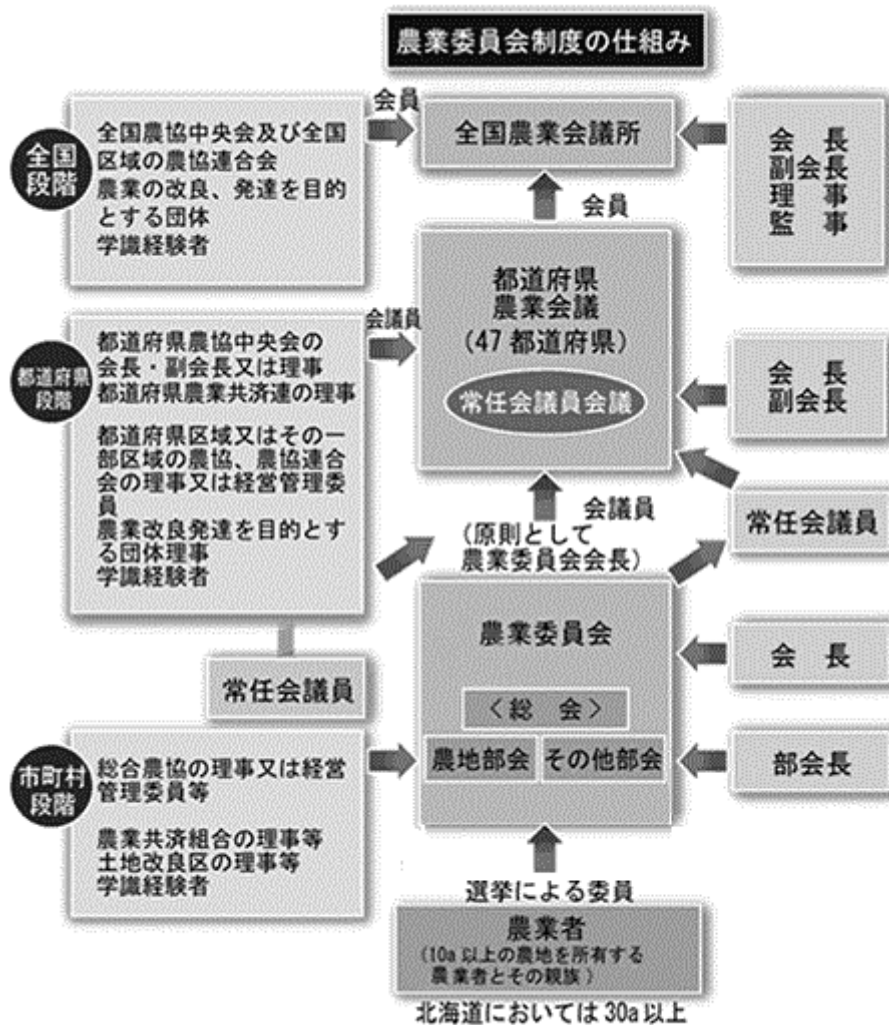
※ 開始年度は不明である。

(1) 内容説明

本補助金は、香川県農業会議に対して交付されるものである。香川県農業会議とは、都道府県農業会議の一つである。都道府県農業会議は「農業委員会等に関する法律」で定められた組織であり、公職選挙法を準用した農業者の選挙で選ばれた代表である農業委員を基礎とする系統組織である。農業委員会系統組織としては、都道府県農業会議の他に、市町村農業委員会、全国農業会議所がある。

これらの系統組織は、農業者や地域の声を結集して、農地・構造・経営対策を積極的に推進し、農業・農村の発展と農業者の経営確立を目的としている。





(「<http://www.nca.or.jp/organization/>」より 資料提供 NCA 全国農業会議所)

市町村農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づいて市町村に設置が義務付けられている行政委員会である。農業者の代表である農業委員で構成されており、農業委員は公職選挙法を準用した農業者の選挙で選ばれた選挙委員と、市町村から選任される選任委員から構成される。

市町村農業委員の主な業務は「法令業務」、「任意業務」、「意見の公表、建議および諮問に対する答申の業務」の3つがある。法令業務は、農地の権利移動の許認可、農業転用の業務を中心とする農地行政の執行などである。任意業務は、法令業務とは異なり農業委員会の専属的業務ではないが、農地と農業経営の合理化に関する業務である認定農業者の育成や農地流動化、農業経営の法人化等の取組みを実施するものである。「意見の公表、建議および諮問に対する答申の業務」は、農業者の公的代表機関として、地域内の農業者および農業者に関するすべての事項について意見を公表したり、行政庁に建議したり、行政庁の諮問に答申したりする業務である。

都道府県農業会議は、行政機関である市町村農業委員会とは異なり、「農業委員会等に関する法律」に基づき設立される農業団体であり、原則として市町村農業委員会の会長が会議員になり、その会議員と都道府県の各種農業団体の代表、学識経験者等の会議員で構成されている。都道府県農業委員会の業務は、「農業委員会法第40条」に規定されており、「専属的業務」と「非専属的業務」の2つに区分される。「専属的業務」は、農地法等の法令により都道府県農業会議が専属的に行うこととされる業務であり、例えば農地の農地以外の転用に関して都道府県知事が許可する場合に、当該転用に関して知事に意見を述べるものなどがある。「非専属的業務」としては、都道府県内の農業者の意見公表や行政庁への建議、行政庁の諮問への応答などの公的代表機関としての行為や、農業経営の近代化に向けた支援業務、農業に関する情報提供業務が含まれる。

本補助金は、都道府県農業会議の業務として「農業委員会法第40条」に定められている「専属的業務」、「非専属的業務」を行うために必要な経費を補助するものである。経費の定額負担になっている。平成22年度に国の補助事業の改廃等の影響を受け交付額が増加しているものの、それ以後予算額は減少傾向にある。

137. 経営発展支援事業費補助金

補助金名	経営発展支援事業費補助金							
要綱名	地域を支える集落営農推進強化事業費補助金交付要綱							
担当部局	香川県農政水産部	担当課	農業経営課					
分類	投資的経費							
目的	集落営農組織の組織化及び経営発展に向けた支援を目的としている。							
補助対象	集落営農組織が導入する農業用機械・器具、施設整備の経費を補助する。							
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業機械導入支援事業、農機具格納庫等導入促進事業、複合化・多角化支援事業 補助対象とする事業費の1/3以内（補助額上限3,000千円（※農機具格納等導入促進事業については2,000千円））</li> <li>条件不利地域支援事業 補助対象とする事業費の1/2以内（補助額上限3,000千円）</li> </ul>							
補助金交付先	市町							
直接補助・間接補助の別	間接補助金		最終受領者 (間接補助の場合)		集落営農組織			
補助開始年度	H24	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	2年	
補助割合	国	%	県	※%	市町	※%	その他	%
	定額補助							

平成 25 年度当初予算		63,000 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	一件	一件	一件	2 件	28 件
	交付額	一千円	一千円	一千円	3,624 千円	46,105 千円
交付額の見直し年度		一年度				

※ 農業機械導入支援事業、農機具格納庫等導入促進事業、複合化・多角化支援事業：県 33%、  
条件不利地域支援事業：県 50%、市町負担率は市町ごとに異なる。

(1) 内容説明

本補助金は、集落営農組織発展に向けた支援を目的として、集落営農組織が導入する農業用機械・器具、施設整備の経費に対して交付されるものである。ここで集落営農組織とは、集落単位で農家が各自の農地を持ち寄り、農機具の共有や、農作業を行う組織である。こうした集落営農組織が現在 202 組織あり、今後県としては平成 27 年度末に 250 組織、平成 30 年度中に 300 組織を目標として、集落営農組織の組織化を推進している。

こうした香川県の集落営農組織の推進の背景にあるのは、耕作地放棄地の増大、複雑な水利慣行、狭小な平野部に点在する農地などの問題のため、1 戸当たりの経営面積が零細になっていることがある。また、農業就業人口が減少し、高齢化が進行する中、地域の活力が低下し、農業の後継者問題が深刻化している。こうした状況に対応するため、集落営農組織を通して農地を集積し生産コストの低減を図り、収益性の高い品目の栽培を行うなど多角化や複合化を推進することを県は目的としている。集落営農組織による農業の効率化や収益性の向上によって、後継者が生まれ、地域の活性化につながることもなる。

集落営農組織については、任意組織から法人格を取得した組織まで存在する。県としては、法人格の取得により経理の一元化や透明化、信用力の向上、農地の貸借が可能になるため、法人格取得を推奨している。また、仕入や販売を一括して担うことにより、有利な取引が可能になるなどのメリットもある。

本補助金については、集落営農組織の設備投資を援助することで集落営農組織の競争力を高め、集落営農組織の組織化を推進するというだけでなく、今後の多角化や複合化に向けた設備導入をも支援することも目的としている。

138. 話し合い活動促進事業費補助金

補助金名	話し合い活動促進事業費補助金		
要綱名	地域を支える集落営農推進強化事業費補助金交付要綱		
担当部局	香川県農政水産部	担当課	農業経営課
分類	その他		
目的	新たな集落営農組織の設立に向けた話し合い活動等の促進を目的としている。		

補助対象	新たな集落営農組織の設立に向けて行う座談会や研修等。						
補助金の算定方法	事業費の10/10定額（ただし補助額上限10万円）						
補助金交付先	市町						
直接補助・間接補助の別	間接補助金		最終受領者 (間接補助の場合)		集落営農組織		
補助開始年度	H24年度	補助終了年度	—年度	経過年数	2年		
補助割合	国	%	県	%	市町	%	その他 %
	定額補助	○					
平成25年度当初予算	3,000千円						
補助金交付実績	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
	件数	一件	一件	一件	12件	17件	
	交付額	一千円	一千円	一千円	974千円	1,700千円	
交付額の見直し年度	一年度						

(1) 内容説明

本補助金は、新たな集落営農組織の設立に向けた話し合い活動等の促進を目的として、設立に向けた座談会や研修等の経費に対して交付されるものである。本補助金を申請するためには、「集落リーダー等研修」と「集落ビジョンの作成」が必須となっている。これらの事業活動に加えて、「オペレーター研修」や「先進地調査研修」などの事業が補助対象になっており、これら補助対象事業の経費を100千円限度に補助することになっている。

市町に対する間接補助となっているのは、集落営農組織に向けた取組みを推進している農家等の直接の窓口となっているのが、市町であることから、市町を窓口として補助申請等を行うことが適切なためである。

補助金の目的にある通り、集落営農組の設立に向けた取組みを行ってもらうことで、集落営農組織の増加につなげていくことが意図されたものである。平成24年度から開始されているものであり、平成25年度は実績交付件数が17件と平成24年度の12件から5件増加しており、今後も増加する見込みである。

139. 農地集積促進事業費補助金

補助金名	農地集積促進事業費補助金		
要綱名	地域を支える集落営農推進強化事業費補助金交付要綱		
担当部局	農政水産部	担当課	農業経営課
分類	その他		
目的	集落営農組織の農地集積の促進を目的としている。		
補助対象	新たな集落営農組織の設立時に集積した農地、既存の集落営農組織が規模拡大した集積面積に応じて集積促進費として交付する		

補助金の算定方法	県 5 千円/10a、市町 5 千円/10a (ただし市町が事業実施しない場合は県のみ交付)									
補助金交付先	市町									
直接補助・間接補助の別	間接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)			集落営農組織			
補助開始年度	H25	年度	補助終了年度	年度		経過年数	年			
補助割合	国	%	県	50%	市町	50%	その他	%		
	定額補助		○							
平成 25 年度当初予算	27,500 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		一件		一件		一件		9 件	
	交付額		一千元		一千元		一千元		1,598 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

本補助金については、平成 25 年度当初予算 27,500 千円に対して、平成 25 年度実績が 1,598 千円と、その差が 25,901 千円と大きなものになっている。これについては、以下の 2 つの理由が挙げられる。

1 つ目の理由としては、対象となる農地が限定されていることである。規模拡大として認められる農地は、当該土地の生産物の販売等の処分権までを含むものしか認められず、生産物の処分権を含まない作業受託の土地については本補助金の対象外となっている。

2 つ目の理由としては、処分権を含む土地の利用権を得た土地については、本補助金より有利な補助を受けられる点である。法人格を持つ集落営農組織は、いずれかの補助金を選択することになるが、本補助金よりも高い 10a 当たり 20 千円の補助金であるため、選択となった場合には、本補助金は選択されていない。

1 つ目の理由については、生産物の処分権を含まない作業受託の土地を対象とすることで要件の幅を広げ、平成 26 年度以降改善を図っている。

(2) 要件変更後のフォローアップ

集落営農組織の農地集積を目的として創設された補助金であるが、利用権を設定された土地については、本補助金よりも有利な別の補助金がある。

農地集積に係る補助金は、多くが個別の担い手や法人に特定され、人格を持った者に対する利用権の設定によるものに助成されていることから、補助金に生産物の処分権を含む作業受託の農地について補助対象としていることは評価できるものの、実績額が少なく見込みが甘かったと評価せざるを得ない。平成 26 年度には、生産物の処分権を含まない作業受託をも対象とし、要件を拡大していることから、要件拡大による補助金交付件数の伸びを確認し、新たな対象先が農地集積につながっているかの効果検討を継続的に実施するなどのフォローアップを行っていくことが望まれる。(意見)

140. 推進体制整備事業市町推進費補助金

補助金名	推進体制整備事業市町推進費補助金									
要綱名	地域を支える集落営農推進強化事業費補助金交付要綱									
担当部局	農政水産部				担当課		農業経営課			
分類	その他									
目的	市町段階で行う集落営農組織推進活動への支援を目的としている。									
補助対象	市町、市町農業再生協議会等が取組む集落営農推進のための研修会等の実施に係る経費に対して補助する。									
補助金の算定方法	事業費の1/3以内									
直接補助・間接補助の別	間接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H25 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		1 年	
補助金交付先	市町									
補助割合	国	%	県	33%	市町	67%	その他	%		
	定額補助									
平成25年度当初予算	3,400千円									
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		一件		一件		一件		4件	
	交付額		一千円		一千円		一千円		249千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

市町が行う集落営農推進のための研修会等の経費に対する補助金である。市町に対する研修の取組みを呼びかけているが、本補助金の利用率は極めて低く、平成25年度当初予算3,400千円に対して実績額249千円である。現在、市町への積極的な研修の主催を呼びかけている。具体的には、普及センターで研修講師を用意するなど、市町主催の研修を開いてもらおうとしている。

(2) 推奨活動計画の策定

集落営農組織化でより現場と密接な連携を取るべきなのは、市町であり、市町主催での研修等を実施すべきという県の姿勢も理解はできる。しかし、市町の利用状況が低く、こうしたことを主催することが困難な状況と推察されている。

今後呼びかけを続けていくとのことであるが、現段階で202組織が集落営農組織となっている県の状況を考えると、市町が今後積極的に関わる姿勢を示すかは不透明である。県は、より具体的な市町への推奨活動計画を立て、今後どの程度の市町主催の研修等を開いてもらうのかを明確にして、推奨活動を推進していくことが望まれる。(意見)

141. 農業近代化資金利子補給費補助金

「農業近代化資金利子補給費補助金」については、補助する対象別に記載している。

農業近代化にかかる借入に対する利子補給は、過年度と借入年度ごとに「農業近代化資金利子補給費補助（過年度分）」及び「農業近代化資金利子補給費補助（一般）」として、集落営農組織の機械導入にかかる借入に対する利子補給は、過年度と借入年度ごとに「集落営農支援資金利子補給補助（過年度分）」と「集落営農支援資金利子補給補助（一般）」として、負債の償還が困難となっている農業者の借入に対する利子補給は「香川県農業経営負担軽減支援資金利子補給補助金」として、香川県農業信用基金協会が行う特別準備金の積立てに要する経費への補助は「香川県農業信用基金協会特別準備金積立補助金」として各々記載している。

農業近代化資金利子補給費補助金

補助金名	農業近代化資金利子補給費補助（過年度分）										
要綱名	香川県農業近代化資金利子補給規程										
担当部局	農政水産部			担当課		農業経営課					
分類	利子補助										
目的	農業者等が農業経営の改善を図り、農業の近代化を推進するために必要な資金を金融機関から借り入れた場合、その金利の一部を県で利子補給することにより、借入者である農業者等の負担軽減を図ることを目的としている。										
補助対象	農業近代化資金の融資残高										
補助金の算定方法	毎年1月1日から6月30日まで（上期）及び7月1日から12月31日まで（下期）の各期間における農業近代化資金につき、融資平均残高に対し、対応する利子補給率の割合で算出した金額。										
補助金交付先	融資機関										
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 （間接補助の場合）		—					
補助開始年度	S36 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数 53 年				
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%			
	定額補助										
平成25年度当初予算	3,978千円										
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		
	件数		8件		8件		8件		6件		
	交付額		6,733千円		6,355千円		5,121千円		3,750千円		2,709千円
交付額の見直し年度	一年度										

補助金名	農業近代化資金利子補給費補助（一般）							
要綱名	香川県農業近代化資金利子補給規程							
担当部局	農政水産部			担当課		農業経営課		
分類	利子補助							
目的	農業者等が農業経営の改善を図り、農業の近代化を推進するために必要な資金を金融機関から借り入れた場合、その金利の一部を県で利子補給することにより、借入者である農業者等の負担軽減を図ることを目的としている。							
補助対象	農業近代化資金の融資残高							
補助金の算定方法	毎年1月1日から6月30日まで（上期）及び7月1日から12月31日まで（下期）の各期間における農業近代化資金につき、融資平均残高に対し、対応する利子補給率の割合で算出した金額。							
補助金交付先	融資機関							
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 （間接補助の場合）		—		
補助開始年度	S36	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	53	年
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
平成25年度当初予算	330千円							
補助金交付実績		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
	件数	2件	3件	2件	2件	2件		
	交付額	174千円	65千円	10千円	9千円	54千円		
交付額の見直し年度	一年度							

(1) 内容説明

本補助金は、農業近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、同資金に係る金利の一部を利子補給することにより、借入者である農業者等の負担軽減を図ることを目的に創設された補助金である。農業近代化資金とは、経営意欲と能力がある農業を営む者等に対し、農業経営の展開を図るのに必要な資金をいい、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定されている。

本補助金については、国庫補助金を一部財源とする補助金として交付していたが、三位一体改革による税源移譲により、平成17年度から県単独補助金として交付されており、地方交付税により財源措置が行われているものである。



集落営農支援資金利子補給補助金

補助金名	集落営農支援資金利子補給補助（過年度分）						
要綱名	香川県集落営農支援資金利子補給金交付要綱						
担当部局	農政水産部			担当課	農業経営課		
分類	利子補助						
目的	集落営農組織の育成・強化を支援するため、集落営農組織が農業機械の導入資金を融資機関から借り入れる場合に、融資機関に対し利子補給金を交付し、集落営農組織の利子負担の軽減を図ることを目的としている。						
補助対象	集落営農支援資金の融資残高						
補助金の算定方法	毎年1月1日から6月30日まで（上期）及び7月1日から12月31日まで（下期）の各期間における集落営農支援資金につき、融資平均残高に対し、対応する利子補給率の割合で算出した金額。						
補助金交付先	融資機関						
直接補助・間接補助の別	直接補助金		最終受領者 （間接補助の場合）		—		
補助開始年度	H16年度	補助終了年度	—年度	経過年数	10年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他 %
	定額補助						
平成25年度当初予算	255千円						
補助金交付実績	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
	件数	1件	1件	0件	0件	0件	
	交付額	24千円	11千円	0千円	0千円	0千円	
交付額の見直し年度	一年度						

補助金名	集落営農支援資金利子補給補助（一般）						
要綱名	香川県集落営農支援資金利子補給金交付要綱						
担当部局	農政水産部			担当課	農業経営課		
分類	利子補助						
目的	集落営農組織の育成・強化を支援するため、集落営農組織が農業機械の導入資金を融資機関から借り入れる場合に、融資機関に対し利子補給金を交付し、集落営農組織の利子負担の軽減を図ることを目的としている。						
補助対象	集落営農支援資金の融資残高						

補助金の算定方法	毎年1月1日から6月30日まで(上期)及び7月1日から12月31日まで(下期)の各期間における集落営農支援資金につき、融資平均残高に対し、対応する利子補給率の割合で算出した金額。							
補助金交付先	融資機関							
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—		
補助開始年度	H16	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	10	年
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
平成25年度当初予算	53千円							
補助金交付 実績		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
	件数	0件	0件	0件	0件	0件		
	交付額	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円		
交付額の見直し年度	—年度							

(1) 内容説明

本補助金は、集落営農組織の育成・強化を支援するため、集落営農組織が農業機械の導入資金を融資機関から借り入れる場合に、融資機関に対して利子補給金を交付し、集落営農組織の利子負担の軽減を図ることを目的とした補助金である。

本補助金の利子補給対象となる集落営農支援資金貸付の対象者は、「農業近代化資金の貸付対象とならない任意団体」であり、補助対象要件として、①その構成員に地縁的なつながりのある10戸以上の農家を含む集落の農家が含まれており、その戸数が当該集落内の農家戸数の過半数以上又はその農家が任意団体の行う生産活動に利用するものとして提供した農地が当該集落内の農地の過半数以上であること、②任意団体の代表者、組織及び運営について規約等が整備されていること、③集落営農により経営の効率化を図ることを目的とすること、が定められている。これに対して、農業近代化資金の対象となる任意団体は、「原則として5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。」が要件に課されているため、主に本補助金は、5年以内の法人化等を目標としない任意団体のうち上記要件を満たす団体への補助を目的としている。

(2) 実績を重視した廃止の検討

本補助金は、平成18年度貸付分の返済が終了した平成22年度を最後に交付実績がなく、集落営農支援資金の新規の貸付自体は平成18年度を最後に実績はない。これは、本補助金が対象とした「農業近代化資金利子補給補助金の対象外となる任意団体」が、個々の農家や個人の集合体としての性質を残しているため、借入に対する責任の所在が不明確になりやすく、借入側、融資機関側双方においてリスクが高く、融資の申請・実行に至るのが難しいためである。このような実態を鑑みると、融資の利子補給という形での補助は本補助金の対象者には適していないものと考えられる。

本補助金については、平成 26 年度末に廃止されることになっているが、平成 18 年度を最後に新規貸付自体の実績はない。交付実績がなくなった平成 23 年度時点で、実績がないことを重視し、環境に照らして補助金の仕組み等に問題がないかを検討して、廃止の検討を行うべきであったと思われる。(意見)

香川県農業経営負担軽減支援資金利子補給補助金

補助金名	香川県農業経営負担軽減支援資金利子補給補助金								
要綱名	香川県農業経営負担軽減支援資金利子補給規程								
担当部局	農政水産部			担当課		農業経営課			
分類	利子補助								
目的	農業経営の改善を積極的に推進しようとする農業者に対し、農協等の民間金融機関が貸し付ける既往債務の負担の軽減を図るための資金について、県が利子補給措置を講じ、効率的かつ安定的な経営体の育成を図ることを目的としている。								
補助対象	農業経営負担軽減支援資金の融資残高								
補助金の算定方法	毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで（上期）及び 7 月 1 日から 12 月 31 日まで（下期）の各期間における農業経営負担軽減支援資金につき、融資平均残高に対し、対応する利子補給率の割合で算出した金額。								
補助金交付先	融資機関								
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	H13 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数	13 年	
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%	
	定額補助								
平成 25 年度当初予算	443 千円								
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度
	1 件		1 件		1 件		1 件		1 件
	297 千円		259 千円		221 千円		191 千円		160 千円
交付額の見直し年度	一年度								

(1) 内容説明

本補助金は、経済環境の変化等によって、負債の償還が困難となっている農業者に対し、農業協同組合等系統金融機関をはじめとする民間金融機関が貸し付ける償還負担の軽減を図るための資金について、利子補給を行うことにより効率的かつ安定的な経営体の育成を目的とするものである。具体的には、負債の償還が困難となっている農業者に

対し、香川県と利子補給契約を締結している融資機関が、営業負債の借換資金（農業経営負担軽減支援資金）を国のガイドラインに定められた低い貸付利率で融資し、香川県が当該融資機関に対し基準金利と貸付利率との差を利子補給するというものである。過去においては国庫補助金を一部財源とする補助金として交付していたが、平成17年度に一般財源化され、県単独補助金として実施している。

香川県農業信用基金協会特別準備金積立補助金

補助金名	香川県農業信用基金協会特別準備金積立補助金						
要綱名	香川県農業信用基金協会特別準備金積立補助金交付要綱						
担当部局	農政水産部	担当課	農業経営課				
分類	その他						
目的	農業関係制度資金に係る債務の保証を行う香川県農業信用基金協会に対し、特別準備金の積立てに要する経費を県が補助することにより、農業関係制度資金の融通の円滑化及び香川県農業信用基金協会の財務基盤の強化を図ることを目的としている。						
補助対象	香川県農業信用基金協会が行う農業関係制度資金に係る特別準備金の積立てに要する経費。						
補助金の算定方法	<p>農業関係制度資金ごとに、前年12月末における当該資金のそれぞれの保証残高及び求償権残高に対応して準備を必要とする次の1.から3.により計算される額から、前年度末に積み立てた特別準備金の額に前年4月から12月までの特別準備金の取崩額を差し引いて得た額を控除した額（資金の種類によっては、2/3を乗じて得た額）</p> <p>1. 債務保証損失引当金見合分（前年12月末保証残高×自己リスク割合）×各年度平均残高事故率×（1－累計回収率）</p> <p>2. 保証責任準備金見合分 保険に付されているもの（前年12月末保証残高－本年度約定償還予定額）×6/1000（保険に付されていない場合1/100）</p> <p>3. 求償権償却引当金見合分（前年12月末求償権残高（償却額を除く）－保険金相当額（償却額を除く））×回収不能率</p>						
補助金交付先	香川県農業信用基金協会						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 （間接補助の場合）			—		
補助開始年度	H14 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	12 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他 %
	定額補助						

平成 25 年度当初予算		700 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	交付額	255 千円	52 千円	132 千円	131 千円	876 千円
交付額の見直し年度		一年度				

(1) 内容説明

農業信用基金協会は、農業信用保証保険法（昭和 36 年法律第 204 号）に基づく法人であり、農業者等が融資機関から経営の改善に必要な資金を借り入れる際に、借入債務を保証することによって農業者等の信用力を補完し、資金の円滑な融通を図るために設立された公的な保証機関である。農業信用基金協会においては、債務保証損失や求償権償却に引き当てるための特別準備金の積立が義務づけられており、本補助金は、香川県農業信用基金協会が行う特別準備金の積立に要する経費を補助対象とするものである。平成 14 年度から国庫補助金を一部財源とする補助金として交付していたが、平成 17 年度に一般財源化され、県単独補助金として実施している。

143. 有機農業等行程管理登録補助金

補助金名	有機農業等行程管理登録補助金						
要綱名	有機農産物等行程管理登録補助事業費補助金交付要綱						
担当部局	農政水産部			担当課	農業経営課		
分類	その他						
目的	近年の安全・安心な農産物を求める消費者や実需者のニーズを背景に、有機農業等に取り組む生産者の育成を推進するため、有機栽培等によって生産された農産物を一般の管理で生産された農産物と区別してより有利に販売できるよう、有機 JAS や JGAP の取得を図ることを目的としている。						
補助対象	有機 JAS、JGAP の登録認定に要する経費。						
補助金の算定方法	補助対象経費（登録手数料・登録検査料・登録に必要な講習会費等）の 1/3 以内又は 70 千円のいずれか低い額。						
補助金交付先	農業者団体						
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—	
補助開始年度	H22 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	4 年		
補助割合	国	%	県	33.3%	市町	%	その他
	定額補助						
平成 25 年度当初予算	153 千円						

補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	0 件	2 件	0 件	0 件	1 件
	交付額	0 千円	50 千円	0 千円	0 千円	36 千円
交付額の見直し年度		一年度				

#### (1) 内容説明

本補助金は、近年の安全・安心な農産物を求める消費者や実需者のニーズを背景に、有機農業等に取り組む生産者の育成を推進するため、有機栽培等によって生産された農産物を一般の管理で生産された農産物と区別してより有利に販売できるよう、有機 JAS や JGAP の取得を図ることを目的として、これらの登録に要する経費を補助しているものである。

有機農業とは、一般的に、化学的に合成された肥料及び農薬を使用せず、かつ、遺伝子組み換え技術を利用しない、環境への負担をできる限り減らした生産方法で行われる農業をいう。有機農業により栽培された農作物のうち、JAS 法に基づき定められた JAS 規格を遵守して生産されていることが登録認定機関により認められたもののみについて「有機〇〇」、「オーガニック〇〇」といった有機表示が認められている。

また、JGAP とは、生産者団体が活用する農業生産工程管理手法の 1 つであり、第三者機関の審査により、JGAP が正しく導入されていることが確認された農場には、食の安全や環境保全に取り組む農場として認証される制度である。香川県においては、現在 JGAP 認証を取得している生産者団体、農場はない。

#### (2) 補助対象事業の見直し

本補助金については、過去 4 年間の交付実績が 3 件しかなく、平成 25 年度における交付実績額も 36 千円と少額となっている補助金である。3 件の交付実績はいずれも有機 JAS 取得に要する経費の補助であり、県内において JGAP 取得の実績はない。これは、JGAP の基準には、120 を超える農場管理のチェック項目が定められるなど厳しい要件が課せられており、取得の要件を満たす段階にある生産者団体及び農場が少ないためである。有機 JAS 認定においても、たい肥等で土づくりを行い、種まき又は植え付けの前 2 年以上、禁止された農薬・化学肥料を使用しないなどの認定要件が課せられており、農薬や安価な化学肥料が使えない為、草取りや虫取りを始めとした作業にかかる生産者負担が大きく、認定者の増加につながっていない。平成 26 年 1 月時点において有機 JAS 取得の対象者となりうる県内の有機農業実践者は 100 名であり、うち有機 JAS 認定件数は 10 件に留まっている。

本補助金は、有機農業等に取り組む生産者の育成を推進するため、有機栽培等によって生産された農作物を有利に販売することを目的としているものであるが、現状では有機 JAS、JGAP 取得に至るまでの段階で生産者は課題をかかえており、本補助金の利用にまで至っておらず、有機農業等に取り組む生産者の育成という目的に対して有効に機能していない。本補助金については、一度廃止を検討し、目的に対しより効果的な補助対象事業を検討すべきである。(指摘)

149. 「おいでまい」生産・販売拡大対策補助金

補助金名	「おいでまい」生産・販売拡大対策補助金						
要綱名	「おいでまい」生産・販売拡大対策事業費補助金交付要綱						
担当部局	農政水産部	担当課	農業生産流通課				
分類	奨励補助						
目的	香川県が育成した水稻新品種「おいでまい」の高品質化による実需者評価の向上及び販売力の強化を図ることを目的としている。						
補助対象	「おいでまい」の品質向上に必要な米選機のふるいの網目の交換						
補助金の算定方法	定額補助：10千円以内						
補助金交付先	市町を経由して認定栽培者へ						
直接補助・間接補助の別	間接補助金		最終受領者 (間接補助の場合)		個人：「おいでまい」委員会から認定された栽培者等		
補助開始年度	H25年度	補助終了年度	H27年度	経過年数	1年		
補助割合	国	%	県	%	市町	%	その他 %
	定額補助		○				
平成25年度当初予算	3,000千円						
補助金交付実績	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
	件数	一件	一件	一件	一件	27件	
	交付額	一千円	一千円	一千円	一千円	270千円	
交付額の見直し年度	一年度						

(1) 内容説明

「おいでまい」とは、稲の栽培品種の一つであり、平成14年に香川県農業試験場で交配され、平成22年に香川県の奨励品種に認定されたものである。現在、作付け拡大地域である綾川町を中心に栽培がなされている。

「おいでまい」は1等米比率が90%近くあり、県内栽培の他品種を大きく上回るものである。1等米とは、生産米については登録検査機関が行う品位等検査によって最も良質と品位認定された米である。品位の決定は、含有水分量や粉状質粒や被害粒の含有割合で決定され、それぞれの等級によって値段に差がある。1等米が大半である「おいでまい」の価格は高くなる。

また、「おいでまい」は、一般財団法人日本穀物検定協会で行われる、炊飯した白飯を実際に試食して評価する食味官能試験を通じてランキングされる「米の食味ランキング」において、平成25年度「特A」ランクを獲得している。「特A」ランクとは、複数産地コシヒカリのブレンド米を基準米とし、当該基準米と比較して特に良好なものに付されるランクである。平成25年度「特A」ランクを獲得しているのは、四国では唯一「おいでまい」

だけであり、中四国においても鳥取県の「きぬむすめ」と「おいでまい」の2品種のみである。「米の食味ランキング」は広く米の消費者にも認知されたランキングであり、「特A」獲得による需要面での効果が期待されるものである。

このように「おいでまい」は高品質を強みに需要を伸ばしており、高品質ブランドとしての定着を図っている。高品質維持のために、県では「おいでまい」栽培者要件を定めており、その内の一つに米選機のふるい目の大きさが1.85mm以上というものがある。米は、その粒の大きさが大きいものが食べごたえもあり良質とされており、ふるい目を一定以上の大きさにすることで良質のものを選び分けることができる。ただし、ふるい目が大きいということは出荷量が減少することも意味しており、通常県内では1.75mm~1.8mmのものが大半である。「おいでまい」に関しては、高品質を強みに持つことから、ふるい目を通常より大きくする必要があり、上記の要件が設けられている。

本補助金は、新たに「おいでまい」を栽培することになった栽培者が、米選機のふるい目交換が必要になる際に、交換費用の一部を負担するために交付されるものである。

## (2) 補助金の見直し

本補助金は、香川県が育成した水稻新品種「おいでまい」の高品質化による実需者評価の向上及び販売力の強化を図る目的で交付されている。しかし、「おいでまい」はその栽培実施要領において、栽培者が守るべき要件として「ライスグレーダーの篩目は1.85mm以上を使用」としており、「おいでまい」の栽培者は必ず当該要件を満たしていることになる。そうであれば、補助金交付の有無により、「おいでまい」の品質が向上することはない。

本補助金の目的は、「おいでまい」の栽培者選定要件の充足を金銭面で支援することで、高品質な「おいでまい」の生産に取り組む生産者を増加させ、一定流通量を確保することにより販売単価の向上を図ることにある。

上記で指摘した通り、仮に実態に即した目的であったとしてどれほどの効果が期待できるか疑問である。「おいでまい」の栽培者選定要件である篩目の交換費用を一部負担することにより、栽培者の増加につながるとは考えにくい。

実際、出荷量の減少以上に「おいでまい」の価格が高く採算が見込めるならば、栽培希望者は増加することになり、篩目の交換費用はその額からしても、殆ど考慮には入らないと推測される。一方で栽培がスタートした当初においては、収量の減少を価格でカバーできていなかったことから生産者の増加を図るためには生産者の負担を軽減する必要があったとも推察され、実際、市場価格と連動した生産者手取単価についても、「ヒノヒカリ」など他の品種との比較において年々高額になる傾向があり、今後は、補助金の効果は見込めないものとなってきている。よって、当該補助金を廃止し、別途「おいでまい」の品質維持・高価格での価格安定に適した補助金を創設し、「おいでまい」のブランド化に資する効果的な補助をすべきである。(指摘)



152. 香川県地域野菜価格安定対策事業補助金

「香川県地域野菜価格安定対策事業補助金」は一度資金造成を行うと、每期同額まで積み立てられるように再造成される仕組みのため、再造成が無制限に増加しないように予算を区分し、助成を実施していることから、「交付予約の増減に伴う資金造成（地域野菜）」と「前年度価格差補給交付金交付相当額の再造成（地域野菜）」に区分して表を記載している。

交付予約の増減に伴う資金造成(地域野菜)

補助金名	交付予約の増減に伴う資金造成（地域野菜）		
要綱名	香川県野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱		
担当部局	農政水産部	担当課	農業生産流通課
分類	その他		
目的	指定野菜（※1）、指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)（※2）並びに指定産地以外の特定の産地から出荷される指定野菜等の地域的野菜について、価格安定対策事業を実施することにより、これら野菜の計画的な生産及び出荷を図り、もって野菜農家の経営の安定と消費者への安定供給に資することを目的としている。		
補助対象	<p><b>【香川県地域野菜価格安定対策事業】</b></p> <p>本事業は、公益社団法人香川県青果物協会（以下「協会」という。）が価格差補給事業を行うために必要な資金を造成するのに対し、県が助成金を交付する事業。</p> <p>協会が実施する価格差補給事業とは、香川県農業協同組合（以下「県農協」という。）が、協会とあらかじめ締結する価格差補給に関する契約に基づき、対象産地から対象市場へ出荷した対象野菜の価格が著しく低落した場合に、その生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、県農協に価格差補給交付金を交付する事業。</p>		
補助金の算定方法	<p>協会が価格差補給事業を行うための資金造成額の計算方法として、対象野菜ごと、出荷時期ごと、対象市場ごとに、造成単価が決まっており、造成単価（円/キロ）に県農協が希望する交付予約数量（トン）を乗じて資金造成額が決定する。対象野菜の資金造成額の合計が、協会の資金造成額となる。</p> <p>各対象野菜の交付予約数量は、県農協の直近の出荷実績をもとに、県と協会が県農協にヒアリングを実施して決定する。直近の出荷実績、作付面積等により、今年度の交付予約数量が前年度から増加し、出荷量増加の見込みがある、又は新たな産地の追加等の理由で、交付予約数量が増加することがある。前年度からの交付予約数量の増加に伴う資金造成額の増加額に対し、県補助率 1/3 を乗じて、県補助金額を算出する。</p>		

補助金交付先	公益社団法人香川県青果物協会							
直接補助・間接補助の別	間接補助金		最終受領者 (間接補助の場合)			地域野菜等を生産する 農家		
補助開始年度	S58	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	31 年	
補助割合	国	%	県	33%	市町	%	その他(※3)	67%
	定額補助							
H25年度当初予算	267千円							
補助金交付 実績		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
	件数	0件	1件	0件	1件	0件		
	交付額	0千円	85千円	0千円	560千円	0千円		
交付額の見直し年度	一年度							

※1 指定野菜とは、消費量が多く国民生活にとって重要な野菜として野菜生産出荷安定法で定められた野菜。ダイコン、ニンジン、ハクサイ、キャベツ、ホウレンソウ、ネギ、レタス、キュウリ、ナス、トマト、ピーマン、ジャガイモ、サトイモ、タマネギの14種類である。

※2 指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)とは、指定野菜以外で供給の安定を図る必要があるとして野菜生産出荷安定法で定められた野菜である。

※3 その他の内訳は、協会 1/2、県農協(生産者) 1/2となっている。

#### 前年度価格差補給交付金交付相当額の再造成(地域野菜)

補助金名	前年度価格差補給交付金交付相当額の再造成(地域野菜)		
要綱名	香川県野菜価格安定対策事業費補助金交付要綱		
担当部局	農政水産部	担当課	農業生産流通課
分類	その他		
目的	指定野菜、指定野菜に準ずる野菜(特定野菜)並びに指定産地以外の特定の産地から出荷される指定野菜等の地域的野菜について、価格安定対策事業を実施することにより、これら野菜の計画的な生産及び出荷を図り、もって野菜農家の経営の安定と消費者への安定供給に資することを目的としている。		
補助対象	<p><b>【香川県地域野菜価格安定対策事業】</b></p> <p>本事業は、公益社団法人香川県青果物協会(以下「協会」という。)が価格差補給事業を行うために必要な資金を造成するのに対し、県が助成金を交付する事業である。</p> <p>協会が実施する価格差補給事業とは、香川県農業協同組合(以下「県農協」という。)が、協会とあらかじめ締結する価格差補給に関する契約に基づき、対象産地から対象市場へ出荷した対象野菜の価格が著し</p>		

	く低落した場合に、その生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための補給金をその生産者に交付するため、県農協に価格差補給交付金を交付する事業である。									
補助金の算定方法	県農協を通じて出荷された対象野菜の市場価格が保証基準額以下になった場合、協会が業務方法書に基づき、価格差補給交付金を県農協を通じて生産者に交付する。交付された価格差補給交付金額を資金造成額まで再造成する（交付した同額を積み直す）ために必要な経費に、県補助率 1/3 を乗じて、県補助金額を算定する。									
補助金交付先	公益社団法人香川県青果物協会									
直接補助・間接補助の別	間接補助			最終受領者 (間接補助の場合)			地域野菜等を生産する 農家			
補助開始年度	S58	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	—	年		
補助割合	国	%	県	33%	市町	%	その他	67%		
	定額補助		—							
H25 年度当初予算	6,341 千円									
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度				
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件				
	交付額	8,115 千円	1,723 千円	1,756 千円	533 千円	863 千円				
交付額の見直し年度	— 年度									

(1) 内容説明

特定の野菜を対象とし、それらの出荷価格が下落した場合の補償の意味合いを持つ補助金である。国が行う補助事業としても同様のものがあるが、作付面積が小さい等の理由で助成を受けられない生産者や、国の補助金対象として指定されていないなばなやパセリの生産者について補助金を支給することとしている。県の基本的なスタンスとしては、補助対象の生産者には農地集約等により一定の作付面積を確保し、国からの補助金に切り替えることができるよう目指している。

「交付予約の増減に伴う資金造成（地域野菜）」については、農協が取りまとめた交付予約数量をもとに、交付要綱記載の資金造成単価を乗じて算出した金額に達するまで資金造成が行えるよう、造成不足額の 1/3 を補助金として助成している。

「前年度価格差補給交付金交付相当額の再造成」については、前年度までに造成した資金のうち、交付により取り崩された金額分の 1/3 を補助金として助成しているものである。

160. 施設園芸推進事業費補助金

補助金名	施設園芸推進事業費補助金										
要綱名	施設園芸推進事業費補助金交付要綱										
担当部局	農政水産部				担当課		農業生産流通課				
分類	投資的経費										
目的	自然災害や燃油、生産資材の価格高騰に対応できる園芸産地を育成するため、栽培温室の補強や品質向上効果のある機械施設等の整備を支援することを目的としている。										
補助対象	栽培温室の補強、再生可能エネルギー設備や品質向上効果のある機械施設などの条件整備に要する経費										
補助金の算定方法	補助対象事業に要する経費の1/3以内										
補助金交付先	市町										
直接補助・間接補助の別	両方				最終受領者 (間接補助の場合)			認定農業者、認定就農者、農業生産法人、営農集団、香川県農業協同組合			
補助開始年度	H25 年度		補助終了年度		H27 年度		経過年数		1 年		
補助割合	国	%	県	33%	市町	※ %	その他	※ %			
	定額補助										
平成 25 年度当初予算	20,000 千円										
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		
	件数		一件		一件		一件		7 件		
	交付額		一千元		一千元		一千元		8,317 千円		
交付額の見直し年度	一年度										

※ 市町によって補助率は異なる。

(1) 内容説明

本補助金は、自然災害や燃油、生産資材価格等の高騰に対応することのできる園芸産地を育成するため、施設園芸推進事業に要する経費に対して補助金を交付するものである。本補助金の補助対象事業は主に①栽培温室の補強②再生可能エネルギー設備、品質向上効果の高い機械・施設等の導入であり、平成 24 年度の自然災害による栽培温室の被害、近年の燃油高騰を受けて補助を開始したものである。

161. 中古施設・資材有効活用対策事業費補助金

補助金名	中古施設・資材有効活用対策事業費補助金									
要綱名	中古施設・資材有効活用対策事業費補助金交付要綱									
担当部局	農政水産部				担当課		農業生産流通課			
分類	奨励補助									
目的	新規就農者の初期費用や担い手の規模拡大費用の軽減により園芸産地の維持を図ることを目的としている。									
補助対象	香川県農業協同組合（以下「県農協」という。）が離農農家の保有する施設、機械又は資材の情報を収集し、新規就農者又は担い手に円滑に譲渡する仕組みを構築する事業。									
補助金の算定方法	定額補助 500 千円以内									
補助金交付先	香川県農業協同組合									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H25 年度		補助終了年度		H25 年度		経過年数		1 年	
補助割合	国	%	県	%	市町	%	その他	%		
	定額補助		○							
平成 25 年度当初予算	500 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		一件		一件		一件		1 件	
	交付額		一千元		一千元		一千元		456 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

本補助金は、農業の新規担い手の就農時の初期投資軽減や規模拡大する農家の費用削減のため、離農農家が持つ中古施設（栽培温室）や機械資材（包装機・トンネル支柱等）を、円滑に譲渡する仕組みを構築し、中古物件（施設・機械・資材）を有効活用し、生産振興を図ることを目的として、平成 25 年度に交付された補助金である。

中古物件を円滑に譲渡する仕組みとは、具体的には、県農協において、新規就農者や規模拡大を希望する就農者といった、「中古物件を自己の経営開始または拡大のため使用することを目的に譲渡を受けようとする者」（以下、「受け手」）から譲渡を受けたい中古施設等の情報を収集し、県農協組合員向け広報誌に中古施設等募集情報を掲載することで、「自己の経営で使用していたものの買い替えもしくは経営縮小や中止に伴い不要となる中古物件を譲渡しようとする者」（以下、「出し手」）に広く周知し、条件に見合う中古施設等を保有する出し手と受け手とのマッチングを行い、中古物件の流動化を目指すという

ものである。県農協は、受け手と出し手の情報の集約及び管理、受け手と出し手の紹介、連絡調整を担っている。このような仕組みは、就農人口の減少が続き、資材高騰により初期投資費用の負担が増加する中で、新規担い手、規模拡大農家の初期投資の軽減を目指すため、香川県が県農協に提案した新しい取組みであり、本補助金は本事業を開始するにあたり、協議の場で使用される資料や事業の周知のための資料等の作成費用を補助するために交付されたものである。

平成 25 年度において制度設計が完了し、運営方法が決定したため、補助金交付は終了し、平成 26 年度から県農協において運営されている。

(2) 補助期間終了後のフォローアップ

本補助金は、離農農家が持つ中古物件の流動化の仕組みを構築するため、平成 25 年度単年度の補助金として交付されたものであり、その後の事業運営そのものは県農協に委ねられている。補助期間終了後は、所管課においては県農協から受け手の募集件数および成約件数の報告を受け、事業効果を測定している。

本補助金の交付目的は、中古物件流動化の仕組みにより新規担い手、規模拡大農家の初期投資の軽減を実現することであり、成約に至ってはじめて本補助金の有効性が示されるものである。今後も事業効果の測定を継続し、成約件数の増加にむけて県農協と協議を重ね、課題の改善に努めることが望まれる。(意見)

162. 生産拡大事業補助金

補助金名	生産拡大事業補助金							
要綱名	さぬき讚フルーツ生産拡大事業費補助金交付要綱							
担当部局	農政水産部	担当課	農業生産流通課					
分類	投資的経費							
目的	「さぬき讚フルーツ」の作付け拡大を推進することを目的としている。							
補助対象	さぬき讚フルーツの生産拡大に必要な機械施設などの条件整備に要する経費。							
補助金の算定方法	補助対象経費の 1/2 以内。ただし、受益者 1 戸当たり上限 7,500 千円。							
補助金交付先	市町							
直接補助・間接補助の別	間接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			農業生産法人、認定農業者、生産部会等			
補助開始年度	H25	年度	補助終了年度	H27	年度	経過年数	1 年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	%	その他	50%
	定額補助							

H25 年度当初予算		50,000 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	一件	一件	一件	一件	15 件
	交付額	一千円	一千円	一千円	一千円	55,964 千円
交付額の見直し年度		一年度				

(1) 内容説明

香川県では、県オリジナル品種を中心とした果物で、県が認定した生産者が栽培し、糖度など一定の品質基準を満たしたものを「さぬき讚フルーツ」として推奨している。さぬき讚フルーツについては、県内外での需要が高まりつつあるなかで、生産の拡大が求められている。そのような状況を踏まえ、平成 25 年度において開始された本補助金は、さぬき讚フルーツの生産拡大に必要な機械施設などの条件整備に要する経費（①県育成品種等への改植に要する苗木代②小規模土地基盤整備③栽培管理用機械施設④有機物供給・土づくり機械施設⑤集出荷・調整・貯蔵機械施設⑥特認機械施設）を補助対象とし、補助事業者には、さぬき讚フルーツの作付面積の 10a（ただし、施設栽培のシャインマスカットにあっては、5a）以上拡大または、さぬき讚フルーツの作付面積の割合の 10%以上拡大を成果目標とした実施計画書の提出を求め、補助事業を実施した年度から 3 年間事業実施状況報告書により目標の達成度を検討している。

166. 肉用子牛生産者補給金制度生産者積立金補助金

補助金名	肉用子牛生産者補給金制度生産者積立金補助金								
要綱名	香川県肉用子牛生産者積立助成金交付要綱								
担当部局	農政水産部			担当課	畜産課				
分類	その他								
目的	肉用子牛生産の安定化に資するため、肉用子牛の販売価格が低落し、合理化目標価格を下回った場合に生産者に交付する補給金の生産者積立金の一部を補助し、負担軽減を図ることを目的としている								
補助対象	公益社団法人香川県畜産協会が行う肉用子牛生産者補給金制度の積立金に対する補助								
補助金の算定方法	肉用子牛生産者積立金の 1/4 以内								
補助金交付先	公益社団法人香川県畜産協会								
直接補助・間接補助の別	間接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		畜産農家			
補助開始年度	H2	年度	補助終了年度	—		年度	経過年数	24	年
補助割合	国	50%	県	25%	市町	%	その他	25%	
	定額補助								

H25 年度当初予算		8,715 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	交付額	10,407 千円	9,826 千円	7,899 千円	8,706 千円	8,542 千円
交付額の見直し年度		H22 年度				
見直しの結論		積算額を黒毛和種の積立金単価 2,475 円から 550 円に変更				
見直しの結論理由		黒毛和種の価格が安定しており、保証基準価格を下回ることが少ないため。				

(1) 内容説明

肉用子牛生産安定等特別措置法において定められた補助金である。

167. 乳用牛群検定普及定着化事業費補助金（酪農経営活性化）

補助金名	乳用牛群検定普及定着化事業費補助金（酪農経営活性化）							
要綱名	香川県乳用牛群検定普及定着化事業補助金交付要綱							
担当部局	農政水産部			担当課		畜産課		
分類	奨励補助							
目的	乳用牛群検定を受けることにより、乳用牛の改良と生産・経営技術の向上を推進し、酪農経営の安定を図ることを目的としている。							
補助対象	香川県乳用牛群検定組合が実施する乳用牛群検定事業に要する経費に対して補助する事業。							
補助金の算定方法	乳用牛群検定事業に必要な経費の 1/2 以内							
補助金交付先	団体							
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—		
補助開始年度	H22 年度	補助終了年度		— 年度	経過年数		4 年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	%	その他	50%
	定額補助							
H25 年度当初予算		1,100 千円						
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	一件	1 件	1 件	1 件	1 件		
	交付額	一千円	1,200 千円	1,200 千円	1,200 千円	1,100 千円		
交付額の見直し年度		H25 年度						
見直しの結論		減額						
見直しの結論理由		酪農家の高齢化、経営難等による乳用牛群検定の実施頭数の減少により、補助金の減額を行った。						



(1) 内容説明

乳用牛群検定とは、検定参加農家が飼養している乳牛の乳量や乳成分等を検査し、分析結果を各酪農農家にフィードバックするものである。受け取った酪農家は飼料給与の改善、搾乳衛生管理から遺伝的改良まで生産全般にわたるチェックを行い、生産性の向上と経営改善に役立っている。

香川県乳用牛群検定組合からのフィードバックと指導に伴い、香川県内の生産乳量は平成 22 年以降、年々増加傾向にある。補助割合は乳用牛群検定事業に必要な経費の 1/2 以内であるが、事業実施経費は毎年の予算額を超えており、定額に近い補助となっている。

169. 地域肉用牛肥育経営安定対策事業補助金

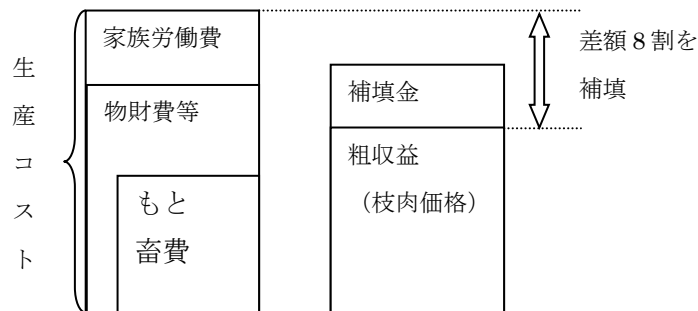
補助金名	地域肉用牛肥育経営安定対策事業補助金									
要綱名	香川県肉用牛肥育経営安定対策事業生産者等積立助成金交付要綱									
担当部局	農政水産部				担当課			畜産課		
分類	その他									
目的	肉用牛肥育経営の安定に資するため、肉用牛肥育牛の販売価格が低迷し、生産費を下回った場合に生産者に対して補給金を交付するための生産者積立金の一部を補助し、負担軽減を図ることを目的としている。									
補助対象	公益社団法人香川県畜産協会が行う肉用牛肥育経営安定特別対策事業の生産者積立金に対する補助									
補助金の算定方法	肉用牛生産者積立金の 1/50 以内									
補助金交付先	公益社団法人香川県畜産協会									
直接補助・関節補助の別	間接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			畜産農家		
補助開始年度	H13 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		13 年	
補助割合	国	75%	県	0.5%	市町	%	その他	24.5%		
	定額補助									
H25 年度当初予算		4,050 千円								
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		13,451 千円		3,886 千円		3,362 千円		3,826 千円	
交付額の見直し年度		H22 年度								
見直しの結論		助成金が生産者負担金の 1/10 から 1/50 に減額した。								
見直しの結論理由		毎年度、必要性を勘案して、補助金の額を検討している。								

(1) 内容説明

① 補助金設定趣旨

肉用牛肥育経営については、素牛の導入から肥育牛の出荷まで長期間を要し、かつ生産費用に占めるもと畜費の割合が大きいため、もと畜価格（食肉生産を目的として肥育される肥育前子牛価格）と枝肉価格（頭部、尾、四肢端などを切り取り、皮や内臓を取り除いたあとの肉の販売価格）の水準によっては、肥育経営の悪化が懸念される。また、もと畜価格及び枝肉価格の動向は、それぞれ地域によって異なることから収益性についても地域によって差異がある。そのような状況に対応するために、公益社団法人香川県畜産協会が肥育経営の収益性が悪化したときに肥育牛補填金を交付するための肉用牛肥育経営安定特別基金を造成する事業を実施しており県は当該事業に対し助成を実施する目的で上記補助金を設定している。

② 肉用牛肥育安定特別基金



当該助成制度は国の制度の一環で、生産者は1頭あたりの積立金に基づき積立を実施する。積立金割合はもともと国：生産者が75%：25%で積み立てを実施するが、県の補助金があるので国：県：生産者は75%：0.5%：24.5%の割合で積立を行う。1頭あたりの粗収益から生産コストを差し引いた額がマイナスの場合に、差額分の8割を補填金として支払いがなされる。対象品種は肉専用種、交雑種、乳用種の3区分であり、対象者は肥育牛生産者（大企業除く）となっている。

県は生産者積立補助の一部助成をすることで生産者の経営安定化に資することを目的としている。よって公益社団法人香川県畜産協会を事業実施主体としているが、生産者等の事業助成であり実質的な補助対象先は生産者である。

当該助成制度は3年間を1クールとしており、3年後には公益社団法人香川県畜産協会での基金残高が積立実施者（国、県、生産者）に最終分配される。

170. 讃岐三畜流通消費対策事業費補助金

補助金名	讃岐三畜流通消費対策事業費補助金									
要綱名	讃岐三畜銘柄確立総合対策事業費補助金交付要綱									
担当部局	農政水産部				担当課		畜産課			
分類	奨励補助									
目的	讃岐牛・讃岐夢豚・讃岐コーチンの本県特産畜産物を讃岐三畜として一体的・効率的に銘柄化を推進することにより、本県畜産の活性化を図ることを目的としている。									
補助対象	協議会の開催 讃岐三畜の普及宣伝活動									
補助金の算定方法	1/2 以内									
補助金交付先	讃岐三畜銘柄化推進協議会									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H10 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		16 年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	%	その他	50%		
	定額補助									
平成 25 年度当初予算	2,154 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		2,620 千円		2,300 千円		3,130 千円		2,515 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

讃岐牛・讃岐夢豚・讃岐コーチンといわれる三畜の生産・流通消費を目的として設立された協議会であるが、現在は流通消費を主とする活動を実施している。活動内容は、主に県内外でのイベントでの試食販売や屋台販売、消費者団体への料理講習会、新聞広告やホームページによる普及活動を実施している。効果測定として県は県政モニター制度を利用し知名度調査を実施している。

(2) 効果測定の再検討

本補助金の目的は讃岐三畜として一体的・効率的に銘柄化を推進することにより、本県畜産の活性化を図ることを目的としているが、当該目的が曖昧であるため効果測定が非常に重要となる。本県畜産の流通消費を活性化するという事は、讃岐三畜の販売を促進することが最終目的となるべきと考える。当該目的を達成するためにまず認知度の向上を図

ることを効果測定の指標にすることは理解できる。

しかし、平成10年から本補助金を交付し始めて16年が経過し、県民の認知度はある程度高まっているが、アンケート結果では県民は購入時の意識としてブランドよりも産地や値段を意識して購入する消費者が多い傾向にある。(以下の問3. 問4. 参照)また、銘柄について知っているものの讃岐三畜を扱うお店へ入ったことがない(以下の問18. 参照)県民や加工品を食べたことがない(以下の問20. 参照)県民も多い。さらには讃岐三畜のホームページを知っている県民はほとんどいない。(以下の問27. 参照)

讃岐三畜について銘柄を知ってもらおうという目的は県内ではすでに効果が出ているが、認知された銘柄をどのように購買意欲につなげるのか、またどのように情報を伝えるのかということについて考える時期である。県が効果測定を段階的に設定していくことが最終目的達成に向けて今後必要となると考える。(意見)

問10. 香川県に「讃岐三畜」という銘柄肉があることを知っていますか？：回答者数298人

選択肢	回答者数	構成比
知っている	223人	74.8%
知らない	75人	25.2%

(平成25年度 県政モニター讃岐三畜(讃岐牛、讃岐豚、讃岐コーチン)についてのアンケート調査)

(首都圏)

No	産品名	今回	前回
1	讃岐牛(オリーブ牛)	8.4%	7.7%(1位)
2	いりこ(伊吹いりこ)	6.0%	7.2%(2位)
3	讃岐コーチン	6.0%	4.3%(3位)
4	オリーブハマチ・ぶり等	5.4%	1.9%(4位)
5	のり(初摘み香川県産ノリ)	4.4%	0.5%(7位)

(関西圏)

No	産品名	今回	前回
1	讃岐牛(オリーブ牛)	14.2%	9.1%(1位)
2	讃岐コーチン	8.2%	3.4%(3位)
3	オリーブハマチ・ぶり等	7.4%	2.4%(6位)
4	いりこ(伊吹いりこ)	6.6%	5.8%(2位)
5	のり(初摘み香川県産ノリ)	5.0%	2.9%(4位)

(香川)

No	産品名	今回	前回
1	オリーブハマチ・ぶり等	80.7%	74.0%(1位)
2	讃岐牛(オリーブ牛)	79.7%	63.5%(3位)
3	讃岐コーチン	69.7%	69.2%(2位)
4	讃岐夢豚	63.3%	62.5%(4位)
5	いりこ(伊吹いりこ)	57.3%	43.3%(5位)

(県産品に関する認知度調査)

現在の効果測定においては、県は県内・県外における讃岐三畜の認知度が高まっていることを以て効果はでているものと判断している。

問 3. お肉を買うときにどのような点に気をつけて買っていますか。次の中から優先度の高いものを2個まで選んでください：回答者数 298 人

選択肢	回答者数	構成比
産地	187 人	62.8%
部位	102 人	34.2%
値段	179 人	60.1%
ブランド名	12 人	4.0%
お肉の色・外観	81 人	27.2%
お店(特定のお店で買う)	13 人	4.4%

(平成25年度 県政モニター讃岐三畜(讃岐牛、讃岐夢豚、讃岐コーチン)についてのアンケート調査)

問4. 問3で「産地」を選択された方にお聞きします。主にどこの産地を買いますか。1個選んでください：回答者数187人

選択肢	回答者数	構成比
香川県産	44 人	23.5%
国内	141 人	75.4%
国外	1 人	0.5%
その他	1 人	0.5%

(平成 25 年度 県政モニター讃岐三畜(讃岐牛、讃岐夢豚、讃岐コーチン)についてのアンケート調査)

問18. 問10で「讃岐三畜」という銘柄肉があることを「知っている」と答えた方にお聞きします。  
「讃岐牛」「讃岐夢豚」「讃岐コーチン」を扱っている料理店へ行ったことがありますか。  
: 回答者数223人

選択肢	回答者数	構成比
ある	41 人	18.4%
ない	182 人	81.6%

(平成 25 年度 県政モニター讃岐三畜 (讃岐牛、讃岐夢豚、讃岐コーチン) についてのアンケート調査)

讃岐三畜について知名度は高いが当該讃岐三畜を取り扱う料理店にいったことがない消費者が80%を超える状況である。

問20. 問10で「讃岐三畜」という銘柄肉があることを「知っている」と答えた方にお聞きします。  
讃岐三畜の加工品を食べたことがありますか: 回答者数223人

選択肢	回答者数	構成比
ある	56 人	25.1%
ない	167 人	74.9%

(平成 25 年度 県政モニター讃岐三畜 (讃岐牛、讃岐夢豚、讃岐コーチン) についてのアンケート調査)

問27. 全員にお聞きします。「讃岐三畜」のホームページ「みーとみゅーじあむ」又は携帯サイトを  
知っていましたか: 回答者数298人

選択肢	回答者数	構成比
知っていた	1 人	0.3%
知らなかった	297 人	99.7%

(平成 25 年度 県政モニター讃岐三畜 (讃岐牛、讃岐夢豚、讃岐コーチン) についてのアンケート調査)

171. 香川県産まれオリーブ牛促進事業補助金

補助金名	香川県産まれオリーブ牛促進事業補助金							
要綱名	香川県産まれオリーブ牛促進事業費補助金交付要綱							
担当部局	農政水産部	担当課		畜産課				
分類	投資的経費、奨励補助							
目的	優良繁殖雌牛を緊急に導入することによって、市場の求める高品質で斉一性の高い「オリーブ牛」の増産体制を構築するとともに、「オリーブ牛」の一層の品質向上とブランド力の強化を図り、もって香川県産まれの「オリーブ牛」の生産基盤を強化することを目的としている。							
補助対象	本事業の内容は、事業実施者が優良繁殖雌牛を導入して、香川県産まれの「オリーブ牛」の生産に取り組む場合、それに要する家畜購入費の一部を助成するものとする。							
補助金の算定方法	雌牛の家畜購入費（子牛価格及び市場手数料）から300千円を控除して得た額の1/2以内とし、1頭当たりの補助額は200千円を上限とする。但し、当該経費にかかる消費税及び地方消費税相当額を除く。算出された補助額に、1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。							
補助金交付先	香川県内の和牛繁殖雌牛を保有する者							
直接補助・間接補助の別	直接補助	最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	H25年度	補助終了年度	—年度	経過年数	1年			
補助割合	国	%	県	※%	市町	%	その他	※%
	定額補助							
H25年度当初予算	10,000千円							
補助金交付実績		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
	件数	一件	一件	一件	一件	26件		
	交付額	一千円	一千円	一千円	一千円	5,225千円		
交付額の見直し年度	一年度							

※ 補助金の算定方法を参照。

(1) 内容説明

オリーブ牛は平成24年度1,100頭であったが、平成25年度1,500頭と増加している。オリーブ牛は、肥育農家が子牛を肥育しオリーブ牛に育てる必要がある。しかし、肥育農家が仕入れる子牛については、県外から購入することが多い。オリーブ牛の増産を実施するために、繁殖農家に対して補助金を支出し、子牛の県内での生産を目的として本補助金を設立した。

設立後1年の新しい補助金であり当初予算10,000千円に対し執行額が5,220千円となった。当該結果について担当課は農家に対するヒアリング等により原因分析等を実施し補助金の要綱の見直しを実施している。

平成25年度の補助事業対象者は、和牛繁殖雌牛を保有するものを要件とした繁殖経験のある農家のみを対象としていたが、平成26年度より初めて繁殖和牛を飼う農家についても補助金対象とした。補助対象者を広げた背景には肥育農家からのニーズ等が多かったためである。また現状の市況から判断し、補助金額を家畜購入費の2分の1以内(1頭あたりの補助額の上限は200千円)とするように変更した。補助金の目的に見合った変更かどうかは今後も見直していくことが必要になるが、当該目的に従った補助制度となるように検討していることは補助金の本来のあり方であると考えられる。

また効果検討において現状は初年度であり補助金の設定方法等の検討と実施報告書による増加の確認のみとなっているが、将来的に県内での子牛生産頭数の把握による客観的な効果検討も可能である点で非常に効果の明確な補助金であるといえる。

#### 174. 養豚経営安定対策助成事業費補助金

補助金名	養豚経営安定対策助成事業費補助金									
要綱名	香川県養豚経営安定対策事業費補助金交付要綱									
担当部局	農政水産部				担当課			畜産課		
分類	その他									
目的	養豚経営の安定と豚肉の安定供給に資するため、粗収益が生産コストを下回った場合にその差額の一部について養豚経営者が補填を受けるための基金の造成に要する経費の一部を補助し、基金への積立金の負担軽減を図ることを目的としている。									
補助対象	独立行政法人農畜産業振興機構が行う養豚経営安定対策事業の県内生産者の基金への積立金に対する補助									
補助金の算定方法	香川県養豚経営安定対策事業費補助金交付要綱に基づき 生産者積立金の1/10以内									
補助金交付先	独立行政法人農畜産業振興機構									
直接補助・間接補助の別	間接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			養豚経営者		
補助開始年度	H23 年度		補助終了年度		H28 年度		経過年数		3 年	
補助割合	国	50%	県	5%	市町	%	その他	45%		
	定額補助									
H25年度当初予算		3,745千円								
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		一件		一件		1件		1件	
	交付額		一千円		一千円		2,962千円		3,730千円	
交付額の見直し年度		一年度								



(1) 内容説明

養豚経営の収益性が悪化した場合に、粗収益と生産コストの差額の8割を補填することにより養豚経営の安定を図る目的で養豚経営安定対策事業が行われている。当該基金の造成に要する経費の一部を補助し生産者の負担軽減を図ることを目的とした補助金である。

176. 土地改良事業費補助金（香川県土地改良事業団体連合会補助）

補助金名	土地改良事業費補助（香川県土地改良事業団体連合会補助）									
要綱名	香川県単独県費団体補助要綱									
担当部局	農政水産部				担当課		土地改良課			
分類	団体補助									
目的	香川県土地改良事業団体連合会が土地改良事業の推進を目的としている。									
補助対象事業	土地改良事業の啓発（機関紙の発行） 土地改良事業の指導及び促進（役職員研修、ポスター等）									
補助金の算定方法	544千円									
補助金交付先	香川県土地改良事業団体連合会									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	S55 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		34 年	
補助割合	国	%	県	%	市町	%	その他	%		
	定額補助		○							
H25年度当初予算	544千円									
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		1件		1件		1件		1件	
	交付額		544千円		544千円		544千円		544千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

土地改良事業の推進を目的として行う、ため池の整備等に関する啓発活動、土地改良事業に関する研修による指導及び促進関連事業への補助金である。

毎期継続して定額の補助金の交付が行われている。

(2) 事業報告書の支出内訳の不備

提出された事業報告書の支出内訳を確認したところ、研修の実施日が2月7日であるにもかかわらず、研修案内切手代の支出日が3月31日とあり、研修実施日と支出日に齟齬

があった。当該切手代については、切手を総務課で添付したあと、年度末に各事業担当課に振替をし、当該事業担当課ではこの振替が行われた日を支出日として支出内訳に記載していた。

支出内訳や領収書等のチェックを行い、切手の使用日を適切に支出内訳に記載するよう、適切な指導に努めることが望まれる。(意見)

180 香川県経営体育成土地利用調整推進事業補助金

補助金名	香川県経営体育成土地利用調整推進事業補助金									
要綱名	香川県経営体育成土地利用調整推進事業補助金交付要綱									
担当部局	農政水産部				担当課		土地改良課			
分類	その他									
目的	経営体育成のために必要な支援策を講じることによって、担い手への農地の利用集積を進め、安定的な農業経営の確立を図ることを目的としている。									
補助対象	土地利用調整推進事業（補助対象者が行う土地利用調整推進事業に要する経費）									
補助金の算定方法	定額補助									
補助金交付先	市町									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H5 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		21 年	
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%		
	定額補助		○							
平成 25 年度当初予算	229 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		2 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		900 千円		450 千円		450 千円		400 千円	
交付額の見直し年度	— 年度									

(1) 内容説明

本補助金は、経営体育成基盤整備事業を実施している対象事業実施地区において担い手への農地の利用集積を進め、効率的かつ安定的な農業経営を確立するために実施する経営体育成土地利用調整推進事業に要する経費を補助するものである。

経営体育成基盤整備事業とは、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を勘案し、必要となる生産基盤及び生活環境の整備を経

営体の育成を図りながら一体的に実施することにより、高生産性農業の展開が見込まれる大規模水田地域の備を着実に推進するとともに、優良農地を将来にわたり適切に維持・保全することで、食料自給率の向上、農業の多面的機能の十分な発揮に資することを目的とした事業であり、国庫補助金対象事業である。

本補助金は、経営体育成基盤整備事業を実施している市町において担い手への農地利用集積を推進するため、土地の権利の譲渡等の協議を実施する際に要する、出席者に対する食糧費や、配布資料作成にかかる事務消耗品費、県外に在住する土地権利者との協議のためにかかる市町職員の旅費等を補助するものである。

(2) 補助対象経費の明確化

本補助金の補助対象経費は、交付要綱別表において「土地利用調整推進事業に要する経費」とされており、過年度の実績においては、食糧費、事務消耗品費、県外に在住する土地権利者との協議のためにかかる市町職員の旅費が補助対象経費となっている。土地利用調整推進事業においては、香川県、市町及び農業就業者が協力して実施する事業であり、三者間で負担すべき経費が不明確とならないよう交付要綱上補助対象経費を明確化することが望まれる。(意見)

183. 香川用水特殊施設管理費補助金

補助金名	香川用水特殊施設管理費補助金									
要綱名	香川用水特殊施設管理費補助金交付要綱									
担当部局	農政水産部				担当課		土地改良課			
分類	その他									
目的	農家の負担を軽減するとともに、香川用水の安定供給と施設の円滑な運営を図ることを目的としている。									
補助対象	香川用水施設のうち特殊施設（テレコン・テレメーター）の管理費									
補助金の算定方法	定額補助									
補助金交付先	香川用水土地改良区									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	S56 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		33 年	
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%		
	定額補助		○							
平成 25 年度当初予算	2,300 千円									
補助金交付 実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		2,850 千円		2,707 千円		2,626 千円		2,300 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

香川用水利地改良区は、昭和 43 年 8 月、「国営香川用水農業水利事業」を実施するため設立された施設である。香川用水幹線用水路は、共用区間（農業用水、工業用水、上水道用水が流れている区間）47km と農業用水専用区間 59km から成り、共用区間については、独立行政法人水資源機構が管理し、農業用水専用区間については香川用水利地改良区が管理している。

本補助金の補助金交付先である香川用水利地改良区は、主に農業用水専用区間の配水管理及び、国が造成した幹線用水路、東部幹線揚水機場、水管理制御設備等の土地改良施設の維持管理を実施しており、本補助金は、香川用水施設のうち特殊施設の施設管理費、操作費、管理業務費を補助対象としている。

香川用水施設の特設施設とは、各分水地点に設置されたデータ通信システムにより、取水量、水路流量、水路の水位、主要分水工の流量など必要な情報を管理所で収集及び記録し、集中管理することで合理的な配水管理を実施する施設である。その他の施設は、一般施設とよばれ管理上区別されている。香川用水利地改良区の一般施設の管理費に関しては香川用水建設時から管理費の 50% を香川県が負担金として負担しているが、特設施設については昭和 53 年度から昭和 54 年度にかけて設置された施設であり、当該負担金の対象からは除外されているため、本補助金の補助対象として管理費の一部を補助しているものである。

(2) 補助金の効果検討

本補助金の交付目的は、香川用水施設の管理の円滑な運営を図るとともに、香川用水利地改良区の組合員である農家の負担を軽減することにある。本補助金の効果については、香川用水利地改良区の運営状況とあわせて各年度の賦課金額、受益面積当たり賦課金単価の推移等を把握し、本補助金が香川用水利地改良区の負担軽減、ひいては農家の負担軽減に効果を有していることを確認することが望まれる。（意見）

185. 小規模ため池防災対策特別事業補助金

「小規模ため池防災対策特別事業補助金」については、防災型と保全型に区分することができ（各々の説明は下記参照）、それぞれ「小規模ため池防災対策特別事業費（防災型）」と「小規模ため池防災対策特別事業費（保全型）」として記載している。

小規模ため池防災対策特別事業費（防災型）

補助金名	小規模ため池防災対策特別事業費（防災型）									
要綱名	香川県小規模ため池防災対策特別事業補助金交付要綱									
担当部局	農政水産部				担当課		土地改良課			
分類	投資的経費									
目的	管理放棄され防災上危険な小規模ため池について、災害の発生を未然に防止することを目的としている。									
補助対象	<b>【防災型】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水機能を廃止する場合：堤防の開削、接続水路の設置、その他防災措置</li> <li>・環境資源、地域資源として一部貯水機能を残す場合：堤防の開削、洪水吐の切落し、接続水路の設置、樋管の撤去・閉塞、その他防災措置、貯水機能を環境資源、地域資源(防火水槽、ビオトープ、親水公園)として活用するために必要な工事</li> </ul>									
補助金の算定方法	補助率 50%以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯水機能を廃止する場合：1 地区につき補助金額の上限 500 千円</li> <li>・環境資源、地域資源として一部貯水機能を残す場合：1 地区につき補助金の上限 1,000 千円</li> </ul>									
補助金交付先	市町									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H25 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		1 年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	50%	その他	%		
	定額補助									
H25 年度当初予算		9,600 千円								
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		一件		一件		一件		5 件	
	交付額		一千元		一千元		一千元		3,595 千円	
交付額の見直し年度		一年度								

小規模ため池防災対策特別事業費（保全型）

補助金名	小規模ため池防災対策特別事業費（保全型）								
要綱名	香川県小規模ため池防災対策特別事業補助金交付要綱								
担当部局	農政水産部			担当課		土地改良課			
分類	投資的経費								
目的	管理放棄され防災上危険な小規模ため池について、災害の発生を未然に防止することを目的としている。								
補助対象	【保全型】 ・堤体、洪水吐、取水施設の改修、その他保全措置								
補助金の算定方法	補助率 50%以内								
補助金交付先	市町								
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	H25 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数	1 年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	40～30%	その他	10～20%	
	定額補助								
H25 年度当初予算	90,000 千円								
補助金交付 実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度
	件数		一件		一件		一件		1 件
	交付額		一千元		一千元		一千元		35,050 千円
交付額の見直し年度	一年度								

(1) 内容説明

予算の関係で、補助金が2本に分かれているが、二つの補助金の内容はほぼ同様である。小規模ため池防災対策事業は、防災型事業（ため池としての利用を行わず、堤防を開削する場合や、一部を防火水槽として残す場合等）と、保全型事業（ため池として今後も利用するため、堤体等の改修を行う場合）に分かれる。個人、あるいは市町の負担となると整備が遅れ、洪水等の災害の原因となりうることから、必要な整備を行うべく補助金を交付するものである。

防災型事業については、特定の受益者がいないため、市町が支出した金額に対し、埋め立て等で貯水機能を廃止する場合は500千円、防火水槽や公園等として利用する場合は1,000千円を上限として、県が市町負担分の50%を補助する。

保全型事業については、ため池の利用者が存在するため、受益者が存在する。そのため、市町及び受益者で50%を負担し、50%を県が補助する。

前身の補助事業は貯水量の制限や土地の管理に関する制限により、対象となるため池が少

なく、申請が少ない状況であった。これを改善すべく、貯水量の制限、土地の管理に関する制限を緩和したものが本補助金である。

予算については、99,600千円であり、交付実績と乖離がある理由については、ため池整備に関する5か年計画に基づき、予算は計上されているが、当期は補助金の交付要綱が緩和されたことに関する市町への説明が6月となったことで各市町の予算が組まれなかったことである。

住民からの問い合わせがあれば、説明会を開催し、補助金の周知を行っている。比較的規模の大きなため池に関する整備は国からの補助があるため、そちらを利用するが、国の補助対象外となる小規模ため池が香川県では8,000箇所超と非常に多く、今後も継続して整備が必要である。

#### 187. さぬき農村ふれあい推進事業費補助金

補助金名	さぬき農村ふれあい推進事業費補助金		
要綱名	香川県グリーン・ツーリズム推進事業費補助金交付要綱		
担当部局	農政水産部	担当課	農村整備課
分類	奨励補助		
目的	農業・農村が有する緑豊かな自然や伝統文化など特色ある多様な資源、地域特産物などを活用して、都市と農村との交流（グリーン・ツーリズム）を促進し、交流人口の増大を通じて農村地域の活性化を図ることを目的としている。		
補助対象	<b>【計画実践活動支援事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信活動：情報誌やインターネットホームページなどによる都市住民へのPR等</li> <li>・交流促進活動：地域資源を活用した体験プログラムなどのふれあい交流活動の実践等</li> <li>・人材育成・確保：各種グリーン・ツーリズムガイド養成スクールへの派遣等</li> <li>・その他実践活動に必要と認められるもの</li> </ul> <b>【交流促進施設整備事業】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市と農村との交流を促進するための交流促進施設等の整備</li> </ul>		
補助金の算定方法	補助対象事業に要する経費の1/2以内		
補助金交付先	市町		
直接補助・間接補助の別	間接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)	市町、農業協同組合、 農業者の組織する団体、特認団体 (ただし、農業者の組織する団体は、3戸以上で構成する団体とする。)

補助開始年度	H16	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	10	年
補助割合	国	%	県	50%	市町	※%	その他	%
	定額補助							
平成 25 年度当初予算	1,100 千円							
補助金交付実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	3 件	3 件	3 件	4 件	5 件		
	交付額	950 千円	623 千円	673 千円	839 千円	1,083 千円		
交付額の見直し年度	—		年度					

※ 採択要件を、農業協同組合（県全域を対象とする事業を除く）、農業者の組織する団体及び特認団体については、市町から補助を受けて実施するものに限るとしている。

#### (1) 内容説明

本補助金は、農業・農村が有する緑豊かな自然や伝統文化など特色ある多様な資源、地域特産物などを活用して、都市と農村との交流（グリーン・ツーリズム）を促進し、交流人口の増大を通じて農村地域の活性化及び魅力あるかがわづくりの推進を図ることを目的として実施される事業に要する経費を補助するものである。知事が市町長と連携して設定したグリーン・ツーリズム広域モデル地区及び中山間地域（地域立法指定地域及び農林統計情の中間・山間農業地域）を対象に、計画実践活動支援事業（情報発信活動・交流促進活動・人材育成確保活動）及び交流促進施設整備事業（交流促進施設等の整備）を実施する事業実施主体に対し、本事業に要する経費を補助している。事業実施主体は、市町、農業協同組合、農業者の組織する団体、特認団体（ただし、農業者の組織する団体は、3 戸以上で構成する団体とする。）であり、補助対象事業の事業実施期間は原則として1年間とされている。

#### (2) 補助対象事業にあわせた成果指標の設定

本補助金については、グリーン・ツーリズム推進事業実施要領第 6 において「市町長は、別に定める事業の実施状況を事業実施主体からの報告に基づき作成し、事業完了の翌年度から 3 か年間、毎年 5 月末までに知事に報告するもの」と定められており、所管課は事業完了後 3 年間、事業実施状況報告書を入力し、効果検討を実施している。

事業実施状況報告書は、「交流促進活動による取組みの達成状況」、「交流促進施設整備による取組みの達成状況」、「達成状況の総合的評価」、「今後の改善点」の項目からなり、事業実施主体から各項目について回答を得る形式となっている。事業実施状況報告書の規定フォームでは、事業の達成状況を測る定量的な指標として、「交流人口の推移」など複数の成果指標を用いるようになっているが、提出された報告書では、「交流人口の推移」のみとなっている。

補助対象事業には、地域の特産品の商品化による地域活性化事業等も含まれており、当該商品の販売実績や特産品の生産量・消費量の推移等も成果指標とすることが可能である。複数の成果指標を用いることで、より多面的な効果検証が可能となり、補助事業



の内容や金額の見直しに有効であるため、各補助対象事業にあわせた成果を確認することが望まれる。(意見)

### (3) 事業実施主体の自助努力の促進

本補助金については、補助対象事業の事業実施期間を原則1年間としている。これは、本補助金が、イベント等の単年度事業や新規事業の初期費用の補助、継続事業の事業拡大時の補助を想定しており、継続的な事業運営・管理については事業実施主体が責任を有すべきものと考えているためである。

過年度における交付実績を確認したところ、平成25年度の最終交付先5件のうち3件は過去5年間において4年以上交付を受けている先であり、平成25年度に新たに交付先となった先は1件のみであった。各事業年度で実施された補助対象事業の事業内容は異なるものの、事業実施期間を1年間としている趣旨を鑑みると、継続して補助を受けている事業実施主体に対しては、今後自助努力を促し、より効果的な事業への補助を目指すことが望まれる。(意見)

### (4) 重要な変更の検討

本補助金については、香川県グリーン・ツーリズム推進事業費補助金交付要綱第6において「補助事業者は、補助事業について別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない。」となっている。別表において重要な変更とは、「事業実施個所の変更、事業実施主体の変更、事業区分間の30%を超える増減」と定められており、「事業区分間の30%を超える増減」とは、事業実施主体が計画実践活動支援事業と交流促進施設整備事業の両事業に対し本補助金の交付を受けている場合において、事業相互間で経費の付替を行い、各事業費に30%を超える増減が生じた場合を意味している。そのため、事業相互間の経費の付替によらない事業費の増減については重要な変更にはあたらないものと判断される。これについて所管課の説明によれば、過去において大幅な事業費の増減が生じたケースがなかったため、このようなケースを想定しておらず、事業費の増減により補助金額の変更がある場合には、増額の場合には追加交付申請書の知事への提出、減額の場合には、額の確定時に執行伺変更書にて補助金減額の課長決裁により対応しているためであるとのことであった。

しかしながら、補助金額に増減がない場合の事業費の増減については、増減割合によらず手続の定めがなく、補助金額の減額についても重要な変更にあたる場合と比較し、簡易な手続きで可能となっている。この点に関し、計画時の事業費について大幅な変更がある場合には、当初提出された事業計画の信頼性にも疑義が生じる可能性があり、補助金額に影響を与えない場合や補助金額の減額につながる場合においても、事業の有効性の観点から問題視すべきであり、事業相互間の経費の付替によらない事業費の増減についても、大幅な増減については、重要な変更として取り扱うことを検討することが望まれる。(意見)

188. 瀬戸の農村いきいき体験支援事業補助金

補助金名	瀬戸の農村いきいき体験支援事業補助金										
要綱名	瀬戸の農村いきいき体験支援事業費補助金交付要綱										
担当部局	農政水産部				担当課		農村整備課				
分類	奨励補助										
目的	地域の有する豊かな自然環境や伝統文化、棚田や農林水産物など様々な資源を活用した滞在型の都市住民との交流活動の活性化に向けた取り組みの支援を目的としている。										
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林漁家民宿開設のための改装、機械器具の購入等に要する経費</li> <li>・交流・体験施設の整備に要する経費</li> <li>・交流・体験活動の企画・実施に要する経費</li> </ul>										
補助金の算定方法	補助対象事業に要する経費の1/2以内 ただし、補助対象事業①、②については上限50万円、③については上限30万円とする。										
補助金交付先	市町										
直接補助・間接補助の別	間接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			市町、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者で組織する団体、農林漁家民宿の開業者又は開業しようとする者、特認団体			
補助開始年度	H24年度		補助終了年度		H25年度		経過年数		2年		
補助割合	国	%	県	50%	市町	0%~50%	その他	0%~50%			
	定額補助										
平成25年度当初予算	2,000千円										
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度		
	件数		一件		一件		一件		9件		
	交付額		一千円		一千円		一千円		2,172千円		
交付額の見直し年度	H25年度										
見直しの結論	事業の廃止。										
見直しの結論理由	農林漁家民宿開業が少なくなったため。										

(1) 内容説明

本補助金は、人口の減少や高齢化が進む瀬戸内海の島々や中山間地域（特定農山村地域における農林業などの活性化のための基盤整備の促進に関する法律、山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法及び離島振興法の4法指定地域）などの農山漁村において、地域が有する豊かな自然環境や伝統文化、棚田や農林水産物など様々な資源を活用した滞在型の都市住民との交流活動の活性化に向けた取組を支援することを目的とする補助金である。市町を通じて、事業実施主体に交付される間接補助金であり、事業実施主体は、市町、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農林漁業者で組織する団体、農林漁家民宿の開業者又は開業しようとする者、特認団体と定められている。

本補助金は、平成24年度に交付を開始し、主な交付実績は、農林漁家民宿の開業者又は開業しようとする個人の農林漁家民宿開設のための改装、機械器具の購入等に要する経費への補助である。農林漁家民宿の開業希望者が減少し、補助金申請の件数が減少したため、平成25年度に廃止を決定している。

(2) 事業完了前に実施された現地調査

平成25年度における補助金の交付実績のうち、農林漁家民宿の開業者（個人）が実施する農林漁家民宿開設のための調理施設の改修工事及び調理器具の購入事業に対する交付についてその執行状況を確認したところ、事業完了日前に現地調査が実施されているものがあつた。

農林漁家民宿開設のための調理施設の改修工事及び調理器具の購入事業の場合、事業完了日は補助事業者が購入先に対し支払を終えた平成26年2月13日であつたが、現地調査は平成26年2月10日に実施されていた。また、現地調査報告書を確認したところ、確認した書類名には「領収書」と記載されていたが、領収書日付はいずれも平成26年2月13日であり、現地調査日において領収書は未入手であつた。

この点について所管課の回答によれば、実際は、領収書の控えを後日入手し、支払確認を実施したとのことであつた。当該事業にかかる全ての領収書の控えが入手され、保管されていることが確認できたが、現地調査実施日において未入手であつた領収書を、現地調査報告書の確認書類に含めるべきではなく、事実を正確に記載すべきである。

また、現地調査は補助事業成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査するために実施する手続であり、原則として事業完了後に実施すべきである。（指摘）

190. ふるさと水と土指導員活動支援事業費補助金

補助金名	ふるさと水と土指導員活動支援事業費補助金						
要綱名	香川県ふるさと水と土指導員活動支援事業補助金交付要綱						
担当部局	農政水産部	担当課	農村整備課				
分類	奨励補助						
目的	知事が委嘱した香川県ふるさと水と土指導員（以下、指導員という。）が地域住民活動の推進・指導を行うことにより、中山間地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることを目的としている。						
補助対象	<b>【指導員活動】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地改良施設や農地に関する調査診断</li> <li>・ 耕作放棄地や農地の保全に関する活動</li> <li>・ 都市との交流を含めたイベントなどの実施に関する活動</li> <li>・ 地域住民活動の活性化に関する活動</li> <li>・ その他、中山間地域の農業農村の活性化に資する活動</li> </ul>						
補助金の算定方法	指導員より提出された活動計画及び実績報告書について審査等を行い、補助金額を決定。なお、指導員1名につき300千円を上限としている。						
補助金交付先	個人						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H24 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	2 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他 %
	定額補助						
平成25年度当初予算	600千円						
補助金交付 実績	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度		
	件数	一件	一件	一件	2件	3件	
	交付額	一千円	一千円	一千円	400千円	500千円	
交付額の見直し年度	一年度						

(1) 内容説明

香川県ふるさと水と土指導員(以後、指導員)とは、国が実施を進めるふるさと水と土保全対策事業の一環で、県が中山間地域の地域活動の促進や地域活性化の取組みを担う地域の中心となる人物として、ふるさと水と土保全対策事業の一翼を担ってもらおう意図で任命した者をいう。具体的には、知事から指導員への一部保全対策事業の委嘱という

形をとる。委嘱に際しては、関係市町からの推薦調書等により、適格と判断される人物を任命している。

中山間地域とは、一般的には「平地の周辺部から山間地に至る、まとまった平坦な耕地の少ない地域」と定義される。国の「中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領」によると、以下①～⑤の土地の区域の全部又は一部を含む市町村の区域とされている。①過疎地域自立促進特別法第2条第1項の規定による過疎地域、②山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、③離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、④半島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域、⑤特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域。

これら中山間地域では、耕作条件が厳しく、農家の高齢化や農村の過疎化により、地域住民のつながりが希薄化している。また、本来であれば、中山間地域は食料供給の生産基盤としては勿論、水源かん養機能、洪水防止機能、多くの人々の保養を担う機能等多様な公益的機能を果たすものであるが、耕作放棄地の増加や過疎化によりその機能は失われつつある。

本補助金は、そうした中山間地域の住民のつながりを強め、中山間地域の機能活性化を目的として、指導員の中山間地域の活性化につながる活動にかかる経費を補助することを内容としている。補助対象事業としては、指導員活動として①土地改良施設や農地に関する調査診断、②耕作放棄地や農地の保全に関する活動、③都市との交流を含めたイベントなどの実施に関する活動、④地域住民活動の活性化に関する活動、⑤その他、中山間地域の農業農村の活性化に資する活動となっている。

## (2) 補助金の効果検討

本補助金において、県は指導員活動状況報告書の提出を義務付けており、活動員の活動状況については詳細に確認できる状況にある。しかしながら、本補助金の目的上、成果指標の設定が困難であることを理由に効果検討を実施していない。最終の目標が中山間地域の活性化という捉え難いものであることから、補助金申請時に指導者の方に予め活動計画の目標を定性的な形であっても定めてもらい、例えばイベントであれば参加人数による効果検討をするなど、実績報告書や活動報告書、現地調査でその目標がどの程度達成できているのかを検討することが望まれる。(意見)

## (3) 活動内容の共有化

香川県の指導員は平成25年度末で4名であるが、指導員の任命が始まったのが平成24年度からであり、今後は指導者の方同士の交流の場を設け、活動内容の中で効果の高いものを県が他の指導者に紹介することで、指導者の活動内容を共有化する機会を作ることが望まれる。こうした機会の創出によって、補助金の効果は一層向上することが期待される。(意見)

191. 生産者団体等による残留農薬等の検査に対する支援費補助金

補助金名	生産者団体等による残留農薬等の検査に対する支援費補助金								
要綱名	香川県養殖生産物の安全と安心の確保対策事業費補助金交付要綱								
担当部局	農政水産部			担当課		水産課			
分類	奨励補助								
目的	県産養殖生産物の安全と安心の確保を図るため、生産者自らが行う化学物質残留検査の支援を目的としている。								
補助対象	市町等が養殖生産物の安全と安心の確保対策事業を行うのに要する経費のうちダイオキシン類及び有機スズ化合物（TBT、TPT）の検査に要する経費								
補助金の算定方法	ダイオキシン類の検査に要する経費の 1/2 以内 TBT、TPT 類の検査に要する経費の 3/4 以内								
補助金交付先	市町、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等								
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	H15 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数	11 年	
補助割合	国	%	県	50～75 %	市町	%	その他	25～50%	
	定額補助								
平成 25 年度当初予算	426 千円								
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件
	交付額		636 千円		547 千円		542 千円		472 千円
交付額の見直し年度	毎年度								
見直しの結論	補助金額の見直しを行った。								
見直しの結論理由	補助対象事業内容の見直しのため。								

(1) 内容説明

本補助金は、平成 15 年度に交付を開始した補助金であり、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まるなかで、生産者が実施していた食品に含まれる化学物質（ダイオキシン類、有機スズ化合物）の検査について、当該物質の含有については生産者に責任はない点を考慮し、検査費用の助成を行うために交付したものである。平成 17 年度までは国庫補助金の対象であり、平成 18 年度の三位一体改革による税源移譲に伴い、地方交付税により財源措置が行われているものである。

(2) 補助事業の見直し

本補助金は、県漁連が実施する養殖魚に含まれる化学物質（ダイオキシン類、有機スズ化合物）の検査費用の一部を補助するものであるが、補助金額の減少を受けて、補助事業者においては検査の検体数を減少させており、食の安全確保という目的から十分な検査結果が得られているかについては疑問がある。本来、補助金額減少部分については、補助対象事業者の自助努力を促すべきであり、補助対象事業者の自己負担が期待できないのであれば、香川県として本事業の重要性を検討のうえ、適正な補助金額に見直すべきである。今後さらに補助金額の減少に伴う検体数の減少が進んだ場合、検査の精度が低下し、結果として食の安全確保という目的に対する本補助金の有効性が失われる可能性がある。香川県及び生産者における本事業の重要性について再検討し、補助金額も含めて今後の事業の在り方について検討すべきである。（指摘）

194 漁場環境保全推進事業費補助金

補助金名	漁場環境保全推進事業費補助金									
要綱名	香川県漁場環境保全推進事業費補助金交付要綱									
担当部局	農政水産部				担当課		水産課			
分類	奨励補助									
目的	沿岸及び内水面漁場の保全並びに漁業被害の防止及び軽減を図ることを目的としている。									
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁場環境総合監視推進事業</li> <li>・漁業者参加型漁場監視体制整備促進事業</li> <li>・漁場環境美化推進事業</li> </ul>									
補助金の算定方法	交付要綱に基づき、補助対象事業費の1/2以内									
補助金交付先	市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合等									
直接補助・間接補助の別	両方				最終受領者 (間接補助の場合)			漁業協同組合等		
補助開始年度	H12 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		14 年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	※%	その他	※%		
	定額補助									
平成25年度当初予算	80千円									
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		2件		2件		1件		1件	
	交付額		219千円		218千円		80千円		72千円	
交付額の見直し年度	毎年度									
見直しの結論	補助金額の見直しを行った。									
見直しの結論理由	補助対象事業内容の見直しのため。									

※ 漁協等が実施する場合の市町の負担は任意のため、市町によって補助率は異なる。

(1) 内容説明

本補助金の近年の交付実績は、漁場環境総合監視推進事業の油濁被害防止機材整備事業にかかる経費の補助である。油濁による漁業被害の防止及び軽減を図るため漁協組合等のオイル吸着マット、油処理剤などの消耗品の購入費用の1/2以内を補助している。

195. 水産振興総合対策事業費補助金

水産振興総合対策事業費補助金については、一般分、水産振興関連分、ハード事業と3つに分けて記載している。

水産振興総合対策事業費補助(一般分)

補助金名	水産振興総合対策事業費補助(一般分)									
要綱名	香川県水産振興総合対策事業費補助金交付要綱									
担当部局	農政水産部				担当課		水産課			
分類	奨励補助									
目的	香川県において水産業の振興を図ることを目的としている。									
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産資源対策事業</li> <li>・漁業担い手対策事業</li> <li>・その他知事が特に必要であると認める事業(水産物消費対策事業等)</li> </ul>									
補助金の算定方法	補助対象事業に要する経費の1/2以内									
補助金交付先	市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合等									
直接補助・間接補助の別	両方			最終受領者 (間接補助の場合)			「漁業協同組合」等			
補助開始年度	S40	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	49年			
補助割合	国	%	県	50%	市町	※%	その他	※%		
	定額補助									
平成25年度当初予算	5,483千円									
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		29件		28件		30件		26件	
	交付額		9,546千円		10,688千円		8,845千円		6,865千円	
交付額の見直し年度	毎年度									
見直しの結論	補助金額の見直しを行った。									
見直しの結論理由	補助対象事業内容の見直しのため。									

※ 漁協等が実施する場合の市町の負担は任意のため、市町によって補助率は異なる。



水産振興総合対策事業費補助(水産振興協会関連)

補助金名	水産振興総合対策事業費補助(水産振興協会関連)								
要綱名	香川県水産振興総合対策事業費補助金交付要綱								
担当部局	農政水産部			担当課		水産課			
分類	奨励補助								
目的	香川県において水産業の振興を図ることを目的としている。								
補助対象	水産資源対策事業 - 重要稚仔放流事業								
補助金の算定方法	補助対象事業に要する経費の2/3以内								
補助金交付先	一般社団法人香川県水産振興協会								
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	H14 年度		補助終了年度		H28 年度		経過年数	12 年	
補助割合	国	%	県	67%	市町	%	その他	33%	
	定額補助								
平成25年度当初予算	50,000千円								
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度
	件数		1件		1件		1件		1件
	交付額		50,000千円		50,000千円		50,000千円		50,000千円
交付額の見直し年度	一年度								

水産振興総合対策事業費補助金(ハード事業)

補助金名	水産振興総合対策事業費補助(ハード事業)							
要綱名	香川県水産振興総合対策事業費補助金交付要綱							
担当部局	農政水産部			担当課		水産課		
分類	投資的経費							
目的	香川県において水産業の振興を図ることを目的としている。							
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁場整備事業</li> <li>・ 漁業近代化施設整備事業</li> </ul>							
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁場整備事業</li> <li>・ 補助対象に要する経費の1/2</li> <li>・ 漁業近代化施設整備</li> <li>・ 補助対象事業に要する経費の4/10。</li> </ul>							
補助金交付先	市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合 等							
直接補助・間接補助の別	両方			最終受領者 (間接補助の場合)		漁業協同組合等		

補助開始年度	S40	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	49	年
補助割合	国	%	県	40～50%	市町	※%	その他	※%
	定額補助							
平成 25 年度当初予算	9,136 千円							
補助金交付実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度			
	件数	1 件	2 件	2 件	3 件	2 件		
	交付額	2,100 千円	2,249 千円	2,790 千円	7,175 千円	5,090 千円		
交付額の見直し年度	毎年度							
見直しの結論	補助金額の見直しを行った。							
見直しの結論理由	補助対象事業者からの要望に基づいて金額の見直しを行ったため。							

※ 市町によって補助率は異なる。

#### (1) 内容説明

水産振興総合対策事業とは、香川県の水産業の振興を図るための事業であり、水産振興総合対策事業費補助金は、本目的のために市町、漁業協同組合連合会、漁業協同組合等が行う事業に要する経費、及び漁業協同組合等が行う事業に要する経費に市町が補助する経費に対し、補助金を交付するものである。水産振興総合対策事業費補助金のうち、①水産振興総合対策事業費補助（一般分）②水産振興総合対策事業費補助（水産振興協会関連）③水産振興総合対策事業費補助（ハード事業）の3つの補助金の補助対象事業および過年度実績は下記のとおりである。

##### ① 水産振興総合対策事業費補助（一般分）

本補助金は、水産資源対策事業、漁業担い手対策事業、その他知事が特に必要であると認める事業を補助対象事業としており、香川県水産振興総合対策事業実施要領に定める事業に要する経費のうち1/2以内を補助している。平成25年度実績においては、水産資源対策事業のうち重要稚仔放流事業、漁業担い手対策事業のうち水産教室事業及び漁村男女共同参画活動支援事業、その他知事が特に必要であると認める事業である水産物消費対策事業に対し補助金が交付されている。

##### ② 水産振興総合対策事業費補助（水産振興協会関連）

本補助金の現在の補助対象事業者は、一般社団法人香川県水産振興協会であり、平成14年4月に県内水産関係5団体（財団法人香川県漁業操業安全協会、香川県水産振興協議会、香川県水産増養殖研究会、香川県漁場環境保全対策協議会、シーフードかがわ21）を統合し設立された社団法人である。本社団法人は、栽培漁業の推進等により漁業生産の増大を図り、県内の水産業の振興に寄与することを目的に設立され、平成14年度には県漁連の放流事業と香川県水産振興協議会の重要稚仔放流事業を引き継ぎ、県内の稚仔放流事業の主要な実施主体となっている。

本補助金は、豊島に不法投棄された廃棄物等の直島中間処理施設での処理に伴い、産業廃棄物等を海上輸送するにあたり、漁業被害が発生した場合の対策や漁業振興策として稚魚放流事業をより積極的に推進すること等について、平成 14 年 3 月に県漁連と香川県との間で交わされた確認書に基づき、重要稚仔放流事業に対する補助金の補助率を平成 14 年度に 1/2 から 2/3 に見直したものである。本補助金の補助対象期間は、豊島廃棄物等処理事業のスケジュールを鑑み、平成 28 年度までの 15 年間とされている。

③ 水産振興総合対策事業費補助（ハード事業）

本補助金は、漁場整備事業及び漁業近代化施設整備事業を補助対象事業とし、各事業について香川県水産振興総合対策事業実施要領に定める事業に要する経費のうち、漁場整備事業については 1/2 以内、漁業近代化施設整備事業については 4/10 以内を補助している。平成 25 年度実績においては、漁業近代化施設整備事業のうち漁船漁具保全施設設置事業及び餌料解凍処理施設設置事業に対して補助金が交付されている。

(2) 補助対象事業の明確化

水産振興総合対策事業費補助（一般分）については、「知事が特に必要であると認める事業」が補助対象事業として認められており、その事業内容は、香川県水産振興総合対策事業実施要領において「水産業の振興と漁業地域の活性化に資すると考えられる事業のうち、知事が特に必要と認める事業であり、事業主体は、実施地域の実情等を考慮するとともに、事業の計画性や地域の水産業の振興方策等を慎重に考慮して取組むものとし、事業実施により期待される効果について明らかにしておくものとする。」と定められている。しかしながら、具体的な事業種目、補助対象経費の定めがなく、補助対象が不明確なものとなっている。

近年は、「水産物消費対策事業」が補助対象事業に含められており、平成 25 年度においては本事業にかかる 4 件の補助対象事業が採択されている。補助対象事業の採択にあたっては、事業申請者から事業採択申請書と事業計画概要書の提出をもとめ、毎年度知事の審査が実施されているものの、その採択基準となる補助対象事業の定めが不明確では、事業の公益上の必要性や有効性が判断できない。交付要綱、実施要領の整備を行い、知事が特に必要であると認める事業について補助対象事業、補助対象経費について明確に規定することが望まれる。（意見）

(3) 補助金終了後の重要稚仔放流事業の在り方

水産振興総合対策事業費補助（水産振興協会関連）は、豊島での産業廃棄物不法投棄事件の発生をうけて、平成 14 年度に本補助金の前身となる重要稚仔放流事業に対する補助金の補助率を見直した補助金であり、豊島廃棄物等処理事業のスケジュールを鑑み平成 28 年度に終期設定されている。

平成 25 年度交付実績を確認したところ、重要稚仔放流事業の総事業費は 7,500 万円、

内 2/3 の 5,000 万円の補助金を交付しており、補助金交付終了による事業実施主体の負担の増加は著しいものと考えられる。重要稚仔放流事業は、漁場環境の変化による水産資源の減少が問題視されるなかで、香川県の重要な栽培漁業の一環であり、また、本補助金の事業実施主体である一般社団法人香川県水産振興協会は県下の重要稚仔放流事業の軸を担う組織である。事業の重要性を鑑み、本補助金交付終了年度の平成 28 年度以降における補助の在り方について検討することが望まれる。(意見)

196. 養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進対策事業)

197. 養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進支援整備事業)

「養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進対策事業)」及び「養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進支援整備事業)」については別の補助金であるが、ともに養殖水産物ブランド化推進強化事業費を対象としており、合わせて記載している。

補助金名	養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進対策事業)									
要綱名	香川県養殖水産物ブランド化推進・強化事業費助成金交付要綱									
担当部局	農政水産部				担当課			水産課		
分類	奨励補助									
目的	地域の特性に即した養殖水産物のブランド化の推進及び「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画の普及等に対する総合的な支援を目的としている。									
補助対象	養殖業ブランド化推進対策事業									
補助金の算定方法	補助対象事業に要する経費の 1/2 以内									
補助金交付先	市町、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H15 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		11 年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	%	その他	50%		
	定額補助									
平成 25 年度当初予算	325 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		650 千円		325 千円		325 千円		325 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

補助金名	養殖水産物ブランド化推進強化事業（推進支援整備事業）								
要綱名	香川県養殖水産物ブランド化推進・強化事業費補助金交付要綱								
担当部局	農政水産部			担当課		水産課			
分類	投資的経費								
目的	地域の特性に即した養殖水産物のブランド化の推進及び「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画の普及等に対する総合的な支援を目的としている。								
補助対象事業	養殖業ブランド化推進支援整備事業								
補助金の算定方法	補助対象事業に要する経費の1/2以内								
補助金交付先	市町、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会								
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	H15年度		補助終了年度		—年度		経過年数	11年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	%	その他	50%	
	定額補助								
平成25年度当初予算	1,500千円								
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度
	件数		0件		0件		1件		0件
	交付額		0千円		0千円		780千円		0千円
交付額の見直し年度	毎年度								
見直しの結論	金額の見直しを行った。								
見直しの結論理由	補助対象事業者からの要望に基づいて金額の見直しを行ったため。								

(1) 内容説明

本補助金は、地域の特性に即した養殖水産物のブランド化の推進及び「持続的養殖生産確保法」に基づく漁場改善計画の普及等に対する総合的な支援策を実施する養殖水産物ブランド化推進強化事業の事業費補助金である。「持続的養殖生産確保法」とは、漁協等による養殖漁場の改善の促進と水産動植物の伝染性疾病のまん延防止による養殖業の持続的生産を確保するため平成11年5月に制定された法律である。当該法律の制定に伴い、香川県においては養殖業者への指導指針として制定している「香川県魚類養殖指導指針」を改正している。

養殖水産物ブランド化推進強化事業は、①養殖業ブランド化推進対策事業、②養殖業ブランド化推進整備事業の2つに区分される。

① 養殖業ブランド化推進対策事業

養殖業ブランド化推進対策事業においては、補助対象事業者が実施する協議会の開催、調査、実践活動、講習会の開催等に要する経費の1/2以内を補助対象としている。主な

交付実績は、香川県漁業協同組合連合会が実施する魚類養殖・海苔養殖漁場の水質・底質検査にかかる経費に対する補助である。養殖漁場の水質、底質検査は、香川県魚類養殖指導指針により毎年5月、9月を含む年2回以上調査し、その結果を県に報告することが定められている。

② 養殖業ブランド化推進整備事業

養殖業ブランド化推進整備事業においては、養殖水産物のブランド化推進に資する機器等の整備に要する経費（旅費、手数料、通信運搬費等の事務的経費は除き、機器の購入費のみとする。）の1/2以内を補助対象としている。平成21年度以降の交付実績は、平成24年度の出荷用の電子検量器の購入経費補助である。

(2) 事業完了日前の実績報告書

養殖業ブランド化推進整備事業にかかる補助金については、平成25年度の交付実績がないため、平成24年度の補助金の執行状況を確認したところ、実績報告書が事業完了日前に提出されていたが、その原因等について実績報告の審査時に確認されていないものがあった。

本補助金の実績報告については、香川県養殖水産物ブランド化推進・強化事業費補助金交付要綱第9条に「補助事業者は、当該年度の補助事業が完了したときは、養殖水産物ブランド化推進・強化事業実績報告書に知事が必要と認める書類を添えて補助事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。」と定められており、実績報告書は事業完了後に提出すべき書類であることが明記されている。

平成24年度実績において、事業完了日前に提出された実績報告書は、出荷用の電子検量器の購入経費の補助にかかる実績報告であり、この場合の事業完了時点は補助事業者が電子検量器の購入先に対し支払を終えた平成25年3月22日であったが、実績報告書が納品後支払前の平成25年2月5日に提出されたものであった。補助事業者の支払については、支払日後に実施された現地調査の際に確認されているものの、実績報告の審査においては、交付要綱に基づいた審査を実施し、交付要綱に基づく実績報告の提出を補助事業者へ指導すべきである。（指摘）

**【指摘】**

143. 有機農業等行程管理登録補助金

① 補助対象事業の見直し

生産者は、現状では有機 JAS、JGAP 取得に至るまでの段階で課題をかかえている。そのため、本補助金の利用にまで至っておらず、有機農業等に取り組む生産者の育成という目的に対して有効に機能していない。本補助金については、一度廃止を検討し、目的に対しより効果的な補助対象事業を検討すべきである。

149. 「おいでまい」生産・販売拡大対策補助金

① 補助金の見直し

実際、市場価格と連動した生産者手取単価についても、「ヒノヒカリ」など他の品種との比較において年々高額になる傾向があり、今後は、補助金の効果は見込めないものとなってきている。よって、当該補助金を廃止し、別途「おいでまい」の品質維持・高価格での価格安定に適した補助金を創設し、「おいでまい」のブランド化に資する効果的な補助をすべきである。

188. 瀬戸の農村いきいき体験支援事業補助金

① 事業完了前に実施された現地調査

平成 25 年度における補助金の交付実績のうち、事業完了日前に現地調査が実施されているものがあつた。現地調査は補助事業成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを審査するために実施する手続であり、原則として事業完了後に実施すべきである。

191. 生産者団体等による残留農薬等の検査に対する支援費補助金

① 補助事業の見直し

本補助金は、県漁連が実施する養殖魚に含まれる化学物質（ダイオキシン類、有機スズ化合物）の検査費用の一部を補助するものであるが、補助金額の減少を受けて、補助事業者においては検査の検体数を減少させており、本補助金の有効性が失われる可能性がある。香川県及び生産者における本事業の重要性について再検討し、補助金額も含めて今後の事業の在り方について検討すべきである。

196. 養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進対策事業)

197. 養殖水産物ブランド化推進強化事業費補助金(推進支援整備事業)

① 事業完了日前の実績報告書

養殖業ブランド化推進整備事業にかかる補助金については、実績報告書が事業完了日前に提出されていたが、その原因等について実績報告の審査時に確認されていないものがあつた。実績報告の審査においては、交付要綱に基づいた審査を実施し、交付要綱に基づく実績報告の提出を補助事業者へ指導すべきである。

**【意見】**

139. 農地集積促進事業費補助金

① 要件変更後のフォローアップ

平成 26 年度には、生産物の処分権を含まない作業受託をも対象とし、要件を拡大していることから、要件拡大による補助金交付件数の伸びを確認し、新たな対象先が農地集積

につながっているかの効果検討を継続的に実施するなどのフォローアップを行っていくことが望まれる。

140. 推進体制整備事業市町推進費補助金

① 推奨活動計画の策定

県は、より具体的な市町への推奨活動計画を立て、今後どの程度の市町主催の研修等を開いてもらうのかを明確にして、推奨活動を推進していくことが望まれる。

141. 農業近代化資金利子補給費補助金（集落営農支援資金利子補給補助金）

① 実績を重視した廃止の検討

本補助金については、交付実績がなくなった平成 23 年度時点で、実績がないことを重視し、環境に照らして補助金の仕組み等に問題がないかを検討して、廃止の検討を行うべきであったと思われる。

161. 中古施設・資材有効活用対策事業費補助金

① 補助期間終了後のフォローアップ

本補助金の交付目的は、中古物件流動化の仕組みにより新規担い手、規模拡大農家の初期投資の軽減を実現することであり、成約に至ってはじめて本補助金の有効性が示されるものである。今後も事業効果の測定を継続し、成約件数の増加にむけて県農協と協議を重ね、課題の改善に努めることが望まれる。

170. 讃岐三畜流通消費対策事業費補助金

① 効果測定の再検討

本補助金の目的は讃岐三畜として一体的・効率的に銘柄化を推進することにより、本県畜産の活性化を図ることを目的としているが、讃岐三畜について銘柄を知ってもらうという目的は県内ではすでに効果が出ており、認知された銘柄をどのように購買意欲につなげるのか、またどのように情報を伝えるのかということについて考える時期である。県が効果測定を段階的に設定していくことが最終目的達成に向けて今後必要となると考える。

176. 土地改良事業費補助金（香川県土地改良事業団体連合会補助）

① 事業報告書の支出内訳の不備

提出された事業報告書の支出内訳を確認したところ、研修の実施日が 2 月 7 日であるにもかかわらず、研修案内切手代の支出日が 3 月 31 日とあり、研修実施日と支出日に齟齬があった。支出内訳や領収書等のチェックを行い、切手の使用日を適切に支出内訳に記載するよう、適切な指導に努めることが望まれる。

180. 香川県経営体育成土地利用調整推進事業補助金

① 補助対象経費の明確化

土地利用調整推進事業においては、香川県、市町及び農業事業者が協力して実施する事業であり、三者間で負担すべき経費が不明確とならないよう交付要綱上補助対象経費を明確化することが望まれる。

183. 香川用水特殊施設管理費補助金

① 補助金の効果検討

本補助金の効果については、香川用水土地改良区の運営状況とあわせて各年度の賦課金額、受益面積当たり賦課金単価の推移等を把握し、本補助金が香川用水土地改良区の負担軽減、ひいては農家の負担軽減に効果を有していることを確認することが望まれる。



#### 187. さぬき農村ふれあい推進事業費補助金

##### ① 補助対象事業にあわせた成果指標の設定

補助対象事業には、地域の特産品の商品化による地域活性化事業等も含まれており、当該商品の販売実績や特産品の生産量・消費量の推移等も成果指標とすることが可能である。複数の成果指標を用いることで、より多面的な効果検証が可能となり、補助事業の内容や金額の見直しに有効であるため、各補助対象事業にあわせた成果を確認することが望まれる。

##### ② 事業実施主体の自助努力の促進

過年度における交付実績を確認したところ、平成 25 年度の最終交付先 5 件のうち 3 件は過去 5 年間において 4 年以上交付を受けている先であり、平成 25 年度に新たに交付先となった先は 1 件のみであった。事業実施期間を 1 年間としている趣旨を鑑みると、継続して補助を受けている事業実施主体に対しては、今後自助努力を促し、より効果的な事業への補助を目指すことが望まれる。

##### ③ 重要な変更の検討

本補助金については、事業相互間の経費の付替によらない事業費の増減については重要な変更にはあたらないものとされているが、大幅な変更がある場合には、事業の有効性の観点から問題視すべきであり、重要な変更として取り扱うことを検討することが望まれる。

#### 190. ふるさと水と土指導員活動支援事業費補助金

##### ① 補助金の効果検討

本補助金は、成果指標の設定が困難であることを理由に効果検討を実施していない。最終の目標が中山間地域の活性化という捉え難いものである以上、助金申請時に指導者の方に予め活動計画の目標を定性的な形であっても定めてもらい、実績報告書や活動報告書、現地調査でその目標がどの程度達成できているのかを検討することが望まれる。

##### ② 活動内容の共有化

指導員の任命が始まったのが平成 24 年度からであり、今後は指導者の方同士の交流の場を設け、活動内容の中で効果の高いものを県が他の指導者に紹介することで、指導者の活動内容を共有化する機会を作ることが望まれる。

#### 195. 水産振興総合対策事業費補助金

##### ① 補助対象事業の明確化

水産振興総合対策事業費補助（一般分）については、香川県水産振興総合対策事業実施要領において「知事が特に必要と認める事業」について具体的な事業種目、補助対象経費の定めがなく、補助対象が不明確なものとなっている。交付要綱、実施要領の整備を行い、補助対象事業、補助対象経費について明確に規定することが望まれる。

##### ② 補助金終了後の重要稚仔放流事業の在り方

水産振興総合対策事業費補助（水産振興協会関連）は、豊島廃棄物等処理事業のスケジュールを鑑み平成 28 年度に終期設定されているが、補助金交付終了による事業実施主体の負担の増加は著しいものと考えられる。事業の重要性を鑑み、本補助金交付終了年度の平成 28 年度以降における補助の在り方について検討することが望まれる。

第8節 土木部

209. 市町道改修費補助金

補助金名	市町道改修費補助金									
要綱名	市町道事業単独県費補助金交付要綱									
担当部局	土木部					担当課		道路課		
分類	投資的経費									
目的	市町道路管理者が実施する、道路改良、橋梁整備及び交通安全事業等の、事業展開の促進を図ることを目的としている。									
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落と、これと密接な関係にある国道若しくは県道又は公共施設とを連絡する道路</li> <li>・ 集落を相互に連絡する道路</li> <li>・ 公共施設と、これと密接な関係にある国道又は県道とを連絡する道路</li> <li>・ 集落と、主要な生産場所とを連絡する道路</li> <li>・ 国道又は県道を補完する道路であって、交通量が著しく多い道路</li> <li>・ 国庫補助事業等に関連する道路</li> <li>・ 住宅団地関連道路</li> <li>・ 地域開発のため、特に必要と認められる道路</li> </ul>									
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 橋梁架換事業（交通安全歩道橋含む）：50%</li> <li>・ 道路改良事業、道路舗装事業、交通安全対策事業（歩道橋除く）、災害防除事業：35%</li> </ul>									
補助金交付先	市町									
直接補助・間接補助の別	直接補助金					最終受領者 (間接補助の場合)		—		
補助開始年度	S51	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	38 年			
補助割合	国	%	県	35or50%		市町	65or50%		その他	%
	定額補助									
平成25年度当初予算	133,650 千円									
補助金交付実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度				
	件数	13 件	13 件	14 件	15 件	17 件				
	交付額	147,844 千円	116,393 千円	118,839 千円	110,131 千円	129,117 千円				
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

香川県内の道路の総延長のうち 8 割は市町道であるが、市町道の整備率が低いことから、県として生活幹線道路の整備を促進する必要があると考え補助金を交付している。補助金の負担割合は国庫補助事業の概ね 1/2 という補助率に準じたものである。市町道の整備は、道路管理者である、市町が整備を実施する必要があるが、管理道路の延長が長く整備が進んでいない。各市町からの要望が多く、事業の重要性、緊急性を勘案して補助対象の工事や補助金額を決めている。効果の検討は、事前に整備の必要性を確認して交付を決定しているため、改めて実施していない。

216. 公共下水道普及促進補助金

補助金名	公共下水道普及促進補助金						
要綱名	香川県公共下水道普及促進事業補助金交付要綱						
担当部局	土木部	担当課	下水道課				
分類	投資的経費						
目的	市町の公共下水道の普及を促進し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ることを目的としている。						
補助対象	県費補助は、国庫補助事業に併せて、効果をより発現することに資するために行うもので、その対象については、市町が行う公共下水道の污水管渠のうち小規模な整備事業としている。						
補助金の算定方法	次の補助金対象経費の 30%以内 <ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠整備（改築、維持修繕は対象外）に関する工事費</li> <li>・管渠を補完するポンプ施設（汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ等）、その他の主要な補完施設（ます、取付管、マンホール等）に関する工事費</li> <li>・路面復旧に要する経費（上記 2 項目を実施した年度及びその翌年度までを対象）</li> </ul>						
補助金交付先	市町						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H19 年度	補助終了年度	H28 年度	経過年数	7 年		
補助割合	国	%	県	30%	市町	70%	その他 %
	定額補助						
平成 25 年度当初予算	161, 453 千円						
補助金交付	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
実績	件数	9 件	10 件	10 件	9 件	12 件	

	交付額	170,552 千円	96,769 千円	51,914 千円	135,435 千円	131,215 千円
交付額の見直し年度		複数年度	H24 年度、H26 年度			
見直しの結論	補助対象の拡大、繰越制度の適用					
見直しの結論理由	より効率的・効果的な事業の実施を図るため					

(1) 内容説明

下水道事業の大半は国庫補助事業であるが、管渠の口径、予定処理区域の面積又は下水排除量が国の定める基準に満たないものは国庫補助対象とならない。県費補助は国庫補助対象外を対象としている。幅広く対象としたいことから、補助率は30%としている。現制度の開始は平成19年度であるが、前制度は平成4年度からである。平成24年度末の香川県下水道処理人口普及率は43.1%と全国平均76.3%を大きく下回り、合併浄化槽等を合わせた汚水処理人口普及率は70.9%でこれも全国平均88.1%を下回っている。

**【指摘】**

該当事項なし。

**【意見】**

該当事項なし。

第9節 教育委員会事務局

223. 香川県公立小中学校耐震化促進事業費補助金

補助金名	香川県公立小中学校耐震化促進事業費補助金						
要綱名	香川県公立小中学校耐震化促進事業費補助金交付要綱						
担当部局	教育委員会事務局	担当課	総務課				
分類	投資的経費, 奨励補助						
目的	市町（市町が設置する学校組合を含む）が実施する学校建物の耐震補強工事等に対し、補助金を交付することにより市町の負担の軽減を図り、もって学校建物の早期耐震化を促進し、災害時における児童生徒の安全・安心を図るとともに、小中学校の統合を促進することを目的としている。						
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が実施する市町立の小中学校の校舎又は屋内運動場の耐震補強工事及び改築工事（Is値0.3未満のものに係る工事に限る）</li> <li>市町が実施する市町立の小中学校の校舎又は屋内運動場の統合に伴う新增築工事</li> </ul>						
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>耐震補強工事、改築工事 1/3（統合計画を公表した場合 1/2）</li> <li>統合に伴う新增築工事 1/2</li> </ul> ※ 補助対象経費：国庫補助対象事業費から国庫支出金と地方債を除いた経費 <b>【補助対象経費上限額】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震補強工事 国庫補助対象事業費の 1/8</li> <li>改築工事 国庫補助対象事業費の 1/15</li> <li>統合に伴う新增築工事 国庫補助対象事業費の 1/20</li> </ul>						
補助金交付先	市町						
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H20 年度	補助終了年度	H27 年度	経過年数	6 年		
補助割合 (代表的なもの)	国	50%	県	2.5%	市町	47.5%	その他 %
	定額補助						
平成 25 年度当初予算	32,670 千円						
補助金交付 実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	63 件	30 件	5 件	2 件	0 件	
	交付額	61,723 千円	21,706 千円	29,217 千円	7,832 千円	0 千円	
交付額の見直し年度	一年度						

(1) 内容説明

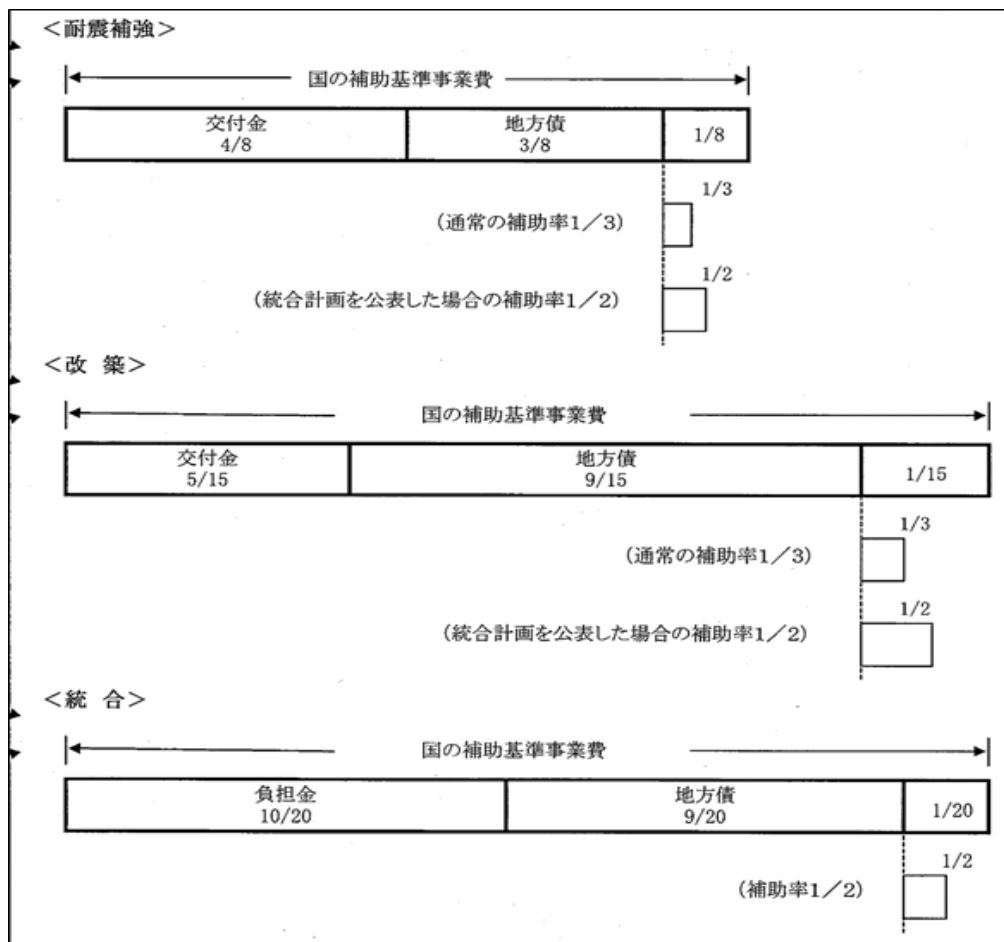
本補助金は、市町が実施する学校建物耐震補強工事等に対し、補助金を交付することにより、学校建物の早期耐震化を促進し、災害時における児童生徒の安全・安心を図るとともに、小中学校の統合を促進することを目的としている。補助対象事業は、耐震補強工事等であり、香川県公立小中学校耐震化促進事業費補助金交付要綱別表第1（下記表）に定める文部科学省所管の学校施設環境改善交付金事業又は国庫負担事業として採択され、かつ、当事業費の財源として地方債を充当する予定の事業であることが要件とされている。

工事区分	整備内容	文部科学省の事業名
耐震補強工事	地震補強	地震補強
		(特) 地震補強
	大規模改造	大規模改造（補強）
改築工事	改築	危険改築
		不適格改築
		(特) 地震改築
小中学校の統合に伴う新增築工事	新增築	統合

(香川県公立小中学校耐震化促進事業費補助金交付要綱 別表第1)

本補助金の補助対象経費は、「国庫補助対象事業費－（国庫支出金＋地方債）」で算出され、補助率は、耐震補強・改築工事については1/3（統合計画を公表した場合1/2）、小中学校の統合に伴う新增築工事については1/2と定められている。

補助金創設時の県費補助額が最大になる場合を示すと次の図のとおりである。それぞれの上段が市町における国の補助基準事業費であり、中段、下段が県の補助金の割合である。



しかしながら、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災において、公立学校施設の地域の防災拠点としての役割が再認識され、耐震化及び防災機能の強化は国の重要課題とされたことにより、平成 24 年度には、公立学校施設の耐震化及び防災機能強化を図る事業についての地方財政措置の拡充が図られ、これらの事業に関する市町負担分については地方債(充当率 100%)により措置されることとなった。これを活用すれば、耐震補強及び改築工事についての本補助金の補助対象経費部分がなくなるため、実質的に本補助金の補助対象事業は、公立小中学校の統合に伴う新增築工事のみとなっている。

## (2) 補助金の在り方の検討

本補助金は、小中学校建物の早期耐震化の促進と小中学校の統合の促進という 2 つの目的を有するものであるが、平成 24 年度の公立学校施設の耐震化及び防災機能強化を図る事業についての地方財政措置の拡充以降、本補助金の補助対象事業は、実質的に「統合にかかる新增築工事」のみとなっている。

また、本補助金は、早期の取組みを促すため、平成 27 年度末までの時限措置とされているが、小中学校の統廃合については、今後少子化が進むにつれ、ますます重要な課題となる事項である。

以上を踏まえ、統合に係る補助金については今後の在り方を検討することが望まれる。  
(意見)

224. 公立小学校運動場芝生化事業補助金

補助金名	公立小学校運動場芝生化事業補助金									
要綱名	公立小学校運動場芝生化事業補助金交付要綱									
担当部局	教育委員会事務局					担当課		総務課		
分類	奨励補助									
目的	地域住民との協働により、小学校の屋外運動場の芝生化及び芝生化された屋外運動場の活用を行うことで、児童の体力向上を図ることを目的としている。									
補助対象	屋外運動場の芝生化及び芝生化された屋外運動場の管理を行うために要する経費（芝生化のために要する経費、芝生管理のために必要な物品の購入等に要する経費等）。									
補助金の算定方法	補助対象経費×1/2（ただし1校あたり2,000千円を上限とする。）									
補助金交付先	市町									
直接補助・間接補助の別	直接補助金					最終受領者 (間接補助の場合)			—	
補助開始年度	H24年度		補助終了年度		—年度		経過年数		2年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	50%	その他	%		
	定額補助									
平成25年度当初予算	2,000千円									
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	一件		一件		一件		1件		1件	
	一千元		一千元		一千元		2,000千円		2,000千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

本補助金は、地域住民との協働により、小学校の屋外運動場の芝生化及び芝生化された屋外運動場の活用を行うことで、児童の体力向上を図ることを目的に、屋外運動場の芝生化にかかる経費を補助するものである。平成21年度から本補助金の前身となる「公立小学校運動場芝生化モデル事業補助金」の交付を開始し、モデル事業として毎年2校の芝生化を3年間実施している。平成24年度には、補助率や補助金額の上限を変更した上で、「公立小学校運動場芝生化事業」として本補助金の交付が開始されている。

(2) 事業実施後の効果・課題の把握

本補助金の事業実施主体は、芝生化実施年度には実績報告書により事業効果および課題、利用状況等の担当課への報告を実施し、担当課においてはこれらを踏まえ、事例集



を毎年度作成して各市町に提供している。しかしながら、事業実施主体からの報告は実施年度の単年度の報告のみであり、事業実施後の事業効果や課題の継続的な把握はなされていない。芝生化事業は、芝生化された後も芝刈りや芝育成など継続的な維持管理が必要となる事業であり、事業実施後の効果や課題を抽出し、後続の活動をより効果的・効率的なものにすることが重要と考えられる。平成 21 年度のモデル事業開始から 5 年が経過しており、芝生化実施校における効果・課題の把握を実施し、今後の事業の促進に役立てることが望まれる。(意見)

### (3) 事業計画の明確化

本補助金の前身の「公立小学校運動場芝生化モデル事業補助金」を開始してから、すでに 5 年が経過しているが、具体的な芝生化計画や目標芝生化実施率等は設定されておらず、事業の達成度や今後の見通しが把握できない状況となっている。本事業については、今後の事業活動をどのように広げていくのか、具体的な計画や段階的な目標設定について検討することが望まれる。(意見)

### (4) 県内全域での実施

平成 26 年 5 月 1 日における県内公立小学校屋外運動場の芝生化の状況は以下のとおりである。

設置者	全校数 (A)	実施校 (B)	実施率 (B/A) (%)
高松市	50	7	14.0
高松市以外	123	6	4.9
	173	13	7.5

(担当課からの入手資料)

全校数に対する実施校数の割合（実施率）は高松市と高松市以外で比較すると、高松市以外での実施率が低く、地域的な偏りがみられる。これは、高松市が本事業を積極的に推進していることにより高松市内公立小学校の申請が多かったことによるものであるが、本事業の目的は地域特性を有するものではないため、地域が偏ることなく香川県内全域で本事業を推進すべきである。高松市以外の市町に対し、本事業についてより一層周知に努めることが望まれる。(意見)

225. 高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書・学習書給与補助金

補助金名	高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書・学習書給与補助金										
要綱名	高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書・学習書給与要綱										
担当部局	教育委員会事務局				担当課		高校教育課				
分類	奨励補助										
目的	勤労青少年の高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的としている。										
補助対象	補助対象者が教科書及び学習書の購入に要した経費の補助。										
補助金の算定方法	補助対象者が教科書及び学習書の購入に要した経費の全額。										
補助金交付先	個人										
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	S61 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		28 年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%			
	定額補助										
平成 25 年度当初予算	401 千円										
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度		
	件数		45 件		51 件		39 件		43 件		
	交付額		351 千円		400 千円		288 千円		292 千円		
交付額の見直し年度	— 年度										

(1) 内容説明

本補助金は、勤労青少年の高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、予算の範囲内において高等学校の定時制課程及び通信制課程に在学するものを対象として行う教科書及び学習書の給与である。

平成 17 年度からは、三位一体改革に伴う国庫補助事業（1/2 国庫補助）の廃止に伴い、単県事業として継続している。

要綱によれば、教科書等給与の対象となる者は次のとおりである。

- ・定時制課程において、本科に在学する有職生徒のうち給与を希望する者で、当年度において履修するための教科書を購入する者。
- ・通信制課程において、本科に在学する有職生徒のうち給与を希望する者で、2 年次生においては 14 単位以上、3 年次生にあつては 28 単位以上の修得者で、当年度において 2 以上の教科・科目を履修し、かつ、そのための教科書及び学習書を購入する者。

ただし、学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校の生徒については、卒業を目的として在学する有職生徒のうち給与を希望する者で、入学 2 年目においては 14

単位以上、3年目以降にあっては28単位以上の修得者で、当年度において2以上の教科・科目を履修し、かつ、そのための教科書及び学習書を購入する者。

・有職生徒以外の生徒で疾病その他やむを得ない事由により、学校長が適当と認めた者。

なお、「有職生徒」とは定職に就いている者及び1年間に概ね90日以上パート又はアルバイトに就いている者としている。

平成25年度の定時制課程教科書及び通信制課程教科書・学習書給与事業は次のとおりである。

	需用費（消耗品費）	補助金
平成25年度当初予算	1,989千円	401千円
平成25年度実績	2,188千円	371千円

学校別の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

		定時制				通信制			
		生徒数	給与人数	給与割合	金額	生徒数	給与人数	給与割合	金額
1	小豆島	8	7	87.5%	31				
2	土庄	19	13	68.4%	57				
3	三本松	18	8	44.4%	24				
4	三木	77	12	15.6%	51				
5	高松	31	11	35.5%	37	190	86	45.3%	902
6	高松工芸	74	42	56.8%	177				
7	高松商業	33	18	54.5%	58				
8	丸亀	55	34	61.8%	142	165	62	37.6%	858
9	多度津	32	25	78.1%	151				
10	観音寺第一	59	16	27.1%	66				
計		406	186	45.8%	799	355	148	41.7%	1,761

定時制課程で一人当たり4千円程度、通信制課程で一人当たり12千円程度の補助金となっている。

また、平成26年度以降の入学生を対象に、奨学のための給付金（以下、「給付金」という）制度が創設された。この制度は、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高等学校等就学支援金を受給している高校生等の保護者に対して給付金を支給するもので、国の補助事業（国庫負担1/3、県負担2/3）として実施するものである。

支給要件は、次のとおりである。

- ・ 就学支援金を支給している高校生等の保護者等
- ・ 県内に住所を有すること
- ・ 生活保護世帯又は市町村民税所得割非課税世帯

なお、給付金の対象経費に教科書費等も含まれていることから、本補助金との併給はできないこととしている。よって、給付金の支給決定後に、本補助金の給与を決定することとし、前年度まで実施していた現物給付は、平成 26 年度から年度途中に行っている補助金支給に一本化したところである。

(2) 補助金の支給時期

本給与要綱によれば、本補助金は「勤労青少年の高等学校の定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的とする。」としている。

奨学のための給付金制度は、支給対象である生活保護世帯又は市町村民税所得割非課税世帯に対して、教育の機会均等の保障の一助となるところであるが、給付金の対象とならない勤労青少年等については、引き続き本補助金によって修学支援を行うことが必要である。

本補助金については、平成 26 年度は給付金の支給後の 12 月以降に給付金と併給していないことを確認の上、補助金支給する予定であるが、平成 27 年度は、国において給付金の支給基準日を早くすることを検討しているとのことであり、本補助金についても支給時期の早期化を検討することが望まれる。(意見)

226. 香川県学校保健会補助金

補助金名	香川県学校保健会補助金							
要綱名	香川県体育・スポーツ振興費等補助金交付要綱							
担当部局	教育委員会事務局	担当課	保健体育課					
分類	奨励補助							
目的	体育・スポーツ、学校保健及び学校給食の普及充実のため、体育・スポーツ等団体が実施する各種事業に要する経費の一部を県が補助し、もって本県教育の振興に資することを目的としている。							
補助対象	香川県学校保健会が実施する事業							
補助金の算定方法	定額補助 225 千円							
補助金交付先	任意団体							
直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	S34 年度頃	補助終了年度	— 年度	経過年数	55 年程度			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助		○					

平成 25 年度当初予算		225 千円				
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件
	交付額	371 千円	288 千円	225 千円	225 千円	225 千円
交付額の見直し年度		一年度				

#### (1) 内容説明

本団体の財源は各郡市保健会の生徒（12 円/人）、県立特別支援学校、私立中学校（14 円/人）、公立高校・私立高校（15 円/人）の負担金であり、残りは県の補助金である。平成 25 年度決算では、生徒数 109,715 人で負担金収入は 1,397 千円、県の補助金は 225 千円である。

香川県学校保健会の事業内容の主なものは次のとおりである。

- ① 香川県学校保健会理事会・代議員会・構成団体事務局担当者会の開催
- ② 学校保健研究事業…四国学校保健研究大会等の開催、香川県健康教育関係表彰
- ③ 学校保健に関する審査及び表彰事業等

香川県良い歯の児童生徒、香川県特色ある健康づくり実践学校、香川県学校保健功労者等の審査・表彰。

- ④ 学校保健関係者資質向上事業

各郡市学校保健会・各保健部会等への助成金、三師会全国学校保健研究大会等への派遣助成。

- ⑤ 日本学校保健会への拠出

このうち、県補助金に関する事業決算書として作成されているものの支出の部の内容は、旅費（審査会依頼旅費、全国学校保健研究大会等）、消耗品費（手提げ袋、賞状筒、印刷機マスター、インク等）、役務費（郵送料、振込手数料、浄書代等）等である。

#### (2) 補助金の見直し

昭和 34 年頃から交付されている補助金であるが、当初の定額の算定根拠は不明であり、交付開始から 55 年間程度経過するが、実質的な見直しは行われていない。当初設定額から段階的に減額しており、平成 23 年度からは 225 千円の定額となっている。

香川県体育・スポーツ振興費等補助金交付要綱によれば、「補助対象経費は、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金とする。」としており、幅広い経費を対象としている。そのため、補助金対象経費全体を見るためには、香川県学校保健会決算報告書の検証が必要である。

香川県学校保健会決算報告書の調査を行ったが、平成 24 年度決算、平成 25 年度決算及び平成 26 年度予算における繰越金は、それぞれ、246 千円、237 千円、11 千円となっている。

また、公益財団法人日本学校保健会に対して、平成 24 年度 363 千円、平成 25 年度 362 千円が拠出されているが、公益財団法人日本学校保健会の財産状況においては、一般正

味財産の特定資産への充当額が前期比 19,744 千円増の 184,992 千円あり、繰越金が多額であることや、研究助成費（各郡市学校保健会・県高等学校保健主事会・県養護教諭協会・香高研保健養護部会・香小研養護部会・香小研学校保健部会・香中研養護部会・香中研学校保健部会）として、平成 24 年度及び平成 25 年度においてそれぞれ 413 千円が支出され、平成 26 年度予算では 321 千円に減額されていること、等の香川県学校保健会の運営状況を踏まえて、適正な補助金額に見直す必要がある。（指摘）

(3) 補助事業調査の方法

実績報告書には収支決算書を添付することとなっているが、収支計算書は収入の部を県補助金 225 千円と郡市学校保健会負担金の一部 207 千円を合わせた 432 千円とし、対象経費の報償費、旅費、需用費、役務費の一部を支出として、収支が一致するものとなっている。県担当職員の調査は、その収支決算書をもとに支出についての証憑類の確認を行っている。

定額での補助金の交付ということで、このような状況が起こっているものと思われるが、補助対象経費としているものについて、任意に対象経費とすることを許容しているため、一部が含まれる対象経費の総額を検証することが望まれる。（意見）

227. 香川県競技スポーツ強化本部補助金

「香川県競技スポーツ強化本部補助金」については、その補助対象等から「香川県競技スポーツ強化本部補助金」と「優秀選手強化対策事業補助金」に区分して記載している。

香川県競技スポーツ強化本部補助金

補助金名	香川県競技スポーツ強化本部補助金				
要綱名	香川県競技スポーツ強化本部補助金交付要綱				
担当部局	教育委員会事務局	担当課	保健体育課		
分類	奨励補助				
目的	香川県競技スポーツ強化本部が行う競技力向上対策事業に要する経費を県が補助し、もって本県の競技スポーツの発展を期することを目的としている。				
補助対象	国体強化事業、少年強化事業				
補助金の算定方法	定額補助 7,544 千円				
補助金交付先	香川県競技スポーツ強化本部				
直接補助・間接補助の別	間接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)		公益財団法人香川県体育協会に加盟し、国民体育大会の正式競技である競技団体	
補助開始年度	H6	年度	補助終了年度	—	年度
				経過年数	20 年

補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助		○					
平成 25 年度当初予算		7,544 千円						
補助金交付 実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件		
	交付額	8,092 千円	7,180 千円	7,476 千円	7,402 千円	7,009 千円		
交付額の見直し年度		一年度						

(1) 内容説明

本補助金は平成 5 年度の香川・徳島国体を機に平成 6 年度より、本県の競技スポーツの発展を期することを目的として、香川県競技スポーツ強化本部が行う競技力向上対策事業に要する経費を補助するものである。

香川県競技スポーツ強化本部補助金交付要綱では、対象事業を国体強化事業、少年強化事業としているが、具体的には事業計画・事業報告書では次の内容となっている。

① 本部運営事業

競技スポーツ強化本部委員会、指導者研修会の開催及び事務局の運営費。

② 競技力向上対策事業

ア. 優秀コーチ招へい事業：県外の優秀なコーチの招へいを行い、本県指導者の資質の向上に努める。

合わせて、国体強化候補選手及びジュニア選手の競争力の向上を図る。

イ. かがわジュニア育成プラン

・「Team KAGAWA 強化プロジェクト事業」

中学生の強化選手を指定し、発達段階に応じた一貫指導体制を構築する。

なお、強化選手は、競技団体の申請・協議により指定される。3～4年間で体制を構築させ、対象競技を替える方法をとっている。

・「Club KAGAWA 強化プロジェクト事業」

未普及競技のスポーツクラブの設立を支援し、ジュニア選手の一貫指導体制を確立する。

・育成・研修事業

ジュニア指導者の育成や研修会・講習会を実施する。

・選抜チーム県外遠征事業

選抜チームを編成し、全国大会に派遣する。

③ 競技スポーツ指導者養成事業

若手指導者が不足する競技団体に対して研修の機会を設けたり、国体監督として参加に必要な公認指導者資格の取得を進めたりするなど、指導者の育成・確保を図る。

(2) 補助金の効果検討

平成 6 年度に補助金の交付を開始し、対象事業は、香川県競技スポーツ強化本部が行う競技力向上対策事業であるが、それぞれの事業が効果的に競技スポーツの強化につながっているかの効果検討を行うとともに、過去 20 年間の目的の達成度合も踏まえつつ、最も効果的に行える事業に対して補助を行うことが望まれる。(意見)

優秀選手強化対策事業補助金

補助金名	優秀選手強化対策事業補助金									
要綱名	優秀選手強化対策事業補助金交付要綱									
担当部局	教育委員会事務局				担当課		保健体育課			
分類	奨励補助									
目的	香川県内の競技スポーツの発展のため、公益財団法人香川県体育協会に加盟し、国民体育大会の正式競技である競技団体が実施する優秀選手強化事業に要する経費を補助し、本県の国体強化選手等の競技力の向上を図ることを目的としている。									
補助対象	公益財団法人香川県体育協会に加盟し、国民体育大会の正式競技である競技団体が国体強化選手等を対象に実施する優秀選手強化事業補助金実施要領に定める事業									
補助金の算定方法	定額補助 45,000 千円									
補助金交付先	公益財団法人香川県体育協会に加盟し、国民体育大会の正式競技である競技団体									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)		—			
補助開始年度	S61	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	28	年		
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%		
	定額補助		○							
平成 25 年度当初予算	45,000 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		67 件		68 件		68 件		67 件	
	交付額		43,865 千円		43,017 千円		43,934 千円		43,577 千円	
交付額の見直し年度	毎年度									
見直しの結論	国体の実績により見直しする。									
見直しの結論理由	予算の範囲内で、総合順位 20 位台を維持できるよう効果的に強化事業を実施するため。									

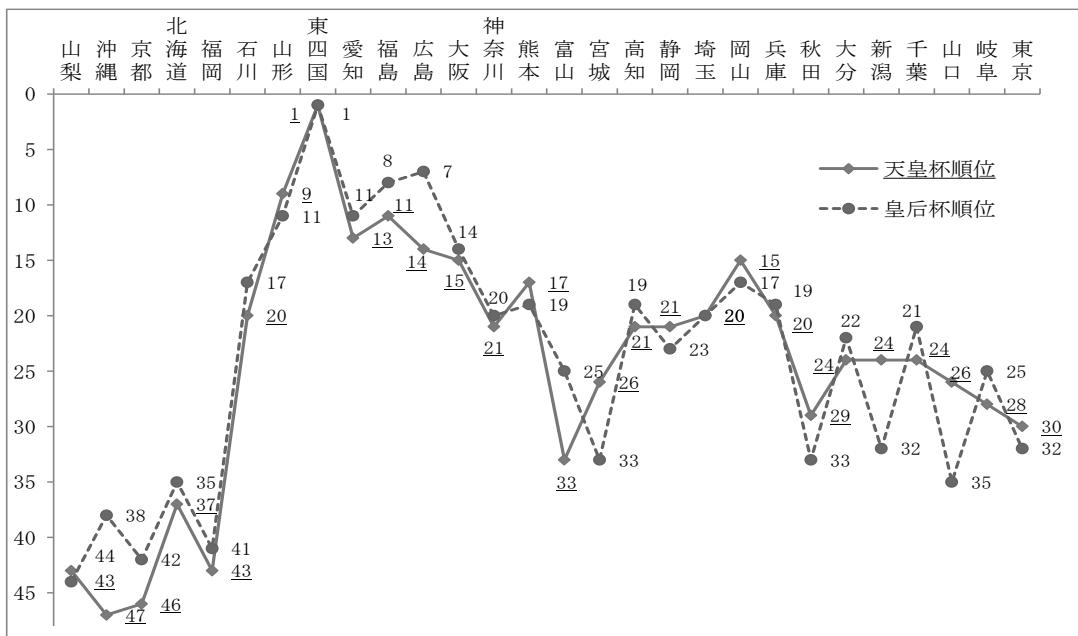


(1) 内容説明

本補助金は、昭和 61 年度に定額補助金として開始した。平成 5 年度の国体開催地が香川・徳島に決定した時、国体における香川県の総合順位が低迷していたため、国体強化選手等の競技力の向上を図るため、優秀選手強化対策事業が必要となったことによる。

香川県の男女総合成績の推移は次の表のとおりである。

回数 年	41 61	42 62	43 63	44 1	45 2	46 3	47 4	48 5	49 6	50 7	51 8	52 9	53 10	54 11	55 12	56 13	57 14	58 15	59 16	60 17	61 18	62 19	63 20	64 21	65 22	66 23	67 24	68 25
秋季会場地	山梨	沖縄	京都	北海道	福岡	石川	山形	東四国	愛知	福島	広島	大阪	神奈川	熊本	富山	宮城	高知	静岡	埼玉	岡山	兵庫	秋田	大分	新潟	千葉	山口	岐阜	東京
天皇杯順位	43	47	46	37	43	20	9	1	13	11	14	15	21	17	33	26	21	21	20	15	20	29	24	24	24	26	28	30
皇后杯順位	44	38	42	35	41	17	11	1	11	8	7	14	20	19	25	33	19	23	20	17	19	33	22	32	21	35	25	32



(資料「香川県の男女総合成績の推移」より)

次に、「優秀選手強化事業補助金実施要領」に定められている主な補助対象事業・対象者・対象経費は次の表のとおりである。

主な補助対象事業	対象者	対象経費
強化練習	指導者・選手	交通費・会場使用料
強化合宿	指導者・選手	交通費・宿泊費・会場使用料
県外遠征	指導者・選手	交通費・宿泊費・会場使用料
国際大会参加支援	指導者・選手	交通費・宿泊費
優秀チーム招へい	指導者・選手	交通費・宿泊費・会場使用料
国体用艇・馬匹輸送	—	艇・馬匹の輸送費（使用料及び役務費）
国体用馬匹飼育	—	需用費（飼葉料）

また、補助対象者は、国体参加競技団体であるため、総額の定額補助金を国体競技 40 団体の過去の実績等により配分する方法をとっている。

(2) 配分方法の見直し

国体での総合順位を 20 位台に維持できるように効果的に強化事業を実施するとしているが、平成 21 年度以降は 45,000 千円の補助金を、国体競技 40 団体に過去の実績及び選手数により配分している。その中には、過去 5 年間に国体で入賞のない競技団体 6 団体に対する配分も含まれており、県独自に配分方法を検討することが望まれる。(意見)

228. カヌーフラットレーシング海外派遣選手選考会補助金

補助金名	カヌーフラットレーシング海外派遣選手選考会補助金									
要綱名	香川県体育・スポーツ振興費等補助金交付要綱									
担当部局	教育委員会事務局			担当課			保健体育課			
分類	奨励補助									
目的	体育・スポーツ、学校保健及び学校給食の普及充実のため体育・スポーツ等団体が実施する各種事業に要する経費の一部を県が補助し、もって本県教育の振興に資することを目的としている。									
補助対象	カヌーフラットレーシング海外派遣選手選考会									
補助金の算定方法	定額補助 2,000 千円									
補助金交付先	任意団体									
直接補助・間接補助の別	直接補助金			最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	H10 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		16 年	
補助割合	国	—%	県	26.7%	市町	16.0%	その他	57.3%		
	定額補助		○							
平成 25 年度当初予算	2,000 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		2,000 千円		495 千円		2,000 千円		2,000 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

日本カヌー連盟と香川県カヌー協会の主催により、毎年、カヌースプリント海外派遣選手選考会、カヌースプリントジュニア海外派遣選手選考会、(兼)府中湖レガッタ大会が、香川県坂出市の府中湖において開催されており、県は香川県カヌー協会に対して、「カヌーフラットレーシング海外派遣選手選考会補助金」を交付している。

大会の運営収入は日本カヌー連盟が 3,500 千円、香川県が 2,000 千円、坂出市が 1,200 千円、その他協賛金等差引後の 450 千円程度（収支決算額）を香川県カヌー協会が負担している。

交付事業の効果検討を実施していないのは、毎年県外から多くの国内トップレベルの選手を迎えて大会が開催され、本県選手も常に上位に入賞するなど、スポーツの振興とにぎわいの創出に貢献しているためとのことである。

## (2) 負担割合の検証

県の補助金の交付額は 2,000 千円の定額となっており、16 年間見直しは行われていない。負担割合及び交付額は制度創設時に協議の上、決定しているとのことである。

16 年間、事業費が増加しているのに対し、負担額が定額のため、負担率は減少しており見直しは行っていないとのことであるが、事業を取り巻く環境の変化があり、支出内容にも変化があると思われるので、負担割合の検証は必要と考える。（意見）

## (3) 補助事業調査の方法

実績報告書には収支決算書を添付することとなっているが、収支計算書は収入の部を県の補助金 2,000 千円と協賛金等の一部 305 千円を合わせた 2,305 千円とし、補助対象経費として諸謝金、賃料及び損料、報償品費、印刷製本費、保険料を支出として、収支が一致するものとなっている。調査員の調査は、その収支決算書をもとに支出についての証憑類の確認を行っている。

県の補助金対象項目について、当初の収支予算書と収支決算書の間で一部不整合となっている項目があった。定額での補助金の交付ということで、任意に補助対象経費とすることを許容しており、収支計算書による検証に加えて、収支予算書との比較検証、全体の収支計算書の状況を把握することが望まれる。（意見）

### 229. 香川丸亀国際ハーフマラソン大会開催運営費補助金

補助金名	香川丸亀国際ハーフマラソン大会開催運営費補助金		
要綱名	香川県体育・スポーツ振興費等補助金交付要綱		
担当部局	教育委員会事務局	担当課	保健体育課
分類	奨励補助		
目的	体育・スポーツ、学校保健及び学校給食の普及充実のため体育・スポーツ等団体が実施する各種事業に要する経費の一部を県が補助し、もって本県教育の振興に資することを目的としている。		
補助対象	香川丸亀国際ハーフマラソン大会		
補助金の算定方法	12,500 千円		
補助金交付先	任意団体		

直接補助・間接補助の別	直接補助金	最終受領者 (間接補助の場合)				—			
補助開始年度	H11 年度	補助終了年度	— 年度			経過年数	15 年		
補助割合	国	%	県	%	市町	%	その他	%	
	定額補助		○						
平成 25 年度当初予算	12,500 千円								
補助金交付 実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度				
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件			
	交付額	12,500 千円	12,500 千円	12,500 千円	12,500 千円	12,500 千円			
交付額の見直し年度	一年度								

(1) 内容説明

平成 11 年度から県立丸亀競技場を起点とする大会となり、県から補助金を出している。平成 20 年度から国際大会となり、平成 25 年度は申込み 12,427 人のうち香川県からの参加が 5,792 人であり、他県からの参加も多く、観光など経済効果があると考えている。丸亀市役所内に大会の組織委員会があり、経費の確認は現地で確認を行っている。フルマラソンの希望もあるが、他県でも実施されており、前後で大きな大会の調整として来てくれる国際的選手もいることから、ハーフマラソンを継続する予定である。補助金額は国際大会としてのレベルと現状の参加希望者を維持するためにも、継続していく必要があると考えている。

230. 四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金

「四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金」については、高等学校に対する部分を「四国ブロック高等学校体育大会運営補助金」として、中学校に対する部分を「四国ブロック中学校体育大会運営補助金」として、表を記載している。

四国ブロック高等学校体育大会運営補助金

補助金名	四国ブロック高等学校体育大会運営補助金		
要綱名	四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金交付要綱		
担当部局	教育委員会事務局	担当課	保健体育課
分類	奨励補助		
目的	香川県中学校体育連盟又は香川県高等学校体育連盟が行う体育・スポーツを振興するための事業に要する経費の一部を県が補助し、もって本県体育・スポーツの振興に寄与することを目的としている。		
補助対象	四国ブロック高等学校体育大会運営補助事業		
補助金の算定方法	定額補助 265 千円		

補助金交付先	任意団体									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	S61	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	28 年			
補助割合	国	%	県	5.8%	市町	%	その他	94.2%		
	定額補助		○							
平成 25 年度当初予算	265 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		520 千円		300 千円		300 千円		265 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

四国ブロック中学校体育大会運営補助金

補助金名	四国ブロック中学校体育大会運営補助金									
要綱名	四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金交付要綱									
担当部局	教育委員会事務局				担当課			保健体育課		
分類	奨励補助									
目的	香川県中学校体育連盟又は香川県高等学校体育連盟が行う体育・スポーツを振興するための事業に要する経費の一部を県が補助し、もって本県体育・スポーツの振興に寄与することを目的としている。									
補助対象	四国ブロック中学校体育大会運営補助事業									
補助金の算定方法	定額補助 400 千円									
補助金交付先	任意団体									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	S61	年度	補助終了年度	—	年度	経過年数	28 年			
補助割合	国	%	県	20%	市町	20%	その他	60%		
	定額補助		○							
平成 25 年度当初予算	400 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		400 千円		400 千円		320 千円		400 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

(1) 内容説明

本補助金は、香川県高等学校体育連盟又は香川県中学校体育連盟がそれぞれに行う、四国ブロック高等学校体育大会運営事業又は四国ブロック中学校体育大会運営事業に要する経費の一部を県が補助し、もって本県体育・スポーツの振興に寄与することを目的としている。

それぞれの実施要領に定められた補助対象経費は、謝金（競技役員等の謝金）、旅費（選手及び引率教員の旅費は除く。）、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、食糧費となっている。

平成 25 年度の県の補助対象経費は、四国高等学校選手権大会では、印刷製本費、使用料及び賃借料、四国中学校総体では、旅費、印刷製本費となっている。

また、四国高等学校選手権大会の県の補助金の交付額は、生徒の参加負担金の増加もあり、年々県の補助金は減少傾向にあり、平成 25 年度の負担割合は 5.9%と極めて小さくなっている。

(2) 補助事業調査の方法（四国ブロック高等学校体育大会運営補助金）

実績報告書に添付された収支計算書は収入を県の補助金と高等学校体育連盟負担金の一部とし、補助対象経費の特定の項目を支出とする決算書を作成しており、収支が一致するものとなっている。

調査員の調査は、その収支決算書をもとに支出についての証憑類の確認を行っている。

定額での補助金の交付ということで、このような状況が起きているものと思われるが、補助対象経費としているものについて、任意に対象経費項目とすることを許容しているため、大会の全体の収支決算書を入手し、補助対象経費を検証することが望まれる。

（意見）

(3) 補助事業調査の方法（四国ブロック中学校体育大会運営補助金）

実績報告書に添付された収支計算書は、収入の部の共通項目として県の補助金 400 千円、市町の補助金 53 千円、県中体連負担金 124 千円の合計 577 千円、これに対する支出の部の共通項目に報償費 172 千円、旅費 59 千円、需用費（印刷製本費）346 千円の合計 577 千円で、収支が一致している。これについての補助事業調査は、香川県中学校体育連盟が持参した証拠資料（領収書等）により調査している。

しかしながら、報償費 172 千円、需用費（印刷製本費）のうちの 96 千円の合計額 268 千円については、四国中学校体育連盟の領収書となっている。支払先業者の領収書が四県を合わせたものであるため、四国中学校体育連盟の領収書となっており、香川県中学校体育連盟が検証しているとのことであるが、支払業者の領収証のコピー、按分額の検証結果の確認を行うことが望まれる。（意見）

(4) 補助対象経費の範囲

四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金について、それぞれの実施要領に定められた補助対象経費は、謝金（競技役員等の謝金）、旅費（選手及び引率教員の旅費は除く。）、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、食糧費となっている。

平成 25 年度の県の補助対象経費は、四国高等学校選手権大会では、印刷製本費、使用料及び賃借料、四国中学校総体では、旅費、印刷製本費となっており、実際の運用に合わせた補助対象経費の絞り込みが望まれる。（意見）

231. 香川県高校野球強化対策事業補助金

補助金名	香川県高校野球強化対策事業補助金									
要綱名	香川県体育・スポーツ振興費等補助金交付要綱									
担当部局	教育委員会事務局				担当課		保健体育課			
分類	奨励補助									
目的	体育・スポーツ、学校保健及び学校給食の普及充実のため体育・スポーツ等団体が実施する各種事業に要する経費の一部を県が補助し、もって本県教育の振興に資することを目的としている。									
補助対象事業	香川県高校野球強化対策事業									
補助金の算定方法	3,225 千円									
補助金交付先	任意団体									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H19 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		7 年	
補助割合	国	%	県	%	市町	%	その他	%		
	定額補助		○							
平成 25 年度当初予算	3,225 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	1 件		1 件		1 件		1 件		1 件	
	1,300 千円		3,502 千円		3,350 千円		3,056 千円		3,225 千円	
交付額の見直し年度	H22 年度									
見直しの結論	見直しを行い、事業の強化を行った。									
見直しの結論理由	職員政策研究の研究成果も含め、県全体の底上げとともに、全国で勝てるチームの育成を目指すため。									

(1) 内容説明

平成 19 年度に香川県の高校野球の成績向上に向け、香川県高等学校野球連盟に補助金を交付し、強化対策を実施した。強化策としては、選手育成、指導者強化、優秀校強化である。四国大会で好成績でおさめた高校に県外での強化練習や、県外の強豪チームを招へいし優秀校との練習試合を実施する費用に対して補助を出すなどしている。ブロック大会レベルであればいい成績を残してきており、底上げは出来ているといえるが、甲子園での成績にはつながっていない。

(2) 効果ある施策の検討

優秀校強化策として秋の県大会ベスト 4 の高校を対象としているが、対象校以外の高校が甲子園に出場するなど、強化策の効果が必ずしも直結していない面も見られる。現在の強化策を十分検証し、より効果ある施策の検討が望まれる。(意見)

232. スポーツ日本代表特別強化事業補助金

補助金名	スポーツ日本代表特別強化事業補助金									
要綱名	スポーツ日本代表特別強化事業補助金交付要綱									
担当部局	教育委員会事務局				担当課		保健体育課			
分類	奨励補助									
目的	県内競技団体が香川県出身及び香川県在住の日本代表候補選手に対して行う海外派遣の支援に要する経費を補助するとともに、競技団体が県内の合同練習や講習会等に日本代表選手を招くために要する経費を補助することによって、トップアスリート育成の一助とすることを目的としている。									
補助対象	海外派遣等支援事業、日本代表選手等招へい事業									
補助金の算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外派遣支援事業：自己負担額の 8 割または 100 千円のいずれか低い方の額</li> <li>日本代表選手等招へい事業：旅費は 10 割。宿泊費は上限 9,800 円</li> </ul>									
補助金交付先	県内競技団体									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H24 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		2 年	
補助割合	国	%	県	※%	市町	%	その他	※%		
	定額補助		※							
平成 25 年当初予算	4,000 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		一件		一件		25 件		17 件	
	交付額		一千円		一千円		2,106 千円		1,699 千円	
交付額の見直し年度	一年度									

※ 補助金の算定方法参照



(1) 内容説明

本補助金は、県内競技団体が香川県出身及び香川県在住の日本代表候補選手に対して行う海外派遣の支援に要する経費を補助するとともに、競技団体が県内の合同練習や講習会等に日本代表選手等を招くために要する経費を補助することによって、トップアスリートの育成の一助とすることを目的としている。

本補助金の補助対象事業には、①海外派遣等支援事業、②日本代表選手等招へい事業があり、①海外派遣等支援事業においては、県出身や県内在住の日本代表候補選手が中央競技団体の実施する海外派遣、又はそれに伴う強化合宿へ参加する場合に負担する交通費、宿泊費及びこれらに相当する負担金として補助する経費等を補助対象経費とし、本人が中央競技団体等に負担する金額の8割または100千円のいずれか低い方の額を補助している。②日本代表選手等招へい事業においては、日本代表選手等を招くのに必要な交通費・宿泊費等を補助対象経費としている。

234. スポーツ団体育成事業補助金

補助金名	スポーツ団体育成事業補助金									
要綱名	香川県体育・スポーツ振興費等補助金交付要綱									
担当部局	教育委員会事務局				担当課		保健体育課			
分類	奨励補助									
目的	体育・スポーツ、学校保健及び学校給食の普及充実のため体育・スポーツ等団体が実施する各種事業に要する経費の一部を県が補助し、もって本県教育の振興に資することを目的としている。									
補助対象	地域スポーツ振興事業、日独スポーツ少年団同時交流事業									
補助金の算定方法	1,452千円									
補助金交付先	公益財団法人 香川県体育協会									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	H25 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		1 年	
補助割合	国	%	県	%	市町	%	その他	%		
	定額補助		○							
H25年度当初予算		1,452千円								
補助金交付実績	H21年度		H22年度		H23年度		H24年度		H25年度	
	件数		一件		一件		一件		1件	
	交付額		一千円		一千円		一千円		1,452千円	
交付額の見直し年度		一年度								

(1) 内容説明

平成 24 年度以前は委託事業として契約して行っていたが、平成 25 年度より協会主体で事業を実施するために補助金に切り替えた。実績報告に補助対象事業の領収書等すべて添付して提出されていることから、現地調査は行っていない。

(2) 事業内容の検討

本補助事業は、補助金の減少により、補助割合が低下し、補助の効果が薄れてきている。効果的な補助事業となるように対象事業の絞り込みの検討が望まれる。(意見)

(3) 補助対象事業収支の確認

実績報告書により、補助対象事業にかかる経費の領収書等を確認しているが、当該事業への参加者の参加費や、会費の確認がなされていない。補助対象事業の支出経費のみでなく、収入についても確認を行うことにより補助金利用実績を確認することが望まれる。(意見)

243. 人権・同和教育研究推進事業補助金

245. 全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業補助金

上記の 243. 人権・同和教育研究推進事業補助金及び 245. 全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業補助金は、いずれも香川県人権・同和教育研究協議会に対するものであり、まとめて記載している。

補助金名	人権・同和教育研究推進事業補助金				
要綱名	・人権・同和教育研究団体補助金交付要綱 ・香川県就学前人権教育研究集会開催費補助金交付要綱				
担当部局	教育委員会事務局	担当課	人権・同和教育課		
分類	団体補助・奨励補助				
目的	・学校教育及び社会教育における人権・同和教育の推進に資することを目的としている。 ・就学前における同和教育の推進に資することを目的としている。				
補助対象	・人権・同和教育研究推進事業 ・香川県就学前人権教育研究集会				
補助金の算定方法	・協議会の運営管理に要する経費を予算の範囲内で補助する。(人件費、光熱水費等) ・定額補助：420 千円				
補助金交付先	任意団体：香川県人権・同和教育研究協議会				
直接補助・間接補助の別	直接補助	最終受領者 (間接補助の場合)		—	
補助開始年度	S 57 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	32 年

補助割合	国	%	県	%	市町	%	その他	%
	定額補助		○					
平成 25 年度当初予算		10,622 千円						
補助金交付実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件		
	交付額	11,337 千円	11,615 千円	10,622 千円	11,123 千円	10,622 千円		
交付額の見直し年度		一年度						

補助金名	全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業補助金							
要綱名	全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業補助金交付要綱							
担当部局	教育委員会事務局			担当課	人権・同和教育課			
分類	奨励補助							
目的	人権教育についての研究と実践の交流を深めることによって、人権教育の推進を図るため開催される研究大会に要する経費を補助することを目的としている。							
補助対象	全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業							
補助金の算定方法	全国人権・同和教育研究大会準備費（人件費、需用費等）							
補助金交付先	任意団体：香川県人権・同和教育研究協議会							
直接補助・間接補助の別	直接補助			最終受領者 (間接補助の場合)		—		
補助開始年度	H25 年度	補助終了年度	H26 年度	経過年数	1 年			
補助割合	国	%	県	%	市町	%	その他	%
	定額補助		○					
平成 25 年度当初予算		5,000 千円						
補助金交付実績		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度		
	件数	— 件	— 件	— 件	— 件	1 件		
	交付額	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	5,000 千円		
交付額の見直し年度		一年度						

(1) 内容説明

人権・同和教育研究推進事業補助金は、①学校教育及び社会教育における人権・同和教育の推進に資するための補助金と②就学前における同和教育の推進に資するための補助金があり、それぞれ、①香川県人権・同和教育研究協議会の運営管理に要する経費（人件費、光熱水費等）を予算の範囲内で補助、平成 25 年度交付実績額 10,202 千円、②香川県就学前人権教育研究集会の印刷製本費及び会場使用料の補助、平成 25 年度交付実績額 420 千円となっている。

全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業補助金は、人権教育についての研究と実践の交流を深めることによって、人権教育の推進を図るため、平成 26 年度に香川県において開催される全国人権・同和教育研究大会の準備費（人件費、需用費等）を予算の範囲内で補助、平成 25 年度交付実績額 5,000 千円となっている。なお、平成 26 年度に本大会が終了するため、この補助金は廃止となる。

#### (2) 補助事業調査の方法

香川県就学前人権教育研究集会開催費補助金の実績報告書に添付された収支計算書は、収入の部に県費補助金 420 千円、支出の部に需用費 200 千円、使用料及び賃借料 220 千円として、収支が一致している。これについての補助事業調査は、「(証拠資料) 領収書による調査」のみであり、現地調査は行っていない。しかしながら、領収書はいずれも、印刷費 200 千円、会場使用料 220 千円として、香川県人権保育連絡協議会が発行したものとなっている。決算書の作成を香川県人権保育連絡協議会が行っているため、当協議会の領収書となっているとのことであるが、同一の関係団体と見受けられる可能性もあるので、現地調査により、最終支払先の領収書等の検証を行うことが望まれる。(意見)

#### (3) 実績報告書の添付書類

人権・同和教育研究団体補助金の実績報告書には収支決算書を添付することとなっているが、収支決算書は収入を県の補助金とし、対象経費の一部を支出とする決算書を作成しており、収支が一致するものとなっている。

平成 25 年度より県の担当職員 4 名にて現地調査を行い、人権・同和教育研究団体の全体の収支決算書についての証憑類の検証がなされているとのことである。そうであれば、実績報告書の添付書類として、検証を行った収支決算書を添付することが望まれる。(意見)

#### (4) 補助対象経費の明確化

各々の交付要綱において、管理運営経費のうち、補助金交付の対象として認める経費の一部について、補助金を交付するとしているが、交付要綱等において補助対象として認める経費が明確にされていない。交付要綱等において補助対象として認める経費を明確にすることが望まれる。(意見)

244. 人権・同和教育進路促進事業補助金

補助金名	人権・同和教育進路促進事業補助金							
要綱名	人権・同和教育進路促進事業費補助金交付要綱							
担当部局	教育委員会事務局	担当課	人権・同和教育課					
分類	団体補助							
目的	同和問題をはじめとする様々な人権課題を有する児童生徒の進路促進を図ることを目的としている。							
補助対象	人権・同和教育進路促進事業							
補助金の算定方法	香川県人権・同和教育進路推進委員会が行う事業に要する経費のうち、補助金交付の対象として認める経費の一部について、予算の範囲内で補助する。(人件費、需用費等)							
補助金交付先	任意団体：香川県人権・同和教育進路推進委員会							
直接補助・間接補助の別	直接補助	最終受領者 (間接補助の場合)			—			
補助開始年度	H 7 年度	補助終了年度	— 年度	経過年数	19 年			
補助割合	国	%	県	100%	市町	%	その他	%
	定額補助							
負担割合の考え方	県単独補助							
平成 25 年度当初予算	9,901 千円							
補助金交付実績	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度			
	件数	1 件	1 件	1 件	1 件	1 件		
	交付額	9,751 千円	9,864 千円	9,778 千円	9,805 千円	9,660 千円		
交付額の見直し年度	一年度							

(1) 内容説明

香川県人権・同和教育進路促進委員会は平成 7 年 4 月 1 日に設立され、本補助金も平成 7 年度に開始され、同委員会の事業に要する経費の全額を補助金対象として交付している。同委員会の事業内容は次のとおりである。

① 進路促進に係る課題の検討

- ・児童生徒等に係る教育課題（高校進学、高校中退、長期欠席、進路選択状況など）の把握と原因及び対応策の検討

② 進路促進のための相談及び援助活動

- ・児童生徒等の教育課題解決に向けた学校への支援（学校訪問など）
- ・児童生徒等の就学・進学及び就職支援に必要な情報の提供
- ・就職差別につながるおそれのある質問等へ対応する高等学校等への支援
- ・就労貸付金の貸付

- ③ 進路促進のための企業等に対する啓発・助言
  - ・就職差別につながるおそれのある質問等の実態把握及び対応策の検討
  - ・企業等への啓発訪問
- ④ 進路促進に係る調査、研究
- ⑤ その他、本委員会の目的を達成するために必要な事業

なお、就労奨励資金の貸付は、香川県地域改善対策高等学校等奨学資金、香川県地域改善対策職業訓練受講資金及び香川県地域改善対策職業訓練受講支度金の返還該当者で経済的な理由により返還が困難なものに対し、就労奨励資金の貸し付けを行うことにより、社会的自立の促進を図ることを目的としている。就労貸付資金の財源は、県負担 50/100、市町負担 50/100 の負担金によっている。平成 25 年度の県負担金は 4,434 千円であった。これに係る事務経費（人件費）は本補助金の対象である。

## (2) 補助対象経費の明確化

人権・同和教育進路促進事業費補助金交付要綱においては、「香川県人権・同和教育進路促進委員会が行う事業に要する経費のうち、補助金交付の対象として認める経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。」と定められている。しかしながら、香川県人権・同和教育進路促進委員会が行う事業に要する経費の全額について、予算措置され、決算額が補助金の確定金額とされて、補助金の戻入れが行われている。交付要綱において補助対象として認める経費を明確にすることが望まれる。（意見）

## (3) 香川県人権・同和教育研究協議会との関係

香川県人権・同和教育研究協議会（以下、研究協議会）の会長及び事務局次長は、香川県人権・同和教育進路促進委員会（以下、進路促進委員会）の委員長を兼任、事務局次長を兼務している。

会長の報酬は進路促進委員会にて負担、事務局次長の報酬は、研究協議会の比重が高いということで研究協議会が負担している。また、進路促進委員会の事務局は研究協議会の事務所内に置いているが、事務所使用料は全額を研究協議会が負担している。いずれも県の補助金の対象経費となっているが、補助金間での入り繰りが生じている。

研究協議会が会員組織であり、総会での決算報告にも関わる事項であり、当該事項の整理が望まれる。（意見）

## 【指摘】

### 226. 香川県学校保健会補助金

#### ① 補助金の見直し

交付開始から55年間程度経過するが、実質的な見直しは行われていない。香川県学校保健会の平成24年度決算、平成25年度決算及び平成26年度予算における繰越金は、それぞれ、246千円、237千円、11千円となっていることや、公益財団法人日本学校保健会に対して、平成24年度363千円、平成25年度362千円が拠出されているが、公益財団法人日本学校保健会の財産状況において繰越金が多額であること、研究助成費が平成26年度予算では減額されていること、等の香川県学校保健会の運営状況を踏まえて、適正な補助金額に見直す必要がある。

## 【意見】

### 223. 香川県公立小中学校耐震化促進事業費補助金

#### ① 補助金の在り方の検討

本補助金は、小中学校建物の早期耐震化の促進と小中学校の統合の促進という2つの目的を有するものであるが、平成24年度以降、本補助金の補助対象事業は、実質的に「統合にかかる新增築工事」のみとなっており、平成27年度末までの時限措置とされているが、小中学校の統廃合については、今後ますます重要な課題となる事項である。以上を踏まえ、統合に係る補助金の在り方を検討することが望まれる。

### 224. 公立小学校運動場芝生化学業補助金

#### ① 事業実施後の効果・課題の把握

本補助金の事業実施主体は、事業実施主体からの報告は実施年度の単年度の報告のみであり、事業実施後の事業効果や課題の継続的な把握はなされていない。芝生化学業は継続的な維持管理が必要となる事業であり、事業実施後の効果や課題を抽出し、後続の活動をより効果的・効率的なものにすることが重要と考えられる。平成21年度のモデル事業開始から5年が経過しており、芝生化実施校における効果・課題の把握を実施し、今後の事業の促進に役立てることが望まれる。

#### ② 事業計画の明確化

本補助金の前身の「公立小学校運動場芝生化モデル事業補助金」を開始してから、すでに5年が経過しているが、具体的な芝生化計画や目標芝生化実施率等は設定されておらず、事業の達成度や今後の見通しが把握できない状況となっている。本事業については、今後の事業活動をどのように広げていくのか、具体的な計画や段階的な目標設定について検討することが望まれる。

#### ③ 県内全域での実施

全校数に対する実施校数の割合（実施率）は高松市と高松市以外で比較すると、高松市以外での実施率が低く、地域的な偏りがみられる。これは、本事業の目的は地域特性を有するものではないため、地域が偏ることなく香川県内全域で本事業を推進すべきである。高松市以外の市町に対し、本事業についてより一層周知に努めることが望まれる。

225. 高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書・学習書給与補助金

① 補助金の支給時期

本補助金については、平成 26 年度は給付金の支給後の 12 月以降に給付金と併給していないことを確認の上、補助金支給する予定であるが、平成 27 年度は、国において給付金の支給基準日を早くすることを検討しているとのことであり、本補助金についても支給時期の早期化を検討することが望まれる。

226. 香川県学校保健会補助金

① 補助事業調査の方法

実績報告書には添付された収支計算書は収支が一致するものとなっている。定額での補助金の交付ということで、このような状況が起こっているものと思われるが、補助対象経費としているものについて、任意に対象経費とすることを許容しているため、一部が含まれる対象経費の総額を検証することが望まれる。

227. 香川県競技スポーツ強化本部補助金

① 補助金の効果検討（香川県競技スポーツ強化本部補助金）

それぞれの事業が効果的に競技スポーツの強化とつながっているかの効果検討を行うとともに、過去 20 年間の目的の達成度も踏まえつつ、最も効果的に行える事業に対して補助を行うことが望まれる。

② 配分方法の見直し（優秀選手強化対策事業補助金）

国体での総合順位を 20 位台に維持できるように効果的に強化事業を実施するとしているが、平成 21 年度以降は 45,000 千円の補助金を、国体競技 40 団体に過去の実績及び選手数により配分している。その中には、過去 5 年間に国体で入賞のない競技団体 6 団体に対する配分も含まれており、県独自に配分方法を検討することが望まれる。

228. カヌーフラットレーシング海外派遣選手選考会補助金

① 負担割合の検証

県の補助金の交付額は 2,000 千円の定額となっており、16 年間見直しは行われていない。負担割合及び交付額は制度創設時に協議の上、決定しているとのことである。事業を取り巻く環境の変化があり、支出内容にも変化があると思われるので、負担割合の検証は必要と考える。

② 補助事業調査の方法

実績報告書に添付された収支決算書は収支が一致するものとなっている。また、県の補助金対象項目について、当初の収支予算書と収支決算書の間で一部不整合となっている項目があった。定額での補助金の交付ということで、任意に補助対象経費とすることを許容しているため、収支計算書による検証に加えて、収支予算書との比較検証、全体の収支計算書の状況を把握することが望まれる。

230. 四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金

① 補助事業調査の方法（四国ブロック高等学校体育大会運営補助金）

実績報告書に添付された収支計算書は収支が一致するものとなっている。定額での補助



金の交付ということで、このような状況が起こっているものと思われるが、補助対象経費としているものについて、任意に対象経費項目とすることを許容しているため、大会の全体の収支決算書を入手し、補助対象経費を検証することが望まれる。

② 補助事業調査の方法（四国ブロック中学校体育大会運営補助金）

補助事業調査は、香川県中学校体育連盟が持参した証拠資料（領収書等）により調査しているが、報償費 172 千円、需用費（印刷製本費）のうちの 96 千円の合計額 268 千円については、四国中学校体育連盟の領収書となっており、支払業者の領収証のコピー、按分額の検証結果の確認を行うことが望まれる。

③ 補助対象経費の範囲

四国ブロック中学校高等学校体育大会運営補助金について、それぞれの実施要領に定められた補助対象経費は、謝金（競技役員等の謝金）、旅費（選手及び引率教員の旅費は除く。）、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、食糧費となっている。平成 25 年度の県の補助対象経費は、四国高等学校選手権大会では、印刷製本費、使用料及び賃借料、四国中学校総体では、旅費、印刷製本費となっており、実際の運用に合わせた補助対象経費の絞り込みが望まれる。

231. 香川県高校野球強化対策事業補助金

① 効果ある施策の検討

優秀校強化策として秋の県大会ベスト 4 の高校を対象としているが、補助の対象校以外の高校が甲子園に出場するなど、強化策の効果が必ずしも直結していない面も見られる。現在の強化策を十分検証し、より効果ある施策の検討が望まれる。

234. スポーツ団体育成事業補助金

① 事業内容の検討

本補助事業は、補助金の減少により、補助割合が低下し、補助の効果が薄れてきている。効果的な補助事業となるように対象事業の絞り込みの検討が望まれる。

② 補助対象事業収支の確認

実績報告書により、補助対象事業への参加者の参加費や、会費の確認がなされていない。補助対象事業の支出経費のみでなく、収入についても確認を行うことにより補助金利用実績を確認することが望まれる。

243. 人権・同和教育研究推進事業補助金

245. 全国人権・同和教育研究大会等研究充実事業補助金

① 補助事業調査の方法

補助事業調査は、「(証拠資料) 領収書による調査」のみであり、現地調査は行っていないが、領収書はいずれも、印刷費 200 千円、会場使用料 220 千円として、香川県人権保育連絡協議会が発行したものとなっている。決算書の作成を香川県人権保育連絡協議会が行っているため、当協議会の領収書となっているとのことであるが、同一の関係団体と見受けられる可能性もあるので、現地調査により、最終支払先の領収書等の検証を行うことが望まれる。

② 実績報告書の添付書類

本補助金は、平成 25 年度より県の担当職員 4 名にて現地調査を行い、人権・同和教育研究団体の全体の収支決算書についての証憑類の検証がなされているとのことであり、実績報告書の添付書類として、検証を行った収支決算書を添付することが望まれる。

③ 補助対象経費の明確化

各々の交付要綱において、管理運営経費のうち、補助金交付の対象として認める経費の一部について、補助金を交付しているが、交付要綱等において補助対象として認める経費が明確にされていない。交付要綱等において補助対象として認める経費を明確にすることが望まれる。

244. 人権・同和教育進路促進事業補助金

① 補助対象経費の明確化

人権・同和教育進路促進事業費補助金交付要綱において、補助金交付の対象として認める経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付すると定められているが、事業に要する経費の全額について、予算措置され、決算額が補助金の確定金額とされて、補助金の戻入れが行われており、交付要綱において補助対象として認める経費を明確にすることが望まれる。

② 香川県人権・同和教育研究協議会との関係

香川県人権・同和教育研究協議会（以下、研究協議会）の会長及び事務局次長は、香川県人権・同和教育進路促進委員会（以下、進路促進委員会）の委員長を兼任、事務局次長を兼務している。会長の報酬は進路促進委員会にて負担、事務局次長の報酬は、研究協議会の比重が高いということで研究協議会が負担している。また、進路促進委員会の事務局は研究協議会の事務所に置いているが、事務所使用料は全額を研究協議会が負担している。いずれも県の補助金の対象経費となっているが、補助金間での入り繰りが生じている。研究協議会が会員組織であり、総会での決算報告にも関わる事項であり、当該事項の整理が望まれる。

第 10 節 公安委員会

246. 自動車安全運転センター補助金

補助金名	自動車安全運転センター補助金									
要綱名	自動車安全運転センター事業補助金交付要綱									
担当部局	警察本部				担当課		交通企画課			
分類	その他									
目的	交通違反や交通事故を起こした運転者のうち、運転免許の効力の停止を受ける直前の点数に達した者に対して累積点数を通知することにより、以後の交通違反等を自制させ、交通事故防止に寄与させることを目的としている。									
補助対象	累積点数通知業務（自動車安全運転センター法第 29 条第 1 項第 3 号による）									
補助金の算定方法	累積点数通知業務に要する 1 人当たり人件費の二分の一									
補助金交付先	自動車安全運転センター									
直接補助・間接補助の別	直接補助金				最終受領者 (間接補助の場合)			—		
補助開始年度	S52 年度		補助終了年度		— 年度		経過年数		37 年	
補助割合	国	%	県	50%	市町	%	その他	50%		
	定額補助									
負担割合の考え方	自動車安全運転センター事業補助金交付要綱第 3 条第 2 項による									
平成 25 年度当初予算	1,318 千円									
補助金交付実績	H21 年度		H22 年度		H23 年度		H24 年度		H25 年度	
	件数		1 件		1 件		1 件		1 件	
	交付額		1,616 千円		1,028 千円		846 千円		717 千円	
交付額の見直し年度	— 年度									

(1) 内容説明

本補助金は、自動車安全運転センターが行う業務のうち、運転免許の停止等の行政処分直前の運転者に累積点数を通知する業務について、この通知を受けた者の交通違反や事故を抑止する効果があるため、交通安全の保持を責務とする各都道府県が運営経費の一部（人件費）を補助（負担）しているものである。

自動車安全運転センターが昭和 50 年に設立されて間もなく、昭和 52 年度に補助金が開始され、自動車安全運転センターが平成 15 年に民営化した後も継続しており、37 年間継続して補助金として交付されている。

補助金の算定方法は次のとおりである。

$(\text{通知業務 1 件あたり人件費}) \times (\text{件数}) \times 1 / 2 = (\text{県内通知業務必要人件費})$

(通知業務 1 件あたり人件費) は自動車安全運転センターが、全国のセンター地方事務所職員に要する人件費をもとに算定している。なお、通知業務 1 件あたり人件費は、平成 23 年度から 185 円に据え置かれている。

**【指摘】**

該当事項なし。

**【意見】**

該当事項なし。